T2R2 東京科学大学 リサーチリポジトリ
Science Tokyo Research Repository

論文 / 著書情報
Article / Book Information

題目(和文)	観光まちづくりにおける地域遺産の成立と発展
Title(English)	Establishment and Evolvement of Local Heritage System in Community Development through Tourism
著者(和文)	津々見崇
Author(English)	TAKASHI TSUTSUMI
出典(和文)	学位:博士(工学), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:乙第4187号, 授与年月日:2021年12月31日, 学位の種別:論文博士, 審査員:十代田 朗,中井 検裕,齋藤 潮,土肥 真人,真野 洋介
Citation(English)	Degree:Doctor (Engineering), Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:乙第4187号, Conferred date:2021/12/31, Degree Type:Thesis doctor, Examiner:,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Type(English)	Doctoral Thesis

Powered by T2R2 (Science Tokyo Research Repository)

学位論文

観光まちづくりにおける地域遺産の成立と発展

Establishment and Evolvement of Local Heritage System
in Community Development through Tourism

2021 年 12 月

東京工業大学 環境・社会理工学院

津々見 崇

観光まちづくりにおける地域遺産の成立と発展　研究序論への前文

本研究の題目には「観光まちづくりにおける」という限定条件が付してある。地域遺産は文字通り「地域の遺産」であり、地域が国になり世界になれば、多くの人の耳目を集める「世界遺産」と呼ばれる。いずれにしても、ある地理範囲の中でそこに住む人たちが大切に思い、次世代に継承したいと思うような、先人たちの営為の結晶が「地域の遺産」として扱われてきた。遺産であるからには“相続人”にとっての価値を有し、自分たちで守り伝えることが基本的原則である。

これを「まちづくりにおける」とした場合には、自分たちで守り伝える姿勢に加えて、今後のまち・地域のあり方を考え、その実現に向けた取組みの中における「地域の遺産」の扱いや位置付けが問われることになる。ある時は「地域の遺産」、例えば筆者が研究フィールドとして関わってきた北海道石狩市では、江戸時代の鮭漁の歴史を伝える古文書や海岸砂丘上に広がる海浜植物ハマエンドウの群落、移住者が「内地」の故郷から持ち込んで伝えた伝統芸能などの数多くの「地域の遺産」に囲まれながら人々は暮らしているが、その遺産自体を守り伝える活動が「まちづくり」の一環として成り立ち、価値を持つ。若しくは、忘れられた鮭の調理法が古文書から再興され、古くて新しい味覚として地域で広まるかもしれないし、海浜植物の花が季節ごとに入れ替わる海岸は、地元の人の素敵な散策コースとして一年中親しまれるかもしれない。つまり「地域の遺産」の存在がその地域の暮らしに彩りや潤いをもたらし、その地域に住まう意味を色濃くしてくれるだろう。これらを通じて「地域の遺産」に対する愛着や誇りが育ち、さらに守り伝えたいという、地域での生活の基本軸の一つ、さらに言えばまちづくりの一つの方向性を形成することにもつながってゆくといえる。

そこに本研究でさらに付加している条件が「観光」である。

「観光」は「tourism」の訳語であり、近年ではカタカナで「ツーリズム」と表記されるものも増えてきた。原義としては「巡る tour＋行動 ism」であり、「移動」が重要な意味をもつ。これとまちづくりを結び付ける場合に、わが国では「観光まちづくり」という語で普及してきたが、「観光のためのまちづくり」ではなく「観光を通じたまちづくり」と捉えるべきである。いずれにしても「移動」が鍵となるが、地域の側から見れば住民以外の価値観が入り込み、ツーリスト（観光客）の側から見れば自らと異なる価値観の中へ入り込むことを表している。一般には「非日常性」などと表現されることの多い観光（ツーリズム）の価値は、「移動」によってもたらされるのである。

21 世紀が「観光の時代」と言われ、また本邦においても国際観光を中心に観光が近年発展してきた背景には、「移動」に対する人々の欲求の高まりと、「移動」を容易にするシステ

ムの発達があるだろう。前者は経済の発展段階と相関があると言われ、アジア諸国の経済発展がわが国の国際観光の成長を後ろ支えしたことは言うまでもない。しかしさらに、現在のコロナ禍による国際間移動の制限や都市のロックダウン・緊急事態宣言による不要不急の移動の制限が続く中、制限が緩むタイミングで（時には制限を無視してでも）観光のための移動を生み出す人々をニュースで目にすることが多くなった。つまり、わが国であれ世界であれ、移動できる限りは移動したいという人間のいわば根源的欲求が抑えきれない状況になってきていると看て取れるのである。

こうした状況を踏まえると、移動の制限が解かれた暁には、可能な限りの移動を試みる人が世界中で見られるようになると予想される。コロナ禍があったからその反動で、ではなく、コロナ禍以前からの流れが加速する可能性があるのである。コロナ禍はオンラインでのビジネスの爆発的な普及を促し、アフター・コロナでは以前のようなビジネス需要での移動は戻らないと予測する報道もある。であればなおさらのこと、人生の豊かさを表す一つのバロメーターとして、遠距離であれ近距離であれ観光旅行（余暇旅行）に対する欲求は、制限に応じて徐々にであれ、強まるとも予見される。

そうなると、コロナに対する不安が払しょくされ喜ばしい状況が戻ってきたと感ぜられる反面、コロナ禍直前の世界局地的に発生していた量的・質的両面でのオーバー・ツーリズムの問題、また地域コミュニティ内での観光推進・享受者側と反対・被害者側の分断などの問題が再燃してくるであろう。コロナ禍の間にオーバー・ツーリズム対策が進められたとは言いがたく（観光客の皆減に右往左往して終わりそうな気配である）、オーバー・ツーリズムやコロナ禍被害を乗り越えた、新しい観光立国の姿、新しい観光まちづくりのあり方は未だ姿形が判然としないというのが正直な感想である。観光客数が戻れば良い、という観光まちづくりは、もはや 2010 年代に置いてきたと考えるべきである。

従って本研究では、本当の意味での観光まちづくりのあり方を模索し、その一つのヒントとして「地域の遺産」に焦点を当て、考察を進めていきたいと考えている。「移動」によって世界中から地域へ観光客（ツーリスト）が来訪し、「非日常性」の表れとしての「地域の遺産」を観光資源に楽しむ姿、また、地域の人々が世界中へ観光客（ツーリスト）として訪問し、各地の「地域の遺産」を観光対象として楽しみ、また地域に持ち帰る姿、こうした価値観の交流を求めて人々が移動をするのであれば、まずはそれを支援する「地域の遺産」を掘り出して磨き、観光のまなざしの対象となる仕組みを整えたい。さらに「地域の遺産」がいつまでも守り伝えられ、次の時代にも観光対象・観光資源として次代の人々に見て体験してもらえるための仕組み、すなわち持続的観光のための制御についても、検討を進めていきたい。こうして「地域の遺産」を介して価値観の交流が持続することを通じて、発地（観光客・ツーリストの居住地）と着地（観光目的地）の両方が学び合い、次の時代のまちづくりのアイデアや行動が誘発されることを期待する。その両方の土地とその住民の生活が持続

し、片減りではなく両者が発展することを目指したい。

本研究では着地側の観光まちづくりを対象に研究を進めていく。上記の考えから本来であればツーリスト・発地側の観光まちづくりにも研究の矛先を向ける必要があるが、それは次の段階を待つこととし、まずは「地域の遺産」とは何ぞや？、「地域の遺産」を観光に接続して使用するとはどういうことなのか？、また観光は「地域の遺産」の持続・発展に貢献できるのか？といった点について考察していきたい。

観光は「平和産業」であると言われ、そもそも平和な状況でなければ成立しない（近年はダーク・ツーリズムも若干垣間見えるが）のであり、また発地・着地の双方の価値観の交流が相互の理解を深め、無用な紛争の芽を生えさせない効果も期待される。「移動」に伴う環境的コスト・社会的コストなどは今後解決に向かって科学技術や政策技術を強くしていく必要はあるだろうが、その協調と発展のためにも観光の新しいあり方を模索することは無意味ではないだろう。本研究ではその一端を担うべく、地域とツーリストが交歓しあえる持続的観光のトリガーとして「地域の遺産」に着目し、以後、分析と考察を進めていくこととしたい。

津々見 崇

観光まちづくりにおける地域遺産の成立と発展

Establishment and Evolvement of Local Heritages in Community Development through Tourism

目次：

1章　序論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

1-1.　研究の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

(1) 社会的課題・経緯

(2) 本研究における問題意識

1-2.　研究の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

1-3.　既往研究のレビューと本研究の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

(1)　観光学における観光対象・観光資源論に関する研究

(2)　観光まちづくり論における地域資源に関する研究

(3)　地域資源活用型の観光の取り組みに関する研究

(4)　まちづくり分野における地域資源論

(5)　文化財学・博物館学分野における地域資源と文化資源マネジメントに関する研究

(6)　地域遺産を対象とした研究

(7)　奄美遺産に関する研究

(8)　本研究の新規性・独自性

1-4.　用語の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25

1-5.　研究の構成および対象並びに方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29

2章　観光まちづくりの段階論にみる地域遺産マネジメントの取組みの位置付け　33

2-1.　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35

2-2.　観光まちづくり論（総論）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36

2-3.　エコツーリズム論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41

2-4.　地域資源論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45

2-5.　地域学習　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　48

2-6.　地域資源の観光対象化・観光資源化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50

2-7.　観光まちづくりの段階と地域遺産マネジメントの対応に関する統合的考察・・・・　55

(1)　観光まちづくりの段階と地域遺産マネジメントの対応

(2)　観光まちづくり論にみる地域資源の観光資源化に関する論説の特徴

3章　地域遺産の成立と取組みの特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　61

3-1.　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　63

(1) 本章の目的

(2) 本章の対象
(3) 章の構成
3-2.　各地域遺産の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　66
3-3.　地域遺産及び選定団体の特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　91
(1) アンケート調査の概要
(2) 地域遺産の構成資源の種類
(3) 地域遺産選定団体の基本属性
(4) 地域遺産の目的と基準
(5) 地域遺産の保全･活用の内容
(6) まとめ
3-4.　地域遺産の志向によるタイプとその特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　101
(1) 地域遺産のタイプ分類
(2) 各タイプの特徴
(3) 地域遺産タイプと地域特性との関連
(4) まとめ
3-5.　NPO・市民団体による地域遺産活動の成立及び展開　・・・・・・・・・・・・・・　113
(1) 「湘南遺産」の取組みの特徴
(2) 「とよた世間遺産」の取組みの特徴
(3) 地域遺産活動の成立及び展開に係る２事例の比較考察
3-6.　章結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　123

4章　地域遺産の保存・活用とその多様化：行政を中心とした取り組みに着目して　127

4-1.　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　129
(1) 本章の目的 129
(2) 章の構成
4-2.　全国の地域遺産の保存・活用の取組み実態　・・・・・・・・・・・・・・・・・　130
(1) 調査の対象及び概要
(2) 地域遺産選定後の保存・活用の取組み内容
(3) 地域遺産別の保存・活用に係る取組み数
(4) まとめ
4-3.　行政計画内における地域遺産の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・　136
(1) 対象地域の選定及び概要
(2) 各行政計画での主な記載内容
(3) まとめ
4-4.　地域遺産の保存・活用の取組みと多様化の要因　・・・・・・・・・・・・・・　142
(1) 地域遺産成立の背景・目的と選定のプロセス
(2) 選定後の地域遺産の保存・活用に係る取組みとその役割の変化
(3) まとめ
4-5.　成立システムへの主体別の関わり方と発展システムへの展開の関連　・・・・・　150

(1) 湘南遺産（３章事例）
(2) とよた世間遺産（３章事例）
(3) にのへの宝（４章事例）
(4) 越後長岡地域の宝（４章事例）
(5) ぬまづの宝 100 選（４章事例）
(6) まとめ
4-6.　章結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　159

5章　奄美遺産の成立システムの構築および深化過程：
観光まちづくりにおける地域遺産成立システムの位置付けと役割①　・・・　163

5-1.　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　165
(1) 本章の目的
(2) 本章の対象及び方法
(3) 章の構成
5-2.　奄美遺産の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　167
(1) 本節のねらい
(2) 奄美遺産成立システムにおける「発見・評価の仕組み」の特徴
(3) 奄美遺産成立システムの「保存・活用の仕組み」の特徴
5-3.　エコミュージアム概念の導入と奄美遺産成立システム構築との関連　・・・・・　170
(1) エコミュージアム概念の奄美地域への導入
(2) 奄美群島における振興開発の方向性の転換
(3) 世界自然遺産登録の取組みにおける地域資源の掘り起こし
(4) 奄美ミュージアム構想の策定
(5) 文化財総合的把握モデル事業と奄美遺産成立システムの構築
(6) 節のまとめ
5-4.　奄美遺産成立システムの深化に関する取組みの特徴　・・・・・・・・・・・・・　176
(1) 歴文構想に基づく事業による奄美遺産システムの深化
(2) 奄美遺産会議の設置と奄美遺産の群島全体への拡大
(3) 奄美遺産及び奄美遺産成立システムの地域への普及浸透の取組み
(4) 調査の不足を補う取組み
(5) 節のまとめ
5-5.　章結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　181

6章　奄美遺産の観光振興への接続と観光まちづくりへの発展：
観光まちづくりにおける地域遺産成立システムの位置付けと役割②　・・・　185

6-1.　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　187
(1) 本章の目的
(2) 本章の対象及び方法
(3) 章の構成

6-2.　歴史文化基本構想に基づく事業による奄美遺産成立システムの展開　・・・・・　189
(1) 市民と共に育て継承する奄美遺産事業
(2) 小湊フワガネク遺跡を学び地域活性化に活用する事業
6-3.　奄美市基本構想・基本計画における奄美遺産の活用施策　・・・・・・・・・・　191
(1) 奄美市総合計画（基本構想（2011～2020 年度）・前期基本計画（2011～2015 年度））における奄美遺産の位置付け
(2) 奄美市総合計画　後期基本計画（2016～2020 年度）の策定における奄美遺産の位置付け
(3) 総合計画にみる奄美遺産成立システムを活用した観光振興プロジェクトの抽出
6-4.　奄美市旧町村域における観光振興事業への奄美遺産の接続によるまちづくりへの展開　196
(1) 笠利地区「歴史回廊のまち笠利　観光プロジェクト」(2014～17 年度)
(2) 住用地区「森と水のまち住用　観光プロジェクト」(2014～17 年度)
6-5.　世界自然遺産登録運動における取組みと奄美遺産の関係　・・・・・・・・・・　213
(1) 世界自然遺産登録に向けた取組み及びエコツーリズムの仕組み構築の経緯
(2) 世界自然遺産と奄美遺産の関連性
6-6.　章結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　220

7章　総合的考察　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　225
7-1. 各章のまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　228
7-2. 地域遺産発展システムに至る地域遺産成立システム構築の要点　・・・・・　234

8章　結論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　245
8-1.　各章の結論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　247
(1) ２章の結論
(2) ３章の結論
(3) ４章の結論
(4) ５章の結論
(5) ６章の結論
(6) ７章の結論
8-2.　結論から得られる示唆　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　256
8-3.　今後の課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　257

謝辞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　259

1 章

序論

1-1.　研究の背景

(1) 社会的課題・経緯

■真正な地域の姿が重要なオルタナティブ・ツーリズム

未来学者のハーマン・カーンが 1980 年の著書の中で「21 世紀は『観光の時代』」だと予測してから 40 年が経ち、目下コロナ禍により一時ストップしているとはいえ、我が国を含む世界中でこの 20 年間、観光面での成長が実現してきた。わが国に限ってみても、国際観光客の受入れは年間 4 千万人に達しようかという水準に至り、オーバーツーリズム・観光公害への対策が真剣に議論され始めてきた段階にある。大規模な団体旅行で訪れ「爆買い」などで国民を驚かせた中国を始めとする東アジアからの観光客も、次第に個人・グループ旅行化し、リピーターとして、より自らの嗜好に合わせた日本旅行を楽しむように変化してきた。

国内旅行に目を転じると、バブル経済が崩壊した 1990 年代から、「マス・ツーリズム」への批判・反省から、それに代わる「オルタナティブ・ツーリズム Alternative Tourism」が普及してきた。大都市や有名観光地の有力観光資源を団体などで周遊し、住民との関わりが少ないマス・ツーリズムではなく、友人や家族と地方都市や中山間地域に滞在し、地域住民との関わりを主たる魅力の一つと捉え、知識や教養を深めたり、現地の人や生活に触れたりする体験等の活動を行うオルタナティブ・ツーリズム [1]は、持続可能な観光を意味する「サスティナブル・ツーリズム」との相性も良く、様々な地域や主体がその育成に努めている。

こうしたオルタナティブ・ツーリズムの主な目的は「自己実現」であり、その過程において交流や学習、芸術文化等の体験が重要な意味を持つが、そのトリガーとなる観光資源については、マス・ツーリズムのような有名・希少な観光資源度が高いものでなくても、固有の文化や生活といった地域資源を観光魅力化することでも成立可能であるとされている [2]。これは、世界中から遍く万人に観光客として訪れてもらい、量的に成果を獲得していくことを目指すマス・ツーリズムに対し、マーケットは限られるかもしれないが、地域の魅力を理解し交流や学習、体験でより深く、より真正な地域の姿を体験し楽しむ観光スタイルであるため、より長時間地域に留まる滞在型観光や複数回地域を訪れるリピーター化が可能であるためといえる。従って、量的な負荷がもたらす弊害を回避しつつ、観光客に自己実現の満足を提供し観光地として成立していくうえで、オルタナティブ・ツーリズムの進展は、原則的には望ましい方向であると考える。（一方で、担い手やコスト等の課題があることも忘れてはいけない）とりわけ、農山村でのグリーン・ツーリズム、地方中小都市等のタウン・ツーリズムなど、観光の量的負荷に対して脆弱な地域にとって、より適した観光形態である。

上記のように地域と結びついたオルタナティブ・ツーリズムでは、より真正な地域の姿が観光対象として重要である。では、「観光対象」とはどのようなものだと捉えればよいだろうか？また、そもそも「観光」とは何であろうか？

■観光とまち・まちづくり

観光の定義は、よく用いられものがいくつかある。例えば国連世界観光機関（UNWTO）は観光客（tourist）の定義として「個人が普段生活している環境、訪問地における雇用を除く、一年未満のビジネス、レジャー及びその他のあらゆる目的で訪問地を一泊以上滞在した者を観光客（tourist）」を掲げており [3]、レクリエーション、ホリデイ、スポーツ、ビジネス、会合、会議、研究、友人・親戚訪問、保養、宗教・伝道のいずれの目的であっても観光客として扱われることになっている。しかし、本稿で対象とする「観光」は、旅行者が旅行目的地や観光資源、そこでの行動を自らの自由意思で選択し（修学旅行や慰安旅行等の所属団体での旅行

を含む)、その訪問経験を通じて刺激を受けながら欲求を充足し、自己実現を達成する旅行行動（移動)、と限定して定義することが妥当だろう。また現代のわが国において日帰り旅行が多く発生している観光動態の実状に照らし合わせると、UNWTO の定義で用いられている「一泊以上滞在した」という条件も除外して良いだろう。

・観光にとってのまちの意味

そもそも観光の語源は、中国の古典『易経』の「国の光を観る」にあるとされる[4]。「国の光」の内容としては、経済・技術、政治・社会制度、文化、人徳教養などが含まれると考えられるが、それは即ち国や地方、まちの在り様そのものである。人々の営みによって成り立つ現代のまちの姿が、そのまま「国の光」として観光の対象となるのである。地域レベルで考えると「国の光」は「まち」に表れ、それ自体は長い時間をかけたまちづくりの成果である。「まち」は唯一無二であることから、観光客の「個人が普段生活している環境」との差異が生じ、非日常性を認めうる。従って「まち」は、非日常性を探して／読み取ろうと試みる観光客から常に観られる対象なのである。まちの真正性は、マキャーネルが言うように訪問地で観光客が抱く「真の生を分かち合いたいという願望、少なくとも真に生きているかのような生活を見たいという願望」から希求されるものであり、観光動機の本質の一つである。その際、「光の強さ」とでもいうべき観光魅力の強弱は現実には発生するが、それは本研究のテーマとなる「強弱を決める価値観」と「見せ方」にも影響されることである。本質的には真正性を有する「国の光としてのまちの姿」が観光にとって大きな意味を持つのである。

・まち・まちづくりにとっての観光の意義

一方、目的として訪問される「まち」の側に立って考えると、観光をまちづくりの一手段として期待を寄せる論調が特に 2000 年代に入ってから多く見られるようになった。90 年代末から「観光まちづくり[注1]」の概念整理や取組みの要点が提案されたり[5]、2000 年代には多数の関連著書が発行されたりするようになった[6]。まちづくりを「モノ・コト・ヒト・カネといったまちの資源[注2]に着目し、その維持向上に取組んだり、創造的に組合せたり加工し、まちの外から移入した資源と化合したりして新たなまちの資源を生み出しながら、次代のまちをつくる営為」と捉えると、経済の停滞や地域人口の流出などの課題を抱える現代日本の諸地域においては、観光はまちの外からの資源をもたらすものとしてその役割に注目が集まったと解釈できる。まちづくりでまちができ、できたまちでまちづくりが行われ、さらにまちができていく、という正の循環が自律的に動くことが理想であり、したがって、観光によって外部資源が地域に取り込まれることで、この正の循環を促す役割を担うことが、まち／まちづくりにとっての観光の意義となる。

この立場から、また西村の定義[6]を援用し、「観光まちづくり」とは、地域資源と観光振興を接続し、地域主体で地域環境・社会・経済の維持向上を実現する営為を包括的に捉えたものと言い換えることができよう。ただし、これらをバランスよく維持向上させながら観光を振興する循環をつくり出すことには困難が伴い、これまでは経済面での実利、それと引き換えに発生する環境面での負荷が注目されがちであり、観光は地域を消費する悪者として批判にさらされることも少なくない。

[注1] 内田（2017）が指摘するように特に 2000 年代から「〇〇まちづくり」「〇〇のまちづくり」という語法が多用されるようになり、都市づくりに限らない広い領域で「まちづくり」の語が行われるようになっている。その中で観光とまちづくりを結び付ける「観光まちづくり」の語も使われるようになり、特に現場で取組む自治体や観光協会、地域団体等が自分たちの取組みを説明するのに「観光まちづくり」の語を用いることが一般化している。

[注2] 文化（財)、自然環境、暮らし・生業、人材、社会インフラ、産業技術、金融資本、社会システム、行事・イベントといったあらゆる地域の要素が資源となりうる。時には事件事故のようなネガティブなことがらもまちの要素と捉えられ、それを観光に転用して「ダーク・ツーリズム」が成立しているケースも見られる。

以上のように、観光振興とまちづくりは相互に意義を有し互恵関係を築きうると捉えられるが、しかし現実には軋轢も生じている。そこで、地域側が観光振興に接続する／しないという判断を、地域内の資源について意識共有し、保護・保全・活用といった取り扱いの方針を決める「持続可能な観光へのコントロール」を行うことが必要である。そのためには、まず地域内の資源の把握と評価を行い、保護保存すべきものはその対応を、観光等への活用に接続すべきものはその振興を進めることができるシステムを構築する必要がある。そのもっとも根底に位置するものが、地域遺産の発見・調査と評価なのである。これは、京都や鎌倉のように観光地としての長い歴史を有し、観光資源となる地域資源の体系が確立している都市や東京・横浜のような観光客需要のキャパシティが大きな大都市への観光といった事例よりも、これから観光振興に力を入れていこうとする地方都市や中小町村の事例において、より意味を成すものと思われる。

■観光まちづくり

地域の側から見ると、住民のふるさと意識や生きがいの醸成、多様な資源の利活用と定住環境の持続性向上、地域資源の維持・伝承といった効果を期待し[7]、観光庁事業等も取り込みながら、旅行者を受け入れ観光してもらうための諸整備が取り組まれ、それらを総合して「観光まちづくり」と呼ばれるようになっていった。観光まちづくりでは地域社会・地域環境・地域経済の３側面がバランスよく発展することが求められ（図1-1）、行政や観光関連産業のみならず、文化財保護団体や自然環境保護活動グループ、一般住民などの「生活者としての地域住民」も関わることが必須となる。その上で、地域にとっての観光対象・観光資源の再構築が行われることで、観光目的地（デスティネーション）としての魅力を高め、また同時に資源ひいては地域の持続性を図る広義のエコツーリズム[注3,8]を始動させることが各地で模索されてきた。

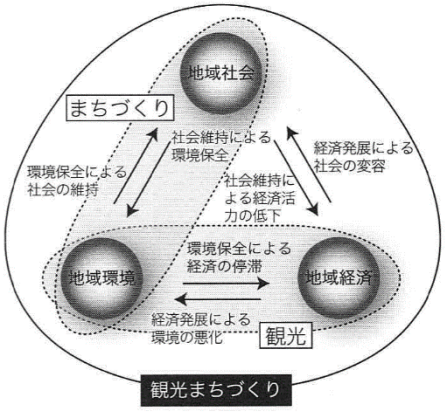

図 1-1　観光まちづくりにおける地域社会と地域環境と地域経済の関連図[9]

十代田[10]は「観光地づくりでも（略）観光業に関わりのない地元に住む人々の意見や創意工夫も汲み上げていく必要性」に触れ、「産業振興だけでなくコミュニティづくりの側面が強くなってきた」と述べている（図1-2）。とりわけ観光資源に関しては、「新しいタイプの観光資源は、専門家だからといって、簡単に発掘できるものではなく、地元住民がまず掘り出してくれないと気がつきにくい類のものが多い。そのため、観光資源を見つけ出すには外部の専門家だけではどうにもならず、住民の参画－協力が不可欠になってくる」と、地域住民が“観光まちづくりを前提とした”観光資源の育成（観光客が訪れて・見て内容を理解し、楽しめるように事物や周辺環境、情報を整備すること）に欠かせない存在だという。なお、同時に、「地域資源を「オ

注3 狭義のエコツーリズムの対象は自然環境資源であるが、広義の場合には自然環境と関係しながら成立してきた、地域の歴史・文化や生活環境等まで対象が拡大する。

ルタナティブ・ツーリズム」への志向性を持った人々が訪れ、見聞したり体験したりすることで、観光資源へと変えていく」可能性もあるとしており、観光を通じた交流によって、地域資源への新しい見方が付与されるパターンの存在にも言及している。

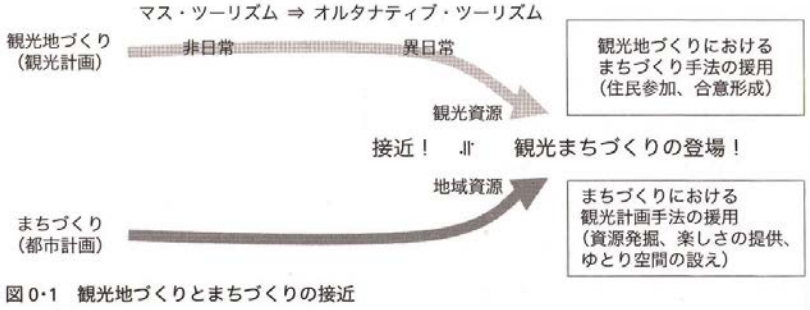

図 1-2　観光地づくりとまちづくりの接近（出典：文献 9）

こうした地域住民が観光資源の育成に関与することで新たな地域資源が観光活用されるという側面に加え、観光分野以外の多様な地域主体・住民が関与することによって、観光活用の是非や程度、保護・保全のあり方を地域側でコントロールする仕組みを整えることができるという側面でもメリットがある。その最たるものが「エコツーリズム」である。わが国では 2007 年にエコツーリズム推進法が成立し、自然資源をめぐる観光旅行について「知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」（同法第二条）を促進する基本的な制度が整えられた。エコツーリズムの対象範囲は主体によってばらつきはあるが、同法で規定する自然資源を対象とした観光については、地元の環境保護団体や研究機関等も含めた協議会での討議に基づき、自然資源の保護を念頭に置いた観光利用の方法が決定される仕組みが一通り整えられた。

■地域遺産活動を通じた地域資源の抽出と活用資源の絞り込み

地域の資源を観光振興に活用する場合、上述のように地域側で資源の保存・利用をコントロールすることが必要だが、どのような資源に着目すべきか。本研究では地域資源の発見・評価や保存・活用の取組みを一体的に行う地域遺産活動に着目する。

地域遺産活動とは、地域の行政や住民、民間団体が主体となって、守り継承し発信すべき地域資源の発見・評価や保存・活用を行う取組みである。まち歩きや資料調査等から文化や自然環境、産業や人物など、地域資源を洗い出して価値を整理し、地域にとって愛着があり、大事であり、次世代に継承したいと共通認識を持てるものを「独自の選定基準や方法」を通じて選定・認定しリスト化するものである。しかしリスト化が最終目標なのではなく、それらを保護保存する活動につなげ、観光振興等の活用施策へ接続することを目的としているものも少なくない。従って、活動を通じて選定・認定された地域遺産は、観光対象となる「真正な地域の姿」を地域側で捉えて観光客へ提示する観光資源の素材となるのと同時に、保存・再生に傾注し観光活用しない地域遺産の同定によって観光をコントロールできること、さらに、情報整理や地域での価値共有によって観光だけではなく多方面でのまちづくりの種になりうる点が特長であると考えられる。

但し、地域資源の観光活用としての「エコツーリズム」や「着地型観光」等に関する研究は散見されるものの「地域遺産」については十分ではなく、選定の方法や保全・活用との結びつきについては明らかになっていない。そこで本研究ではこの「地域遺産」活動に注目し[注 4]、各地域がどのような資源に価値を置き、ま

[注4] 昨今では土木学会の「土木遺産」や日本機械学会の「機械遺産」など各学会も遺産の選定を行い、その保護や価値の

たそれを現代の地域課題（本研究では観光まちづくり）にどう対応させて活用しているのかを考察してゆく。

・「遺産」の語が意味するもの

地域遺産活動はそう古くない取組みである。地域の取組みとして「〇〇遺産」という名称が付けられたのは、管見の限り 1997 年に構想が始まり 2001 年に創設された「北海道遺産」が初めてだと見受けられる[注5]。それ以外だと、土木学会が 2000 年に「選奨土木遺産」の認定を開始している。これらがほぼ同時期に「〇〇遺産」と名乗り始めたのは偶然ではなかろう[注6]。わが国の世界遺産条約締結が 1992 年にあり、その翌年から法隆寺、姫路城、屋久島、京都、白川郷、原爆ドームなどが立て続けに世界遺産に登録された。またこれらも含めた世界中の世界遺産の紹介を行う TBS のテレビ番組「世界遺産」が 1996 年に始まった。つまり 1990 年代中盤以降に日本人の世界遺産ブームが起こり、一定の枠組みの中にある貴重資源を「遺産」と呼ぶことが一般化していたと考えられる。こうした状況を受け、2000 年代に入ってから、「世界遺産」が世界の遺産ならば、地域の遺産は「地域遺産」（地名＋遺産）として捉えようと考えた地域が出始めたということだと推察される[注7]。

このように経緯を振り返ると、地域遺産は世界遺産の模倣やパロディであり、「世界遺産ごっこ」のように軽く見えるようでもあるが、単純にそうとも言い切れない。もちろん、自地域の大事なもの（「宝」と呼ばれることが多い）を世界遺産のようにリスト化して登録するという大枠は同じだが、世界遺産はわが国では文化財保護法や自然公園法・自然環境保全法などの法律による保護の仕組みの上に成り立っているのに対し、同じ規範で選良をリスト化するのであれば、各地域の文化財指定等の仕組みでカバーできるはずである。しかしあえて別の枠組み及び名称で「〇〇遺産」に地域が取り組むことには別の意味があるのではないか。

一つには、自治体の予算が限られる中で、指定文化財を増やせない一方で、保護の対象とすべき文化財等が増えている実情があると思われる。行政が指定文化財のための予算を確保することが難しい状況下で、「準指定文化財」として地域遺産を選定・認定し、地域住民・団体が担い手となって地域の宝を保存していってほしいという苦肉の策の側面があるのではないか。

もう一つは、世界遺産が有する「顕著な普遍的価値」に対するアンチテーゼを込めるため、地域遺産に取組む地域が増えている可能性がある。世界的な権威付けがなされる世界遺産に登録されるためには、同じく世界中で遍く遍く通用する、人類にとっての「宝」でなければならない。そこに価値を見出し、世界遺産登録に向けた活動を展開する地域も少なくないが、地域遺産はあくまで「地域の中で」価値があれば良いものであり、世界に阿ることなく自分たちの信念で選定・認定すれば良い、という性質を有するだろう。従って、「世界遺産にはならない（なれない）が、地域にとっては大切なもの」を明確化する意味を地域遺産活動は有しているのではなかろうか。

三つ目として、地域遺産はリスト化するだけではなく、何かに転用・活用したいという意図が込められたネーミングであると考えられる。「遺産」という言葉には現在そして将来に向けて活用する前提を含むと北沢は述べており、少なくとも地元地域においては、遺産には活用を通じた現在・将来的価値が期待されていることを示していると思われる。その際、地域外の広い範囲を含めた活用は、主目的ではない。

共有に努めており、「〇〇遺産」の名を冠した取組みパッケージが増している。

注5 本研究では「〇〇の宝」という名称のものも地域遺産として取り扱っていくが、最も早い時期に取り組みが始まったのは 1992 年の「にのへの宝」（岩手県二戸市）である。

注6 「遺産」と近い語を用いたものとして、世田谷区では 2002 年から「世田谷地域風景資産」を選定しており、同時期の取組みである。

注7 地域振興の専門誌『地域開発』511 号では 2007 年 4 月に「世界遺産」特集を組み、「世界遺産ブーム」と題した巻頭言を矢作弘氏が執筆している。

上記を総合すると、地域遺産は地域主体で選定・認定されたという点において、真正性を有する「国の光としてのまちの姿」を表しており、かつ、現在・将来的に活用することのできる価値が期待されている、地域資源のリストであり、地域遺産活動はその作成から活用までを包括的に取り組むボトムアップ型の観光まちづくり手法の一つだといえる。

なお、地域資源に着目した取り組みは他にも「エコミュージアム」「まるごと博物館」「地域の宝探し」等があり、オルタナティブ・ツーリズムとして、「エコツーリズム」「着地型観光」「さるく」「オンパク」等が考案され、実施されてきた。こうした取り組みにおいても、地域資源の発掘や評価、保全活用を優先する資源についての認識の共有のプロセスが必要となってくるため、地域遺産活動との接続が可能な実践的活用と位置付けることができる。

■観光立国政策の中での観光まちづくりの扱い

近年の観光振興施策を振り返る上で触れておかなければならないのがインバウンド観光の推進と観光対象となる地域資源の扱いについてである。

わが国は 2030 年に訪日外国人旅行者 6,000 万人を目指し、リピーターを 3,600 万人に増加させるとするなど、コロナ禍以前には観光立国としての国策を推進する立場を取り続けてきた。実際、観光立国宣言（2003 年）、同推進基本法（2006 年成立、2007 年施行）および同基本計画（2007 年閣議決定）といった観光振興（インバウンド振興以外を含む）を進める体制が整えられ、インバウンドに限ってみれば訪日外客数が約 3200 万人（2019 年）に達し宣言当時の 6 倍になるなど、「二十一世紀における我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題[注8]」としての実績を固めてきた。

しかしその一方で、コロナ禍直前の 2019 年までには、「観光公害」「オーバーツーリズム」の問題提起が盛んに行われるようになり[注9]、観光客の量的な拡大を優先度の高い性向指標として扱うことへの疑念や、場合によっては観光そのものを「悪」「不要」として拒絶反応を示す意見も散見されるようになるに至った。「観光は平和へのパスポート[注10]」(Tourism; Passport to Peace)と言われながらも、足元の現場において軋轢や困窮が発生している実情は、その「方法論」に改善が必要な時期に至っていることを示唆している。

また、2020 年からコロナ禍によって観光関連産業に大混乱が起き、緊急事態宣言下での旅行者数の皆減による経営上の困難と、その反転策としての Go To トラベルキャンペーンが、感染症蔓延が継続する中で強行的に実施されたことなど、観光が“日銭商売”であることが世間に強く印象付けられた。こうした点からは、災厄にも臨機応変に対応できる“ストック型の観光”への転換が必要で、そのためには地固めから長期間をかけて、再構築を始めることが肝要であるとの課題が浮き彫りになってくる。

・観光対象・観光資源の捉え方の変化

こうした課題に対し観光振興の側面からは、近年観光対象・観光資源の拡大と利用の分散が図られ始めた。例えば、2008 年に成立施行された観光圏整備法は、全国に滞在・周遊できる魅力ある観光地域をつくることを目的とし、いわゆる「ゴールデンルート」以外の地域への観光客の分散を試みるものであった。同時に観光庁ではニューツーリズム振興関連事業（複数、2007～2017 年度）、「地域資源を活用した観光地魅力創造事

注8 観光立国推進基本法　前文
注9 例えば、日本経済新聞（2018.10.28）:『「観光公害」市民と摩擦　京都・やむを得ず外国人制限の店も』、東洋大学主催、観光庁・国交省国土交通政策研究所・日本観光振興協会・日本観光研究学会ほか後援「オーバーツーリズムへの取り組みと持続可能な観光の実現に向けて」シンポジウム、2019.10.21　など
注10 国際連合が 1967 年を「国際観光年」と指定した際のスローガン。国土交通省(1967)：第 1 節　国際観光年の意義，観光白書，https://www.mlit.go.jp/hakusyo/transport/shouwa42/ind120101/frame.html，2021.6.11 最終閲覧

業」（2015～2017 年度）、「テーマ別観光による地方誘客事業」（2016～2020 年度）など、観光対象となる資源の枠組みを拡大し、観光資源の見直し・創出によって観光客の来訪動機を生み、地方誘客に取組んできた。前述の通りこうした取り組みは「観光振興」に向けたものであるが、そのプロセスにおいて（観光に用いうる）地域資源の把握や管理・活用状況の調査等[注11]が取り組まれることも増えてきた。

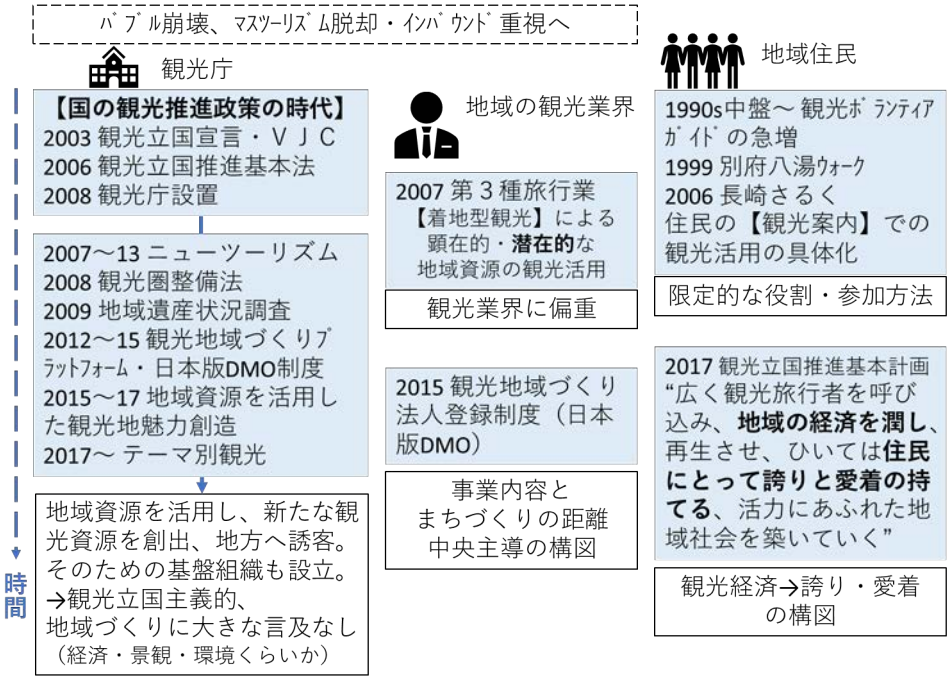

図 1-3　観光立国政策の略史と地域・住民の位置付け

地域の観光業界に関しては、2007 年に着地型観光を可能とする旅行業法の改正、2015 年からは日本版 DMO の登録制度が始まり、「観光地域づくり」と銘打って入るものの、本来の意味でのまちづくりではなく、主眼は観光の振興にある。地域での観光によってもたらされる利益のまちへの還元については定まっていない。

地域住民の役割に関しても、ボランティアガイドとしての参加が普及しており、その研修講座等も盛んに行われているが、自発的な地域の学習に基づいた内容というよりは、既存の情報を学び、観光客へ伝えるものも少なくない。2017 年の観光立国推進基本計画でも住民について言及しているが、「地域の経済を潤し、再生させ、ひいては住民にとって誇りと愛着の持てる、活力にあふれた地域社会を築いていく」とされており、観光経済が住民の誇り・愛着を生み出すという図式になっていることから、やはり観光産業を軸とした考え方になってしまっている。

以上のように、特にインバウンドにおいて量的成功を実現してきたとはいえ、観光立国宣言以来の観光地域づくりは観光産業を軸に捉えた政策となっており、観光地域づくりと呼びながらも従来型のマス・ツーリズム（大衆消費型観光）から完全に脱却しきれていないものと思われる。「まちづくり」として観光に取組むという観点では、観光に取組むことを通じた多面的な利益の還元がまちになされるべきであり、それは経済的利益に限らないものであり、観光資源の育成（発見、磨きあげ、ＰＲ、活用）の過程において積み上げられたストックがまちづくりに循環していくことが望ましい。そうした意味においても、地域遺産活動がまちづくりに還元することができれば、観光まちづくりとしての望ましい循環へ回帰できるのではないだろうか。

注11 例えば、観光庁(2010.3)：地域の観光振興のための地域遺産の管理・活用状況調査事業（平成 21 年度調査），https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000044.html，2021.6.11 最終閲覧

■文化財・博物館と地域の関係

地域資源の観光活用という側面は、資源の持続性を含む、「何のための、誰のための資源か？」という観点からの批判も多い。特に「文化財の指定及び保護」という枠組みからは、観光活用に懐疑的な意見も多い。しかし観光立国政策の流れを受け、「明日の日本を支える観光ビジョン」(2016 年)では文化財の「保存優先」から「観光客目線での理解促進・活用」へ軸足を移すような施策が展開されてきている。

従来、地域資源に含まれるような文化財については、文化財学や博物館学分野において扱い方が議論されてきたが、これらの分野においても近年パラダイムが転換してきている。例えば文化財学の立場から、松田[11]は「文化財の活用」の語の曖昧である点に言及した上、で 1994 年の文化財保護企画特別委員会報告における「保護重視・活用軽視」が認識された時点以降、「公開・普及・教育よりも、むしろ経済振興を含めたまちづくりを意味するように」なったことを指摘している。とはいえ、まちづくり、経済振興、観光振興を排除するのではなく、各地方の文化財専門職員が長らく地道に行ってきた公開・普及・教育の活動も従前どおり「活用」に位置付け、「可能なかぎり多方向に活用を展開すべき」と結論付けている。このように、文化財の適切な活用を観光まちづくり分野でも認める土壌が広がりつつある様子が窺える。

また博物館と地域との関係についても変容が起こっている。博物館の資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及活動といった従来の機能に加え、市民の自己啓発・学習活動の支援、生活におけるサードプレイスとしての役割、地域のアイデンティティの確立、地域ブランディング・地域経済・観光への貢献といった「さまざまな側面から地域社会に貢献することが期待されている」と言われるようになった[12]。特に地域住民にとって「ミュージアムこそは過去と現在をつなぐ場所、そして広い意味での文化を解明する手掛かりを与えてくれる大事な場所の１つ」となっており、「学術的な視点から歴史的・文化的価値があるとされたものに限らず」、地域の市民の周辺にある多様な事物が保存され、それらを読み解くことによって、「学術的な権威に対する市井の視点に立った社会史」を浮かび上がらせる地域ミュージアムとなることが期待されている。そして、「エコミュージアム運動」のように、市民が地域の自然、生活、文化を史的に探究し、収集・保存・展示を行政と協働しながら進めることで「地域の心のよりどころ、文化の源泉で会った地域資源・遺産」を守る動きにつながっていることが指摘されている[13]。行政等が設置するミュージアムに対し、「単に一方的に、文化的権威が決定した「卓越した文化」を享受するだけの市民」は減っており、自分たちにとって意味のある文化を専門家とともに「創造していきたい、そういう場がほしいという欲求」が高まっているともされる。以上のように、文化財を専門家・権威が決定した所与のものとして捉えるのではなく、自分たちにとっての意味を考える動き、つまり「指定文化財から地域資源・地域遺産へ」という動きが、文化財学・博物館学の中でも注目されるようになったといえる。

上記の「文化財の活用」、また「指定文化財から地域資源・地域遺産へ」という変化に対応し、文化庁では地域ごとに総合的に文化財を把握し、マネジメントするためのマスタープランとして「文化財総合的把握モデル事業」及びそれを通じた「歴史文化基本構想」の策定を 2008 年度以降、支援してきた。従来の指定・未指定の枠を超え、地域の文化財を広く抽出しリスト化、周辺環境まで含めてその保存・活用の基本的方針のみならず、「歴史文化保存活用区域」を中心に推進するという、いわば「文化資源マネジメント」の制度である[14]。ここでは「地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉え」るとし[15]、また、「あらかじめ地域の文化財が、「何が」「どのように」存在しているのか把握する」ための総合的調査を行うとしており、「地域の人々が大切に思うもの、地域の文化にとって重要な意味を持つものなど、文化財の類型毎の基準にとらわれることなく」把握してよいとされ、さらに「独自の文化財の抽出基準や分類方法を定めること

も可能」だと説明されている[16]。このように、地域の文化財（地域資源）の把握から保存・活用に至るマネジメントにおいて、対象は広範化し、方針決定の基準も一意でない等、各地域における文化財の捉え方についてはその理念や方法は地域に委ねられるようになってきた。

以上のように、文化財・文化資源（地域資源）の概念はかなり自由となり、また活用についても一定の条件のもと可能性を広げるよう変化してきたのが、1990 年代以降の動きだといえる。では実際に各地域においては、文化財（地域資源）をどのように取り扱っているであろうか。

加藤[17]は「自分としてはこういうところが面白い、価値づけとは異なる部分にも見るべきものがある、個人的な関心からはむしろこちらの方が面白い、といったことを追求してみてはじめて歴史や文化が自分の中で意味を持って」くると述べており、専門家・学術的権威によりもたらされる基準や価値とは別に、地域・地域住民が自ら取り扱い方を考えて実践することによって、文化財（地域資源）が地域住民に対して持つ意義が深まることが予見される。

■学校教育・社会教育における地域学習

そもそも、地域の歴史・文化を含む様々な資源を地域住民自らが広く発見・再認識する取り組みは、まちづくり活動において広く行われている。加えて、地域資源を発見し理解する活動は、学校教育の中でも学習として行われてきた。「まち歩き」「まち学習」など、実際にまちへ出てフィールドワークを行うことでまちへの理解を深め、関心や問題意識を育てる学習は、例えば小学校中学年の社会科において学習指導要領に位置付けられている[注12]ように、地域社会へ関わる上での初歩的なステップにあると言える[注13]。

小学校の社会科教育に関して、佐藤[18]は「まち」の学習を取り上げ、共通認識としての地域特性を予め設定し、それを深く調べることを学習目標にするものと、何が出てくるか分からない中で生まれる発見に重きを置いて、教師と児童が共に受け止め調べ、発見の喜びや意外性を経験するものとがある、と述べている（後者のことを、吉阪隆正のいう“発見的方法”に似ているという）。しかしこれは「まちづくり学習」ではないことから、「まち学習」の学習者が「まちづくり」に直接関わる必要性はなく、その学習経験は成人した後の 20 年後に効果を表す性質のものであるとしている。一方「まちづくり学習」については、実際の「まちづくり」の動きの中で「現場で一緒に考えていくための実践的な学習」として、大人・子ども問わず行われるという。ただ、「まち学習」と「まちづくり学習」との明確な境界は存在せず、「まちづくり」のプロセスの中で両者がつながりながら存在するべきだとも議論されている[19]。

佐藤らの議論では「まち学習」は学校教育、「まちづくり学習」はまちづくりの現場で、と大まかに捉えられているように読み取れるが、「まち学習」がまちづくりに直接接続しているものではないことを課題として指摘している点は注目すべきであり、この点は津々見[20,21]が東京都や新潟県の小学生向け社会科副読本を分析し、まち・都市を「造る対象」よりは「使う対象」として捉えさせる内容となっていることを示したことと符丁が合う。但し近年では、総合的な学習の時間等の中で、地域と観光の関係を調べ、観光まちづくりと

[注12] 例えば、小学校学習指導要領の社会科・第３学年では、社会的事象の特色や相互の関連、意味を考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや洗濯・判断したことを表現する力を養う」「よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養う」等の目標が設定されている。（文部科学省(2017)：小学校学習指導要領（平成 29 年告示）、p.46-47）

[注13] 2022 年度からは高校社会科系教育の中で「地理総合」が必修となり、そこに「持続可能な地域づくりと私たち」が内容として含まれることとなったが、ここでも事前調査（デスクワーク）、仮説設定・調査計画作成、現地調査（フィールドワーク）や整理・分析（仮説の検証）、発表を行うことが求められ、資料調査・現地調査の両面から地域の事物について発見し理解するプロセスが含められている。

しての課題を提言させる学習を行った事例 [22]等もみられるようになり、実際のまちづくり活動ではないものの「まちづくり学習」を試みるケースが見られるようになってきた。その中で、前例のように「観光」を通じて地域の資源や特性を考察するものも散見される [23]。

他方、大人（地域住民）は現実のまちづくりの中で「まちづくり学習」を経験するという佐藤の考察は妥当と考えるが、「まちづくり以前」の段階に立つ地域住民にとっては、やはり入り口となる「まち学習」としての取り組みが成立しうる。例えば、「地元学」「郷土学」といった名称で「地域を学ぶ」活動に取組む市民グループが全国で見られるようになったが[注14]、地域の自然観察を通じた環境学習や、郷土史研究などは、ある特定の視点からまちを見る「まち学習」と呼んで差し支えないであろう。というのもこうした学習は、「観光ガイドボランティア」や「環境保全団体メンバー」として活躍し、まちづくりに接続する契機となり得るからである。地域の自然環境や歴史・文化を発掘し、調査研究を通じて価値を整理し、評価する「地域遺産」活動は、こうした「まちづくり」のゲートウェイとしての「まち学習」としても位置付けられる。

上記のような地域学習・まち学習・まちづくり学習は、その理念や意義に対する理解は厚く、また各所で実践が取り組まれている。ところが、どういった方法が効果的なのかという学習手法の評価は一意に判断することは甚だ難しく、学習の取組みに対して多角的・長期的視点での計測が必要となってくる。一つの観点としては、学習を学習者（地域住民等）の内面的な達成という面から評価するのではなく、学習成果のアウトプット・アウトリーチを以て、学習が一定の目標を達成したと評価することが挙げられる。地域遺産活動が地域資源の発掘・調査、価値整理・評価と地域遺産リストの公開といったアウトプットを発信する一連の行為であることを考えると、「まち学習」「まちづくり学習」としての意義を有するものと考える。

■「ふつうの町」の地域資源を尊重する視点

地域に存在する自然・歴史・文化・生活・経済活動といった資源との調和を図りつつ良好な環境を形成したり、地域の歴史的資源を維持・向上させたりするまちづくりの推進に関して、これまで景観法[注15]（2004 年）や歴史まちづくり法[注16]（2008 年）等の制度の整備充実が進められてきた。こうして形成された地域の環境は、例えば「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」を含むため、観光資源としても活用がなされる事例が多い。特徴的で価値を有すると認識されている歴史的資源や景観が存在する地域においては上記の取り組みが進みやすいと考えられ、例えば「歴史的風致維持向上計画」が認定されている地域には城下町や重要伝統的建造物群保存地区を有する自治体が多く含まれている。それに比べ、未だ歴史的資源や景観が特徴的で価値を有すると多くの人に認識されていない「ふつうの町」では、こうした景観まちづくりや歴史まちづくりに取り組む動機が形成されていないケースも多々見られる。

これに対し玉野 [24]は、「ふつうの町」で建物や景観を維持するためには「外部の人も認めるような、自分たちの誇りを見出し」、「町に縁もゆかりもない一般の人々が、その町の空間が維持されることで示される、その町に関わってきた人々の努力や営為を何らかの意味でリスペクトする」ことが必要だとしている。それは「文化的な意味での選良＝エリート」でないにしても、「ふつうの町のふつうの人々の営みを歴史的に引き継いでいくということは（略）ふつうの人のふつうの人生を大事にするということ」を意味し、社会の民主化の度合いの問題につながるのだ、と主張している。

この観点は極めて重要である。なぜなら、「観光立国」「観光まちづくり」を通じて有名・有力観光地とな

[注14] 1990 年に熊本県水俣市で吉本哲郎氏が取組み始めた「地元学」は全国へ波及し、各地で取組まれている。
[注15] 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
[注16] 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）

ることを目指し、時にはマーケットの嗜好にあわせたニーズに偏った観光資源や手法を導入し、観光入込客数の増加を追い求める地域や事業者が増えたことで、地元住民の生活との軋轢を生じさせることに繋がっている側面は否定できず、それは果たして「観光まちづくり」の目的に適っているとは言いがたいからである。近年の我が国の観光の進展に対する論調は、一度に大量の観光客を受け入れ、消費されてしまう観光目的地となっていることに対する懸念であって、「ふつうのまちのふつうの人のふつうの人生を大事にする」のに適した地域資源を発見・再認識し、それを維持しながら、そこに「外部の人も認める」ような観光を取り込んでいくことが求められているのではないか。

(2) 本研究における問題意識

以上より、本研究の問題意識及び仮説は次のようにまとめられる。

現代のオルタナティブ・ツーリズムの進展に伴い、地域の魅力を理解し、交流や学習、体験でより深く地域を楽しむ観光スタイルが普及している。それまでのマス・ツーリズムに対する反省を踏まえ、オルタナティブ・ツーリズムは観光の量的負荷が地域にもたらす弊害を回避するという理念を有するが、これはサスティナビリティに配慮した「持続可能な観光」に資する考え方である。従って農山村でのグリーン・ツーリズム、地方中小都市などのタウン・ツーリズムなど、観光の量的負荷に脆弱なまちにより適した観光スタイルだといえる。

観光の定義は様々だが、「旅行目的地や立寄る観光資源、そこでの行動を自らの自由意思で選択し、その過程において刺激を受け、自己実現を達成する旅行行動」と定義すると、「目的地」の「観光資源」がキーファクターとなる。同行者やアゴ・アシ・マクラ（食事・交通・宿泊）も観光旅行／ツーリズムの重要な要素となりえるが、その定義からは「どこで、何を見るか（体験するか)」が観光の本質なのである。

別の言い方をすれば観光の語源は「国の光を観る」であるとされるが、オルタナティブ・ツーリズムにおいて「国の光」とはそれまでの長いまちづくりの結果の表れである「まちの姿」そのものである。大都市や有名観光地だけではなく、ひとつひとつのまちにまちづくりの歴史が積み重なっており、同じまちは一つとして存在しない。まちの唯一性はどこから来た誰にとっても多かれ少なかれ非日常性を有しており、したがって「まちは観光の対象となる」のである。

「まち」の側から見ると、モノ・コト・ヒト・カネといったまちの資源を駆使してまちづくりを行ってきたが、人口減少や経済の停滞によって特にヒト・カネの投入が限られるようになってきた。まちづくりによってまちができ、できたまちでまたまちづくりが行われ、さらにまちができていく、という正の循環を促すためには、外部から資源を移入して地域の資源とを慎重に化合することが必要となってくる。この外部資源となるモノ・コト・ヒト・カネを観光を通じて地域に取り入れようとするのが観光まちづくりだと言える。

但し地域における観光振興は地域の環境・社会・経済へ影響を及ぼすとされており、想定する観光振興の姿とそこへ接続する／しない地域資源について、よく検討する必要がある。観光客に積極的に見てもらい楽しんで帰ってもらうための地域資源、利用可能な容量等を制限し保護しながら限定的に観光活用する資源、観光客がアクセスできないように規制し保護を徹底する資源など、地域側が選択し、意識共有を図ることが求められる。これには従前の観光利用実態の多寡だけでなく、持続性の観点、潜在的資源の新たな活用という観点等も重要となってくる。

そこでまず取り組むべきことは、地域側で資源の保存・利用のコントロールをすることである。地域資源

を拾い出す取組みには複数の種類があるが、本研究では地域資源の発見・評価から保存・活用までを一貫して行う「地域遺産」活動に着目する。地域遺産活動とは、地域が主体となり、まち歩きや資料調査等から文化や自然環境、産業や人物など、多様な地域資源を洗い出して価値を整理し、独自の選定基準や方法を用意して、次世代に継承する資源を「遺産」として選定・認定するものである。しかし認定が最終目標なのではなく、保護活動や観光振興等の活用施策へ接続することを目的としているものが少なくない。従って、オルタナティブ・ツーリズムの観光対象になりうる地域資源、即ち「真正な地域の姿」を地域で主体的・内発的に検討する手法として地域遺産のシステムは機能するものと考えられる。

「遺産」という言葉からは、地域遺産は「世界遺産」の地域版パロディのように捉えられるかもしれないが、文化財指定や自然公園制度等に上乗せして作られる仕組みであり、しかも選定基準や方法は各地域で統一されておらず、地域の理念や戦略が取組みに表出していると考えられる。特に、「自分たちで選定・認定する」という自主性・内発性が込められていたり、選定・認定するだけではなくて未来に役立つ遺産として「活用したい」という将来的価値に対する期待が込められている点において「まちづくり」の一種と捉えられるのではないか。各地の地域遺産を研究することは、地域にとってどのような資源に価値を置き、またそれを現代の地域課題にどう対応させて活用しようとしているのか、を明らかにすることに繋がることが期待できよう。

本研究では「現代の地域課題」について、観光振興を主に扱う。上記の通り、①地域遺産活動は観光対象となる「真正な地域の姿」としての地域資源を地域で自主的・内発的に検討する取組みであり、②地域資源から地域遺産へ選定されることで、持続的な資源として担保する責任を地域に生じさせ、かつ③取組みを通じて整理された情報や共有意識は、観光振興だけではなく多方面でのまちづくりの種になりうる、という仮説に立脚し、その実例を分析・考察することで「地域遺産を成立させ、また発展させるためのシステム構築」に資する知見を得ることを試みる。このことを通じ、最終的には持続可能なオルタナティブ・ツーリズムを地域主導で取組み、観光を通じたまちづくりの循環を実現するための一助となることを目指す。

1-2.　研究の目的

以上の問題意識のもと本研究では、地域主体で地域資源の保全・活用のための〔地域遺産成立・発展システム〕を提案し、地域資源の［発見・調査］から［保存・活用］、さらには観光振興へと接続するための知見を得ることを目的とする。具体的には、

① 地域資源の発見・評価手法としての地域遺産マネジメントの取組みが、既存の観光まちづくりのプロセスに関する論の中でどのような位置付けにあり、課題は何なのかを明らかにする（２章）

② 全国の地域遺産の成立や展開に関する特徴を明らかにする。まず観光振興に限らず、地域遺産の【発見・評価】や【保存・活用】といった地域遺産の成立過程にはどのような特徴があるのかを地域横断的に分析する。その上で民間・行政それぞれを中心とした活用やその展開、観光振興への接続はどのようにして行われ、また課題は何なのかを明らかにする（３章，４章）

③ 観光振興へ接続し発展が行われた地域遺産システムについて、奄美遺産を事例にとり、成立プロセスも含めて分析する。地域遺産成立システム構築以前の取組みや、世界遺産登録運動等の他の地域資源保全・活用施策との関連を踏まえながら、地域遺産としての特徴と観光振興へ接続し観光まちづくりに発展できた要因を明らかにする（５章、６章)。

④ 以上を踏まえ、地域遺産が地域において確立に至る〔地域遺産成立システム〕と、その成果が観光振興に接続され、成果が再度還元される〔地域遺産発展システム〕を構築し、観光まちづくりにおいて地域遺産が役割を果たすための要点について考察する。

1-3.　既往研究のレビューと本研究の位置付け

本研究に関連する既往研究は他分野に存在するが、①観光学や観光まちづくり論の分野において地域資源・観光資源について扱うもの、②まちづくり分野における地域資源論、③文化財学・文化資源マネジメント分野の研究をまずレビューし、その上で④地域遺産を対象とした既往研究の成果を整理する。加えて奄美遺産等の奄美に関する既往研究を補足する。以上を以て、本研究の課題及び独自性を説明する。

(1)　観光学における観光対象・観光資源論に関する研究

はじめに、観光学分野において議論されてきた観光対象や観光資源に関する言説を概観する。

D.マキャーネル[25]は、様々な事物が観光資源として対象化する過程の総体を「聖化 Sight Sacralization」と呼んで整理した。観光に関わる＜観光客 tourist＞と＜視覚対象 sight＞の間に、＜徴表 marker＞（視覚対象についての情報の一片）が介在することで、〔観光対象 attraction〕として成立するという(図 1-4)[注17]。ナイヤガラの滝や金閣寺のようにそれ自体に見応えがあり、観光対象として際立たせるために制度的支援が不要であるような＜視覚対象＞も存在するが、マキャーネルは、近代の＜視覚対象＞の多くは重要な社会的価値を明白には反映しておらず、「膨大な制度的支援が、視覚対象の聖化にしばしば求められる」と、＜徴表＞の重要性を説いた。その＜徴表＞が現れる媒体として、「ガイドブック、情報パンフレット、スライドショー、旅行誌、土産のマッチ箱など多くの様々な形」を想定したが、地域資源がリスト化され、その際に整理された価値の情報は、＜徴表＞として成立すると仮定でき、「地域遺産」活動を行うことで地域資源が地域内で顕在化するとともに観光資源の候補となることを意味していると捉えることができる。

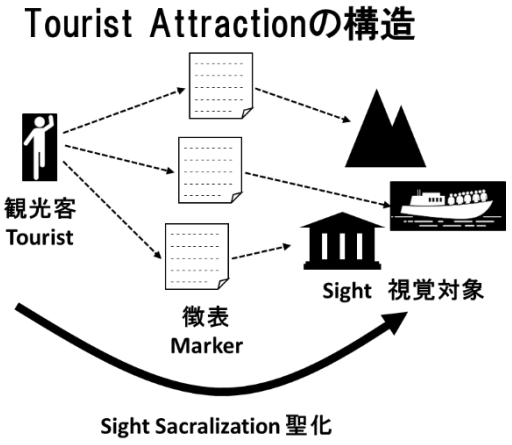

図 1-4　マキャーネルによる「観光対象（Tourist Attraction）の構造」
（文献 25 を元に筆者作成）

同じく観光社会学の分野においてジョン・アーリは、ミシェル・フーコーの医学的まなざしの議論を援用し「観光のまなざし」について考察した[26]。その結果、観光地を〔ロマン主義的まなざしの対象－集合的まなざしの対象〕、〔歴史的－現代的〕、〔本物－まがい物〕の３つのまなざしの軸によって分類できると結論付けた。「観光のまなざし」は、日常から離れた「異なる景色、風景、町並みなどにたいしてまなざし（ゲイズ）

注17 ソシュールの記号論を援用し、＜視覚対象＞をシニフィエ（signifié、記号内容）、＜徴表＞をシニフィアン（signifiant、記号表現）に相当すると述べている。

もしくは視線を投げかけること」であり、その発展を助長し支えたのはガイドブックの発達だというアドラーの説[27]を挙げている。先のマキャーネルの議論を踏まえると、ガイドブックは＜徴表＞が現れる媒体であり、＜徴表＞如何によって或る観光地へのまなざしが発展・普及しうることを示唆している。「地域遺産」は地域資源を評価し地域内で共有するものであるが、地域遺産としての評価が＜徴表＞となり観光活用が図られる場合、その＜徴表＞の設定如何によって「観光のまなざし」をコントロールできる可能性があること、つまり地域における観光のイニシアティブを地域側が握りうることを、アーリの議論から読み取ることができる。

なお我が国の観光地理学をリードしてきた溝尾[28]によると、観光対象は時代による社会の価値観の変化の影響を受けるため、「新たな観光資源がクローズアップされる」ことがありうるとし、「観光」の語源されている「国の光を観る」の「光」が地域の自慢できるものと考えるならば、観光資源は地域の努力次第で新たに創りあげることができるとした。但し新たな観光資源は、時間の継続性という観点からは盛衰もはげしく、観光対象として持続させるには多大な努力が必要と述べている。

(2) 観光まちづくり論における地域資源に関する研究

次に、観光まちづくり論における、地域資源の評価と観光の関係についての西村の言説をみる。

「観光まちづくり」の語を最も早い時期に概念整理したのはアジア太平洋観光交流センター(APTEC)が2001年に刊行した『観光まちづくりガイドブック』[29]である。この中では「観光まちづくり」を「地域が主体となって、自然、文化、歴史、産業、人材など、地域のあらゆる資源を生かすことによって、交流を振興し、活力あふれるまちを実現するための活動」だと定義しており、多様な資源が利活用されることで資源そのものや定住環境の持続性が高まること、また「棚田など農業と結びついた景観や伝統芸能」といった維持が難しい資源について、観光を通じて生み出される地域社会の活力によって伝承を可能にすること、等の効果があるとしている。

APTEC の委員として上記取りまとめにも参画した西村は「観光まちづくりと文化財」についての考察を深め、近年「文化財」の語よりも「文化遺産」が多用されていることに着目した[30]。その背景には、「人類の成長や社会の発展といった大きな物語の一環として、自分たちの身の回りの環境のうち将来世代へ引き継げるものを総体としてとらえる視点」があるという。こうしたことから、各都道府県からの世界文化遺産の提案にあたっては「複数の資産から成る広域」の提案が求められ、「単体の国宝のうえにさらに「スーパー国宝」を望むといった従来型のピラミッド型の考え方は排除され」たとし、「地域に埋もれていた資源を新たな発想から評価し直し、改めて文化遺産として位置づけるという姿勢が強く求められる」と述べている。

一方で草の根の動きとして、「地域遺産や世間遺産を拾い上げ磨き上げていこうという、いわゆる「わが町の宝探し」運動は全国に広がってきている」とし、世界レベルの“顕著な普遍的価値”の捉え方の変化とともに、局所的であっても地域に根差した文化遺産の評価への理解が広まってきている現在の状況に着目している。

西村は同じ文脈で捉えうる「文化的景観」についても言及しており、その重要地域は「そのまま凍結的に保存すべき資産というよりも(略)今後の景観誘導において貴重な手がかりをもった資源である」ことから、「活用」を前提とした指定制度だと解釈している。ここでは主に文化的景観や歴史的町並みなど物理的空間を核に文化遺産が語られているが、「旧来型の観光資源だけでなく、地域を見詰め直すことによって新たに浮上してきた文化遺産を地域活性化に繋げようという取組みも各地で始まっている。何も特別なところのない当たり前の田舎暮らしや食生活がそのまま文化的な意味をもち、異郷の人にとっては興味の対象となったり、のんびりできる桃源郷となったりする」と述べており、物理的空間以外も含めた多面的な文化遺産の活用可

能性への期待を提示した。

こうしたことは、「過去は現在の認識そのものを枠づけており、その意味で未来はすでに過去のうちにある」ため、「過去の結晶である文化遺産は未来を決定づけるものとして守られなければならない」からだと西村は解説し、将来を見通すための手がかりとしての「可能性を開く社会的な装置」の必要性、即ち「守るべき資産」から「活かすべき資源」へ意識を転換することの重要性を訴えた。

では、「活かすべき資源」として文化遺産の価値を評価するうえで、どのような視点で活用の方向性を見出せばよいのか。西村は静岡県見付宿の「火の見櫓」について地域遺産としての価値を考察し、火の見櫓には「自主的な地域防衛のシンボル」「地元職人の手作りのシンボル」「地域の風景のシンボル」等の価値があることを挙げた。地域遺産は「歴史の中で語られるようになり、現代においては役割を終えたもの」ではなく「遺産となったものに新たな価値を見出す」ことが肝要であり、３つのシンボルは「地域の物理的な自立とガバナンス上の自立とを評価する視点」から見た時に、現代の「貴重な教訓」として「新たな価値」を有する。よって「地域資産を評価するということはこうした資産の物語[注18]を大切にすること」であり、物語としての意味を「多様な側面から明らかにする」ことによって、地域遺産からまちづくりのアイデアが導き出されるのだと説明している。

さらに、まちづくりとは「地域でこれからも暮らしていくことに自信がもてるような施策を実行すること」であると定義した上で、第一にすべきことは「身の回りの資源、資産に真剣に目を向け、地域を見直すことを通して地域と向き合うこと」だとし、「歴史や文化、自然を掘り下げるなかで、自分たちにとって自慢のできるものや誇りと思える物語に出会う」ことを示唆している。こうした地域固有の物語を地域で共有するプロセスは「まちづくりの根幹」であり、地域資源の物語は地元のみならず、地域外の「誰か他の人にも話したくなる」ものだと西村は指摘する。そうして、「ボトムアップで生み出される観光」が始まっていくという。加えて、持続的なまちづくりには経済的自立が不可欠であるとし、「何らかの収入が外部からもたらされる仕組み」として特産品ＰＲや新名物開発、産直などと同様に観光での来訪者の増大に期待を示した。

(3) 地域資源活用型の観光の取り組みに関する研究

観光分野においてはオルタナティブ・ツーリズムへの志向の高まりがあり、一方でまちづくり分野においては地域固有の物語を活用した観光まちづくりが注目される中、有名観光資源以外の地域固有の資源を観光に活用し、その中で資源保護を重視したり住民参加を伴ったりする、旧来の観光産業主導型ではないスタイルの観光が多く取り組まれるようになってきている。

その中でも地域の自然環境・コミュニティの持続性に配慮したツーリズムのあり方として提唱されているのが「エコツーリズム」である。敷田[31]は、「単に目的地や活動だけでなく、できるだけ自然環境に負荷をかけず、また可能な限り地域社会に貢献するという、自然環境や地域社会に対する配慮が重視されている」観光（ツーリズム）をエコツーリズムと定義しており、国際エコツーリズム協会も「自然環境を保全し、地域住民の福祉の向上に貢献する、責任ある旅行である」と定義している。2007 年成立のエコツーリズム推進法第二条では「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」をエコツーリズムと定義している。いずれも「自然環境」を主たる観光対象としていることが読み取れる。

しかし敷田は、エコツーリズムの資源とは「何らかの利用または消費ができるもの」と定義し、「資源化と

注18 火の見櫓の不思議な配置と形態に対する「それなりの理由」を物語だと捉えている。

は、地域に存在する自然環境や文化、モノやコトなど多様な要素に対して選択してはたらきかけ、資源に変換すること」とも述べている。このようにエコツーリズムと呼ばれていても、観光の対象範囲は文化やコトなど狭義の自然環境に留まらず、また「資源化」に伴い価値整理、すなわち利用・消費のために「変換」する作業が必要と述べている。

但し「節操のない資源化」に注意しなければならず、「誰が利用してよいのか、誰が利益を得るのか、誰が影響を受けるのか」等を考える必要があり、「地域の資源利用では、正当な利用者は誰かという問題や、どう使うのかということが常につきまとう」こと、また「はたらきかけ」の負担の主体への注意も促し、「エコツーリストが好むからという理由だけで」資源化して良いのか、地域で協議する必要性を提示している。

これは「宝探し」や「資源調査」「地元学」が開発側によって免罪符的に一方的に行われ、「地域側が意図しない開発を進める」ことへの警鐘でもある[32]。こうした問題を避けるため、エコツーリズムにおける地域資源の利活用に関して「資源利用の正統性やそれを誰に認めるのか、また地域外からの管理のしくみとどのように折り合いをつけるのかなど「資源のマネジメント」が重要なテーマ」だと指摘した。

(4) まちづくり分野における地域資源論

まちづくり一般においても、地域資源はその原動力の一つに位置付けられている。佐藤[33]は、まちづくりとは「地域社会に存在する資源を基礎として、多様な主体が連携・協力して、身近な居住環境を漸進的に改善し、まちの活力と魅力を高め『生活の質の向上』を実現するための持続的な活動」と定義し、“地域社会に存在する資源”と“街の活力と魅力”の関係をまちづくりの構造に含めた。加えて、まちづくりの語の用法が広範化している現実に対し、「地域社会とともに人的資源が力をつけて、自ら問題解決に向かい、あるいは共創的なプロセスから、地域社会の場の質の向上に持続的に取り組んできた動き」にまちづくりを限って捉えるとしており、“人的資源が力をつけて”という地域人材の学習・成長の要素にも着目している[34]。

地域資源は地域固有であり、地域特性が滲出するものであることを活用する動きもある。内田[35]は対資本力としてのまちづくりの特徴の一つに「「らしさ」強調のまちづくり」を挙げ、その背景に、都市の国際的競争力を高めるための規制緩和が画一性をもたらすことへの危機感と、成長産業としての観光産業への傾倒があると指摘、「「らしさ」という地域固有の価値の継続と構築」がこうしたまちづくりで形成される価値だとしている。同書で真野[36]はリニューアルやリノベーションの時代を超えて、現代は「様々な環境をとらえ、分解し、素材を磨き、アイデアや感覚を投影しながら組合せ、再び組み立てていく「アセンブル」が、ローカルイニシアティブ形成の原動力となる」と述べ、「どうにか残存したまちの資源が貴重な初期ストックとして再び稼働し、シェアされないことで衰退しかけていたまちの空間が内外の人々や組織によって再びシェアされる場所に変わ」る可能性を指摘した。

なお、まちづくりへの住民の参画と学習の観点、即ちまちづくり学習論分野でも既往研究は多数みられる。寺本[37]は、まちを「歩く・見る・聞く」探検をすることを提唱し小学校での「まちづくり学習」の実践モデルを展開した。例えば川の土手にある彫刻について児童が価値を調べて書き、友達と価値鑑定のブレインストーミングを行うこと等を通じて、「まちへの愛着と責任」を感じて活動を始める契機にできうると述べている。延藤も同著で、まち育て（まちづくり）の支援に訪れた街において「まず誰でもどこでもやれる楽しいまちの探検ごっこをやろう」と「歴史と文化によって埋め込まれた地域資源を、住民の想像力と、地域の内なる力を呼び覚ます出来事を分かち合い、個性的場所（場所性）を紡ぎだす方法」の第一歩として、「地域資源発掘」「宝物探しの旅」を位置付けた。

(5) 文化財学・博物館学分野における地域資源と文化資源マネジメントに関する研究

各地域の資源（モノ・コト・場所等）の価値を同定することは、主に文化財保護政策で実施されてきた。加えて近年では「日本遺産」（文化庁）や「近代化産業遺産」（経産省）が始まっているほか、各学術分野において「土木遺産」（土木学会）や「機械遺産」（日本機械学会）が認定され、各遺産に関する学術的価値の調査研究が行われてきた。

吉田[38]は、地域文化資源の保全及び利活用施策の変遷を6期に区分し、2011年までの「地域主体の保全・活用期」では日本ユネスコによる「未来遺産プロジェクト」選定（2009年）等、市民が地域文化資源の管理・活用に係る運動に取組み、人材育成に取組むようになったことを挙げた。今後こうした保全活用事業は「住民が地域の歴史や文化を知り、魅力や課題を認識するきっかけとなる」とし、そのために「地域住民の世代交代の時期を考慮して継続的に行うことが必要」としている。

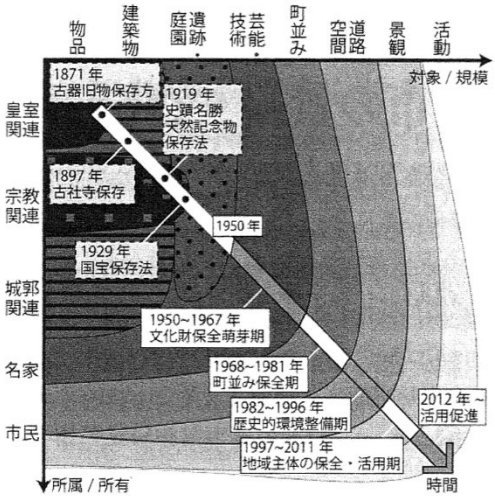

図 1-5　地域文化資源の概念の広がり（出典：文献 37)）

■文化資源マネジメント、エコミュージアム

さらに地域資源に着目し、保存・活用する取り組みに「エコミュージアム」がある。リヴィエールによる定義[注19]を援用すれば[39]、①地域社会の発展を最終目標とし、②地域社会に存する人々の生活・自然環境・社会環境等の地域資源にまなざしを向け、③地元地域での保存・育成・展示及び活用を行う全体を「エコミュージアム概念」と呼べる。

地域資源に着目し、その発見・評価から保存・活用に至るプロセスに関して、西山らは「文化資源マネジメント」（以後、CRM）の概念を提唱しており、プロセスには「発見・調査・評価・保存・保全・再生・創造・維持・継承・活用といったサイクル」及びその「監視」が含まれる[40]。CRMは文化資源の保護が目標であり、上述のエコミュージアムは「必ずしもCRMのためのものではない」が[41]、村上はエコミュージアムをCRMにおける「展開する仕組み」に位置付けている[42]。文化資源には「大切な地域の自然や歴史文化資産」など、地域に存在するあらゆる文化的資産の個別要素が含まれるとする。従って地域遺産システムは、地域遺産選定を介したCRMと言える。また村上[43]はCRMを①支える仕組み（文化資源を顕在化させ、価値付けし、管理していく）と②展開する仕組み（それらを活用していくために情報を発信したり、管理したり、展示した

注19 リヴィエールは「地域社会の人々の生活と、そこの自然環境、社会環境の発達過程を史的に探究し、自然、文化、産業遺産等を現地において保存し、育成し、展示することを通して当該地域社会の発展に寄与することを目的とする博物館」をエコミュージアムと称し、「行政と住民が一体となって発想し、形成し、運営していく砦」と述べたとされる。

りする）の２つが相互に関係して成立するとしている。本研究ではこれらを応用し、分析の枠組みに用いる。

(6) 地域遺産を対象とした研究

「地域遺産」を対象とする既存の研究には、大きく２つのスタンスがあると看取される。一つは、地域に存在する歴史文化財を「地域遺産」と呼び、学術的にその価値が既に証明されているような顕在化した・著名な文化財について、その保護保全や活用の手法について議論するものである。もう一つは、従来の文化財の枠組みに収まる地域資源だけでなく、あらゆるものを地域の遺産として“発見”し、評価しようというスタンスである。以下、それらについて具体的に見ていく。

石川ら[44]は、英国のアイアンブリッジ渓谷ミュージアムを事例として、地域遺産の管理運営にミュージアム活動を用い、多様な主体とネットワーク化しながら取り組まれるエリアマネジメントを分析し、ミュージアム活動によって地元住民が「自らの文化として認識することで愛着や誇りを持てた」こと、活動が多岐に亘ることから企業や地方公共団体、大学、市民団体等と連携して実現できたこと、観光収入によって独自で活動資金を調達したほか、寄付金や行政補助金など財源を多元化して安定的な管理を実現したことを考察しており、リスト化された地域遺産の保全活用に対する重要な知見を提示している。但し、ミュージアム活動は調査研究、収集保存、展示教育から構成されるとしているが、そもそも産業革命と製鉄の歴史の中で製法考案 250 周年を記念して始まった活動であり、アイアンブリッジでの地域遺産の指す地域資源は最初から明示的であり、地元住民の調査研究もこの文脈に沿って行われたものと推察される。従って、２つのスタンスの前者に相当する。

それに対し、以下の研究は後者のスタンスに立ち、地域遺産となる資源の可能性の幅を広げて捉えている。

北沢[45]は、「地域遺産には、自然環境から風景や町並み、施設、産業、伝統、生活環境までの多様な資源が含まれている」とし、自然資源を基本としながら、歴史資源や文化資源が大きな比重を占めると述べている。これら地域遺産は「将来に継承されるべき『時間資源』」であり、『資源融合体』として自然資源や歴史文化資源の拡がりや相互の結びつきが重要だという。また、「地域資産の価値、特に将来の価値が認められたものが『地域遺産』である。その価値を理解し、徹底的に使いこなしていく人間の存在が必要である」と述べ、「コミュニティビジネスを育て、交流人口を増やしながら、上手に地域の楽しさを継承し創り出していく」といった使い方で、現在そして将来に向けて活用する前提の存在であることを示している。

こうした問題意識から「地域遺産を国も保存活用の対象として考え」、「日本全体で地域遺産（都市や地方を含め）を認定するシステムを整備し、持続的な地域づくりを考える出発点をつくりたい」こと、また全米ナショナルトラストのように地域遺産の評価、活用、メインストリート再生のプログラムや地域遺産観光の推進組織として日本ナショナルトラストの役割を拡大し、「国や自治体、大学や研究機関などと連携して、新たな地域遺産や観光資源の発掘（リスト化や評価）を進める機関」となることを提唱している。北沢の構想には、国のまちづくり交付金や文化財保護、観光施策の活用や市場調査、広報活動への支援も含まれており、全国網羅的・統一的に地域遺産の組織化を行うことでその理念を強力に実現する姿勢が読み取れる。

但し、地域遺産の全日本的な運動化は大事だが、地域の自由度をどのように担保するかが課題だと考えられる。全国統一的な仕組みの敷衍は、結局文化財保護行政の拡大再生産になりはしないだろうか。まずは地域ごとの活用の柔軟性を認め、自由な活動を育てることが優先されるとも考えられる。この観点から、各地で行われている現在の地域遺産活動を調査することが大切である。

また北沢は、地域遺産の地道な取り組みが継続されるために、以下の事項ほかの環境整備が必要だと述べている。

○　地域遺産を評価し、価値を共有する：「身近な緑や雑木林や里山は貴重だと誰もが感じているが、どのような意味を持つものか評価をはっきりと認識しないと存続されない」とし、価値の認識を通じて「保護の対象」「活用の対象」「地域への貢献」を理解することが可能となるとしている。その先駆的事例として「北海道遺産」を挙げ、「地域の思い入れ」「北海道らしさ」を選定基準に取り入れていることを評価、「未来を創造していく地域遺産」の萌芽であるとしている。その上で、「日本全体で地域遺産を認定するシステムを整備し、持続的な地域づくりを考える出発点をつくりたい」と述べるなど、まちづくりのゲートウェイとしての地域遺産の意義を訴えている。

○　地域遺産観光を持続的に発展させる：「場と活動と人そして産物に実際に直接触れて体験する楽しさが、地域遺産観光（ヘリテージツーリズム）」だと述べている。

○　地域遺産を都市計画・経済計画と連携させる：「地域遺産は、文化財としての保存と同時に都市計画として扱われる必要がある」「地域遺産は地域経済に貢献するものであり、保存活用事業が最終的に雇用増加となり、観光などの新しいビジネスを創発していく」「欧米のヘリテージ保存やメインストリートの整備などの政策を見習う必要」

一方後藤[46]は、地域資源の語義について「資源としての価値が共有できる地域の範囲が広ければ広いほど、地域資源の価値は普遍的な価値に近づくころになる」とし、保存・活用に「公的な意義を与えやすい」ことになる半面、「価値が共有できる地域の範囲が限定されればされるほど」「受益者は少なくなるので、公的な意義は付与しづらくなる」と、地域資源の課題を指摘した。その解決策の例として「ＮＰＯの活動によって公共性を付与する」ことを挙げており、専門家が安易に「歴史的」「文化財」と評価・位置付けする資源を絞ることは、人々が身近なものに対して公共性を付与していくことを放棄させてしまうと糾弾している。後藤のいう「地域資源」は「建築物や町並みという不動産」を指しているが、ＮＰＯが不動産利用や観光資源化により事業収入を得やすくなることに着目している。

西山[47]は、「遺産」とは「すでにあって保護し継承する対象だけでなく、私たちの世代も将来の「遺産」を創造する可能性と責任を持つ」とし「現在の私たちの暮らしの中にある変わらぬ大切なものが、時を経て評価され新たな遺産となる」と述べている。また「文化遺産」と類義語である「文化財」に対し「行政の立場からは(略) 6 カテゴリーごとにエリートを選別し手厚く護る少数優品主義をとらざるを得なかった」とその限界を指摘し、「「文化財概念の普及」という至上命題にのめり込んでしまうと、そのすきに、地域で大切なものが次々と失われている現実が見えなくなってしまう」ことから、「文化遺産」の語を提唱している。

また、「地域に潜在する未指定文化財よりさらに広範囲な文化財未満の文化遺産」を“文化財未満文化遺産”と呼び、どのようなものがどのような状況にあるかの把握が、文化遺産まちづくりにおいて重要だとする。この“文化財未満文化遺産”について、従来の、高度な学術調査に基づく相対評価を用いる「優品主義」ではなく、それとは全く異なる「絶対評価型」の発想によってその価値を顕在化させ生活文化の向上に活用すべきだと主張する。絶対評価は「50 年以上」等の経年数や真正性によって行い、合致するものは悉皆的にデータベース化し、行政のみならず市民や国民、民間事業者が景観づくりや観光開発、生活環境整備などまちづくりに共同で活用できるようすべきと述べている。その際に大事なのは、「その存在と価値を顕在化させること」だとし、記録保存に終わらない評価を訴えている。保存保全や活用の下準備として西山は、地域空間の中から拾い上げられた無数の文化遺産群を地域固有の文化や歴史のストーリーごとに集めて「市民遺産」としてまとめ、市民や行政、民間事業者に周知することを紹介している。

これらのアイデアは、自治体による歴史文化マスタープランの策定及び市民遺産カルテの作成、マネジメント計画の策定によって実現可能だと述べており、凡そは2012年に策定技術指針が取りまとめられた「歴史文化基本構想」に含められている。但し悉皆的データベースとして拾い上げる文化財未満文化遺産の基準となる絶対評価は経年数と真正性が例示されているのみであり、また「市民遺産」としてまとめる視点としては「地域固有の文化や歴史のストーリーごとに集める」と述べるにとどまっていることから、①地域資源の発掘・再認識の範囲が（広がったとはいえ）限定的であり、②地域住民が共通して重要性を認識するストーリー（及び構成する地域資源）の選定については具体的に説明されていない。

なお、同じく西山らによる一連の研究[48,49,50,51,52]では、福岡県太宰府市の「太宰府市民遺産」を対象に、景観等の空間文化財の抽出方法や、遺産制度のマネジメントの検討、市民活動を分析し、市民調査ボランティアや景観・市民遺産会議の活動を通じた官民協働によるまちづくりへの展開可能性を指摘している。

金井ら[53]は町並み景観・まちづくりの展開と地域遺産の連携・結合がされてきているとし、地域の文化発信の面から地域遺産の果たす役割について検討する必要があるとしている。馬場[54]は、市民が「「地域遺産」という視点から多様な価値観の中で自らが伝存に関わってきた場所・モノ・行為を主体的に価値付けていくという考え方は少ない」と指摘しており、「地域遺産」には文化財政策の観点でも対応が遅れている様子が浮かび上がってくる。しかし逆に捉えると過去に「地域遺産」を積極的に活用し観光まちづくりに結び付ける事例は多くないとも言え、さらなる観光魅力の創出という点からも、「地域遺産」は観光立国政策におけるフロンティアであると考えられる。

■地域遺産の選定に関する議論

地域遺産制度と住民の関与の観点では、山川の一連の研究がある。山川[55]は、岩手県遠野市による「遠野遺産」の事例を取り上げ、地域遺産は文化財指定という価値との関係は薄く、信仰と関連深い身近な文化や自然が選定されていると述べているほか、認定制度が自発的な住民参加及び保全と活用を重視した制度であるとしている。同じく山川[56]は全国8地域を対象にして、地域遺産制度の実態を分析し、担当部局が文化財部局かどうかで地域遺産の選定内容や保存・活用に対する考えに差異が見られることを明らかにした。加えて、自治体が住民団体に活用を促す支援の取り組みについても言及している。さらに山川[57]では、保全・活用の取り組みについては住民団体の性格によって地域遺産への取り組み姿勢が異なることが明らかになっている。ただし、全国網羅的に地域遺産の具体的な活用内容については詳細に明らかにしていない。また、個々の活用の取り組みがどのような順序で展開されていったのかについても明らかにされていない。

また佐藤ら[58]は日本ナショナルトラストの観光資源保護調査を分析し、行政担当者や専門家による専門委員会が実施する同調査結果のまちづくりへの活用について考察しているが、対象の地域遺産は歴史的町並みやその環境といった歴史まちづくりに限られている。

以上のように地域遺産については、観光などの他の政策・取組みとの関係や総合的な資源の把握という観点からの研究が少なく、地域遺産システムの周辺環境まで視野を広げて検討することに意義がある。

(7) 奄美遺産に関する研究

５，６章で扱う奄美遺産に関して、学術論文として発表されているものは僅少である。小栗[59]は奄美遺産とは「土地に深く根差した新しい生活文化の創造」であり、地元学の考え方と重なっていると評価する一方で、奄美遺産のプロセスでは「集落の新たな生活文化づくりに生かし切れていない」点を批判した。即ち、文化財の保存・活用には向かうが、集落づくりに直接結び付いていないと解釈、自立的な活動が奄美遺産のプロセスのみで起こることは困難であることを指摘している。その要因としては、プロセスにおける「調べる」「考える」「活動する」主体が一部の住民に限定されていること、文化財行政と事業部局の連携に課題があることを挙げており、併せて「奄美遺産」の手続きの煩雑さや、伝統文化を住民が学習・理解し「自分のもの」とするのには時間がかかる点についても触れている。ただ小栗が分析したのは 2013 年以前の状況であり、その後の時間の経過とともに小栗の懸念がどのように解消・残存してきたのかを本研究で検証することには意義があると考えられる。

なお、奄美大島の観光の歴史に関しては、清瀬ら[60]が 1970 年代以降の観光イメージと観光活動の変遷に対する宿泊施設の変化を比較した研究を行っており、時代区分を行う中で３期（1995～2010 年）は「観光施設の充実が図られ、自然や固有の文化などの資源を活かした体験滞在型観光推進の必要が指摘され始めた」時期、４期（2011～2018 年）は世界自然遺産登録に向けた取組みが期待され、引き続き体験・滞在型観光が促進されるとともに LCC 就航等により入込客数が増加傾向に転じた時期だと整理している。

(8) 本研究の新規性・独自性

以上を踏まえると、本研究は、以下の点で新規性・独自性を有するといえる。

一つ目は、実例にもとづいて地域遺産を地域横断的に比較分析し、地域間で地域遺産に対する考え方や取組みの種類、また取組みの継続・多様化についてみる点である。これまでの地域遺産研究では比較研究は少なく、山川の制度比較に関する研究が見られる程度である。地域遺産の特質は、地域独自の思想をシステムに反映できる自由度にあることから、全国網羅的に調査を行い比較分析すること自体に価値がある。

二つ目は、分析対象が地域遺産活動にとどまらず、観光振興の取組みとの関連や、世界遺産登録運動等の他の類似施策との関係を分析しようとする点である。既往研究では地域遺産そのもののシステムやしない集落単位での活動を見たものはあるが、主に文化財行政によって担われる傾向のある地域遺産活動が、それ以外の行政部局や民間団体の活動にどのように結びついているか、或いは役割分担されているかを詳細に追った研究は限られている。

そして三つ目は、地域遺産の取組みに対し時間軸を入れて分析し、観光の持続可能性について考慮に入れた点である。選定や活用は一時点で一挙に行われるものではないが、過去の研究においては取組み期間の長さはあまり考慮されてこなかった。そこで、選定から長期間の持続に耐えることを企図された「地域遺産」を研究し、時間軸をもった「持続可能な観光」の視点を採り入れて分析することを試みる。

1-4.　用語の定義

本研究においては、以下の定義にて用語を用いることとする。

■地域資源

「地域資源」とは、地域に存在する／地域に由来する資源であるが、デジタル大辞泉（小学館）によるとそもそも「資源」とは「１　自然から得る原材料で、産業のもととなる有用物。土地・水・埋蔵鉱物・森林・水産生物など。」「２　広く、産業上、利用しうる物資や人材。」という２つの意味があり、もともと産業に資する事物であった。しかしまちづくりに活用される様々な事物は、その後のまちの発展に利用し得るという点において、資源と呼んでよく、必ずしも現代では産業へ結びつくものに限定せずとも良いと考えられる。

そこで本研究において**「地域資源」とは、「狭義の文化財を含めた、地域にあるモノ・ヒト・コトなどの、何らかの価値を有し、内容の説明が可能なもの」**とする。

なお文科省・科学技術・学術審議会資源調査分科会では「地域資源の活用を通じたゆたかなくにづくりについて」という資料[61]をまとめている。それによれば「地域資源」の特徴としては、

(1)非移転性(地域性)：地域的存在であり、空間的に移転が困難

(2)有機的連鎖性：地域内の諸地域資源と相互に有機的に連鎖

(3)非市場性：非移転性という性格から、どこでも供給できるものではなく、非市場的な性格を有するものがあるとしており、本研究で扱う地域資源・地域遺産にも当てはまるものと解釈できる。これらの性格から地域資源は大量生産・大量消費型の資源とはなり得ず、新しいパラダイムの下で活用されていくべき資源だと述べている。また、その存在そのものが既に他とは差異化された独自の価値を有することを含意している。

■地域遺産

1-3(6)で見た通り、北沢は「地域資産の価値、特に将来の価値が認められたものが『地域遺産』」だと述べ、西山は“文化財未満文化遺産”の概念を掲げ「地域固有の文化や歴史のストーリーごとに集めて「市民遺産」としてまとめ」ることを提唱している。このように「地域遺産」は「地域資源」から現在や将来の価値を有すると認められて、ストーリーごとに集められたもの」という捉えられ方ができる。

したがって本研究において**「地域遺産」とは「ある主体によって、一定の地域範囲内にある資源の中から選定された地域資源（群）の名称」**と定義する。

■観光資源

「観光資源」とは、溝尾[62]によると「ヒトを旅行に駆り立てる対象となるのが観光資源である。」とされており、「地域資源」の定義と併せ考えると、**「ヒトを旅行に駆り立てる対象となる地域資源」**と定義できる。旅行（ツーリズム）には必ず目的地（デスティネーション）が存在し、通常はその地域を範囲として存在する地域資源が「観光資源」となりうると解釈できる。溝尾は同時に「極端にいえば何でも観光資源に成り得る可能性がある。それがまた観光対象は時代によって、急にクローズアップされるものもあれば、観光としての価値が消滅してしまうものもあり、変化する」と述べており、対象概念の柔軟性・非恒久性も注意すべきポイントと言える。

なお観光庁は 2009 年度「地域の観光振興のための地域遺産の管理・活用状況調査事業」報告書において、「日本の都市や農村には、地域固有の魅力を有した自然環境、歴史的な風景、歴史的町並みや建造物、近代

化遺産や伝統芸能、そして生活環境など観光にも有用な多数の資源が存在する。これらの資源は地域に暮らしている私たちに豊かな時間を与えてくれるとともに、人口減少時代に突入した日本の地域が持続的に発展するための要素の一つとしても評価されつつある。つまり各地に存在する資源は、我々が次世代に引き継いでいくべき「遺産」としての価値を有していると言えよう」[63]と述べており、地域の遺産が観光資源になりうると捉えていることがわかる。

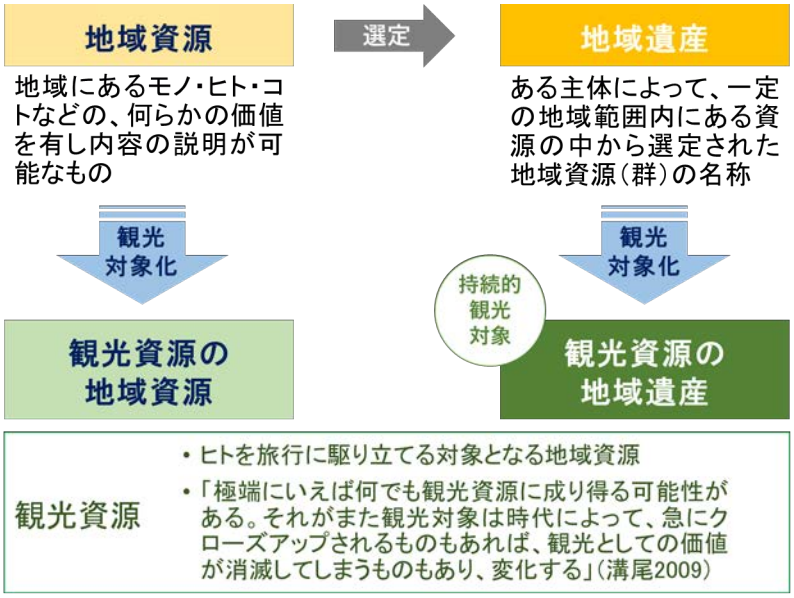

図 1-6　地域資源と地域遺産、観光資源の関係（本研究における定義）

■地域遺産成立システム・地域遺産マネジメントの６段階

西山は「文化資源」の「発見・調査・評価・保存・保全・再生・創造・維持・継承・活用といったサイクル、及びその監視」を「文化資源マネジメント」と呼んでいる。文化資源には「大切な地域の自然や歴史文化資産など、地域に存在するあらゆる文化的資産の個別要素」が含まれるとされ、「地域資源」と読み替えることも可能だと判断できる。

そこで本研究においては、**地域の中で地域遺産が選定され、地域の中で地域遺産の存在が成立し、保存や活用の取組みに至る仕組みを〔地域遺産成立システム〕**と定義する。本研究では西山のサイクルを**〔I.発見・調査〕〔II.評価・認定〕〔III.保存・再生〕〔IV.継承〕〔V.活用〕〔VI.監視〕の６段階**に区分し、これを**「地域遺産マネジメントの６段階」**と呼ぶ（表 1-1）。

また村上は文化資源マネジメントを①支える仕組み（文化資源を顕在化させ、価値付けし、管理していく）と②展開する仕組み（それらを活用していくために情報を発信したり、管理したり、展示したりする）の２つから成立するとしているが、本研究では「保存・再生」は地域遺産認定後の取り組みだと捉え、「保存・活用の仕組み」に組み込むこととする。従って、**【発見・評価】の仕組み（地域資源の発見・調査、評価・認定）**と、その成果を用いた**【保存・活用】の仕組み（保存・再生、継承、活用、監視）**に整理することができる。

これにより、地域資源が選定され地域遺産リストに掲載されることで、「地域遺産」として成立する、と捉える。また、地域遺産として選定された地域資源が〔保存・再生〕〔継承〕〔活用〕の対象となることで、成立した「地域遺産」が、選定したことの意義を発揮する仕組みとして（部分的にせよ）完成をみることを「〔地

域遺産成立システム〕が構築される」と解釈することとする。

なお、地域遺産がリスト化され成立した状態を、地域遺産の選定主体がつくり出すことを「地域遺産を成立させる」、選定主体や推薦者、その他市民らによる取組みが蓄積し、地域遺産マネジメントの各段階の取組みが実績として蓄積することを「〔地域遺産成立システム〕が構築される」と捉える。これらの一連の取組みを計画的にデザインし、意思を持って取り組んでいくことを「〔地域遺産成立システム〕を構築する」と表現する。

表 1-1　地域遺産成立システムと地域遺産マネジメントの6段階（分析の枠組み）

村上(2012)による定義		地域遺産マネジメントの6段階*		プロセスの大区分	
①支える仕組み	文化資源を顕在化させ、価値付けし、管理していく仕組み	**I. 発見・調査**	文化資源の発見・発掘・調査・登録	地域遺産の**【発見・評価】の仕組み**（狭義の地域遺産活動）	**地域遺産成立システム**
		II.評価・認定	文化資源の評価・リスト掲載・地域遺産認定		
		III.保存・再生	文化資源の保存・保全・維持、再生・創造	選定による成果を用いた地域遺産の**【保存・活用】の仕組み**	
②展開する仕組み	上記文化資源を活用していくために情報を発信したり、管理したり、展示したりする仕組み	**IV.継承**	文化遺産の周知・継承・学習・情報発信		
		V.活用	文化遺産の展示と誘導、解説、参加、利用環境整備		
		VI.監視	上記サイクルの監視（モニタリング）		

*:西山(2012)・村上(2012)・柿本(2019)を参考に筆者が分類

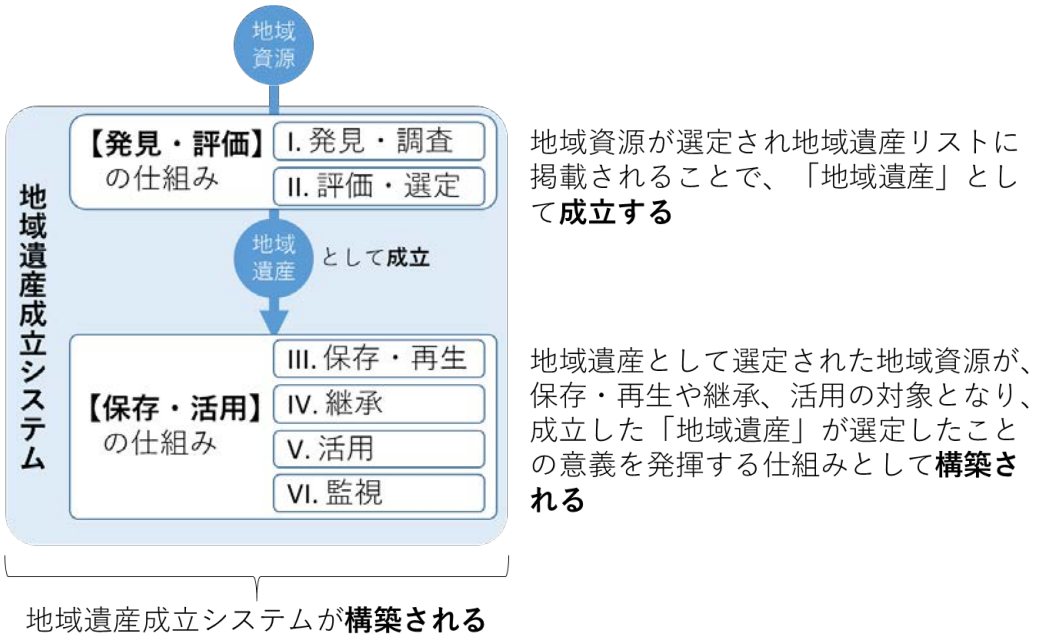

図 1-7　地域遺産の成立と、地域遺産成立システムの構築

■地域遺産発展システム

「地域遺産成立システム」を通じて地域遺産が選定されリスト化されるが、行政や民間の選定団体、また地域遺産候補を推薦する文化財保護団体等の市民団体が【保存・活用】を行うのに加え、第三者が地域遺産

の仕組みやリストを活用する事例がみられる。その代表的なものが観光振興に活用するケースであり、他にも教育振興、景観形成、環境保護、産業振興等が想定される。このように**地域遺産成立システム外の地域の取組みへ接続する仕組み、また取組みを通じて地域遺産の【保存・活用】等へ成果の還元が行われる仕組みを総称して「地域遺産発展システム」**と定義する（図 1-8）。成果には、新たな遺産となる資源の創出や認知の促進、保全団体の結成・人材発掘、保存・再生のシステム維持財源の確保等が想定される。地域遺産発展システムは、地域資源の【保全・活用】と各種取組みを接続し、包括的に捉える概念であることから、**観光振興へ接続する場合は、観光まちづくりを表すシステム**だと捉えられる。

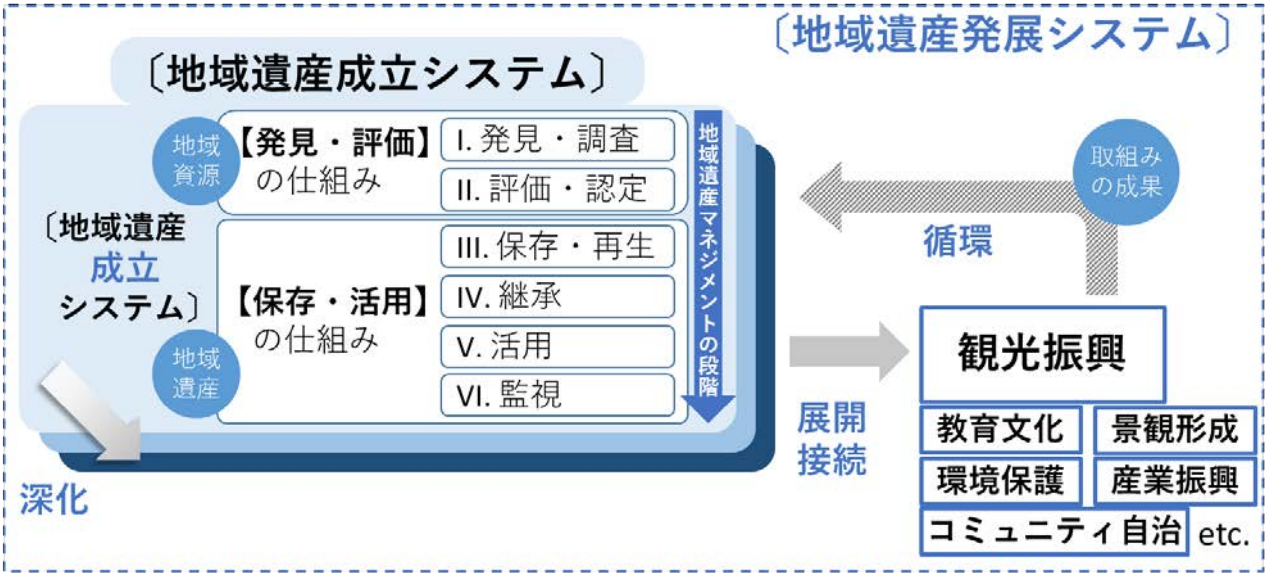

図 1-8　地域遺産成立・発展システムの概念図

■地域遺産の深化と展開・接続

「地域遺産成立システム」には先に述べた通り【発見・評価】と【保存・活用】の２つの仕組みが含まれており、前者には２つの取組み（〔I.発見・調査〕〔II.評価・認定〕）が含まれ、後者には４つの取組み（〔III.保存・再生〕〔IV.継承〕〔V.活用〕〔VI.監視〕）が含まれる。こうした**取組みが進行し、地域遺産の内容・質が向上することを、本研究では地域遺産成立システムの「深化」**と呼ぶこととする。

加えて、**地域遺産の成果が観光振興をはじめとする外部の取組みへ応用されることを、本研究では地域遺産成立システムが各種取り組みに「接続する」と呼び、この現象を「展開」**と呼ぶ。

■観光まちづくり／まちづくり

以上の各用語の定義も踏まえ、本研究における「観光まちづくり」とは、APTEC 及び西村の定義を援用し、**「地域に存在する自然、文化、歴史、産業、人材などの地域資源を活用することで観光客が来訪する交流を振興し、地域経済・地域社会・地域環境の全側面でバランスよく形成を図る、地域主体のまちづくりの取組み」**だと定義する。また「まちづくり」とは佐藤の定義を援用し、「地域社会に存在する資源を基礎として、多様な主体が連携・協力して、身近な居住環境を漸進的に改善し、まちの活力と魅力を高め『生活の質の向上』を実現するための持続的な活動」とする。即ち「観光まちづくり」とは観光のためのまちを形成する取組みではなく、観光を通じたまちの形成（Community Development through Tourism）であるといえる。

1-5.　研究の構成および対象並びに方法

本研究の構成は以下の通りであり、各章で扱う研究の対象と方法を下記に記す。

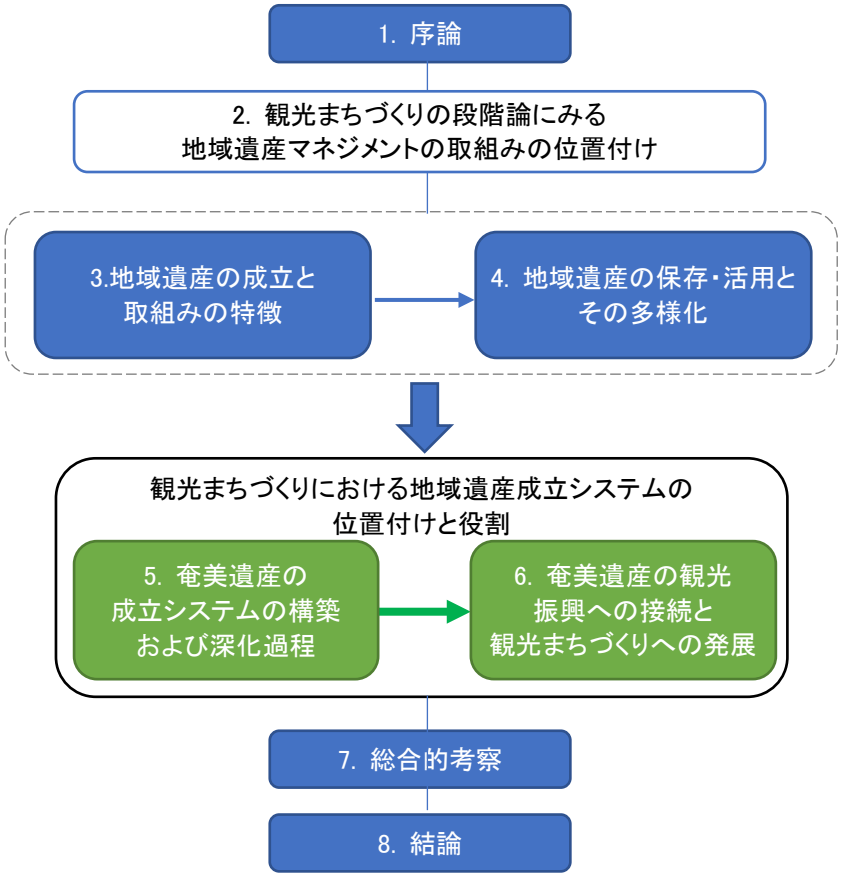

図 1-9　本研究の構成

２章では、観光まちづくり及び地域遺産に関する代表的な文献を用い、観光まちづくりの段階や取組み体系の中における地域遺産マネジメントの６段階の位置付けを整理し、位置付けを考察する。

３章では、全国各地の地域遺産の取り組みを分析し、遺産の【発見・評価】や【保存・活用】といった地域遺産マネジメントの取組みの特徴を分析する。インターネット検索により地域遺産を抽出し、全国 32 地域の地域遺産及び地域遺産活動を対象とする。なお、上記の方法では国内に存在する全ての地域遺産を含みえていない可能性がある。

これらの地域に対しアンケート調査（メール及び Google フォーム）を行い、その回答データを分析する。また同データを用いた多変量解析（数量化理論３類及びクラスタ分析）を行いタイプ分類したうえで、各タイプの特徴を分析し、地域特性、文化財・景観施策の実施状況との関連を分析する。

さらに地域遺産活動を行う NPO・市民団体等の民間団体のうち、選定資源・方法に独自性があるとみられる２事例（湘南遺産、とよた世間遺産）について、ヒアリング調査及び資料調査を実施し、地域遺産活動の成立とその取組みの実施の特徴、観光振興への接続やその課題について考察を行う。

４章では地域遺産活動の取組みの多様化を分析するために、３章の対象地域のうち 2016 年 1 月 1 日以前に選定を行った 16 地域を対象とし、地域遺産の活用内容及び実施期間を把握するために、メールによるアンケート調査を実施する。

また上記アンケート結果から、行政が主導し、継続的に取組みが多様化していると判断された３地域（岩手県二戸市、新潟県長岡市、静岡県沼津市）について、行政計画を対象としたテキスト分析を行い、地域遺産の扱いを分析する。さらに活用内容の展開を時系列で把握するために、３地域について、自治体の地域遺産担当部局への対面ヒアリング調査を実施し、内容の変遷を整理したうえで、その特徴を分析する。

５章および６章では鹿児島県奄美市ほかの「奄美遺産」に関する事例研究を行い、地域遺産マネジメントの６段階を用いて奄美における地域遺産の〔成立〕を整理、さらにその〔深化〕と観光振興への〔接続〕の過程を分析する。用いた資料は、行政の計画書等の行政書類やパンフレット類、国や県による奄振法に関する方針・計画・総合調査等の報告書、1995 年以降の地元紙・南海日日新聞の記事である。さらに、市役所文化財課・紬観光課・笠利総合支所、奄美博物館学芸員、地元住民・専門家へのヒアリング調査を実施する。

５章では奄美遺産に関する〔成立〕や〔深化〕の過程を考察し、〔地域遺産成立システム〕の変遷過程の特徴を考察する。６章では奄美遺産の観光振興への〔接続〕過程について、奄美市の行政計画、市内２地区の観光まちづくりプロジェクトの記録、世界自然遺産登録運動との関係から考察する。

７章では、以上の分析結果をもとに総合的な考察として、〔地域遺産成立システム〕及び〔地域遺産発展システム〕を構築するにあたって、地域遺産が観光まちづくりにおいて役割を果たすための要点についてまとめる。

８章では結論を述べる。

参考・引用文献

[1] 十代田朗(2010)：観光まちづくりにマーケティングはなぜ必要か，観光まちづくりのマーケティング，pp.11，学芸出版社
[2] 前掲 1)
[3] 国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所 HP，https://unwto-ap.org/faq/ unwto の資料の中で観光客（tourists の定義について教えて/，2021.10.15 最終閲覧
[4] 財団法人日本交通公社編（2004）：観光読本　第 2 版，p.2，東洋経済新報社
[5] 財団法人アジア太平洋観光交流センター（2001.6）：観光まちづくりガイドブック，p.5
[6] 例えば、前掲 1)や、西村幸夫編著(2009)：観光まちづくり，学芸出版社　など
[7] 財団法人アジア太平洋観光交流センター（2001.6）：観光まちづくりガイドブック，p.5
[8] 真板・比田井・高梨(2010)：日本型エコツーリズムとはなにか　宝探しから持続可能な地域づくりへ，p.12，学芸出版社
[9] 西村幸夫編著(2009)：観光まちづくり，p.11，学芸出版社
[10] 十代田朗編著(2010)：観光まちづくりのマーケティング，p.14-15，学芸出版社
[11] 松田陽(2020)：「文化財の活用」の曖昧さと柔軟さ，國學院大學研究開発推進機構学術資料センター編『文化財の活用とは何か』，pp.115-125，六一書房
[12] 河島伸子・小林真理・土屋正臣(2020)：はじめに，『新時代のミュージアム　変わる文化政策と新たな期待』，p.ii，ミネルヴァ書房
[13] 河島伸子・小林真理・土屋正臣(2020)：ミュージアムを取り巻く環境変化，『新時代のミュージアム　変わる文化政策と新たな期待』，p.2-18，ミネルヴァ書房
[14] 文化庁(2012)：「歴史文化基本構想」策定ハンドブック，p.2
[15] 文化庁(2012)：「歴史文化基本構想」策定ハンドブック，p.2
[16] 文化庁(2012)：「歴史文化基本構想」策定ハンドブック，p.28
[17] 加藤幸治: 文化遺産シェア時代, p.4，社会評論社, 2018
[18] 佐藤滋(2004)：「まちづくりを学ぶ」ということ，『まちづくり教科書第 6 巻　まちづくり学習』，日本建築学会編，p.2-7，丸善
[19] 日本建築学会編(2004)：「まちづくり学習」から「まちづくり」へ，『まちづくり教科書第 6 巻　まちづくり学習』，p.58-68，丸善
[20] 津々見崇・渡邉貴介・村田尚生・羽生冬佳(2001)：東京都における小学校の社会科副読本に見られる都市及び都市計画に関する教育内容の分析，都市計画，Vol.234，pp.59-67
[21] 津々見崇・田平優友・十代田朗(2002)：農村部の小学校における「むら」及び「むらづくり」に関する学習内容の現状分析-新潟県農村部のケーススタディ-,都市計画論文集, Vol. 37, pp. 427-432
[22] 寺本潔(2015)：沖縄県の小学校における観光基礎教育の授業モデル構築と教材開発の研究，玉川大学教育学部紀要『論叢』，Vol.2014，pp.73-85
[23] 津々見崇(2016)：観光まちづくり学習：現代的意義の再考と課題の検討，観光研究，27(2)，pp.28-33
[24] 玉野和志(2009)：ふつうの町の景観はなぜかけがえのないものなのかーその社会学的な説明と背景、都市計画 58(1), pp.31-34
[25] ディーン・マキャーネル著・安村克己他訳(1999;2012)：ザ・ツーリスト―高度近代社会の構造分析―，p.47-52，学文社
[26] ジョン・アーリ著・加太宏邦訳（1990;1995）：観光のまなざし，法政大学出版局
[27] Judith Adler(1989)：Origins of Sightseeing，Annals of Tourism Research, Vol.16, pp.7-29
[28] 溝尾良隆(2009)：観光資源と観光地の定義，観光学全集第 1 巻　観光学の基礎，pp.43-57，原書房
[29] 財団法人アジア太平洋観光交流センター（2001.6）：観光まちづくりガイドブック，p.5
[30] 西村幸夫(2018)，文化・観光論ノート：歴史まちづくり・景観整備，鹿島出版会
[31] 敷田麻実・森重昌之(2011)：地域資源を守っていかすエコツーリズム；人と自然の共生システム，pp.16-28，講談社
[32] 敷田麻実・森重昌之(2011)：地域資源を守っていかすエコツーリズム；人と自然の共生システム，pp.39-41，講談社
[33] 日本建築学会編(2004)：まちづくりの方法；まちづくり教科書第一巻，丸善出版
[34] 佐藤滋(2017)：まちづくりのこれまでと、これから，『まちづくり教書』，p.10，鹿島出版会
[35] 内田奈芳美(2017)：まちづくりの国際的潮流と「価値」，『まちづくり教書』，p.43-44，鹿島出版会
[36] 真野洋介(2017)：ローカルイニシアティブからアセンブルへ，『まちづくり教書』，p.67-82，鹿島出版会
[37] 寺本潔著，延藤安弘とまちづくり大楽編(2006)：タンケン・ハッケン・ホットケン―地域を学び舎にするまち育て表現学習―，私からはじまるまち育て　〈つながり〉のデザイン 10 の極意，風媒社，pp.70-73;88-89
[38] 吉田宗人(2015.4)：地域文化資源の保全・活用施策の変遷，特集　都市のリジェネレーション―地域文化資源の発見・保存・再生をつなぐ―，都市計画，Vol.314，pp.14-17
[39] 新井重三(1997.7): エコミュージアム実践序論、日本エコミュージアム研究会編「エコミュージアム・理念と活動―世界と日本の最新事例集―」，牧野出版, pp.7-24
[40] 西山徳明(2012.7)：文化資源からはじまる歴史文化まちづくり（特集・文化資源マネジメントとまちづくり）、季刊ま

ちづくり、35 号、学芸出版社, pp.4-16
[41] 村上佳代・西山徳明(2015.10): 国際協力を通じたエコミュージアム観光開発技術による文化資源マネジメントの試みに関する研究―山口県萩市とヨルダン・ハシミテ王国サルト市を事例として―, 都市計画論文集, Vol.50, No.3, pp.1188-1195
[42] 村上佳代(2012.7): 文化資源マネジメントとまちづくり（特集・文化資源マネジメントとまちづくり）, 季刊まちづくり, 35 号, 学芸出版社, pp.24-30
[43] 村上佳代(2012.7): 文化資源マネジメントとまちづくり（特集・文化資源マネジメントとまちづくり）, 季刊まちづくり, 35 号, 学芸出版社, pp.24-30
[44] 石川宏之・高見沢実・小林重敬(2007)：地域振興に地域遺産を活かすためのミュージアム活動によるエリアマネジメントに関する研究―英国におけるアイアンブリッジ渓谷ミュージアム・トラストを事例として―, 都市計画論文集, Vol.42, No.3, pp.883-888
[45] 北沢猛(2007.7)：地域遺産＝ヘリテージは地域再生の源である, 季刊まちづくり 15, pp.14-19
[46] 後藤治(2007.7), ＮＰＯの活動に地域資源が果たす役割＝特集「地域遺産」とまちづくり, 季刊まちづくり, Vol.15, pp.58-61
[47] 西山徳明(2007), 文化遺産からはじまるまちづくり＝特集・「地域遺産」とまちづくり, 季刊まちづくり, Vol.15, pp.65-68
[48] 白神博昭・西山徳明(2003), 「「空間文化財」の位置付けと抽出に関する研究―太宰府市における「空間文化財」に関する研究　その１―」, 日本建築学会大会学術講演梗概集 2003, pp383-pp384
[49] 小川勝也・西山徳明・白神博昭(2003), 「地域コンテクストに基づく農村集落の景観分析に関する研究―大宰府市における「空間文化財」に関する研究　その２―」, 日本建築学会大会学術講演梗概集 2003, pp385-386
[50] 姉川泰久・西山徳明・白神博昭(2005), 「新たな文化財「大宰府市民遺産」に関する研究―大宰府市における「空間文化財」に関する研究　その３―」, 日本建築学会学術講演梗概集 2005, pp367-368
[51] 白神博昭・西山徳明・姉川泰久(2005), 「文化遺産マネジメントによるまちづくりに関する研究―大宰府市における「空間文化財」に関する研究　その４―」, 日本建築学会学術講演梗概集 2005, pp369-370
[52] 武藤亜弓・西山徳明(2010), 「文化遺産を活用した官民協同によるまちづくりの可能性―福岡県大宰府市を事例として―」, 日本建築学会九州支部研究報告 2010, pp409-412
[53] 金井萬造・峯俊智穂(2010), 「地域遺産を保全・活用した地域観光振興の取り組み方式の研究」, 日本観光研究学会第 25 回全国論文集(2010 年 12 月), pp61-64
[54] 馬場憲一(2013)：地域主権実現のための自治体文化財政策について, 現代福祉研究, Vol.13, pp.1-22
[55] 山川志典(2014), 「地域社会による「地域遺産」の保存と活用―岩手県遠野市を事例として―」, 筑波大学世界遺産専攻学位論文梗概集 2014, pp.61-66
[56] 山川志典・伊藤弘・武正憲(2017), 「「地域遺産制度」の実態と成果」, ランドスケープ研究, Vol.80 No.5, pp.537-540
[57] 山川志典・伊藤弘(2017), 「住民団体と地域遺産制度への取り組みの関係―岩手県遠野市遠野遺産認定制度を事例として―」, 都市計画論文集, Vol.52 No.3, pp.1206-1211
[58] 佐藤宏樹・松井大輔(2019)： 歴史まちづくりにおける地域遺産調査の活用に関する研究―日本ナショナルトラストによる観光資源保護調査を対象として―, 都市計画論文集, Vol.54, No.3, pp.953-959
[59] 小栗有子(2013.12)：「奄美遺産」の地元学的展開の提案～その理由と目的～、鹿児島大学生涯学習教育研究センター年報、第 10 号, pp.1-10
[60] 清瀬正太郎・十代田朗・津々見崇(2021.6)：奄美大島における観光イメージおよび観光活動の変遷と宿泊施設の関係, 日本建築学会計画系論文集, Vol. 86, No. 784, pp.1704-1714
[61] 文部科学省（2011. 3. 7）：科学技術・学術審議会資源調査分科会（第 28 回）配布資料
[62] 溝尾義隆編著（2009）、観光学の基礎、観光学全集第 1 巻、原書房, p. 43
[63] 国土交通省・観光庁(2010.3)：地域の観光振興のための地域遺産の管理・活用状況調査等事業＜報告書＞, p.7

2 章

観光まちづくりの段階論にみる
地域遺産マネジメントの取組みの位置付け

2-1.　はじめに

(1) 本章の目的

３章以降の実証分析に入る前に、２章では観光まちづくりに係る各分野の代表的な文献をサーベイし、各文献が示す観光まちづくり論における取組みや観光資源化に関して、以下の二点を目的として研究を行う。

① 「観光まちづくり論」「エコツーリズム論」等ではどのような段階を経て、地域に観光客を迎え入れる体制を構築すると主張しているのか？を、地域遺産マネジメントの６段階と対照させながら考察する
② 「観光まちづくり論」「エコツーリズム論」では、地域資源を観光資源にする（用いる）のに際し、《地域資源からどうやって活用資源を選ぶのか？》《地域資源をどのようにして観光資源化するか？》についての記述を整理し、その要点を考察する

(2) 分析の枠組み

地域遺産成立システムは１章で定義した通り、西山[1]による「文化資源産マネジメント」の構造を参考にしている。西山は文化資源の「発見・調査・評価・保存・保全・再生・創造・維持・継承・活用といったサイクル、及びその監視」を「文化資源マネジメント」と呼んでおり、本研究の地域遺産成立システムでは、〔I.発見・調査〕〔II.評価・認定〕〔III.保存・再生〕〔IV.継承〕〔V.活用〕〔VI.監視〕の「地域遺産マネジメント」の６段階に区分した（表 2-1）。その上で地域遺産【発見・評価】の仕組み（地域資源の発見・調査、評価・認定）と地域遺産選定による成果を用いた【保存・活用】の仕組み（保存・再生、継承、活用、監視）に大分した。

本章ではこうした各段階における取組みについて、観光まちづくりに係る文献で示される観光まちづくりの段階や取組み体系の中でどのような段階で登場し、またどう定義されているかを明らかにする。但し本章においては「観光まちづくりの段階論」を分析対象としたため、観光活用や観光商品化の取組みは〔V.活用〕に該当するものとして扱った。地域資源を観光資源化して活用する取組みを超え、第三者による活用や観光以外の分野も含めた活用、対象となる地域資源以外の新たな資源の創出等に関するものは〔地域遺産発展システム〕への展開として取り扱っている。

表 2-1　地域遺産成立システムと地域遺産マネジメントの６段階（分析の枠組み）

プロセスの大区分		地域遺産マネジメントの６段階*	
地域遺産成立システム	地域遺産の【発見・評価】の仕組み（狭義の地域遺産活動）	I. 発見・調査	文化資源の発見・発掘・調査・登録
		II.評価・認定	文化資源の評価・リスト掲載・地域遺産認定
	選定による成果を用いた地域遺産の【保存・活用】の仕組み	III.保存・再生	文化資源の保存・保全・維持、再生・創造
		IV.継承	文化遺産の周知・継承・学習・情報発信
		V.活用	文化遺産の展示と誘導、解説、参加、利用環境整備
		VI.監視	上記サイクルの監視（モニタリング）

2-2.　観光まちづくり論（総論）

■資源の持続性確保

「観光まちづくり」を最も早い時期（2000 年）に定義し解説したのは、APTEC 観光まちづくり研究会（主査 : 西村幸夫東京大学教授（当時））による『観光まちづくりガイドブック　地域づくりの新しい考え方～「観光まちづくり」実践のために [2]』である。同書では、「観光まちづくり」を「地域が主体となって、自然、文化、歴史、産業、人材など、地域のあらゆる資源を生かすことによって、交流を振興し、活力あふれるまちを実現するための活動」と定義し、①地域主体、②広汎な地域資源への着目、③交流振興、④まちの活力、といったキーワードを読み取ることができる。

同書では「観光まちづくりに必要な取組み」として、「1)まちづくり機運の醸成」「2)定住環境・資源・来訪者満足度　それぞれの持続性の確保」「3)定住環境・資源・来訪者満足度を調和させる仕組みの創出」の３つの柱が示された（表 2-2）。そのうち出発点とされているのは 1)であるが、組織育成や協働体制づくりといった体制づくりや、生涯学習講座やフォーラム・イベントといった市民への情報発信がその取組み例となる。〔地域遺産マネジメントの６段階〕に取り掛かる事前段階と捉えることができる。

表 2-2　観光まちづくりに必要な取組み（文献 2 より筆者作成）

1) まちづくり気運の醸成
→基本方針　①活動母体となる組織の育成
②行政の協働体制づくり
2) 定住環境・資源・来訪者満足度　それぞれの持続性の確保
→基本方針　①定住環境の持続性確保
②資源の持続性確保
・資源の発見・再認識
・資源価値の向上
・利用と保全の調和
③来訪者満足度の持続性の確保
3) 定住環境・資源・来訪者満足度を調和させる仕組みの創出
→基本方針　①情報の共有と協働態勢の整備
②利益を還元する仕組みづくり
③モニタリング結果の反映

〔地域遺産マネジメントの６段階〕に関係するものは主に 2)の「基本方針②資源の持続性の確保」に関する取組みであり、《資源の発見・再認識》《資源価値の向上》《利用と保全の調和》を取組方針として示している。その取組みの具体例として示された内容は表 2-3 の通りである。

《資源の発見・再認識》は「資源の発見」「資源の学習・情報交換」を含み、これらは〔地域遺産マネジメント〕の〔I.発見・調査〕に相当する。また「ガイド・案内等の充実」も想定されており、これは〔IV.継承〕〔V.活用〕に相当する取組みだといえる。但し、観光まちづくりに用いる資源の選定を行うことについては明示的でない。

《資源価値の向上》は、実際の観光資源化と運用、また周知宣伝に関する取り組みが示されている。イベント等の「ソフト施策」、まちなみ・景観の向上、特産品開発、体験やエクスカーションのメニュー充実、イメージアップ戦略など、多岐にわたる。これは対象となる地域資源の抽出と価値整理が一通り行われた後に取組まれる内容であることから、〔地域遺産マネジメント〕の〔V.活用〕や〔地域遺産発展システム〕に主に位置付けることができる。一部、「地域の資源に関連したシンポジウム・フォーラムの開催」「イメージアッ

プ、アイデンティティの確立」が取り組み例として示されているが、これらは〔IV.継承〕としての意義も含んでいるといえる。

《利用と保全の調和》は、「貴重な資源の保全」として文化財指定や世界遺産登録が示されていることから、〔II.評価・認定〕の作業を含むとともに〔III.保存・再生〕の取り組みだと言える。また、「資源の状態の把握」としてパトロールや情報集約を行うとされていることから、これに〔IV.監視〕が相当すると考えられる。

表 2-3　「②資源の持続性確保」に関する取組み方針と取組み例（出典：文献 2）

取組み方針	チェック項目	取組みのヒント（具体例）
資源の発見・再認識	資源の発見	地域に存在する有形、無形の文化財の確認／地域の集客施設／資源発見ワークショップの開催／外部専門家による評価、専門家との意見交換／先進地域の視察
	資源の学習・情報交換	地域の歴史、文化、自然環境などに関する研究会／歴史探訪ツアー／エコツアー／専門家の招聘／データベースの作成
	ガイド・案内等の充実	標識、サインの整備／ガイドブック等の作成／ボランティアガイドの育成／博物館、美術館の整備
資源価値の向上	地域の資源を生かしたソフト施策の充実	映画祭、演劇祭、音楽祭／地域の資源に関連したシンポジウム・フォーラムの開催／地域の資源を生かしたサミット会議の開催
	まちなみ、景観の向上、建物の復元	歴史的まちなみの保全／統一的なまちなみの創造／里山・棚田の保全／ライトアップ／歴史的建造物の復元
	特産品・地域の味の開発	農産品、工芸品、美術品、レストラン・小料理屋
	時間の過ごし方、遊び方の提案	エクスカーションツアーの充実（広域観光ルートの整備）／自然体験型観光（キャンプ場、カヌー、ヨット、ウィンドサーフィンなど）／文化体験型観光（ガラス工房、陶芸教室など）
	イメージアップ、アイデンティティの確立	地域のキャッチフレーズづくり／地域CIの開発
利用と保全の調和	貴重な資源の保全	文化財としての指定／世界遺産としての登録／入り込み制限／開発規制
	保全に配慮した利用	計画アセスメントの実施／ゾーニング（保全地区と活用地区の区分）／入り込み客数のコントロール
	資源の状態の把握	定期的なパトロール／関連情報の集約化

なお、『観光まちづくりガイドブック』で示された観光まちづくりの取組み内容において〔地域遺産成立システム〕に相当するものは「2)定住環境・資源・来訪者満足度　それぞれの持続性の確保」でのみ見られ、「1)まちづくり機運の醸成」「3)定住環境・資源・来訪者満足度を調和させる仕組み」は地域遺産そのものの取組みに相当しているとは見受けられない。従って、〔地域遺産成立システム〕はあくまで特に「地域資源」に焦点を当てた、観光まちづくりの一部分である。上記 3)では「観光収入による保全資金の確保」にも言及しているが、これは〔地域遺産発展システム〕が構築され、保全を含む地域遺産活動の充実へ還元される状態と同義だと理解できる。

また、地域の資源を観光に活用することに関し、上述のように《資源価値の向上》として観光資源化・観光商品化の事例は示されているものの、地域資源が観光対象としての価値をどのように形成し充実させることができるかについては明示的に示されていない。

■まちづくりの段階との対照

APTEC『観光まちづくりガイドブック』での概念整理等を発展させ、研究会主査の西村を編著者として文献『観光まちづくり　まち自慢からはじまる地域マネジメント』が 2009 年に刊行された。その中において観光まちづくり論を展開する上で、「市民がまちづくりを進めるうえでの一般的な段階」を示したのが岡崎・梅宮 [3]である。「知る段階」「活かす段階」「広げる段階」の３ステップに分け、それぞれの段階で行われる取組みを整理している（表 2-4）。

表 2-4　まちづくりの段階と取組み（文献 3 より筆者作成）

段階	取組み
知る段階	住民が地域資源を認識、発掘
活かす段階	地域資源を保全し、活用する
広げる段階	個々の地域の枠を超えた広域的な取組の展開

「知る段階」の手法としては、組織づくり、地域資源のマップ作成、まち歩き・ボランティアガイド等を挙げ、「住民が地域資源を認識、発掘する」ことが行われると述べている。続いて「活かす段階」では、まちづくりイベントやまちの拠点としての建物公開、住民憲章やガイドライン等のルールづくりを例示し、「地域資源を保全し活用する」段階だとしている。そして「広げる段階」では、地域内連携、広域組織の形成、交流イベント等を手法として「個々の地域の枠を超えた広域的な取組の展開」が行われるに至る、と述べている。

各々の段階での成果の性質が異なっていると見受けられるが、「知る段階」は〔地域遺産成立システム〕の〔I.発見・調査〕が行われたうえで、マップの掲載資源を選別するという点において〔II.評価・認定〕が行われ、観光客を案内する〔V.活用〕に相当するといえる。「活かす段階」はまさしく〔V.活用〕を意味するが、それと同時に〔III.保存・再生〕や地域内での〔IV.継承〕も達成目標としていると考えられる。一方「広げる段階」については〔地域遺産成立システム〕ではなく、成果を【接続】し〔地域遺産発展システム〕へ展開して行われていると解釈することが妥当だと思われる。

○地域資源・地域遺産の観光資源化

同書において羽田 [4]は「観光地のマーケティング」の概念を挙げ、地域が集客を実現するための要点として、①観光まちづくりのテーマ（コンセプト）に基づき、どのような観光客を受け入れることを想定すること、②観光利用のコントロール、の２つが大事だと述べている。つまり、無尽蔵に不特定な観光客への地域資源の開放を行うのではなく、観光利用できる地域資源の内容や量を設定し、それに見合う観光客セグメントを想定して誘客することの重要性を指摘している。セグメントの想定は、好まれる観光資源が消費者の性別、年代、居住地、旅行形態等に影響されることを考慮して行われ、宣伝・PR の方法も変わってくるとしている。

その対応策の一つとして羽田が挙げているのが「着地型旅行商品」への地域の取組みである。地域側（着地側）で開発・提供する旅行商品であり、地域側が観光客セグメントを想定し、対応する観光資源を地域資源の中から組合せ、地域の様々な主体と連携することで見学や体験、交流を実現する旅行ツアー商品を、地域側の主体によって販売及び催行するのが「着地型旅行商品」である。上記で羽田が挙げた①②の要点を満たす手法として、2007 年から制度的に可能となった[注1]。

[注1] 旅行業法の改正により第３種旅行業制度が創設され、地域が地元で行う旅行ツアー商品の造成・販売・催行が容易になったことによる。

この「着地型旅行商品」という仕組みを通じて、地域資源の観光資源化を図ることが可能であるが、羽田はその開発におけるキーポイントを表 2-5 の５点に整理している。このうち「(a)ストーリーを持たせた「編集・演出」作業」については、地域遺産マネジメントの〔I.発見・調査〕において地域資源の掘り起こしを行い、対象資源について詳しく調べ、〔II.評価・認定〕において価値を整理することで遺産としてストーリー化する取組みを行うことで、観光資源化の基礎固めに対応することが可能だと思われる。「(b)組み立て加工型（プログラム制作型）」はツアー商品の造成（組み立て加工）という点で、「(c)魅力を伝えるガイドの介在」は観光客への情報発信という点で〔V.活用〕に相当すると考えられる。そして、「(d)地域のあらゆる主体が事業の担い手」「(e)魅力ある地域づくりへと結び付ける視点」については主体が多様化し、地域づくりとして行われる領域であることから、〔地域遺産発展システム〕へ展開した取組みとみることができる。

表 2-5　着地型旅行商品開発のキーポイント（文献 4 をもとに筆者作成）

キーポイント	説明
(a) ストーリーを持たせた「編集・演出」作業の重要性	地域資源をきめ細かく掘り起こし、それらをつなぎ合わせる
(b) 組み立て加工型（プログラム制作型）	自然景観や歴史資源という素材を単に見てもらうだけの「素材提供型」だった旧来の観光との相違
(c) 魅力を伝えるガイドの介在が大きな意味	地域の人的資源を活用したガイドの育成・確保が不可欠の要件
(d) 地域のあらゆる主体が事業の担い手	観光事業者に留まらず、一般企業、市民、NPO 等の市民団体、農漁業者等が参画し主体となる可能性
(e) 魅力ある地域づくりへと結びつける視点が不可欠	観光ビジネスの活性化という視点に留まらない

〇観光地の持続的発展に向けた観光イノベーションにおける取組み

次に梅川[5]は同書において、より幅広い「観光イノベーション」という概念を用いて「観光構造の改革」を観光地の持続的な発展のために実施することを説いている。概要は表 2-6 の通りである。

表 2-6　観光イノベーションの要点（梅川[5]をもとに筆者作成）

要点	説明
ア）　資源の棚卸と磨き上げ	人的資源を含めた地域資源を見直し、磨きを掛ける（育成する）
イ）　ポテンシャル評価	立地と資源性を再評価して、自らの観光地としてのポテンシャルとターゲットを明確にする
ウ）　ビジョンの策定と共有	地域の将来ビジョンを、住民とともに策定し、地域が共有する
エ）　適正容量の把握・維持	在庫過剰な宿泊施設や観光施設をニーズにあわせてリニューアルする
オ）　マーケティング	観光統計の充実を図り、マーケティング機能を強化する
カ）　IT 活用	IT や各種メディアの活用など、個人客への情報提供手法の確立
キ）　多様な地域資源の商品化	地域資源の活用、ガイドによる価値付け、商品化に、地域として取組む
ク）　多様な主体の参画	地域住民の観光に対する意識を変え、まちづくりに積極的に取り組む
ケ）　推進体制の充実と役割分担	観光推進組織や体制を変え、官民の役割分担の明確化
コ）　広域連携	広域的な連携・補完の関係を検討

このうちア）では、「地域資源の見直し」「地域資源を磨きあげる」といったことが示されているが、これは羽田が示した(a)(b)に近く、〔I.発見・調査〕〔II.評価・認定〕で一定程度対応が可能である。イ）でいう「資源性の評価」は、地域資源としての評価（II.評価・認定）というよりは観光資源としての評価で地域遺産とは異なるが、取組みの性質としては〔II.評価・認定〕に相当する。キ）では地域資源を観光商品化することを提

唱しているが、その前提はア）の資源の抽出・育成であり、さらに地元のガイドが案内することによる価値付けで商品として成立させることを狙うものであり、案内のための情報は地域遺産成立システムを通じて蓄積することが可能である。

その一方で窪田[6]は「まちづくりの側が、たとえ、ある種の合意に基づいて「私たちのもの[注2]」として地域社会に存在する資源を重視したまちづくりを展開しようとも、それを受け取った観光客にその解釈は開かれている」と述べ、「観光は個人の内面に対して作用する力を持っているものの、どのような作用をするかを押し付けないところに魅力がある」としている。つまり、地域資源を掘り起こして地域遺産とし、観光資源として磨きあげることを完遂したとしても、観光客から真の観光対象として扱われるかは不確定である。逆に地域側が観光資源と位置付けていなくても観光客が発見し、観光対象として楽しむ地域資源が存在しうるが、それを地域が再解釈して重要視するかどうかは別の判断となる。なぜなら、地域にとって望ましくない観光資源に観光客が群がることもあるからである（例えば、ダークツーリズムに対する評価は立場によって分かれがちである）。

以上の言説から、地域資源をマーケティングやイノベーションを通じて観光資源化する手法は、地域資源の掘り起こしやストーリー化といった“磨き上げ”、観光利用のコントロールとマーケットセグメントの想定を通じた適切な PR、ガイドによる観光体験の価値付けなどが想定され、こうした取り組みを試みること自体は〔地域遺産成立システム〕から観光振興へ【接続】し展開する際には、有効だろう。但し、それを真に観光資源として観光客が受け入れるかは究極的には観光客個人々々の判断に委ねられ、地域側が「決定」することは不可能であることが、観光の本質といえる。

このような状況を受け、窪田は「様々な個人が一つの史実をめぐり様々な記憶を有しているという状況を、社会が共有していく必要がある」という。そして記憶は現在との関係の中で、つねにダイナミックに変化していくものと窪田は捉えており、社会の記憶を蓄える都市空間の重要性を主張する。つまり、地域内での様々な記憶が存在することを認めるのに加え、地域側が観光客にとっての観光資源の価値を「決定」しそれを観光客が受容するよう過剰に演出することは、地域側の認識の表明であると同時に地域遺産の観光活用として表層的な行為となる危険性を孕むことに留意する必要がある。「より真正な地域の姿」としての地域遺産を的確に説明し、地域側が見せようとする「価値」は確定的なものではなく解釈の一側面との前提で発信すること、さらに観光客による価値の解釈もまた、その後の社会の記憶として蓄積される可能性を否定しない、“寛容な観光の姿”が求められているのかもしれない。過去のマス・ツーリズムでは、観光地域側が、いや、発地側の旅行代理業者やメディアが価値を断定してくれて、それを観光客は気楽に受容するスタイルだった。しかし“寛容な観光の姿”の成立によって、地域遺産に対する感想や解釈についての意見が自由に交わされ、新たな解釈や価値整理に繋がり、地域資源の新たな価値の創出に貢献することも期待できるのではないだろうか。

注2 窪田は近江八幡市長を務めた川端五兵衛氏の言を引き、「無関心から始まって→1.うちの景観という景観の意識化→2.客観的な風景の把握→3.この景色はみんなのもの→4.この景色はわたしのもの→5.この景色は私たちのもの、という景観認識の５段階論」から、「私たちのもの」を景観認識の究極的段階を示す表現として用いている。究極的段階は、対象となる景観の認知・理解と、個人からの評価（個人的価値）及びコミュニティからの評価（社会的価値）、並びに評価の共有を全て経過した状態だと解釈できる。

2-3.　エコツーリズム論

次に、エコツーリズム論における段階論をみてゆく。

敷田[7]によれば、エコツーリズムとは「自然環境への負荷を最小限にしながらそれを体験・学習し、目的地である地域に対して何らかの利益や貢献のあるツアーをつくり出し、実践する仕組みや考え方」と定義され、またエコツーリズム推進法でも「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」とされている。いずれにしても、自然環境や自然観光資源に焦点を当てているものであることが特徴である。

敷田は「エコツーリズムの推進モデル」を整理し、その各フェーズで取組まれるべき活動内容を示した[8]（表 2-7)。【フェーズ１】【フェーズ２】では動機付けや組織化が行われる。その後の【学習コア１】においてはチームでの組織的学習が行われ、「新たな知識を生み出すこと」に重点が置かれると述べている。その成果はエコツアープログラムが想定されている。

これらを〔地域遺産マネジメント〕と対照させて特徴を見る。【フェーズ１】では「地域内の関係者が自然環境の保全や利用を考え始め」るところからスタートするとされ、地域資源である自然環境の〔III.保存・再生〕や〔V.活用〕が念頭に置かれている。但し知識の不十分さから「地域の自然環境を調査し始め」るとされており、〔I.発見・調査〕に取組まれることになる。対象となる自然環境は破壊や地域外からの高い評価によって対象化すると述べられており、〔II.評価・認定〕が部分的に行われていることになる。

【学習コア１】ではエコツアープログラムの造成を成果とする組織的学習による新たな知識を生み出すとされており、〔V.活用〕と捉えられる。続いて【フェーズ３】ではエコツアープログラムが実施されることで引き続き〔V. 活用〕に取組まれる。

これらの営為に対して【フェーズ４】では参加したエコツーリストによる評価を受けることになるが、これは地域遺産マネジメントの段階から接続した、〔地域遺産発展システム〕に相当する取組みだと言える。さらにその後、外部者であるエコツーリストが地域の観光まちづくりに加担する事前段階の【学習コア２】も〔地域遺産発展システム〕にあてはまるだろう。

表 2-7　エコツーリズムの推進のサーキットモデルの各フェーズ（文献 7 を元に筆者作成）

フェーズ	取り組み内容
【フェーズ1】 表明	地域内で関係者たちが自分の主張や思いを表明し、何らかの動きを始める。その行動の中で気づきが起こる。
【フェーズ2】 ネットワークと協働	地域の自然環境に思いを持つ関係者が共有しネットワークをつくる。目標づくり、組織化（研究会等）
【学習コア1】 つくり出す学習	関係者が持つ知識や特技を共有し、新たな発想や別の知識が創発される。理解よりも新たな知識を生みだす組織的学習。学習会の成果としてエコツアープログラムができる。
【フェーズ3】 実施	エコツアープログラムの実行、エコツアーのパンフレット等の素材を用いたPR・広報・発信、エコツアーガイドによる地域自然環境の価値と保全の努力の表現が行われる。
【フェーズ4】 エコツーリストによる評価	（エコツーリストが地域の自然環境とそれを保全しようとする地域側の姿勢を評価）
【学習コア2】 共感し理解する学習	エコツーリストが新たな関係者として、地域の思い・メッセージを理解する学習。域外客がツアーガイドや運営側に加入する準備段階。
サーキットを回し続ける	プロセスを繰り返してサイクル化し、スパイラル状にレベルアップさせる

○「エコツアーづくりの基本工程」にみる地域資源の観光資源化

上記のエコツーリズム全体の推進過程のうち、エコツアーの造成作業自体について、さらに詳細に解説されている。地域遺産のコンセプトに沿う「地域に自然環境やアクティビティなどが存在し、どんな人に来てほしいかを考える場合（シーズからのスタート）」のエコツアーづくりについて、以下では見ていく。

表 2-8　エコツアーづくりの基本工程と〔地域遺産成立・発展システム〕の対応（文献 7 より筆者作成）

工程	内容	地域遺産成立・発展システム
1.スタートの確認	ニーズ指向型／シーズ指向型 →地域遺産はシーズ指向型	（事前検討）
2.参加者の絞り込み、参加者ニーズから地域資源の選別	ニーズ指向）参加者の想定から地域資源を選定 シーズ指向）想定参加者の絞り込み、顧客のテイスト特定、メディア露出度の分析	
3.エコツーリストからも地域情報を収集する	ミニコミ誌、メーリングリスト、SNS、雑記帳などの口コミ情報を収集	〔I.発見・調査〕
4.現地に出向いての資源調査	現地で情報に詳しそうな組織・施設・人々、地域文献資料から情報収集し、いくつかはフィールド調査で実際に現地を見て、資源をピックアップする。	
5.地域資源の評価、分類・整理	専門家や地域住民の話から資源の「環境容量（人数、時間、時期）」の評価。ツアー行程中の目的地・季節・活動場所・体験活動・宿泊・スタッフ・目的といった資源カードを作成し内容分析。	〔II.評価・認定〕
6.つくり手の思いとコンセプトの整理	資源カードにまとめられた地域資源を組み合わせ、エコツアーのプログラムを作成する。その際、つくり手である地域住民の「思い」を整理し、地域資源・地域の状況を踏まえ、参加者の「知りたいコト、好きなこと、必要としていること」を総合して、エコツアーのコンセプトを作成する。	
7.プログラムを組み合わせたルート化	制限要素（季節、日程、滞在日数、移動距離・時間、移動手段、予算等）を加味してルート作成	地域遺産発展システム
8.予算と地域への貢献度評価	参加費の決定（学習効果・満足度、地域への影響、定員、最少催行人数、参加者個人にかかる経費、人件費・交通費、諸経費）	
9.参加者と地域内に向けての広報	案内書・スケジュール表を作成しマーケットに広報する。パンフや案内書を地域関係者へ提示し、地域内向け・地元メディア向けの広報を行う。	
10.評価と成果の還元	アンケートや観察調査、専門家評価によるモニタリングを実施し、エコツアーの評価を行い、報告会・報告書で地域内での共有を図る。	

表 2-8 を見ると、エコツアーづくりでは「エコツアーを造成し、観光活用する」という目的が明白であることから、10 の工程のうち 7.～9.は〔V.活用〕の取組みになり、「10.評価と成果の還元」は〔地域遺産発展システム〕へと展開しているといえる。一方、「1. スタートの確認」「2.参加者の絞り込み、参加者ニーズから地域資源の選別」は旅行商品として顧客を想定する取組みであり、地域資源を発見・評価する〔地域遺産マネジメント〕の事前検討に相当する。従って、3.～6.が〔地域遺産マネジメント〕の取組みに相当し、3.、4.と 5.の一部は地域資源の情報収集と分類整理であることから〔I.発見・調査〕に、5.の一部と 6.は地域資源のツアープログラムとしての適正の評価や地域住民の思い＝価値の整理であることから〔II.評価・認定〕に対応していると言えるだろう。

この中で、地域資源・地域遺産を観光資源化する方法としては、参加者、すなわち観光客の「知りたいコト、好きなこと、必要としていること」をツアーのコンセプトに加味すること、ツアー参加による観光客の学習効果や満足度等に見合う参加費の設定をすること、ツアーの PR を地域内外に行うこと、等が示されている。

■日本型エコツーリズムの提唱と「宝探し」

上記に対し、「日本型エコツーリズム」と銘打ち、自然環境資源のみを軸とするのではなく、地域の自然・人文社会環境を包括的に扱うエコツーリズムを提唱する研究者に真板がいる。真板 [9]は日本の自然の多くは「二次的自然」であり、「生産と生活の場として、人との関わりのなかで持続的に利用され、自然と関わる生活文化が形成されてきた」と述べ、こうした特性を基盤に、「資源の保全と観光振興、地域振興の３つを達成しようというもの」が日本型エコツーリズムだとしている。

○エコツーリズムの資源の抽出

エコツーリズムには「その地域ならではの資源を把握すること」と「資源を活用して観光客を堪能させる地域主導のしくみづくりを行うこと」が必要であり、真板らは地域資源の把握作業を「宝探し」と称して活動してきた [10]。宝の価値の把握は、「科学的・学術的研究によって裏付けられた普遍的で抽象的な価値（科学知）」と「生活上での意味や歴史上での価値、地域の生活文化体系に位置づけられる価値（生活知）」の両視点から行われる必要があるとし、そのことが地域の個性・固有性の明確化と、修復・保存のための科学的価値評価や技術をもたらし、持続可能な地域づくりへと結びつく、と述べている。

こうした「地域主体の多様な資源の再発見」、すなわち「宝探し」の実施こそが多様な価値観を持つ観光客を受け入れる、魅力あるエコツーリズムの光の要だとし、以下の５つの分野にエコツーリズムの資源である「宝」があるのだと整理した。これらに当てはまる地域資源の情報をデータベースとしてまとめ、随時追加するようにして、活用可能な地域ナレッジとして形作ることが提唱されている。

５つの宝のフレーム：

① 自然の宝探し：共に生きる仲間探し
② 生活の知恵の宝探し：生きるための知恵の体系化
③ 歴史・文化の宝探し：先人の足跡をたどる
④ 産業の宝探し：外部世界への発信
⑤ 名人の宝探し：地域の知恵袋

○「宝探し」に始まる地域づくりの５段階

「日本型エコツーリズム」の理念・定義に照らし合わせると、「宝探し」の次には伝承や活用に向けた取組みが必要となる。真板は「宝探し」から地域づくりへ結びつけるための方法を「宝活用の５段階」（表 2-9）として整理している [11]。「宝興しの達成による地域の文化的・経済的活性化を目標年、そこに向かって宝の潜在力を引き出すことによって地域づくりの事業を推進していく過程」を表している。

表 2-9　宝探しから地域づくりへの５段階（出典：文献 11，p.127 に加筆）

段階		内容	地域遺産成立・発展システム
（探）	宝を探す	【資源調査】地域固有の自然、歴史、文化、産業、人などの資源を地域住民自身が発掘・再発見する	〔I.発見・調査〕
（磨）	宝を磨く	【宝の価値を知る】発掘・再発見された宝を保存・伝承・発展させるための活動	〔II.評価・認定〕 〔III.保存・再生〕
（誇）	宝を誇る	【地域に対する誇りの醸成】宝の価値を認識し、地域の中で価値認識を共有するための活動	〔IV.継承〕
（伝）	宝を伝える	【地域外の人との宝の価値の共有】地域の外に向かって、宝の魅力を情報発信していくための活動	〔V.活用〕 観光振興→地域遺産発展システム
（興）	宝を興す	【新たな宝の創造】宝を活用して産業に結び付けるための活動	

〔地域遺産マネジメント〕と比較した場合、まず、第 1 段階「宝を探す」は〔I.発見・調査〕と対応している。住民一人一人の地域再発見で得られた「自分にとって大切なもの、自慢できるもの、残したいもの、伝えたいもの」の価値を住民共通のものとして認めあっていく、「私の宝」と「みんなの宝」の相互作用が行われるとされ、〔II.評価・認定〕も部分的に行われる。

第 2 段階の「宝を磨く」は「宝をわかりやすく、理解しやすくする」作業を行うことであり、資源の価値の同定を行うと共に、地域住民間で認識を共有することが行われることから、〔II.評価・認定〕の段階である。加えて真板は、「地域住民の間で価値付けされてきた内容だけでなく、外部の専門家による科学的な視点で宝の価値評価を行い、新たな価値を知ること」、即ち「学術的あるいは科学的価値」をこの段階で知り、地域固有の宝の価値が持つ普遍性が明らかにされることが大切だと述べている。宝の修復もこの段階で行われるとされる。従って、客観的価値の〔II.評価・認定〕と、資源の〔III.保存・再生〕が行われている。

第 3 段階「宝を誇る」では、「地域の中で価値認識を共有するための活動」が行われるとされるが、真板の想定では「同じ地域に住む人々に、地域の宝を紹介し理解してもらうこと」を通じて共有してもらうことになっているため、「同じ地域に住む人々」は価値の調査や整理を行わないことから、ここでは〔II.評価・認定〕ではなく〔IV.継承〕と見なすことができる。

そして第 4 段階「宝を伝える」は、「地域外に向かって」情報発信すると述べていることから、マネジメントの〔V.活用〕、あるいは観光やブランディングへの〔地域遺産発展システム〕への「展開」であると考えられる。その際、第 3 段階で地域住民が共有するようになった価値認識をベースに、地域の外の人に対して交流を通じて「共感」へ発展させることが目的となる。方法は、イベント事業、エコツアー、観察会、ワークショップ、農作業体験、山村留学など多様な交流体験に加え、マップ・ガイドブック作成、ホームページ開設などもある。

最後に第 5 段階「宝を興す」は、産業を興し経済的な事業に結び付ける段階であるとされていることから、第 4 段階と同様に〔V.活用〕、あるいは観光まちづくり等への「展開」による〔地域遺産発展システム〕といえる。

なお地域資源・地域遺産を観光資源化するためには、「宝を伝える」における「共感」を生むための交流体験メニューやマップ・ガイド、HP 等のメディア作成が手法として提示されているが、具体的な地域資源・地域遺産のどのような魅力が観光魅力化しうるかについて詳細は示されていない。

2-4.　地域資源論

■観光振興を前提とした地域資源の抽出と評価

二瓶[12]は地域資源を「自然資源」と「人文資源」の２つに大分し、該当する小項目を表 2-10 のように示した。地域資源分類[注3]の大項目は自然・人文とオーソドックスであるが、小項目を見ると、自然資源には人の手の入った「二次資源」や「エネルギー資源」、人文資源には「歴史資源」「文化芸術資源」などの典型的な地域資源の他に人物に依存する「知的資源」や「サービス資源」、廃棄物が含まれる「循環資源」等も含まれており、そのままでは観光資源として活用するのが一般的でないもの・難しいものも少なからず含まれている。

表 2-10　地域資源分類の一覧表（二瓶が文献[13]を参考に作成）

大項目	小項目	細項目
自然資源	気候的資源	降水、光、温度、湿度、風、雪など
	地理的資源	地質（土壌）地勢、位置、秘境など
	原生資源	原生、自然草地、自生食物、自然護岸など
	二次資源	人工林、里山、農地、牧草地など
	動植物資源	野生動植物、身近な動植物など
	鉱物資源	化石、貴金属、鉱物各種など
	エネルギー資源	太陽光、風力、水力、木竹炭、地熱など
	水資源	河川、地下水、表流水、湧水、湖沼、海水など
	空間資源	風景、美的景観、滝、空、空気など
人文資源	歴史資源	遺跡、文化財、歴史的建造物、歴史的事件、歴史的人物など
	文化芸術資源	伝統文化、芸能、民話伝説、伝統的事件、習俗、方言など
	人工資源	家屋、街、道路、トンネル、ダム、運河、掘割など
	知的資源	伝統的技能、伝統的技術、高齢者、女性、子供など
	サービス資源	もてなし、人情、エンターテインメントなど
	情報資源	知恵（生活の知恵）、ノウハウ、発明、発見、電子情報など
	風土資源	農林水産物、同加工品、郷土料理など
	循環資源	家畜糞尿、生ゴミ、産業廃棄物など

これらの地域資源を発掘する基本的な手順について二瓶は表 2-11 の通り、《I.知る→II.掘り起こす→III.整理する》の３段階で整理している[14]。《II.掘り起こす》では、「観光振興」「産業振興」「文化振興」といったテーマを先に決め、それに適う地域資源のリストアップを行ったのち、何人かのグループで話しながらフィールドワークにて調査するとしている。従って、ここでの《I.知る》《II.掘り起こす》は〔I.発見・調査〕に相当し、《III.整理する》は〔II.評価・認定〕に当たる。これらは何らかのまちづくりへの【接続】による〔地域遺産発展システム〕への展開が前提となっている取組みとして示されているといえる。

フィールドワーク等で集められた情報は資源カードに整理され、資源評価が行われる。その評価基準（表 2-12）は、通常重視されがちな【優】（優秀）、【少】（希少）といった価値観による評価に加え、ありきたりだと思われている【凡】やネガティブに受け止められがちな【負】、一度は人が離れたり忘れられた【棄】、そしてまだ価値認識や活用が進んでいない【未】という評価軸についても、資源を測る際に用いることで、新しい視点での地域資源活用が実現しうると二瓶は述べている。

以上のプロセスを取りまとめる手段は「資源マップ」づくりによって行われる。

注3　三井情報開発総合研究所による分類がベースとなっている

表 2-11　地域資源発掘の基本手順（文献 12 を基に作成）

手順	活動	備考
I.知る （各地の事例研究と地元の歴史認識）	①全国の事例を学ぶ ②郷土楽習への取り組みをする（郷土史から郷土学へ） ③資源発掘の方法を学ぶ（楽しく、メモを取る等）	
II.掘り起こす （地域資源の価値の再発見）	①資源発掘の課題を検討する ②課題をもって地域資源を発掘する（フィールドワーク） ③お互い連携し、協力し、参加することで新しい発見をする	課題の設定方法についての言及なし
III.整理する （地域資源の体系化）	①資源カードづくり（地域資源の整理と整頓） ②資源評価シートづくり（地域資源の分類と評価一覧表） ③地域資源マップの作成（地域内の分布図）	地域資源分類×地域資源評価のマトリクス作成を推奨

表 2-12　地域資源の評価と内容（二瓶 [15]が文献 13 を参考に作成）

資源の評価	資源の内容
【優】の資源	国の重要文化財、世界遺産、名所旧跡、景勝地、偉人の出生地など
【少】の資源	伝統工芸、伝統芸術、天然記念物、希少動植物、和紙、和蠟燭など
【凡】の資源	水、ありきたりの樹木、身近な動植物、田園風景、溜池、地場産業、高齢者、子供、女性など
【負】の資源	豪雪、僻地、外来動植物、流木、生ゴミ、湿地、食品廃棄物、ごみ焼却場、汚染された土壌、杉花粉など
【棄】の資源	運河、里山、棚田、掘割、廃屋、空店舗、わら細工、粟稗、山野草、消滅芸能、風習、伝説・民話など
【未】の資源	海洋深層水、ホエールウオッチング、空気、音、あらたに発明・発見されたものなど

■内発的観光まちづくりにおける学習としての「気づき」

安福 [16]は「観光まちづくりにおいて重要なのは、地域資源が観光対象（観光資源）として返還され、価値付与が行われるその創出（生成）プロセスであり、そこにおける地域住民の関わりであろう」と述べ、「まちづくりというよりは観光振興に主眼が置かれ、地域の「観光地化」を目指す動きが活発化」している“観光まちづくり”の現状に警鐘を鳴らしている。

同書で岩崎 [17]は、「地域学とは「〔地域の〕学びから社会参加」に至るプロセス」という教育学者・廣瀬隆人の言を紹介し、「実際には気づきから動きへの飛躍は起こりにくい」という問題を指摘している。地域遺産を含む地域についての学びから、観光に限らず、まちづくりに実際に役立てるにはという命題を考えたとき、岩崎は従来地域学に外部者と内部者の協働による学びが導入されてきたことを示しながら、「外部者の視点の導入」を重視する。これら二つの視点の交錯については、以下のように述べている。

まず、①観光客のような外部者の場合、資源のもつ特殊性・特異性などによる驚きをもって諸事象を見て、「発見」からまず「関心」が生じる（気づき１）。その上で資源についての学びを深めると、地域資源間の空間的・時間的なつながりを知り、そこに表れる人々の苦労や手間暇を理解する「関係理解」に至り、「共感」が生まれる（気づき２）、というプロセスを経るという。

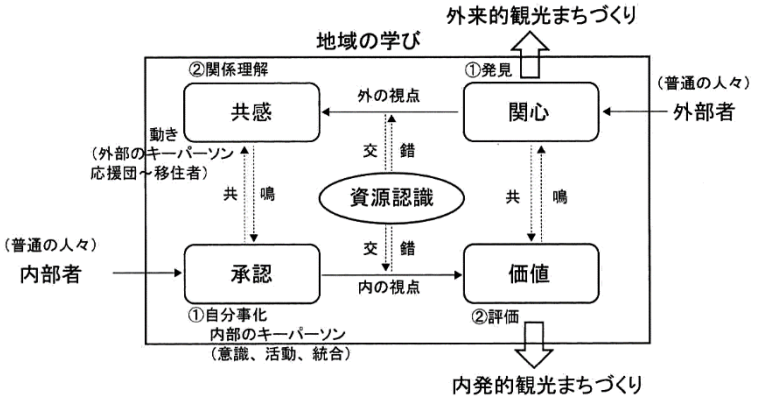

図 2-1　内外視点の交錯による二段階の「気づき」（文献 17, p. 41）

一方②住民たち内部者の場合、心理的に離れてしまった地域資源に対し、再び身近さを取り戻す「自分事化」がきっかけとなり、気づき１が起こるという。さらに資源について学びを深めることで「価値」を再発見する目が開かれ、無視や低評価だった地域資源を評価できるような認識転換（気づき２）が起こるという。特に「気づき２」には外部情報、即ち外部者の視線による刺激が大きな意味を持つと述べている。

このように②内部者の「気づき２」では「外部者の視点の導入」が地域学で学んだ地域資源をまちづくりの動きに発展させる上で効果が大きいことが説明されており、〔地域遺産マネジメント〕の成果を【接続】し、観光まちづくりへ「展開」していく中で、「外部者の視点の導入」が有意義であることを示唆している。「外部者の視点」は観光客との交流等によっても実現するが、〔地域遺産マネジメント〕の中で専門家との協働を行ったり、地域住民間での意見交換によっても地域社会内でのローカルな客観化が図られ、あらたな「気づき」が発生する可能性があると考えられる。

従って、フィールドワークやまち歩きなどによって地域資源について「内部者の気づき１」として〔I.発見・調査〕を行い、結果をまとめて終わるのではなく、そこでシンポジウムやワークショップ等での住民間での資源評価に関する議論が行われたり、専門家からの意見の聴取を行うことで、調査結果が保存・活用の仕組みに深化するような「内部者の気づき２」としての〔II.評価・認定〕が実現するものと考えられる。逆に考えると、議論や意見聴取を前提としない〔I.発見・調査〕は、単なる教養としての郷土学・地域学習に終わってしまうと推察される。

こうした地域の学びを通じた内発的観光まちづくりに際し住民の気づきを誘発する仕掛けとして岩崎は、別府市のハットウ・オンパクと共に「生涯学習としての観光まちづくり」を紹介しており、その詳細を福留の論考に依拠している。そこで次に、社会教育・学校教育における地域学習を通じた、観光まちづくりに向けた住民の「気づき」を生む取組みの段階論を考察することとする。

2-5.　地域学習

■生涯学習まちづくりとしての観光まちづくり活動

地元学やまち学習が行われる生涯学習の立場からみた地域資源の発掘・利活用について、福留の研究[18]を見る。福留は観光まちづくりと生涯学習まちづくりの類似点に着目しており、生涯学習活動の展開が観光まちづくりのプロセスに重ね合わせるように示されている（表 2-13 参照）。

「地域資源の発掘・利活用」については、表 2-13 の通り、①「探す活動」（観光資源を探すこと）、②「調べる活動」（地域資源を調べること）、③「推理する活動」（成り立ちや過去未来を推理する）、④「整理する活動」（情報整理、体系化）、⑤「創造する活動」（「地域に光が見当たらなければ、地域の宝を創造する」）、の５段階を挙げている。ここでいう①「探す活動」～③「推理する活動」は、地域遺産マネジメントの〔I.発見・調査〕に相当し、④「整理する活動」のうち、活用のための地域資源の整理は〔II.評価・認定〕に、活用の促進、解説はそれぞれ〔V.活用〕や〔IV.継承〕に相当すると考えられる。

⑤「創造する活動」については、外部資源の移入を行い、「地域の宝」として新たに創り出すことを福留は説いているが、これについては①～④で扱われる地域資源や地域特性との連関に留意しなければ、それらとの一体的プロセスとして考える意義が失われる。しかし連関が起こるのであれば、それは①～④の成果を応用する、〔地域遺産発展システム〕への展開と捉えることができよう。

表 2-13　地域資源に関する市民の学習活動（出典：文献 12 に筆者加筆）

	観光まちづくり	生涯学習まちづくり	事例等	地域遺産成立・発展システム
目的	観光をまちづくりの中心とする施策。市民運動推進により観光振興を図る。地域の魅力と，もてなし力づくりで観光の振興を図る。	まち全体が生涯学習できる環境をつくる。生涯学習の振興により地域の魅力を創り人間形成とコミュニティ形成・地域活性化を図る。	人材の養成活用，地域の魅力づくりと活性化は共通	
①探す	地域資源（観光資源）を調査する。地域の「宝（魅力）さがし」の学習	地域資源を調査する（人材，教材）地域の「宝さがし」の学習	マップづくり	I.発見・調査
②調べる	地域実態の把握調査（環境景観資源）市民の動向，観光客の嗜好調査観光地の環境容量	地域実態の把握調査 他の事象との関連を調査地域資源の活用方策の調査	意識調査等	
③推理する	地域資源に関する起源，原因，背景などについて推理 将来予測等推理	地域資源に関する起源，原因，背景などについて推理 将来予測	研究会	
④整理する	地域の資源を整理し活用を促進する。地域資源を整理分類したり，解説したりする。 関連資源のネットワーク	地域の資源を整理し活用を促進する地域資源を整理分類し解説する。関連資源のネットワークを構築	解説資料作成	II.評価・認定 IV.継承 V.活用
⑤創造する	地域資源がなければ，新しい分野を創造し定着させる。 名所，名産，名物などを創る。	地域資源がなければ，新しい分野を創造し定着させる。 名所，名産，名物，名人等養成	イベントの蓄積，名所，名物，名産，名人など	地域遺産発展システム

これらの取組みは「生涯学習まちづくり」の段階と対応関係にあると福留は説明しているが、①②では地域資源そのものの実態、すなわち外形的把握に重点が置かれるのに対し、③では地域資源の起源や原因、背景などの質的把握へ進展する。さらに④では活用や関連資源のネットワーク構築などまちづくりの実践として位置づけうる取組みが入ってくる。⑤についても新たな資源の創出という点で、まちづくり活動といえる。即ち「生涯学習まちづくり」は、前半部分は地域学習・地元学といった「学習」でスタートするが、後半は提案や実践などの「活動」へと接続する一連のシステムであると福留は提案していると解釈することができる。

■都市計画教育・まちづくり学習と地域遺産マネジメントの段階の比較

この学習から活動への接続に関して、都市計画教育・まちづくり学習として研究を行った津々見は、都市部である東京都[19]や農村部である新潟県[20]を対象に、小学校社会科副読本での都市・都市計画やまちづくりに関する記述内容を分析し、その学習の特徴を考察した。その際、各副読本の中で記述された学習内容について、2 段階の指標を作成して分析に当たっている（表 2-14）。

まず一つ目は地域の社会的事象について存在や形態を知り、機能や意味を理解するような「まちの社会的事象を理解する」ものであり、〔I.発見・調査〕に該当し、また、福留が示した①～③に相当している。その上で二つ目として、地域の社会的事象について問題を発見し、理想像や解決案を提案し実践する「まちの社会的事象に対して働きかける」ものがあり、福留の④⑤が当てはまると考えられる。

表 2-14　都市計画・まちづくりに関する学習における教育段階（文献 19, 20）

まちの社会的事象を理解する	まちにあるものや仕組みの存在を知り、その形態や機能を理解させるもの
まちの社会的事象に対して働きかける	まちのことを理解した上で問題点を発見し、解決策の提案や実践を行う

後者の「働きかける」学習では、ア）問題点を発見し、解決策のイ）提案・ウ）実践を行うとしているが、福留の④整理する・⑤想像すると同様に、ア）は対象となる地域の資源や事象について整理した情報をもとに判断を行うため〔II.評価・認定〕に相当し、解決策のイ）提案やウ）実践では〔III.保存・再生〕～〔VI.監視〕に相当する内容となっている。但し、あくまでも「学習の一環」であり、実際のまちづくりへ接続しているとはいえない。

2-6.　地域資源の観光対象化・観光資源化

■着地型観光の取組みを通じた地域資源の観光資源化

観光まちづくりにおいて、地域・住民が主体となって取り組む代表例に「着地型観光」がある。2007 年から制度的に可能となったことで、全国に取り組み事例が多数発生した。「着地型観光」の概念を整理し先進事例を紹介する尾家・金井[21]では、「着地型観光」は「地域住民が主体となって観光資源を発掘、プログラム化し、旅行商品としてマーケットへ発信・集客を行う観光事業への一連の取り組み」と定義され、地域住民の主体的取り組みである特徴をふまえて「プロセス自体がまちづくりの手法でもある」とされている。地域住民が主体となること、また地域資源を活かして観光商品化するということから、〔地域遺産成立システム〕および〔地域遺産発展システム〕への展開のプロセスと合一する部分がある。その中で「着地型観光」は観光事業に至ることが目的であり、〔発展システム〕を強く意識した取組みであると位置づけられる。

尾家・金井が示す、地域資源を活かした観光商品づくりの手順は表 2-15 の通りである。

まず「①地域資源探し」があり、地域遺産マネジメントの〔I.発見・調査〕に相当する。「着地型観光」に資する地域資源とは、「観光客の立場」を考え、かつ地域側が「目的意識と目標」を持って発見や調査を行うことで抽出されるとしている。「目的意識と目標」に関連して尾家・金井は「地域のために何らかの手を打たないといけないという思い」「地域を発信したいという願い」などの危機感が地域活性化には必要だと述べており、ニーズ・シーズ両面からの検討が必要だということになる。

「②観光商品に磨きあげる」では①に引き続き〔I.発見・調査〕が行われ、資源の由来や生活・活動との関わりが明らかにされていく。それに対し《観光客と地域住民共通の認識・共感をもたらす活用方法》を検討する、と示されており、観光客との共感を踏まえる点も含めて〔II.評価・認定〕の作業がここで行われていると捉えることができる。

表 2-15　地域資源を活かした観光商品づくりの手順（文献 21 を元に作成。傍線は筆者）

手順	活動内容	地域遺産成立・発展システム
①地域資源探し	観光客の立場を考え、目的意識と目標を持って、着地の人びとが力を合わせて実施する資源探しは、大変楽しい作業であり、調査結果を持っての議論は多くの実質的成果をもたらす。	I.発見・調査
②観光商品に磨きあげる	地域をわかってもらうために磨きあげたい資源について、資源の歴史的由来や地域の生活や活動とのかかわりなどを調査する。そして、どのように活用していったら、地域特性として発信できるか、観光客と着地の人々に共通の認識や共感をもたらすかをいろいろと議論しながら考えていく。	I.発見・調査 II.評価・認定
③地域で共有できる宝化	②の磨きあげの結果、地域で共有でき、誇れる財宝として位置づけられるようになったら、着地の人が自信と確信を持ち、地域外へ紹介でき、観光客を吸引する磁石として機能することが見込まれる。	IV.継承 V.活用
④商品発信の社会実験と呼び込み	試行錯誤の社会実験を繰り返してノウハウや技術を身につける過程が続くことになる。その知恵と汗の努力の上で、地域の人々が力を合わせて着地らしい、観光商品づくりの過程が完成することになる。	地域遺産発展システム

「③地域で共有できる宝化」は具体的な活動内容は不詳だが、②での〔II.評価・認定〕によって「地域で共有でき、誇れる財宝として位置づけられる」と述べられていることから、②において「地域遺産」のような特別なリストに採用された地域資源を対象としていることが読み取れる。それに対し地域の人が自信と確信をもち、地域外へ紹介したり観光魅力として機能する、と説明されていることから、〔IV.継承〕〔V.活用〕に相当するといえる。

「④商品発信の社会実験と呼び込み」は実際の着地型観光の商品化が行われている段階であり、これは観光まちづくりへ接続する展開を見せ、〔地域遺産発展システム〕の中で行われた取組みになると解釈できる。

○地域資源の観光対象化・観光資源化

着地型観光における商品作りの条件についても尾家・金井は言及している[22]。①どこからの来訪者か（発地・集客圏）、②観光客の行動スタイル・同行者、③観光客の階層（性別、年齢、所得階層）、④着地での滞在時間（日帰り、宿泊、長期滞在）、⑤観光客の関心のある着地での行動想定（見る、買う、食べる、集う、憩う）、⑥観光客が着地でどのように振る舞いたいかの想定（従来の受動的・見物的・体感的な観光行動、体験・交流型、創造型の観光行動）、といったことを観光商品作りの上では考慮すべきだとしているが、結局これらは「観光マーケティング」と呼ばれる作業の一部分に相当するものであるといえよう。

■観光資源化プロセスとマネジメント

森重[23]は、観光対象の素材たる「観光資源」の分類が様々提案されている状況をサーベイし、各定義が意味している観光資源の特質を考察している。まず、①地域の要素（素材や事象など）に対し人々がまなざしを向けることで「対象化」が起こり、②その利用等の意図を持った働きかけが資産を生む資源となる「資源化（狭義の）」を促し、③さらに実際に販売できる財やサービスの形に整えられることを「商品化」と呼ぶ、と整理している（表 2-16）。

これらに対し地域遺産マネジメントの 6 段階との対応関係をみると、まず「①対象化」では地域に存在する要素（本研究でいう地域資源）の存在を認知し観光資源の枠組みに位置づけようとする意向が生じた状態になることから、〔I.発見・調査〕、特に発見の段階に相当するものと思われる。続いて「②（狭義の）資源化」では、実際に地域の要素（地域資源）を観光資源に変換するための価値付けが行われると考えられることから、〔II.評価・認定〕に値する。そして「③商品化」は観光資源の〔V.活用〕が行われる。

表 2-16　地域の要素の観光資源化プロセス（文献 23 を元に作成）

	資源化プロセス	内容	地域遺産成立・発展システム
（広義の）資源化	①対象化	人々が地域の要素に何らかの働きかけを行う意向を持つ段階	I.発見・調査
	②（狭義の）資源化	実際の人々の働きかけによって地域の要素を資源に変換するプロセス	II.評価・認定
	③商品化	資源を生産・流通・交換できる財・サービスに変換するプロセス	V.活用

上記の観光資源化は、近年容易化していると森重は指摘する。ニーズの多様化により地域社会にとっては当たり前の要素でもそれに旅行者が関心を示すようになったこと、技術の進歩や設備の充実で情報が素早く拡散したりアクセスが容易になったこと、旅行者が関係人口として地域の観光資源化に貢献する現象が起こっていること、等を理由として挙げている。こうしたことによって、限定して地域要素を観光資源化したと地域側が思っていても、地域の人々や利用方法など地域社会そのものまでが観光資源化してしまう弊害が生じると指摘し、「資源化」する前に「対象化」の段階からコントロールを地域側が行うことの重要性を述べている。森重の懸念は、地域の要素（地域資源）が容易に観光資源化することによる弊害に対するものであるが、他方で地域資源を観光対象化し観光資源・観光商品として売り出すうえでのマーケットからの需要については言及していない。

■資源の徴表化を通じた観光資源化

次に、地域資源が観光資源化する際に行われる「徴表化」の段階について、観光社会学による知見をレビューする。徴表化の過程についてマキャーネル[24]は、表 2-17 の＜命名段階＞から＜社会的再生産＞までの５段階及び前段階の＜真正化＞があると説明している。

表 2-17　徴表化の６段階

段階	内容	マキャーネルが示す例	地域遺産成立・発展システム
真正化	成果のための膨大な作業		〔I.発見・調査〕
命名段階	或る視覚対象に保存する価値があり、それが他の類似の対象から切り離される（区別される）ときに生じる		〔II.評価・認定〕
額縁化と高尚化	額縁化：或る対象物を（略）展示すること（防護も価値向上の一環） 高尚化：その対象の周りに正式な境界を設置・景観整備すること	・展示場所の設置 ・解説板・パンフ ・案内標識 ・駐車場、取付道路	〔IV.継承〕 〔V.活用〕
祀り(安置)	或る対象物を“祀る”空間が形成し、その空間自体が対象物化する	本物の「イエスのいばらの冠」を安置する「サント・シャペル教会」建築	地域遺産発展システム
機械的再生産	聖なる対象物がそれ自体で価値づけられ展示され、グッズが制作される。 観光客が真の対象物を見るために旅行を始める際、最も因縁が深い、聖化の機械的再生産の段階。	印刷物、写真、模型、肖像	
社会的再生産	集団、都市、地域などが、有名な観光対象の名称を冠して名乗るようになる。		

①学習段階

＜命名段階＞とは、「ある視覚対象に保存する価値があり、それが他の類似の対象から切り離される」、つまり区別される時に生じる徴表化（視覚対象聖化）の段階であるとされる。

そして＜命名段階＞の前には「しばしば、聖化（徴表化）のために候補の真正化という膨大な作業」が行われることを指摘している。このことより、徴表化の過程には前段階の＜真正化＞が存在し、拡大的に６段階あると捉えることができる。

この「徴表化のための、候補の真正化という膨大な作業」とは、マキャーネルは「対象物は特別な装置でX線撮影され、焼き固められ、写真を撮られ、専門家がそれを精査する。報告書は、その対象物の美的、歴史的、金銭的、レクリエーション的、社会的価値などを検証して整理され」るプロセスを指すとしている。つまり、彼が想定する＜真正化＞、即ち徴表化の初期段階は、主に専門家が学術的知識に基づいて対象物の価値を同定するものを指していると考えられる。

しかし観光まちづくりとして「地域主体のまちづくりの取組み」であると捉え、「多様な主体が連携・協力して」行われることを想定したとき、価値の同定の作業は専門家のみならず、地域住民を含めた「多様な主体」が取り組むべきものである。従って、この＜真正化＞の段階は〔地域遺産マネジメント〕でいう〔I.発見・調査〕に相当するといえる。

こうして価値が同定され、「保存する価値がある」「他の類似のものとは異なる特徴を有する」ことが認められると、区別・特定のための名称がつけられ（命名）、一つの確固たる存在として認識が行われるようになる。そして、保存の対象であることに加えて、観光対象として認識され、鑑賞・体験等の観光行動が発生していくことになる。こうした価値が認められて（認定）、一定のリストに登録される（選定）活動こそが「狭義の地域遺産活動[注4]」であり、観光資源としての徴表化の過程の中に〔II.評価・認定〕が現れるのを認めることができる。

以上の＜真正化＞＜命名段階＞は観光の便を図る取り組み以前の、地域資源を可能資源として対象化（即ち徴表化）する取組みであり、〔地域遺産マネジメント〕の〔I.発見・調査〕、〔II.評価・認定〕を含む【発見・評価の仕組み】と捉えられる。

②活動（活用）段階

以降、「額縁化と高尚化」→「祀り（安置）」→「機械的再生産」→「社会的再生産」の順に、徴表化（聖化）が進行していくと、マキャーネルは整理している。

第2段階は＜額縁化と高尚化＞の段階であり、地域資源の展示が行われる。＜額縁化＞とは展示される対象資源の周囲に正式な境界が設置され、防護が行われることだとされる。但し観光客からの防護であるため、地域遺産マネジメントでいう〔III.保存・再生〕とは異なるものである。こうした行為は価値の向上も生むため、防護と価値向上は同時に達成されうるとされる。

また＜高尚化＞とは高度な＜額縁化＞であり、境界の設置や防護がより高度化し、対象資源はそれ以外とは異なる特別な存在として環境が整備される。具体的には展示場所や解説板、案内標識の設置、駐車場や取り付け道路の整備、景観整備等が発生するとされる。観光まちづくりにおいては、上記の取組みに加え、例えば商家の蔵が「まちかど博物館」として公開され、それまでは個人の私蔵品であったものが観光客の目に触れるような取り組みが行われるようになることや、伝統工芸職人の工房について観光情報化され、見学者を受け入れるようになること等が該当するであろう。以上の取組みは、解説板が制作される〔IV.継承〕、駐車場や景観整備が生じる〔V.活用〕に相当していると考えられる。

さらに進むと、額縁化に用いられる素材それ自体の徴表化が始まる。例えば、「イエスの本物のいばらの冠」を安置するために建てたサント・シャペル教会など、それ自体が観光対象になる場合である。この段階は、

注4 選定そのものを活動と見なす場合を指し、継承や保全、活用等も含めた広義の地域遺産活動、即ち〔地域遺産成立システム〕ではない。

＜祀り＞と呼ばれる[注5]。そして＜機械的再生産＞の段階に至るとされ、徴表化された地域資源（観光資源）の価値によって印刷物、写真、模型、肖像などのグッズが制作されるようになり、観光客の現地訪問への誘因となる媒体となっていく段階を指しているといえる。最後に＜社会的再生産＞では、集団、都市、地域などが、有名な観光対象の名称を冠して名乗るようになるとされる。

以上は対象となる地域資源そのものに作用する取組みではなく、別の資源を生成したり、第三者が行う商業的行為等であったりすることから、〔地域遺産発展システム〕の範疇の取組みとみることができるだろう。

以上よりマキャーネルの論においては、地域資源の徴表化、つまり観光資源化の過程の中において〔地域遺産マネジメント〕のうち〔I.発見・調査〕は徴表化の直前段階、また〔II.評価・認定〕は初期段階の取組みに相当すると捉えることができる。そして、地域遺産が観光資源化し、案内や環境整備、情報発信など【保存・活用の取組み】へ進み、観光まちづくりへと【接続】して「観光利便性向上」の取り組みが始まり、〔地域遺産発展システム〕としての第三者による商業化や地域イメージへの応用に至ると考えられていることが分かる。

注5 マキャーネル自身は enshrinement の語を用い、寺岡による邦訳（文献 24）では「安置」となっているが、祠を立て御神体を祀る環境に見立てることができることから、本研究では「祀り」と記述する。

2-7.　観光まちづくりの段階と地域遺産マネジメントの対応に関する統合的考察

(1) 観光まちづくりの段階と地域遺産マネジメントの対応

以上の 10 件の文献で示された 13 種類の観光まちづくりの段階や取組み体系の内容について、地域遺産マネジメントの I.～VI.の各段階及び〔地域遺産発展システム〕、それらの「事前段階」のどれと対応するかを表 2-18 にまとめた。

■発見・評価の仕組み

まず対象とした文献の全てにおいて〔I.発見・調査〕〔II.評価・認定〕の取組み、即ち【発見・評価の仕組み】について言及されていることから、観光まちづくりにおいて地域資源の【発見・評価】が重要であり、「観光資源」の育成が不可欠と捉えられていることが分かる。従って、観光まちづくりにおける「観光資源の選定」において〔地域遺産成立システム〕の取組みが貢献できることが推察される。

このうち〔II.評価・認定〕に関しては、「地域住民がフィールドワークをして話し合いをする」ことで半ば自動的に観光資源が整理されるとも読み取れるまとめ方の文献も散見されるが、具体的に示している文献における評価の視点を整理すると、次の 4 点にまとめられる。

まず「①愛着や重要性の評価」である。地域資源や地域の状況に対する地域住民の「思い」を整理し、何が地域特性といえるのか？や、地域資源マップ等で PR・情報発信する優先度の高い地域資源は何なのか？を考える視点である。それに対し「②科学的な評価」も視点として提示されている。指定文化財や世界遺産のような法的制度に則って行われる評価や、専門家の意見を参考にしたり、シンポやワークショップでの意見交換を通じ、客観的な視点も交えて価値整理を行うことを記述する文献が見られた。これら①②は観光活用を前提としなくても、地域資源に対する地域住民の評価をまとめる上で一般に行われる内容と言える。

それに対し以降は、観光活用を前提とした評価の視点である。「③観光活用の可能性についての評価」は観光マーケティングと言い換えても差し支えない内容であり、観光誘客に結びつく立地や資源性などの活用可能性についての評価を行う視点である。さらに「④観光客受入の環境容量評価」では、観光活用を実施した際に、地域資源を棄損しない観光誘客の限界容量について、評価を行うものである。③は観光イノベーション、④はエコツアーづくりの中で語られており、商品として地域資源が位置付けられている。

上記のうち、地域遺産マネジメントとしての〔II.評価・認定〕は、①②が該当する。その必要性や手法の例示は散見されるが、評価の基準や対象をどのように設定すればよいのか、方法論はどのようにデザインされるのか、等については、あまり示されていない。

以上から、【発見・評価】の仕組みについては特に〔II.評価・認定〕の理念や実際の進め方について、各地の事例から実証的にその特徴を把握する必要があるといえ、次章以降で分析を行っていく。

表 2-18　観光まちづくりの各段階と地域遺産の取組みとの対応関係（まとめ）

章節		2-2		2-2		2-2	2-2	2-3	2-3	2-3	2-4	2-4	2-5	2-6	2-6	2-6		
著者： 書名		APTEC： 観光まちづくり ガイドブック		岡崎ら： 観光まちづくり （まちづくりの段階）		羽田： 観光まちづくり （着地型旅行商品の開発）	梅川： 観光まちづくり （観光イノベーション）	敷田： エコツーリズム 推進モデル	敷田： エコツアーづくりの 基本工程	真板： 日本型 エコツーリズム	二瓶： 地域資源論	岩崎： 学び→参加の プロセス	福留： 生涯学習	尾家ら： 着地型観光	森重： 地域要素の 観光資源化	マキャーネル： 徴表化		
事前段階		（まちづくり機運の醸成）						①表明 ②ネットワークと協働	スタートの確認／参加者の絞り込みと資源の選別									
地域遺産成立システム（マネジメントの6段階）	I.発見・調査	資源の発見・再認識		知る段階		・ストーリーを持たせた「編集・演出」作業	資源の棚卸と磨き上げ	①表明：地域の自然環境の調査	エコツーリストからの情報収集／現地資源調査／地域資源の分類・整理	宝を探す	I.知る II.掘り起こす	内部者の気づき1	①探す活動 ②調べる活動 ③推理する活動	①地域資源探し	①対象化	真正化	I.発見・調査	発見・評価の仕組み
	II.評価・認定	利用と保全の調和					ポテンシャル評価		地域資源の評価／つくり手の思いとコンセプト整理		III.整理する	内部者の気づき2 （外部者視点の導入）	④整理する活動	②観光商品に磨きあげる	②（狭義の）資源化	命名段階	II.評価・認定	
	III.保存・再生			活かす段階						宝を磨く							III.保存・再生	保存・活用の仕組み
	IV.継承	資源の発見・再認識								宝を誇る			④整理する活動	③地域で共有できる宝化		額縁化・高尚化	IV.継承	
	V.活用 ※観光活用・観光商品化		資源価値の向上	知る段階	活かす段階	・組み立て加工型（プログラム制作型） ・魅力を伝えるガイドの介在		学習コア 1 【つくり出す学習】 ③実施	プログラムを組み合わせたルート化／予算・地域貢献度の評価／地域内外への広報	宝を伝える 宝を興す					③商品化		V.活用 ※観光活用・観光商品化	
	VI.監視	利用と保全の調和															VI.監視	
地域遺産発展システム ＝展開		資源価値の向上 ・観光収入による保全資金の確保（定住環境・資源・来訪者満足度を調和させる仕組みの創出）		広げる段階 （連携・広域）		・地域のあらゆる主体が事業の担い手 ・魅力ある地域づくりへと結びつける視点	・ビジョンの策定と共有 ・適正容量の把握・維持 ・ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ ・IT 活用 ・多様な地域資源の商品化 ・多様な主体の参画 ・推進体制の充実と役割分担 ・広域連携	④エコツーリスト評価 学習コア 2 【共感し理解する学習】	評価と成果の還元	宝を興す			⑤創造する活動	④商品発信の社会実験と呼び込み		祀り 機械的再生産 社会的再生産		

※本章においては「観光まちづくりの段階論」を分析対象としたため、観光活用や観光商品化の取組みは〔V.活用〕に該当するものとして扱った。地域資源を観光資源化して活用する取組みを超え、第三者による活用や観光以外の分野も含めた活用、対象となる地域資源以外の新たな資源の創出等に関するものは〔地域遺産発展システム〕への展開として取り扱っている。

■資源保護や持続性に係る取組み

【発見・評価】の仕組みに言及する文献が一定度見られるのに対し、〔III.保存・再生〕や〔VI.監視〕に関する言及は数少ない。

〔III.保存・再生〕については、『観光まちづくりガイドブック』『観光まちづくり』における「利用と保全の調和」についての解説で触れられ、歴史的町並み等の保存・保全について強調されていることから、こうした種類の観光まちづくりは〔III.保存・再生〕と親和性が比較的高いことが推察される。『観光まちづくりガイドブック』では〔VI.監視〕についても言及している。また日本型エコツーリズムでは、「宝を磨く」一環として「宝の修復」について言及している。

しかし単なる観光振興と違って、地域の持続的発展を目標とする「観光まちづくり」では〔III.保存・再生〕は大事な取組みだと想定され得るにも関わらず言及が多くないのは、これらの取組みが観光ではなく文化財や環境の分野での取組みとして扱われがちであるからではないか。〔地域遺産成立システム〕には〔III.保存・再生〕〔VI.監視〕が内包されており、これらも含めた一体的な観光まちづくりを計画・実施する上で、〔成立システム〕が貢献できる可能性があると考えられる。

こうしたことから、次章以降の地域遺産成立システムに関する実証分析において、〔III.保存・再生〕〔VI.監視〕がどれくらい各地の取組みに組み込まれているかについても注目していく。

■地域資源の活用の取組みと発展システムへの展開

本章においては、観光まちづくり論の既往文献の中で観光資源化する地域資源を抽出し、観光資源として育成・活用するものは〔V.活用〕として扱い、さらに第三者による活用や観光以外の分野での活用、新たな資源の創出については〔地域遺産発展システム〕として扱った。

観光まちづくりの段階論の中で〔V.活用〕に言及する文献はもちろん多く、地域資源論として段階論を述べた文献以外ではほぼ全てが記述している。これらについては概ね【発見・評価】の仕組みが示された上で言及されていた。つまり、観光まちづくりの基本的取組みは【発見・評価】と〔活用〕と捉えられていると言える。

さらに、〔地域遺産成立システム〕から観光振興へ【接続】し、〔地域遺産発展システム〕へ展開することに資する取組みも多数の文献で言及されており、〔II.評価・認定〕された資源からさらに産業を創造する等の「広げる・興す・創造する」と表現される取組みも提唱されている。このことは〔地域遺産成立システム〕が当初は観光振興への接続を想定して取り組まれ始めたとしても、〔地域遺産マネジメント〕の６段階の取組みを経ることによって、それ以外のまちづくりへの成果の応用、例えば環境保全のまちづくりや教育・文化振興のまちづくりなどへも展開できる可能性が示されているといえる。

(2) 観光まちづくり論にみる地域資源の観光資源化に関する論説の特徴

本章でレビューした観光まちづくり論において、地域資源をどのようにすれば観光資源化できるかについての言及の概要を振り返る。

APTEC（文献 2）では《資源価値の向上》として観光資源化・観光商品化は示されているが、「観光まちづくりに用いる資源の選定方法」や「地域資源が観光対象としての価値をどのように形成し充実させるか」については明示的に示していない。また、『観光まちづくり』（文献 6）では窪田が、地域資源を掘り起こして地域遺産とし、観光資源として磨きあげることを完遂したとしても、観光客から真の観光対象として扱われるかは不確定であることについて、観光まちづくりを受容する観光客に解釈が開かれていることを挙げて説明している。

エコツアーづくりの基本工程に関する提案（文献 7）においては、地域資源・地域遺産を観光資源化する方法として、観光客の「知りたいコト、好きなこと、必要としていること」をツアーのコンセプトに加味すること、また適切な参加費の設定をすること等を指摘している。一方日本型エコツーリズム論（文献 11）では、地域資源の観光資源化について、「共感」を生むための交流体験メニューやマップ・ガイド、HP 等のメディア作成が手法として提示されている。但し具体的な地域資源のどのような魅力が観光魅力化しうるかについては示されていない。

着地型観光に関する言説（文献 21）では、「着地型観光」に資する地域資源とは、「観光客の立場」を考え、かつ地域側が「目的意識と目標」を持って発見や調査を行うことで抽出される、としている。そして商品づくりの条件として、①発地・集客圏、②観光客の行動スタイル・同行者、③観光客の階層、④着地での滞在時間、⑤観光客の関心のある着地での行動想定、⑥観光客が着地でどのように振る舞いたいかの想定、等を考慮すべきだとしているが、結局これらは観光マーケティングの一部分である。

観光資源化プロセスとマネジメントに関する言説（文献 23）では、観光資源化が近年容易化していると指摘しているが、地域資源を観光対象化し観光資源・観光商品として売り出すうえでのマーケットからの需要については言及していない。

そして、観光社会学の立場からマキャーネル（文献 24）は、地域資源が徴表を得て「聖化」されて観光資源となるとしており、徴表は「真正化という膨大な作業」、つまり調査・価値同定を通じて成立すると述べている。

以上をまとめると、次の２点となる。

① 地域の側から資源を選定し、観光対象となることを目指して育成・磨き上げをすることの意義や方法は観光まちづくり論の中で多々述べられ、推奨されている。これは、「観光まちづくり」のコンセプトにおいて地域主体性が重視されるからである。

② 一方で、観光客の側からみた、観光対象となる地域の資源の資質について言及する文献は多くない。観光資源として・観光対象として真に成立するには「Seeds Oriented」だけでなく「Needs Oriented」の発想も行い、地域側からの供給と観光客側の需要がマッチングすることが必要だが、後者について語られることが少ない。その理由として、次のような事項が考えられる。

ア）需要分析は「観光マーケティング」の問題・観光産業の課題だと観光まちづくり論から放任され、またニーズは時代や市場によって流動的であり、具体的・断定的な説明がしづらいこと。

イ）観光まちづくり論を展開する上で、従前のマス・ツーリズム的で市場偏重・地域軽視の立場とは異なった視点に立脚することに力点が置かれがちであること。

ウ）地域資源について地域側と観光客側が共感できるような観光資源化が理想として掲げられるも、最終的に解釈は観光客一人ひとりに開かれており、地域側が強制することはできない。つまり、地域側が磨きあげた観光資源候補が観光客にとっての真の観光対象・観光資源となるかは不確定であること。

上記のうち②に着目すると、従前のマス・ツーリズムのようにあらゆるマーケットから可能な限り多くの集客を行うことを是とするパラダイムにおいては、地域資源、ひいては地域遺産をすべからく観光資源化することは困難であろう。しかし「観光マーケティング」を「観光・旅行マーケティング」ではなく「観光地マーケティング」と捉え、観光産業に任せきるのではなく、まちづくりとして地域全体で、地域資源の【発見・評価】と【保存・活用】という〔地域遺産マネジメント〕の延長線上で実施し、小規模でも地域資源の持続性に資する適切な観光客セグメント・適切な観光客数に対する観光活用から取組み始め、その社会的・経済的成果を環境・資源に還元しつつ、活用の規模を徐々に広げていくスタンスが必要なのではないか。そうすることで、観光資源として活用される地域資源に対する観光客の反応を取り込みつつ、地域側も地域資源に対する解釈を多様化させ、新しい活用に向けてのアイデアを誘発することに繋がる可能性もある。

以上のように観光まちづくり論の諸文献から、地域資源の観光資源化については、まずは地域主体で観光資源となる地域資源の発見・選定・育成を行うことと、それらが最も活きる観光利用を観光マーケティングを通じて小さく開始し、成果や利益を還元しながら観光もまちづくりも大きく発展させていく、というスタンスが基本であると考えられ、【発見・評価】の取組みはその嚆矢として位置づけられる。

参考・引用文献

[1] 西山徳明(2012.7)：文化資源からはじまる歴史文化まちづくり（特集・文化資源マネジメントとまちづくり）、季刊まちづくり、35 号、学芸出版社, pp.4-16
[2] 財団法人アジア太平洋観光交流センター（APTEC）観光まちづくり研究会（2000.3）:『観光まちづくりガイドブック 地域づくりの新しい考え方～「観光まちづくり」実践のために』
[3] 岡崎篤行・梅宮路子（2009）：市民によるまちづくりと観光，観光まちづくり　まち自慢からはじめる地域マネジメント、学芸出版社，pp.54-63
[4] 羽田耕治（2009）：観光と地域の産業振興，観光まちづくり　まち自慢からはじめる地域マネジメント、学芸出版社, pp.82-96
[5] 梅川智也（2009）：観光計画と地域マネジメント，観光まちづくり　まち自慢からはじめる地域マネジメント、学芸出版社，pp.258-267
[6] 窪田亜矢（2009）：観光の視点から考えるまちづくりの課題，観光まちづくり　まち自慢からはじめる地域マネジメント、学芸出版社，pp.269-283
[7] 敷田麻実編著（2008）：地域からのエコツーリズム　観光・交流による持続可能な地域づくり，学芸出版社, p.34
[8] 敷田麻実編著（2008）：地域からのエコツーリズム　観光・交流による持続可能な地域づくり，学芸出版社, pp.100-107
[9] 真板昭夫(2010.10)：宝探しから持続可能な地域づくりへ―日本型エコツーリズムとはなにか―、学芸出版社, p.14
[10] 真板昭夫(2010.10)：宝探しから持続可能な地域づくりへ―日本型エコツーリズムとはなにか―、学芸出版社, p.106-111
[11] 真板昭夫(2010.10)：宝探しから持続可能な地域づくりへ―日本型エコツーリズムとはなにか―、学芸出版社, p.127-131
[12] 二瓶長記(2006.3)：このままではもったいない！みんなで創る観光まちづくり実践塾、長崎出版，p.91-101
[13] 三井情報開発株式会社総合研究所編著（2003）：いちから見直そう！地域資源，ぎょうせい
[14] 二瓶長記(2006.3)：このままではもったいない！みんなで創る観光まちづくり実践塾、長崎出版，p.102-118
[15] 二瓶長記(2006.3)：このままではもったいない！みんなで創る観光まちづくり実践塾、長崎出版，p.110
[16] 安福恵美子(2016)：序章，観光まちづくり再考―内発的観光の展開へ向けて―，地域づくり叢書 6、古今書院，pp.1-10
[17] 岩崎正弥(2016)：内発的観光まちづくりの仕掛けづくり，観光まちづくり再考―内発的観光の展開へ向けて―，地域づくり叢書 6、古今書院，pp.32-52
[18] 福留強(2011.3)：観光まちづくりの手法と地域活性化への効果―生涯学習の視点から「観光まちづくり」を考える―，聖徳大学生涯学習研究所紀要「生涯学習研究」，Vol.9，pp.19-28
[19] 津々見崇,・渡邉貴介・村田尚生・羽生冬佳(2001)：東京都における小学校の社会科副読本に見られる都市及び都市計画に関する教育内容の分析，都市計画, Vol. 50, No. 234, pp. 51-59
[20] 津々見崇・田平優友・十代田朗(2002)：農村部の小学校における「むら」及び「むらづくり」に関する学習内容の現状分析-新潟県農村部のケーススタディ-,都市計画論文集, Vol. 37, pp. 427-432
[21] 尾家建生・金井萬造（2008）：これでわかる！着地型観光，学芸出版社，p.7
[22] 尾家建生・金井萬造（2008）：これでわかる！着地型観光，学芸出版社，p.22
[23] 森重昌之（2012）：観光資源の分類の意義と資源化プロセスのマネジメントの重要性，阪南論集　人文・自然科学編（前田弘教授追悼），Vol.47，No.2，pp.113-124
[24] ディーン・マキャーネル著・安村克己他訳(2012)：ザ・ツーリスト―高度近代社会の構造分析―，学文社，pp.47-52

3 章

地域遺産の成立と取組みの特徴

3-1.　はじめに

(1) 本章の目的

本章では全国各地の地域遺産を対象に、遺産の【発見・評価】や【保存・活用】といった地域遺産マネジメントの取組みの特徴を分析し、地域遺産の取組みの全体像を把握する。具体的には、①「地域遺産」を選定する主体や選定された遺産にはどのようなものがあるのかを明らかにし、②遺産選定の目的や基準の特徴から地域遺産をタイプ分類し、目的や選定基準といった地域遺産を成立させる上での理念によってどのような方向性の地域遺産があるかを考察する。その上で、③民間の地域団体が主導する事例に関し、地域遺産の成立とその取組み実施の特徴、観光振興への接続での活用や課題を明らかにする。

(2) 本章の対象

全国の地域遺産を網羅する既存の資料がないため、本研究では地域遺産の抽出方法として Google 検索を採用した。以下の表 3-1 に示したフレーズで検索[注1]を行い、検索結果の 10 頁[注2]までに表れた、一定の地域範囲内にある資源をリスト化しているものについて、その HP 上で「選定」を行っていると判断できたものを研究対象として抽出した。その結果、得られた全国 32 地域の地域遺産及び地域遺産活動を対象とする。なお、上記の方法で研究対象を確定したため、国内に存在する全ての地域遺産を含みえていない可能性がある。

表 3-1　Web 調査における検索フレーズ

検索フレーズ	
(県名)＆遺産	市民＆遺産 -世界遺産 -日本遺産
地域遺産 -世界遺産 -日本遺産	遺産＆認定 -世界遺産 -日本遺産
遺産＆選定 -世界遺産 -日本遺産	(県名)の宝
市民＆宝	地域の宝
宝＆認定	宝＆選定

※「-〇〇」は「〇〇」を検索結果から除く検索方法を示す

注1 2016 年 12 月実施
注2 検索結果の下位頁には、研究の定義でいう「地域遺産」に該当する検索結果が僅少・皆無となるため、10 頁まで（500 件）をデータ抽出の対象範囲とした。

表 3-2　抽出された全国 32 地域の地域遺産（アンケート調査対象）

ID	名称	所在地	選定主体	調査回答
1	北海道遺産	北海道	NPO 法人北海道遺産協議会事務局	○
2	石狩遺産	石狩市	石狩遺産プロジェクトM	○
3	苫前町の宝	苫前町	苫前町役場企画振興課まちおこし係	○
4	つがるの宝	つがる市	つがる市役所経済部地域ブランド対策室	○
5	遠野遺産	遠野市	遠野文化研究センター文化課	○
6	にのへの宝	二戸市	二戸市政策推進課	○
7	龍ケ崎市民遺産	龍ケ崎市	龍ケ崎市教育委員会生涯学習課	○
8	ちば遺産	千葉県	千葉県庁教育庁教育振興部文化財課指定文化財班	○
9	選定佐倉市民文化資産	佐倉市	佐倉市役所(教育委員会事務局)文化課	○
10	湘南遺産	神奈川県	NPO 法人湘南遺産プロジェクト	○
11	新潟市民文化遺産	新潟市	新潟市役所文化スポーツ部文化政策課	○
12	越後長岡地域の宝	長岡市	長岡市役所地域振興戦略部地域振興班	○
13	魚津市水循環遺産	魚津市	魚津市役所企画政策課地域資源推進班	○
14	いしかわ歴史遺産	石川県	石川県教育委員会	○
15	伊那谷遺産	長野県	国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所砂防調査課	○
16	岐阜の宝もの	岐阜県	岐阜県庁商工労働部観光国際局観光企画課	○
17	ぬまづの宝 100 選	沼津市	沼津市企画部ぬまづの宝推進課	○
18	しまだ市民遺産	島田市	島田市教育部文化課文化財係	○
19	とよた世間遺産	豊田市	地域人文化学研究所	○
20	常滑市の世間遺産	常滑市	常滑市市民協働チーム安全協働課／知多半島ケーブルネットワーク株式会社地域情報課	
21	近江水の宝	滋賀県	滋賀県教育委員会事務局文化財保護課	○
22	高槻まちかど遺産	高槻市	高槻市教育委員会教育管理部文化財課	
23	加東遺産	加東市	加東教育委員会生涯学習課	○
24	奥出雲町遺産	奥出雲町	奥出雲町役場	○
25	とくしま市民遺産	徳島市	徳島市役所文化振興課	○
26	南予の誇れる遺産	愛媛県	愛媛県南予地方局建設企画課	○
27	大宰府市民遺産	太宰府市	大宰府市教育委員会文化財課	○
28	佐賀県遺産	佐賀県	県土整備部都市計画課	○
29	長崎県雲仙遺産	雲仙市	雲仙温泉観光協会	○
30	熊本水遺産	熊本市	熊本市環境局水保全課	○
31	菊池遺産	菊池市	菊池市教育部生涯学習課文化振興係／政策企画部企画振興課地域振興係	○
32	宮崎観光遺産	宮崎県	宮崎県商工労働部観光交流推進局観光推進課	○

(3) 章の構成

3-2 では、抽出した全国 32 の地域遺産の選定団体を対象として行ったアンケート調査へ回答が得られた 30 地域について、地域遺産活動や地域の概要を整理する。

3-3 ではアンケート調査の結果を用い、各地域遺産がどのような遺産で構成されているのか、またその目的・理念や地域遺産の定義・選定基準、選定団体や遺産の推薦・申請団体による保全･活用活動の実態を分析する。

続く 3-4 では、地域遺産選定の理念・目的や定義、選定基準、指定文化財との関係性等の指標を用い、多変量解析を行うことで地域遺産を類型化し、タイプ別の地域遺産の活動の特徴、地域特性や条例・要綱の制定状況、文化財や景観関連計画策定状況との関係を明らかにする。

そして 3-5 では、対象の 30 地域のうち民間（NPO 法人）が運営していることで選定活動の自由度が高いと判断された 2 地域に対してケーススタディを行う。具体的にはヒアリング調査を行い、地域遺産の選定団体設立の経緯やその目的、設定した地域遺産の定義や選定基準等に関して、どのような思考を経て形作られたのかについて考察を行う。

最後に 3-6 で章の結論をまとめる。

3-2.　各地域遺産の概要

本章では 32 の地域遺産を対象に、選定団体についての基本属性や選定の目的・基準、保全･活用や課題を尋ねるアンケート調査を実施し、30 地域より回答を得た。有効回答率は約 94%であった。アンケート調査の回答の分析に先立ち、本節ではまず各地域遺産活動に取り組む地域の概要を整理する。

(1) 北海道遺産

選定主体：NPO 法人北海道遺産協議会（民間団体）

北海道遺産は「掘り起こされた宝物を地域で守り、育て、活用していく中から新しい魅力を持った北海道を創造していく道民運動」だとされる [1]。1997 堀達也北海道知事が「北の世界遺産構想」を提唱し、道庁内に PT や民間有識者委員会設置、1999 年には第 1 回選定候補の募集が行われた [2]。これは全国の中でも一、二を争う早い時期に地域遺産が始まったことを意味している。

2001 年に北海道遺産構想推進協議会（民間）を設立し、第 1 回選定が行われ、25 件の北海道遺産が誕生した。その後 2004 年に第 2 回選定で 27 件が追加され、計 52 件に増加した。その後、選定された遺産の希少価値を維持するためにしばらく選定は凍結されたが、2018 年に第 3 回選定が行われ、15 件が新たに北海道遺産となり、現在計 67 件が北海道遺産としてリスト化されている。

なお協議会は 2008 年に NPO 法人化し、現在では多様な主体が会員となっている。団体会員の中には観光協会や施設保全団体、イベント主催者、交通機関、マスメディア、農協、自治体などが含まれており、道内の官民学が一体となって地域遺産を推進する体制になっていると捉えることができる。

北海道遺産は担い手に市民を想定し、行政主導で進められる地域遺産と一線を画すことが意識されている。また地域の中で遺産を活用することで地域づくりや人材育成、観光振興等の経済活性化に結びつけることが意図されている。

市民の関与や活用を想定していることから、選定基準には「客観的な評価基準」（学術的価値や美的価値等）に加え、保全・活用を地域で進めていたり、認定後の取組みが期待できるといった「思い入れ価値」も重要視されている。そして、これらに「北海道らしさ」が判断され、選定される仕組みになっている。なお、遺産は過去のものではなく「地域の未来を創造していく資産」であると主張している。選定は協議会理事会として最終決定される。

そして北海道遺産の特徴は、選定された遺産に対する助成活動の豊かさである。行政団体が主催し税財源を使用できる地域遺産とは異なり、助成には財源の確保が必要である。そこで、企業と連携した活動を行っている [3]。スーパー等のプリペイドカード（WAON カード）を「ほっかいどう遺産」ブランドで発行し、ユーザーが買い物をするその使用額の一部が協議会に寄附される仕組みをイオンの協力で実現し、個別の北海道遺産の保全活動等に助成を行っている（2020 年度は 450 万円）。その他にも、緑茶飲料メーカー伊藤園の社会貢献活動を活用し、ペット緑茶の売り上げの一部の寄付を受けて財源を確保している（2020 年は 90 万円）。

助成を活用した事業としては、市民ガイドの研修、食育イベント（サケの文化）、モニターツアー実証実験、プロモーション活動など、多様である。

また、団体会員として参加する企業にバス会社や旅行会社が含まれており、「北海道遺産の旅」ツアーが民間事業として組まれて定期的に実施されている [4]など、北海道遺産としてリスト化・価値整理されることによって、民間会員のビジネスにも活用されるに至っている点も特筆すべき点といえる。

(2) 石狩遺産

選定主体：石狩遺産プロジェクトＭ（NPO・市民団体）

石狩市の市民団体「石狩遺産プロジェクトＭ」が、石狩市立砂丘の風資料館と協働で選定する地域遺産である。2005 年の 3 市町村合併の後、市文化財保護審議会でエコミュージアムを旧市町村またいで設立するべきという答申があり、2013 年 11 月の活動開始時には、エコミュージアムの設立に向けた活動を進めていた。しかしその展示対象となる地域資源の価値整理を行う中で、地域遺産選定へと活動をシフトさせていったという経緯を有する[5]。地域遺産である「石狩遺産」の選定（認定）は、2016 年 11 月から始まった。

石狩遺産の目的は、「石狩の魅力をあらためて掘りおこし、その価値を考え、石狩じゅうにある多彩な魅力をつまびらかにすることによって、もう一度、自分たちのまち・石狩とはどんなところであるのかを全市民で考える機会」とするために、【認定】【発信】【保全】【活用】を行うことだとされている。これらを通じて、「自分たちのまち・石狩への一人一人の思いを育み、愛着や誇りへとつなげ、石狩での暮らしや仕事をより楽しいものへとすることを促します。また、これからの暮らしや仕事へのヒントを得て、石狩のいきいきとした新しい歴史をつくること、すなわち石狩のまちづくりを進めること」を目指すとされている[6]。

石狩遺産の定義として【私たちのまち・石狩の特徴を表わすひとまとまりのテーマ・ストーリー】であり、「未来へ引き継ぐ価値」を有することが定義されているのに加え、次のような選定基準を設定している。

まず①主観的・探求的基準があり、石狩市民自らにとっての価値を有していることに広く共感を得られるものであるかどうかを判定される。個別の項目としては、a. 石狩市民にとって大切であり、親しみ・思い入れがあり、また、伝えたい・残したいと思うもの　b. 石狩市民以外が、石狩の特徴・石狩らしさとして特に認めているもの　c. その他、石狩遺産にふさわしいと認められるもの、の３つがある。

次に②客観的・学術的基準があり、石狩市の成り立ちや現在の姿を説明する上で重要な証左となりうるものであることが必要とされる。これも具体的項目として、d. 石狩が形づくられた過程を説明するもの、e. 石狩が生みだした・創りだした特筆すべきもの、f. 石狩にしかない、または石狩にあるものが希少性を有するもの、g. 石狩のものが他所のものに比べ卓越しているもの、h. 石狩に根付き、石狩らしさを有するもの、といった５項目が設定されている。

以上の①②のいずれか１つでも該当することが、石狩遺産として選定される条件となっている。なお分野として、自然、歴史・文化、生活・産業の３分野がある。

選定に関しては、市民・団体による推薦書が提出されると、年１回程度、一般公開型の選考会（シンポジウム等）を開催し、プレゼンテーションと会場での意見交換を通じて合議を行い、石狩遺産として選定するかどうかが判断される。選定団体は認定書交付や表示板設置、情報発信を行い、推薦者と協力して保全・活用を進めると定められている。ホームページではスタディツアーの開催記事等が確認できるため、「地域遺産関連のまち歩きツアー」も選定団体が行っていると見受けられる。2016 年の 3 件に始まり、2019 年までで計 11 件が石狩遺産に認定されている。

(3) 苫前町の宝

選定主体：苫前町の宝選定委員会（複数を含む組織・団体）／町企画振興課まちおこし係・総合政策室（行政団体）

北海道苫前町は道北・日本海沿いの人口 3,000 人程の小さな町である。町ホームページ[7]や「苫前町の宝ガイドブック[8]」によると、「住民が自分のまちに愛着を持ち、全国に誇れる「苫前町の自慢」を発掘するため、2014 年 4 月に「「苫前町の宝」選定委員会設置要綱」を制定し、住民・各産業団体関係者と行政から成る「苫前町の宝選定委員会」を組織した。同時に「苫前町の宝」の候補を公募し、第一期の同年 4～9 月には 45 点の推薦が寄せられ、選定作業の結果、11 点が選ばれた。その後も公募・選定を継続し、2016 年 4 月までに 28 点を選定し終えた。

要綱には選定委員会の設置に関する事項のみが記載され、「苫前町の宝」の定義や選定基準、推薦人の資格等については一切記されていない。庶務担当課は、商工労働観光課とされている。要綱やホームページに記載された担当課は前述の商工労働観光課や企画振興課まちおこし係であることから、文化財行政が主導する体勢ではない。

「苫前町の宝」に選定された資源（資料編参照）を見ると、歴史文化資源の割合は低く、風景（夕日）、ビーチ（観光施設）、漁港（産業施設）、文芸作品（小説類）、事件（ヒグマ惨禍）、風力発電施設など、特徴的な施設や現代的なものも多く含まれている。「苫前産のもの、苫前産という言葉」という項目もあり、他地域の地域遺産に比べて間口が広くなっている。これは「苫前遺産」ではなく「苫前町の宝」と称しているように、文化遺産的に捉えるというよりも「町の自慢（特徴）」としての位置付けが強いことを意味していると考えられる。

「苫前町の宝　No.28　苫前産のもの、苫前産という言葉」についての解説
（苫前町の宝ガイドブックより）
地元の漁師、農家、酪農家が胸を張って言いたいのは苫前産で安全安心なものを水揚げ、生産していることです。
自然環境と共生・共存しながら、消費者に少しでも品質のよいものをお届けするべく管理している私たち生産者が一番自慢できるものが「苫前産」という言葉であるため、苫前町の宝としてふさわしいものです。
「苫前町の宝」選定以降において、この他にも様々な「苫前産」の特産品が生まれてきております。（農水産加工品の写真掲載）

なお「第５次苫前町総合振興計画　前期基本計画」（2016 年 3 月策定、計画期間 2016～2020 年度）では、「芸術文化活動の充実」の項において「苫前町の宝との連携」が言及され、歴史・文化等の保存・継承に結び付ける観光マスタープランづくりが提案されているほか、「観光の振興」の項において「苫前町の宝」選定・PR を通じた苫前ブランドの確立および観光メニューの充実が提案されている。

(4) つがるの宝

選定主体：つがるブランド推進会議・つがる市地域ブランド対策室（行政団体）

つがる市生誕 5 周年を記念し、市の特産品や食文化、伝統文化、景観などの中から推薦を募集し、509 の応募の中から 22 の「宝」を選定、2010 年 2 月に公開された。選定委員会は組織されていないことから、「つがるブランド推進会議」もしくは「地域ブランド対策室」で選定作業を行ったものと推察される。

本地域遺産の特徴は所管が市の地域ブランド対策室であり、情報を掲載するホームページも「つがるブランド」のサイト[9]である点である。農産物等のブランド化と併せて、歴史文化資源や景観、年中行事を地域遺産としてアピールする試みが行われている。一方で、つがる市観光物産協会のウェブサイトにおいては「つがるの宝」の情報は掲載されておらず、観光活用の実態は見られない。保全活動との関係も不明である。

(5) 遠野遺産

選定主体：遠野遺産認定調査委員会／遠野市文化政策部文化課（遠野文化研究センター3）（行政団体）

遠野遺産は、遠野市が「遠野遺産認定条例」を 2007 年 4 月に制定し、開始した取り組みであり、令和 2 年度まで 15 回の認定を行ってきており、現在 161 件の遠野遺産が選定されている。地域づくりなどに関わる団体が、地域にある「誇るべき遺産」を推薦し、市民や有識者で構成され、また調査・審査を行う「遠野遺産認定調査委員会」が答申、市長が認定する仕組みとなっている。条例で遠野遺産には、有形文化遺産、無形文化遺産、自然遺産、複合的遺産、の 4 種類があると定義されている。これらのうち、①郷土の特徴を象徴している、②市民に保護されており、認定後も保護され、地域振興等に活用される、という条件を満たし、市長が認定したものが遠野遺産となる。

なお遠野遺産の基本理念に関し、条例第 4 条では「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」（2005 年制定）の規定に則って環境の保全・創造に配慮することが規定されている。

条例制定と同じ 2007 年に遠野市景観計画が策定され（翌年変更）、第 2 章「景観資源を継承する」として遠野遺産認定制度が紹介されている。ここでは遠野遺産の定義は「遠野らしい」「次世代に残していきたい全てのもの」、認定は「遠野らしさ」「保全活動」「活用」の 3 つの観点から委員会が調査を行い、その結果を基に市長が認定する、とまとめられている。同計画第 2 部の「遠野市景観形成ガイドライン」p.50 では「観光資源として活用」とも記されており、活用を念頭に置きながら、しかし重点は地域資源の発見・調査と保存・再生、継承にあるという意識が共有されているものと推察される。

選定後の活用の取組みに関し、前者は「みんなで築くふるさと遠野推進事業補助金」が交付されている。これを活用し、遺産周辺の整備や伝承事業、パンフレット作成が、推薦申請者によって行われる。後者は遠野遺産に関する活動の支援を地区センター職員が行っている[10]。案内看板は市観光部局が設置に協力しているという。（市観光協会サイトには遠野遺産の情報は掲載されていない）それに対し推薦・申請者は上記のように助成金を受けることができる仕組みとなっている。つまり、遠野遺産の保存・活用においては選定主体と推薦・申請者の間で役割分担が行われていると言える。

[3] 10 年間の活動期間を経て、2021 年 3 月末日を以て遠野市の機関としては廃止となり、民間団体へ移行予定。

(6) にのへの宝

選定主体：宝を生かしたまちづくり推進委員会／二戸市公民連携推進課（行政団体）

二戸市の地域遺産に当たる「にのへの宝」の趣旨や活動経緯については、二戸市のホームページ [11]や真板の著書 [12,13]等に詳しい。以下、ホームページ上で公開されている資料をもとに、その特徴をまとめる。

1992 年に就任した小原豊明市長は、「二戸市には少し磨けば光る、知られていないだけで本当に良いものがあるはずだ」という信念のもと、「宝を生かしたまちづくり」に着手した。

宝は、①探す、②磨く、③誇る、④伝える、⑤興す、の 5 段階で活用することが構想され（表 3-3）、まずは「探す」取組みとして、市民参加で市内の「宝さがし」が同年 7 月から開始された。市内 9,000 世帯を対象に、「わたしの宝さがし」アンケート調査を実施し、また、「楽しく美しいまちづくり推進委員会」の委員の活動も併せて、7,371 件の宝（地域資源）に関する回答が集まった。まちづくり推進委員会は市民 30 人と市職員 30 人から組織され、回答が集まった宝について現地で写真を撮ったり住民へヒアリング調査をして記録を作成する活動を行った。その結果をまとめた「宝資料集」はファイル 6 冊分もの分量となっている。

表 3-3　宝の活用 5 段階と具体的な取り組み

段階	内容	具体的な取組み
①探す	地域固有の自然、歴史、文化、産業、人などの資源を地域住民自信が発掘・再発見する	アンケート調査や現地確認、ヒアリングなど
②磨く	発掘・再発見された宝を保存・伝承・発展させるための活動	道普請、草刈、施設整備など
③誇る	宝の価値を認識し、地域の中で価値認識を共有するための活動	冊子やマップ作り サイン(誘導)の設置など
④伝える	地域の外に向かって、宝を発信するための活動	宝自慢を発信するイベント事業 エコツアーや視線観察回の開催 ワークショップなど
⑤興す	宝を活用して産業に結び付けるための活動	新商品の開発、販売など

地域の宝は次の 6 分野に分けて整理された。

(1)自然の宝（共に生きる仲間さがし）
(2)生活環境の宝（生きるための知恵）
(3)歴史文化の宝（先人の足跡をたどる）
(4)産業の宝（外部世界への発信）
(5)名人の宝（二戸の知恵袋）
(6)要望の宝（未来へのエネルギー）

(1)～(5)は他地域でも見られる分類であるが、(6)要望の宝は「まちを良くしようと思う住民の潜在的エネルギー」と定義され、約 7300 件集まった宝のうちの 3300 件を占めていたという。その内容は、都市環境整備や産業振興、生活環境整備、まちづくりのイメージ提案などであり、「若者が住みたくなる街」「座敷わらし、かっぱをテーマにしたキャラクターグッズ、アニメーションなどの制作による個性ある温泉郷づくり」などの要望が集まっている。これらを本研究の扱う「地域遺産」に含めることは、序章での研究の定義に反する部分もあるが、各地域が何を「遺産（宝）」と規定するかという地域の個性に関するデータとしては重要であるため、ここでは「(6)要望の宝」も地域遺産の一種として捉えて議論を進める。

「にのへの宝」が 6 冊の「宝資料集」としてまとめられた段階で、1994 年 3 月に「『にのへ再発見』市民報

告会」が行われ、宝の発表や展示がなされた。明文化された選定基準はなく、アンケートやまちづくり推進委員会調査で抽出された地域資源は原則的に全て資料集（データベース）に採録されていった[注4]。これらに対しまちづくり推進委員会メンバーが現地調査等を通じて各「宝」の基礎情報をまとめることで価値の整理が行われ、報告会によって価値の共有が図られているといえる。

まちづくり推進委員会では「宝資料集」に掲載された情報を活用しながら 1994 年に「楽しく美しいまちづくり事業計画」をまとめ、市長に提言を行った。以降、市では②宝を磨く段階の事業化を進め、マップの印刷・配布や案内板・説明版の整備事業などを各地区で行ったり、③宝を誇る段階の事業としてまち歩きツアーや観察会などを行い、市民の参加を促した。さらに 1999 年に市はシビックセンターを整備・開設し、エコミュージアムのコアミュージアムとして活用され始めた。

上記のような活動を８年ほど続けたのち、2000 年 11 月に「二戸市宝を生かしたまちづくり条例」を制定し、「にのへの宝」を核としたまちづくりの理念に法的根拠を確立させると共に、まちづくり推進委員会を位置付け、市が宝の保全や活用において市民と協働したり支援したりすることを定めている。そして 2003 年からは「宝を生かしたまちづくり賞」が、宝の保存・活用、継承を行い貢献した市民や団体に贈られるようになった。（2017 年 3 月に「宝を生かしたまちづくり賞表彰要綱」制定）

2006 年 1 月に浄法寺町と合併し、新・二戸市となると、旧浄法寺町エリアにおいても「宝さがし」を開始し、旧二戸市エリアと同様に宝を核としたまちづくりが可能となる環境整備が行われた。この間も宝を巡るまち歩きツアーやウォーキングコース整備、⑤宝興しとしての特産品開発などを毎年継続してきていたが、2007 年には「第３回エコツーリズム大賞特別賞」を受賞し、地域遺産である「にのへの宝」を地域の自然環境や歴史文化を尊重し活用するツーリズムに応用した成果が全国的に認められるに至っている。2011 年度には「全国エコツーリズム大会」も二戸市で開催されるなど、エコツーリズムの先進地としての位置付けを固めていった。

以上の通り、二戸市では「にのへの宝」を核としたまちづくりを四半世紀以上継続してきているが、その中で「宝」の活用は多種多様に富んでいる。「宝の活用５段階」にあるように⑤宝を興すことを念頭に活動が組み立てられていることが大きいものと思われる。

なお市の観光公式サイトでは「にのへの宝」そのものや、作成された「にのへの宝マップ」などは紹介されていない。但し、「にのへの宝」の中には、カシオペア体験交流くらぶによる伝統工芸や郷土食の体験、温泉やリンゴ、昔話の語り部の語りを楽しめる体験といった、地元の文化や生活、人物を体験できる着地型観光・エコツーリズム・体験型観光に活用されているものが散見される。これらは２週間前までの予約が必要であることなど、産業化された観光メニューというよりは、非観光部門で「にのへの宝」を守り継承する主体に対する、少量の（負担にならない程度の）観光客とのマッチングといった意味合いの方が強いと考えられ、地域遺産を守りながら観光活用が成立し得るディメンジョンが顕出しているものと言えよう。

注4 後述する本研究でのアンケート調査への回答では、にのへの宝は 163 件あると回答されている

(7) 龍ケ崎市民遺産

選定主体：龍ケ崎市市文化財保護審議会／教育委員会文化・生涯学習課（行政団体）

龍ケ崎市は茨城県南部に位置し、東京への通勤圏にある都市である。観光入込客数は年間 30 万人に満たず、対人口比は 4 倍しかない。同市では 2015 年に「龍ケ崎市民遺産条例」を制定し、市民遺産の選定を開始した。2021 年までに合計 14 件が龍ケ崎市民遺産として認定されている。

条例では、指定・登録文化財以外の文化財のうち市の歴史的・文化的特長を示すものや、自然・景観を認定することとしており（第 1 条）、「指定文化財制度が学術的・芸術的な価値の高さに重きを置き優品主義・重点指定主義であるのに対し、市民遺産制度は、もう少し広い意味での市民に身近な文化財に光をあて、市民レベルで保護、活用していこうという取組み」だと述べられている [14]。

選定基準では下記の(1)(2)のいずれかに該当し、かつ(3)(4)の両方に該当することが必要とされている（第 2 条。第 2 条 2 で例外規定あり）。

(1)市内の歴史又は文化を象徴するもの　　(2)市内の自然，景観等で特筆すべきもの

(3)地域で保存され，活用されるべきもの　　(4)地域の振興及び活性化に寄与するもの

推薦者は、推薦する文化財等（自然、景観を含む）の保存に取組み、かつそれを活用して振興策を実践している者である必要がある（第 4 条）。推薦書が出された候補については、教育委員会から文化財保護審議会へ諮問、審査を行い教育委員会へ答申され、最終的に教育委員会が認定し、認定書を交付する。また市は市内外に向けた情報発信や現地の説明版・案内板設置を講ずることが責務として定められている（第 11 条）。

上述の通り龍ケ崎市はベッドタウンと旧町中心市街および農村地帯で構成され、観光地ではない。龍ケ崎市観光物産協会が組織されているが（2014 年）、ホームページ [15]では「龍ヶ崎市市民遺産」が観光資源として紹介されてはいない。

(8) ちば遺産 100 選

選定主体：千葉県教育委員会（教育振興部文化財課指定文化財班）（行政団体）

千葉県では 2008 年度に、「ちば遺産 100 選」及び「ちば文化的景観」の県民投票を実施し、県文化財保護審議会の意見を基に、それぞれ選定を行った。ちば遺産は、「伝統文化」「文化遺産」「自然遺産」の 3 種別に分類され、選定候補 201 件から 100 件を選定した。100 件に限定されるため、同一地域の類似した遺産は一つにまとめ、より多種多様な遺産が選定されるよう工夫がなされている。選定は 2008 年に一度にまとめて行われ、後年継続的に選定をおこなってはいない。

表 3-4　ちば遺産のゾーン

干潟の海岸と谷津田景観のゾーン	九十九里浜（海岸平野）と地曳網・水産産業のゾーン
利根川・江戸川と水運のゾーン	風光明媚な海山と古寺、城のゾーン
印旛沼の恵みとニュータウンのゾーン	黒潮と山の恵みのゾーン
香取の海と水郷、香取神宮・社叢林のゾーン	東京湾を望む上総丘陵のゾーン

選定されたちば遺産（及び、ちば文化的景観）は、表 3-4 の県内を８つに分けたゾーンごとに整理されている。それぞれ地勢や歴史文化等の側面から捉えた特徴を用いたネーミングがされている。

選定団体の千葉県教育委員会として行った選定後の取組みについては、例えば『ふさの国の小さな旅』と題したちば遺産のガイドブックを 2009 年に発行し、現地訪問への後押しを行った。しかし、県の公式観光サイト「まるごと e ちば」ではちば遺産に関する情報は掲載されていない[16]。

なお千葉県では 2018 年にも「次世代に残したいと思う「ちば文化資産」」の選定も行われた。対象は(1)建造物、庭園、遺跡、(2)文化的景観、街並み、(3)イベント・祭り、郷土芸能、伝統芸能、郷土料理、となっている。「ちば遺産」との関係、「ちば遺産」の扱いの変更等は本研究では分析できていない。

(9) 選定佐倉市民文化資産

選定主体：市民文化資産運用委員会／佐倉市教育部文化課（行政団体）

佐倉市民文化資産は 2002 年に選定の仕組みを整備し、2005 年以降随時選定を実施、2016 年までに 12 件、その後 2017 年に 8 件を追加し、現在では 20 件となっている。

市民文化資産の定義と選定基準は文書によって細かく規定し、公開されている。を「生活文化資産」「芸術文化資産」「自然資産」の３分野があり、それぞれの定義は表 3-5 の通りである。いずれも「一定の期間（おおむね 30 年）以上、継承・活動実績・経過したもの」であることが選定基準として示されており、その他にも有する特徴のクライテリアが細かく記されている。加えて「選定の視点」として、「所有者等が維持管理に努めている」「各地域の個性を表象する」「市民が誇りを持ち、魅力を共有できる」「公開、活動等の機会を通して市民が共有できる」「保全・活用・再生・再現・創作等の意欲があり、将来の世代に引き継がれる」「まちづくりの資源となる」といった項目が示されている。

表 3-5　選定佐倉市民文化資産の定義

(1)生活文化資産：おおむね 30 年以上継承されてきたもの。 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、地域住民の生活の推移を理解するため欠くことのできないもの、かつ地域住民にとって愛着のあるもの。 (2)芸術文化資産：おおむね 10 年以上の活動実績を有するもの。 音楽、美術、舞踊、工芸技術その他の文化的所産で、地域住民にとって愛着のあるもの。 (3)自然資産：おおむね 30 年以上経過したもの。 森林、里山、谷津田、河川、湖沼等の周囲の環境と一体をなし、環境保全上有益なもの、または市民にとって鑑賞価値の高いもの、並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）、及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、地域住民にとって愛着のあるもの。

こうした基準や視点を受け、市民文化資産として申請できるのは、所有者・保持者・保持団体（保全団体）に限られ、推薦は所有者の同意を得た地域文化活動団体（保全活用実施団体）に限られる。地域文化活動団体は５名以上の会員、2/3 以上の市内在住在勤、成人の代表、活動実績 5 年以上といった条件が課される。申請・推薦書が提出されると運用委員会が調査・審議して市へ意見を述べ、市が決定する。選定された市民文化資産は保全活用の達成が所有者等に課されるが、技術的支援として専門家からのアドバイス、情報提供などを市から受けることができるようになる。

選定された資源のリスト（※資料編参照）を見ると、「芸術文化資産」「自然資産」が各 1 件しかなく、分野に偏りが見られる。また「生活文化資産」には「御神酒所」（曳き廻し屋台）が多く含まれ、町会ごとの祭りのシンボルが大切にされていることが窺える。

なお佐倉市観光協会による観光ホームページでは、佐倉市民文化資産に関する記述は見られなかったことから、あくまで「市民」のための文化資産であり、実態としては保全に重きを置いていると考えられる。

総じて、きめ細かな概念整理や選定基準を作成し、選定に終わらないその後の保全活用を見越した新生・推薦者資格を規定するなど理想的なシステムを約 20 年に渡って運用してきた佐倉市民文化資産であるが、選定は 20 件に留まる。

(10) 湘南遺産

選定主体： NPO 法人湘南遺産プロジェクト（民間団体）

民間（NPO 法人）による、湘南地域のブランディング事業を主眼とした地域遺産である。対象範囲となる「湘南」には厳密な定義はなく、「県内地域（神奈川県の相模湾に面した一帯）」という表現が用いられている。実際に選定された遺産の分布範囲を見ると、二宮町・大磯町・平塚市・茅ヶ崎市・寒川町・藤沢市・横浜市戸塚区となっている。

「湘南遺産」は「世界遺産」になぞらえていることがホームページに記されているが、世界遺産との違いは「市民投票で選ぶこと」だと説明している。また選ぶだけではなく守り育てる力としての市民に期待しており、選定で誇りと満足度向上を生むだけではなく、「名産品や観光資源として更なる湘南の魅力向上を表す」「訪れる人や住みたい人が増える」といった地域の発展が期待されている [17]。

NPO 法人湘南遺産プロジェクトは「湘南遺産」商標登録取得をきっかけに 2015 年度に法人として立ち上げられたが、その定款に記された目的は「市民に向けて、湘南の歴史や文化を物語り未来に残していきたい「モノ」や「コト」を「湘南遺産」として選定する事業を行い、湘南地域の振興と継続的発展に寄与すること」だと記されている。また行う事業には、湘南遺産の選定と地域振興、普及啓発事業、人材育成事業等が挙げられている。

選定は 2016 年から開始し、「湘南遺産候補」を市民から公募、9 件が提出された。それらに対し Web 投票・出前投票を実施し、6324 票の投票が集まった。すべての候補に 500 票以上という少なくない数の投票があり支持があったことも踏まえ、9 件全てが「湘南遺産」として選定されることとなった。

投票期間の後に「湘南遺産選定発表会」を開催し、各推薦者からプレゼンテーションを行い、各遺産候補が有する価値についての説明が行われた。発表会で議論を行ったメンバーがいわば選定委員会の構成員ということになる。その後、2020 年までに総計 28 件が選定された。

選定遺産の分野は歴史、アート、芸能、無形、自然、景観、食、産業、人物、記憶と多岐にわたり、「ふじさわ　ちょい呑みフェスティバル」のような現代的なイベントも選定されている。それぞれの推薦団体は各遺産の保存団体や実施団体、観光協会、施設運営者等となっている。

選定後の活用については、湘南遺産プロジェクトの事業報告によると、生涯学習講座の「湘南遺産ゼミナール」「あそび塾まなび塾」、まち歩きツアー「湘南遺産ウォッチング」（2020 年度までに 28 回実施）、情報発信としての「写真パネル展」などを実施してきている。

(11) 新潟市民文化遺産

選定主体：新潟市民文化遺産認定調査評価委員会／新潟市文化スポーツ部文化政策課（行政団体）

2005 年に広域合併、2007 年に政令指定都市へ移行した新潟市では、2013 年 9 月に「新潟市民文化遺産制度実施要綱」を制定し、同年度から 3 カ年にわたって選定を実施した。計 218 件が選定されている。

新潟市民文化遺産は「市民の思い出や生活の一風景などに関する地域の文化芸術活動」を認定し、その認知度向上と継承活動支援を行うものであり、「文化財保護制度（指定・登録）とは異なり」と但し書きされている（第 1 条）。有形文化遺産と無形文化遺産の 2 つが対象となり、以下のいずれかの認定基準に合致するものから認定される。

認定基準（第4条）
(1) 郷土の歴史や文化を象徴しているもの
(2) 世代を超えて地域で受け継がれ，今後も保存すべき貴重なもの
(3) 地域の生活文化の特色を示しているもの
(4) 地域の伝統行事として親しまれ，今後も地域の活性化のために欠かせないもの
(5) 本市の文化遺産として国内外に発信することで，文化創造都市づくりに寄与するもの
(6) 上記(1)から(5)に該当しないが，本市の財産として保存・継承していくことが特に必要と認められるもの

市民等から公募を行うことが定められており、選定された遺産には寺社や史跡、石碑、農業土木施設、神楽、甚句、踊りなどが多く含まれる。推薦団体をみると、自治会やコミュニティ協議会といったコミュニティ自治組織のものや伝統芸能の保存会がほとんどであり、一部に商店街協同組合やまつり実行委員会、まち歩きガイド組織、文化保存団体などが見られる。

公募で集められた推薦書をもとに「新潟市民文化遺産認定調査評価委員会」が開催される。委員会の委員は学識経験者、伝統文化の継承活動団体のメンバー、その他、の 6 名以内で構成される。

選定遺産の活用については、約 250 ページにも及ぶ『新潟市民文化遺産ガイドブック』が刊行されている。市の観光協会に相当する「公益財団法人新潟観光コンベンション協会」のホームページでは新潟市民文化遺産の情報は見当たらない（2021 年 9 月現在）。

(12) 長岡市地域の宝

選定主体：長岡市内各地域委員会／長岡市地域振興戦略部地域振興班（行政団体）

長岡市は平成の市町村合併により 2005 年以降に中之島町・越路町・三島町・山古志村・小国町・栃尾市・寺泊町・与板町・和島村・川口町を編入した。合併からおよそ 10 年が経過した 2014 年度に、「誇り」と「自信」を醸成して地域振興を行うための柱として、各地域委員会（旧市町村単位）で「地域の宝」の選定を行った。なお旧長岡市地域からは選定されていないことから、農山漁村エリアの振興策として行われている性格が強いものと思われる。

市では選定された「地域の宝」を用いたまちづくり活動に対し支援・補助を行うことで、地域遺産を実質的なまちづくりへ結びつける試みを続けてきている。つまり、身近な地域の資源を再評価し、それを核として市内各地域で地域づくりを行うことに重点を置いた取組みであると評することができる。

長岡市「地域の宝」は、以下の 5 項目で定義されている。

①地域の大半の人が自分たちの宝と認識している。
②大切にしている組織（NPO 等）が存在している。
③未来を担う子どもたちが参加できる。
④全地域的な活動が期待できる。
⑤地域がひとつになれる。

「地域の宝」は現在までに 10 地域で 22 点が選定されている（※資料編参照）。内容は、歴史文化や自然環境、里山、震災アーカイブス、祭り、伝統工芸などである。リストに挙げられた遺産それぞれに関連する様々な事物やイベント等が活用の資源となる。（例えば、三島地域の「三島の里山（資源活用）」の一つとして「全日本丸田早切選手権大会」がある等）

ホームページでは「次代を担う子どもたちへの継承」と「首都圏等へのアピール（プロモーション）」を活用策の主たるものとしてリストアップしており、多様な活用の中でもそれらが重要視されていることが分かる。

具体的な活用事例としては、新潟県の地元情報誌『月刊新潟 Komachi』とタイアップし、「地域の宝」をアピールするような特集や冊子を多数掲載・発行している点が挙げられる。ドライブや季節の行楽と掛け合わせ、「地域の宝」を巡る旅行ガイドのような体裁となっており、若い女性をモデルに多用して同セグメントへの訴求を狙っている様子が窺える。また、市内小学生から図案を募集して作成した「越後長岡地域の宝かるた」を制作・販売・図案配布し、子供たちが楽しみながら「地域の宝」に触れることができる取組みも行われている。

以上のように、長岡市「地域の宝」は各地域委員会で情報を取りまとめたものを、地元情報誌やかるたなどの若年層に分かりやすい形へ加工して、普及を進めている地域遺産だと見ることができる。

(13) 魚津市水循環遺産

選定主体：魚津市水循環遺産選定委員会／魚津市企画政策課地域資源推進班（行政団体）

2011 年 10 月、魚津市は「水循環遺産登録実施要綱」を制定した。「市の自然環境が形成する水循環に関連する物件」を対象として、市民が愛着と誇りを持ち、水循環の風土と文化を継承することを目的としている。つまり、「水循環」というテーマをもった地域遺産だと言える。目的の文章（第 1 条）には活用は明確には位置付けられていない。

この「水循環」とは「山に降った雨や雪が、河川水や地下水となって海に注ぎ、海から蒸発した水が、再び雲となって山や海を潤す水の流れをいう」（要綱第 2 条(1)）と定義されており、魚津市の特徴はそうした一連の流れが市内で完結することだと地元では認識されている。この特徴をテーマとするため、単なる歴史文化資源等は水循環遺産とは捉えられていない。

選定の基準としては「水循環に関係する有形・無形のもの」「市内に存在」「市の水循環の風土・文化を構成したり特色づけるもの」「水循環を活かした市の魅力づくりに寄与する」といった項目が設定され（第 4 条）、いずれかの項目に該当することが必要である。ここで「水循環を活かした魅力づくり」が含まれており、活用が期待できるものも遺産として選定されうる。

選定は「魚津市水循環遺産選定委員会」が行うが、有識者と「水循環の保全・活用に関する団体」がメン

バーとなる。2012 年 3 月に初登録が行われ、9 項目 29 件が登録された。翌 2013 年 3 月にも 2 項目 2 件が登録され、11 ストーリー・登録ポイント 31 件となっている。

登録（選定）された水循環遺産については、魚津市観光協会のウェブサイトにて詳細に紹介されている[18]。市の個性である「水循環」を観光資源としてアピールし、魚津市への訪問の個性化・価値づけを図ろうとしている姿が窺える。その他、マップも制作・配布している。

(14) いしかわ歴史遺産

選定主体：いしかわ歴史遺産認定審査委員会（教育委員会内）／石川県教育委員会（行政団体）

石川県では 2015 年に「いしかわ歴史遺産」制度を創設し、石川県の魅力を全国に発信し、観光誘客や地域活性化を図ることとした[19]。毎年認定が行われ、2015 年度に 5 件、2016 年度に 3 件、2017 年度に 3 件、2018 年度に 2 件、そして 2019 年度に 1 件が認定されており、現在までに 14 の認定ストーリーが誕生している[20]。

「歴史的経緯や、地域の風土に根ざし世代を超えて受け継がれている伝承、風習等を踏まえたストーリーであること」「ストーリーの中核には、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上、建造物や遺跡・名勝地、祭りなど、地域に根ざして継承・保存がなされている文化財にまつわるものが据えられていること」「単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものになっていないこと」を認定の条件としており、これは日本遺産の認定ストーリーの条件と同一である。「指定文化財を必ず含む」ことが必要とされており、これも日本遺産のスキームと同一である。ストーリーは、(1)地域型（単一の市町内でストーリーが完結）、(2)ネットワーク型（複数の市町にまたがってストーリーが展開し、各々の市町にストーリーの構成文化財が存在）、の２種類を可能としている点も、日本遺産と同一である。以上のように、「いしかわ歴史遺産」は文化庁・日本遺産の仕組みをそのまま石川県に当てはめた取組みであると見なすことができる。

県内市町からの認定申請があると、選定は教育委員会の「いしかわ歴史遺産認定審査委員会」で行われる。上記の認定ストーリーの条件を満たしつつ、「興味深さ、斬新さ、訴求性、希少性、地域性の観点から総合的に高く評価されること」が求められるとしている。

県教育委員会のホームページの他に、公益社団法人石川県観光連盟のホームページ「ほっと石川　旅ねっと」でも「いしかわ歴史遺産」を紹介するページが設けられているが[21]、トップページからのリンクを辿る仕様になっておらず、観光側からの活用期待の度合いは高くない可能性がある。「いしかわ歴史遺産」の認定ストーリーの構成文化財は個別の観光資源として別途紹介されていることもあり、ストーリーとして観光客へ提示することの意義について再検討することが必要だろう。

(15) 伊那谷遺産

選定主体：人と暮らしの伊那谷遺産プロジェクト選定委員会／国土交通省天竜川上流河川事務所（行政団体）

天竜川上流を管轄する国土交通省の河川事務所が、流域である伊那谷[注5]に残る土木のものづくりを振り返り、先人の苦労や克服の足跡を再確認・継承し、現在の地域課題の解決に役立てようという目的で 2012 年度から「人と暮らしの伊那谷遺産プロジェクト」を行い、選定されたものが「伊那谷遺産」である。プロジェクトでは①選定委員会の開催、②伊那谷遺産の公表、③防災教育や地域振興等での活用を行うことが計画された。

人と暮らしの伊那谷遺産プロジェクト選定委員会は、学識経験者、郷土研究家、国・県・広域連合の自治体職員らで構成された。選定基準として、以下のいずれかを満たすことが求められる。

①土木工学的な工夫が認められる遺構

②自然史や自然災害の歴史を示すもので、後世に引き継ぐべきもの

③地域住民が生活していく上で、努力や工夫をしなければならなかった背景が判るもの

その一方で、以下の除外の基準に抵触しないことも必要である。

①伝承のみで実体がないもの

②信仰の対象であることしか認められないもの

③著名な災害にまつわるもの以外の碑

以上のように、河川・谷にまつわる土木や自然史・自然災害を表し、地域住民が努力して克服したもの、という明確なテーマに沿うものが伊那谷遺産として選定される。2012 年度から始まり、2015 年 3 月現在で 101 件が認定されている。

伊那谷遺産の活用方法には大きく以下の 4 分類がある。④では「語り継ぐ“濁流の子”プロジェクト」を実施し、1961 年の大水害「三六災害」の災害経験に基づく防災の知恵や教訓を伝承することで地域防災力の向上を図るプロジェクトも行われた[22]。

①広く知ってもらう（報道機関への呼びかけ、ラジオ放送で PR、Facebook）

②デジタルコモンズの整備（データベースとパブリックドメイン化）

③参加型イベントを手助け（デジタルガイドマップ整備や、説明資料の提供）

④災害教訓を伝承

(16) 岐阜の宝もの

選定主体：「岐阜の宝もの」認定委員会／岐阜県商工労働部観光国際局観光資源活用課（行政団体）

岐阜県全域を対象とした「岐阜の宝もの」は、他の地域遺産と少し性格が異なる。

まず、「岐阜の宝もの」に関係する条例は「みんなでつくろう観光王国飛騨・美濃条例」と称し、観光に対する基本的な態度を示した、いわば観光基本条例である。これは 2007 年 7 月に制定され、同年 10 月に施行された。この条例は観光産業を基幹産業として発展させることを目標に、「飛騨・美濃じまん運動」を展開し、その中で地域の自慢となる資源を発見・創出し、また発信していくことを宣言するような内容となっている。

注5 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、の 22 市町村の範囲

地域遺産に相当する「岐阜の宝もの」は、この「飛騨・美濃じまん運動」の一環として行われた事業であり、県の観光計画に相当する「飛騨・美濃じまん運動実施計画」（2008 年度～）に位置付けられているものである。

「岐阜の宝もの」への選定には複数のステップがある。まず「①ふるさとのじまん」を 2007 年 11 月に県内各地から募集し、計 2 回で延べ 1800 件以上が集まった [23]。この中から地域での議論や有識者の助言を得て、2007 年度、09 年度、10 年度に“今後の岐阜県観光の振興につながるもの”が「②じまんの原石」として選定された。

さらに「じまんの原石」のうち、“全国に通用する県民が誇るふるさとのじまんとなる”“全国に通用する岐阜県の大きな観光資源となるもの”を「③岐阜の宝もの」として、また、他の観光資源と組み合わせて物語性を説明する等の工夫した取り組み次第で「岐阜の宝もの」となることが期待されるものを「④明日の宝もの」として 2008 年度以降に認定した。2008 年の認定は「飛騨・美濃じまんミーティング～岐阜の宝もの認定式～」で行われた。

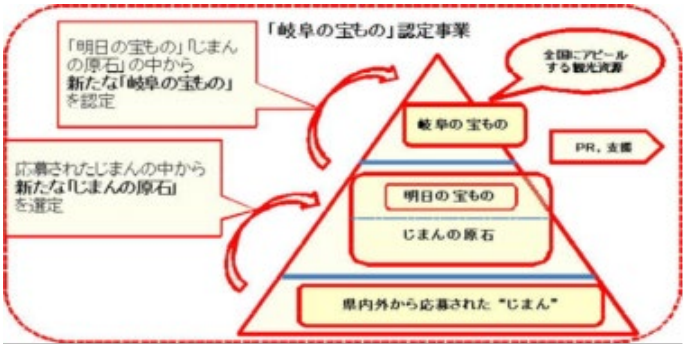

図 3-1　岐阜の宝ものの複数のステップ [24]

認定は、「岐阜の宝もの」認定委員会での書類審査やプレゼン審査を通じた意見を基に知事が認定（選定）するとされ、その基準は下記の通りであり、「観光資源」としての性質（新規性、持続性、深さ）や実用性（受入体制、交通）が重視されており、他地域の地域遺産のような「継承」「保全」といった項目がないのが特徴である。また、委員会のメンバーには学識経験者、観光関係者、経済関係者が含まれているとされている。

岐阜の宝もの等認定（選定）基準　（出典：岐阜県ホームページ）
1. **今までにない新しいタイプの観光資源としての魅力がある。**
2. **長期間にわたり魅力を発することができる継続性を有し、岐阜県ならではのオリジナリティがある。**
3. **リピーター確保につながる「もっと知りたい、もっと体験したい」と思わせる内容である。**
4. **他の観光資源との連携の可能性がある。**
5. **現地スタッフや関係者による継続的な受入体制ややる気がある。**
6. **交通アクセスが確保できる。**

この結果、現在までに６つの「岐阜の宝もの」が選定されている（※資料編参照）。滝・森・自然公園・湿原といった自然遺産と、宿場町・山城・地歌舞伎といった歴史文化遺産があり、後者はシリアル型の選定となっている。「②じまんの原石」から「④明日の宝もの」へ、また「④明日の宝もの」から「③岐阜の宝もの」へと位置付けが上がっていくのに連れて、複数の原石・宝ものを組み合わせて価値を高める工夫がなされているものが見られる。

なお一般社団法人岐阜県観光連盟の観光情報サイトでは「岐阜の宝もの」としてまとめられたページは見当たらない。但し「岐阜の宝もの」に選定された地域遺産は個別の観光資源として別途掲載されている。

(17) ぬまづの宝 100 選

選定主体：ぬまづの宝 100 選選定委員会／沼津市企画部ぬまづの宝推進課・広報課・観光戦略課（行政団体）

沼津市では、「沼津のお宝」という表現が 2009 年頃から用いられるようになり、市の広報紙で連載が組まれたりした [25]。2010 年度後半には歴史、自然・風景、食、文化・産業・人といった分野ごとのお宝が、同じく広報紙で紹介されている [26]。

2009 年から地域遺産である「ぬまづの宝」の公募を始めたところ 443 件が集まり、2010 年 9 月から市民による投票が行われ、2904 件の投票があった。2011 年 7 月には「ぬまづの宝 100 選選定委員会」委員が公募され、学識経験者等と共に選定委員会を設置し、投票結果を踏まえながら「ぬまづの宝 100 選」を 2011 年 9 月に選定した [27]。選定された 100 件の地域遺産は、自然・風景、歴史、文化・伝統、味覚、にぎわいのジャンル分けがなされている（※資料編参照）。中には、ゴミの分別収集に関する「沼津方式」（歴史分野）や「我入道の渡し船」（文化・伝統分野）のように、近現代の生活ルールや基盤も選ばれているものがある。

選定された遺産（ぬまづの宝）の活用については、例えば選定翌年の 2012 年 4 月から「ぬまづの宝 100 選」写真コンクールが行われ、入選作品を用いた市民カレンダーが制作・配布された。また、ぬまづの宝を巡るフォトロゲイニングイベントが 2016 年と 17 年に行われた。

現地訪問を促進する仕組みとしては、子ども向けガイド冊子『ぬまづのなぞを解いて 100 個の宝を手に入れよう！　トレジャーハンティング 100　ぬまづの宝』を発行したり、ホームページ記事を子どもライターに執筆してもらうなど、子ども世代へのアプローチに力を入れた。また、ぬまづの宝を多く巡った人を顕彰する「100 選マスター」「100 選名人」「100 選先生」の認定証発行などを行ってきた。

なお選定後 10 年を経過したことを受けて、2021 年に見直し作業に着手することが決定した。

図 3-2　子ども向けガイド冊子『トレジャーハンティング』

(18) しまだ市民遺産

選定主体：しまだ市民遺産審査委員会／島田市博物館課文化財係（行政団体）

しまだ市民遺産認定事業実施要綱を 2015 年に制定し、文化遺産、伝統行事、祭り、景観その他から「将来の世代に引き継ぎ、または語り継いでいくべき」ものを選定し、しまだ市民遺産とすることが定められた。

認定基準は、(1)地域の歴史や文化を象徴、(2)地域の伝統行事として親しまれる、(3)地域の生活文化の特色を示す、(4)地域の特筆すべき景観、(5)その他、特に認定に値するもの、のいずれかに該当するものであり、かつ、市民が自主的に保存活動等を行っていることが条件とされた（第２条）。但し、国や県、市による文化財指定・登録を受けているものは対象にならない点が特徴的である。（第２条の２）選定は、しまだ市民遺産審査委員会が行い、各種団体が推薦する者・市民・市職員・その他から委員が選ばれる。（市民は公募）これまでに 21 件のしまだ市民遺産が選定されている。

島田市観光協会の HP ではしまだ市民遺産のページが用意されており、観光資源としてしまだ市民遺産が紹介されている。また、選定団体が主催して「しまだ市民遺産ツアー　志都呂焼編」（2018 年）などのまち歩きツアーを実施している。

(19) とよた世間遺産

選定主体：「とよた遺産」認定委員会／地域人文化学研究所（市民団体）

とよた世間遺産は愛知県豊田市の地域遺産活動であり、まちづくり市民団体「地域人文化学研究所」が主催している。「世間遺産」とは藤田洋三氏の『世間遺産放浪記』で提唱された概念であり、地域に根差した無名のヒト・モノ・コトに光を照らし、「未来への資産として伝えるべきもの」として捉えるべきものだと研究所では解釈している [28]。この理念を受け継ぎ、とよた世間遺産は次のように定義されている。

とよた世間遺産の定義

① 豊田市域に所在するモノ・コト・ヒトであること
② そのモノ・コト・ヒトにまつわる固有の物語が確認でき、かつ公表できること
③ 文化財指定等、公的に価値を認められていないこと
④ 未来に語り継ぎたいと思わせる「面白い」という価値を持つこと
⑤ 個人の思想等を表現・主張するための「作品」ではないこと
⑥ 他者の共存を否定する等の反社会的なものではないこと

この特徴として、③の「公的に価値を認められていない」という基準、④の「面白いという価値を持つ」という基準を特に挙げることができる。他の定義と相俟って、「私たちが暮らす地域・とよたをより面白くする魅力に富んだ事柄」を見つけ出して顕彰し、活用を目指すとしている。そして認定活動を行うこと自体も、とよた世間遺産でいう「コト」に該当すると述べている。上述の通り、国県市の指定文化財は対象にならない。

認定に係る候補物件は、①自薦、②他薦、③研究所による調査からの抽出、の３つの方法で推薦され、研究所理事会が審査し、代表理事が認定の決定を行う。2016 年から毎年行われており、各年の認定数は表 3-6 の通りである。初年度の 2016 年は 30 件を認定し、9 件が保留された。2017 年までは保留・不認定が見られたが、近年は推薦された候補は審査を経て全て認定に至っている。

表 3-6　とよた世間遺産の認定数等の変遷

年	認定	保留	不認定	計
2016	30	9		39
2017	11	3	6	20
2018	17			17
2019	9			9
2020	11			11
計	78	12	6	96

※保留のものは翌年度以降に認定されている場合がある

認定された遺産の具体的内容を見ると（資料編参照）、史跡や歴史文化財、名勝にあたるものに加え、①個人の趣味や制作物（例：足助のからくり小屋、石川氏クラシックカーコレクション）、②個性的な人物（例：からくり名人、最後の足助芸者、古き良きものコレクター、食劇戦隊啓発レンジャー等）、③施設・店舗（例：ライブカフェ、家具と暮らし＋カフェ等）、④イベント（ロックフェスティバル、軽トラ行灯パレード等）が数多く選ばれているのが本地域遺産の特徴となっている。

(20) 近江水の宝

選定主体：（選定委員会）／滋賀県教育委員会（現・県文化スポーツ部文化財保護課記念物係）（行政団体）

滋賀県教育委員会は文化庁実施事業を利用し、2008 年度から３年間で「近江水の宝」の選定を行った。琵琶湖及び周辺の水に関する文化資産に着目し、県の特性を表す資産として価値を定着化することを企図している。

選定は３カ年で 64 件となり、琵琶湖の水と人との共生の文化を理解できるよう「うやまう」「くらす」「ゆきかう」「つくる」「めでる」「おくる」の６分野が設定されている。

選定後の活用の取組みとしては『近江水の宝 64 選 琵琶湖と水にまつわる歴史遺産』が 2013 年に刊行され、琵琶湖や水にまつわる各選定遺産の現況が紹介された。また、2013 年には「瀬田唐橋感謝祭★探訪【近江水の宝】瀬田川流域をゆく−唐橋から旧南郷洗堰へ」と題したまち歩きツアー等が実施された。

(21) 世界に一つ！加東遺産

選定主体：加東市教育委員会教育振興部生涯学習課文化財係（行政団体）

加東市では「ふるさとの文化財・史跡の価値を再認識し、世界の中でのオンリーワンとして PR する[29]」ことを目的に、候補となる文化遺産を市民から一般公募（2007 年 6〜7 月）、56 ケ所が推薦された。これをもとに「加東遺産決定協議会」で 10 ケ所を「加東遺産」として選定した。市 HP では「加東市の宝として、文化、観光の両面で積極的にＰＲし、まちを活性化する様々な施策に活用していく予定」だと述べられている。景観計画・歴まち計画・歴文構想・重伝建の策定・認定等はなく、単独で地域遺産の選定が行われたものである。

2007 年に 1 回のみ選定が行われ、以後は PR や活用へ取組みが移行した。「観光・交流等による地域活性化」を選定の理念・目的として掲げており、地域遺産の基準は「愛着があり、親しまれている」ことを唯一

挙げており、文化財指定の有無も特に関係ない。つまり、《潜在的なものも含め、まちの自慢となる文化遺産を観光で活用し、地域活性化につなげよう》という意図が明確な地域遺産であるといえる。従って加東市観光協会 HP では“加東こだわり観光ルート”の８つのうちの１つとして「加東遺産巡礼コース」が紹介されており [30]、観光資源として取り扱われている。

観光客数は年間約 350 万人に及ぶが、うち約 200 万人は「スポーツ・レクリエーション」目的での来訪であり、市内にゴルフ場が多数立地していることによるものと思われる [31]。日帰り客が約 332 万人を占めている。

(22) 奥出雲町遺産

選定主体：奥出雲町教育委員会（行政団体）

奥出雲町では「奥出雲町遺産」の認定制度を運用している。ホームページによると [32]、「世界遺産登録になぞらえた」この制度は、地域の“たから”を住民自ら発見し、地域の素晴らしさを再認識し、郷土を愛する心や地域に誇りを持ち、文化財愛護や景観保全意識の高揚を図り、町まちづくりに活かすことを目的としているとされる。

2014 年 7 月に「奥出雲町遺産認定要綱」を制定した。遺産の定義として、(1)歴史文化を象徴し、地域の誇りとするもの、(2)町民が守ってきたもので、認定後も継続して保護し、地域振興等に活用されるもの、の２つを挙げている（第２条）。

認定区分には「有形文化遺産」「無形文化遺産」「自然遺産」「景観遺産」および「複合的遺産」（有形・無形・自然遺産の複数が一体となって形成するもの）の５つがある。

認定は、遺産の所有者等の同意を得た推薦者が推薦書を町長に提出して、それを「奥出雲町遺産認定委員会」（文化財保護専門委員会が兼務）が調査し、意見を町長に述べ、町長が認定する。認定された遺産には認定証が交付される。2016 年までに 33 件が認定され、その後 2019 年まで毎年認定を継続、総計 77 件が認定されている。自治会・保存会等からの推薦がほぼ全てである。（※資料編参照）

なお、2014 年 3 月に「奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観」が重要文化的景観に選定され、国の中での文化財としての位置付けを得た。それに続き、町では「奥出雲町農業遺産推進協議会」を組織し、「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業」を世界農業遺産に認定されることを最終目標に、日本農業遺産への認定申請を 2018 年 6 月に行った。その結果、2019 年 2 月に日本農業遺産に認定された。（世界農業遺産への認定申請承認には至らず）奥出雲町遺産の中にも、たたら製鉄や棚田の景観に関する認定が見られる。

町の公式観光ホームページ「奥出雲町公式観光ガイド」では、奥出雲町遺産に関する情報は掲載されていない。また認定された遺産の推薦者はほとんどが自治会であり、一見素朴な神社の祠など、信仰の内容がごく狭い地域でのみ共有されている（ただし地域にとっては重要度が高い）地域資源である。たたら製鉄や棚田に関して重要文化的景観や日本農業遺産選定による知名度向上を通じた観光振興は行われている（観光ホームページにも掲載）ものの、地域遺産である奥出雲町遺産については主として地域内部で価値を共有するものとなっていると言える。

(23) とくしま市民遺産
選定主体徳島市市民環境部文化振興課（現・市民文化部文化スポーツ振興課）（行政団体）

徳島市では、2009 年に市制 120 周年を記念し、「普段の生活のなかで見過ごされていて、魅力や価値がありながら、それらが十分に認識されていない」掘り出しモノを広く募集し、239 件が集まり、選定委員会が審査して 45 件を「とくしま市民遺産」として選定した[33]。

選定主体による活用の取組みでは、市ではとくしま市民遺産のパンフレット『発見！徳島市民遺産 45～みんなで見つけた宝物～』、まち歩きガイドブック『とくしま市民遺産ガイドブック』を発行・配布しており、ガイドブックは市と共に「とくしま観光ガイドボランティア会」が編著者に名を連ねている。選定翌年の 2010 年には「とくしま観光ボランティアガイド会」と協働で「とくしま市民遺産写真コンクール」を実施し、ガイドブックに掲載する写真を集めたことと関係していると推察される。また市のホームページ上でも観光紹介のページに市民遺産のページが併設されている[注 6]。こうした状況から、とくしま市民遺産では観光活用が意識されている様子が窺える。

選定された 45 件の市民遺産を見ると、〔自然・景観〕〔歴史〕分野では展望台や堤防からの眺望、滝や花の名所、城跡の石垣、寺社仏閣、農業遺産などが含まれている。〔文化〕では祭りや郷土食、伝説、伝統工芸品などが選定されている。そして徳島市の特徴として、〔街・暮らし〕分野が設定されていることが挙げられる。この分野では「大滝山界隈」「寺町一帯」のように歴史が感じられる地区が選ばれているほか、「ひょうたん島クルーズ」のように現代の「まちの楽しみ方」が含まれている。「こくふ街角博物館」についても、古い建造物や文化財そのものを遺産とするのではなく、「気軽に歴史や文化に触れることのできるまちづくりの取組み」こそが遺産として評価に値すると捉えられている点が特徴的である。

(24) 南予遺産（南予の誇れる遺産）
選定主体：愛媛県南予地方局建設企画課（行政団体）

愛媛県南予地方局が「貴重な南予の資源を、県内外の皆様に来て・見て・知って、そして撮って」もらおうと、2016 年に管内市町村[注 7]を対象範囲として「南予の誇れる遺産八十八ケ所」を選定[34]。「幅広い方々に PR し、県内外からの集客力の向上及び地域の観光振興を図るとともに、遺産の魅力を現場で体感してもらうことにより郷土文化への理解を深めてもらう」ことを狙いとしている。

南予遺産は大洲エリアに 23 件、八幡浜・西予エリアに 37 件、宇和島・愛南エリアに 28 件あり、合計 88 件、その他に絶景ポイントが 29 件ある。選定された遺産を見ると、建築物・土木構造物・棚田といった構造物、城跡・砲台跡等の史跡、展望台や海岸等の「絶景ポイント」が含まれており、「現場で体感する」というコンセプトに沿って不動産・場所が対象になっている。「美的・芸術的に価値がある」「愛着があり、親しまれている」「年数の経過」を選定基準としている。

遺産選定に伴い、南予遺産マップ及び南予遺産カードを作成・配布した[35]。これらを活用する形で、2016

注6 別途開設されている市の公式観光サイトには、とくしま市民遺産の情報は見当たらない。（2021.9.11 現在）
注7 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町

年 7 月から 88 ヶ所の「南予遺産カード」を道の駅等で配布（現在は写真を事務局へ持参・送付して確認できた場合に配布）して回遊を促したり、カードを全 88 枚集めた人を「南予遺産博士」として認定・表彰し（副賞は限定記念Ｔシャツ）、多くの訪問を勧奨する取り組みを行ったりしている。同様に 2017 年には南予遺産のフォトコンテストを実施し現地訪問を促した。

教育での活用については、小学校・小学生を対象に、2017～18 年度には「南予遺産を学ぶ会」と題した出前講座を管内複数の小学校で実施し、南予遺産の価値や魅力を伝える事業が行われたほか、2018 年度には小学校の夏休みの「研究課題」に南予遺産を題材として活用してもらい、優秀作品を表彰している。

(25) 太宰府市民遺産

選定主体：太宰府市景観･市民遺産会議（大宰府市教育委員会文化財課）（複数を含む組織・団体）

太宰府天満宮他の歴史遺産観光地としても知られる太宰府市では、2005 年の九州国立博物館開館に先行して「まるごと博物館構想」を推進していた。第四次太宰府市総合計画において位置づけた文化財基本計画である「太宰府市文化財保存活用計画」（以下、保存活用計画）を 2005 年に策定し、「文化遺産からはじまるまちづくり」を標榜した。この計画の中で「市民が大切にしたいと考えるストーリーを積極的に理解して歴史都市を形成する太宰府市民遺産として位置づけ」ることが宣言され、関連する市民活動の支援を約束した。

保存活用計画では「太宰府市民遺産によるまちづくりの展開」として、(1)活動団体の登録、(2)太宰府市民遺産の認定方法、(3)育成（整備）プランの策定、(4)認定した市民遺産のモニタリング（管理）方法、(5)文化遺産のマネジメント（市による活動支援、顕彰）といった内容が計画された。また、認定の審議やアドバイザーの任命を行う太宰府市民遺産会議（仮）の設立、太宰府市民遺産アドバイザー（仮）の設置、太宰府市民遺産条例（仮）の内容といった、その後の地域遺産活動に関する事項を網羅するような内容が含まれていた。さらに、計画策定に当たって行われた文化遺産調査の結果をもとに、「太宰府らしい特徴的な文化遺産」のストーリー11 件が計画内で提案されており、保存・活用によって市民遺産としてする育成プランの例も記載されている。但し後年実際に太宰府市民遺産として認定されたものとの共通性は特段ないとみられる。

表 3-7　太宰府市文化財保存活用計画で示された太宰府市民遺産の試行版

・菅原道真と太宰府	・中世寺院群跡と開発の痕跡	・名物「梅ヶ枝餅」	・古代太宰府の風景と遺跡群
・霊峰宝満山	・人と遺跡の共存史	・坂本の集落景観	・古代防衛施設水城跡
・北谷の集落環境	・太宰府天満宮の門前	・戦乱の歴史と山城群跡	

2008 年度からは文化庁・文化財総合的把握モデル事業を実施し、文化遺産の幅広い調査が市、専門家、市民の協働で行われた。これは、前述の保存活用計画（2005 年）と 2011 年 3 月策定の「太宰府市民遺産活用推進計画」の２つから構成される「太宰府市歴史文化基本構想」の下地となっていく（市民遺産活用推進計画の策定を以て基本構想の策定となるため、基本構想の策定も 2011 年 3 月）。

また、保存活用計画での提案を受けて「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」が 2010 年に制定された。保存活用計画では市民遺産と景観の両方を含む条例とすることは示されていなかったが、条例では「良好な景観の形成」と「太宰府市民遺産の育成」の両方に取組むことが「まちの継承と創造」につながるとして一体的に条例化されている。

条例では、①太宰府市民遺産活用推進計画の策定（第 28 条）、②景観・市民遺産会議の設置（第 32 条）、③市民遺産の提案と登録（第 29、30 条）、④景観・市民遺産会議が市民遺産の認定やアドバイザー派遣等の支援、調査研究を行い、景観・市民遺産育成の団体代表者・関係団体代表者・市がそのメンバーとなること（第 32 条）、⑤その育成団体は良好な景観形成・市民遺産の育成を自主的に行う団体と定めること（第 33 条）、そして⑥市は景観・市民遺産アドバイザーを置き、景観・市民遺産会議への費用支援、育成団体への技術的支援や助成、貢献者の表彰、といった事項を定めている。なお、市民遺産の選定基準は条例に示されていないが、定義としては「市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産及び文化遺産を保存活用する活動を総合したもの」と明記されており、単に文化遺産という事物を市民遺産として認定するのではなく、その保存活用までがセットで市民遺産となるというコンセプトであることが分かる。

条例に基づく 2011 年策定の「太宰府市民遺産活用推進計画」では、市内の多様な文化遺産の存在を前提としながら、①見守る（発見、記録、公開する）もの、②文化財として保護するもの、③市民遺産として育成する（市民が提案し、評価、持続的に育成する）もの、の３つに分類したうえで、対応することが示された。そのうち③の市民遺産として育成するプロセスにおいて、育成団体の認定・支援、育成団体による景観・市民遺産会議への参加、市民遺産の提案と評価、情報公開や維持管理といった取組みが計画されている。

選定された市民遺産（※資料編参照）をみると、史跡や行事、工芸品、歌や物語、人物、祭り、動物、眺望など 16 件しかない中でも多様性に富んでおり、国や県、市が指定文化財として保護するもの以外の多彩な地域らしい資源をうまく発見し、かつそれらを保存活用する団体も結成して現在の暮らしの中に取り込んでいると見受けられる。

(26) 佐賀県遺産

選定主体：佐賀県美しい景観づくり審議会（県土整備部まちづくり課）（行政団体）

佐賀県では 2005 年 8 月に「22 世紀に残す佐賀県遺産制度要綱[注8]」（以下、要綱）が定められ、佐賀県遺産の趣旨、定義、認定手続き、管理等が規定された。続いて 2008 年 3 月に「佐賀県美しい景観づくり条例」が制定され、景観づくりと共に、地域遺産である「佐賀県遺産」も条例において規定されることとなった。

> **佐賀県美しい景観づくり条例**
> **第 8 条　知事は、美しい景観を呈する地区または地域を象徴する建造物で県民の貴重な資産であると認められるものを、佐賀県遺産として認定することができる。**
> **2　知事は、前項の佐賀県遺産の保存及び活用を推進するための措置を講じなければならない。**

要綱では佐賀県遺産の趣旨を「県民の郷土に対する誇りや愛着を育み、活力ある佐賀県の創造のため、美しい景観を呈する地区又は地域を象徴する建造物を、これにまつわる物語とともに 22 世紀に残すべき価値を有する佐賀県遺産として認定し、その保存、活用の推進」を図ることだと述べており（第 1 条）、したがって、佐賀県遺産認定の対象物は佐賀県内に存在する以下の２種類に限定している（第 2 条、国・県指定文化財、国選定文化財である地区は対象外）。現在までに 58 件が認定された。

[注8] 平成 17 年 8 月 24 日付まち推第 487 号佐賀県知事通知

地区： 自然と人間がつくりあげたものが調和し、歴史や風土など県ならではの個性と魅力を感じさせる一団の地区（自然景観地区・歴史景観地区・農山漁村景観地区・産業景観地区・眺望景観地区）
建造物： 文化的に高い価値を有する建造物又は景観上重要な建造物（建築物・土木構造物・工作物）

申請者は原則として自治体（市町）が行うが、「特殊な事由がある場合」は地区の住民等の代表者や建造物の所有者が行うこともできる。知事は申請に関し「佐賀県美しい景観づくり審議会」の意見を聞いて、保存・活用に取組まれていることが認められる場合に、佐賀県遺産として認定する（第 3 条）。

認定された佐賀県遺産については、地区の場合は住民、建造物の場合は所有者が、適切に管理し、保存・活用に努めることが求められる（第 5 条）。その際、保存・活用について県から必要な支援を受けることができるとされている（第 14 条）。

(27) 雲仙遺産

選定主体：雲仙温泉観光協会（観光協会）

2011 年 12 月に雲仙プラン 100 地域づくり委員会（事務局・社団法人雲仙観光協会）が策定した「雲仙プラン 100」において、「自然資源の保全・再生・継承」のために、「後世に残したい自然、歴史、文化、食、人、技、温泉、建物、景観、風景等々の保全に向け、「雲仙遺産」の選定を行う」こと、また、「選定された「雲仙遺産」の保全計画、持続可能な活用計画をつくる」ことが計画された。当時は実施主体として雲仙ロータリークラブが想定された。

翌年 2012 年度第 1 回長崎県観光審議会における質疑の中で事務局は「雲仙遺産の認定については、最初の国立公園やキリシタン弾圧の島等、歴史に深い関わりのある様々な観光資源が点在しているにも関わらず、よく知られていないことから、外に向けて発信する手法として、看板、幕の設置や、最終的には検定試験を行い、ファンを増やしていくという考えである。」と答弁した [36]。このように雲仙遺産のコンセプトは地域資源の保全と活用を計画的に行うことに始まり、観光資源として PR・宣伝することまでが企図された。

これを具現化するものであったかは定かではないが、雲仙温泉観光協会が、日本で最初の国立公園指定（1934 年）から 80 周年を迎えた 2014 年に記念事業として、来たる 100 周年に向けて「未来に残したい 10 点」を選定した。選定に当たっては候補の公募を行い、市の広報誌等で告知が行われた [37]。

選定された雲仙遺産は「ホームページでの紹介」「SNS での情報発信」といったインターネットを通じた情報発信に加え、「雲仙遺産散策マップ」（観光マップ）としてまとめられ配布されている。但しマップのタイトルの通り雲仙温泉街周辺を散策・回遊する範囲（但し徒歩のみでは困難）をカバーするものであり、このことから推察すると雲仙遺産は雲仙市全体を対象としたものとはなっていない。

(28) 熊本水遺産

選定主体：熊本水遺産委員会／熊本市環境局水保全課（行政団体）

熊本市の水に関する有形・無形の資源を登録・顕彰する「熊本水遺産」は、2006 年に熊本水遺産登録制度実施要領が制定されてスタートした。水資源の保全や魅力発信、水に感謝し守る価値観や生活文化を継承することを目的としている。

水遺産とは、以下の４つを全て満たすものと定義され、市民等からの公募や事務局による推薦で挙がった候補について市が調査を行う。それをもとに熊本水遺産委員会（市外部の有識者５人（歴史文化、自然環境、土木建築、地域産業、暮らし・まちづくり）＋公募市民２人の計７人）で意見が述べられ、登録（選定）の判定が行われる。選定基準は明文化されていない。

(1) 水に関係する有形又は無形のもの。例えば、湧水、湖沼、河川、井堰、庭園、食、地域の伝統的な風習、芸術、文化・芸能、方言・歌謡・民話など。 (2) 市内に存在するもの。ただし、人物については、本市ゆかりの故人であるもの。 (3) 本市の水の風土又は文化を構成し、又は特色付けるもの。 (4) 水を生かした本市の魅力づくりに寄与するもの。

2007 年 3 月に第 1 次登録が行われ、2016 年までに 92 遺産が選定されている。選定されると看板の設置、市ホームページへの掲載、まち歩きツアーなどを選定団体が行うとされている [38]。市のホームページでは環境局水保全課のサイトに熊本水遺産のページがある。市の観光公式サイト「熊本市観光ガイド [39]」には情報は掲載されていない。

(29) 菊池遺産

選定主体：菊池市政策企画部企画振興課地域振興係（行政団体）

菊池市は熊本市の北部に隣接する都市である。2009 年に「菊池遺産認定条例」を制定し、①郷土の特徴を象徴している、②市民によって保護されていて、かつ認定後も継続して保護されるもので、地域振興に活用される、という条件を満たす有形・無形・自然遺産およびそれらの複合遺産や産業遺産が「菊池遺産」として認定（選定）されている。指定文化財であるかどうかは問わないが、図 3-3 のように、「文化財の指定はされていないが、地域の宝物として古来より大切にされている物や行事等」を「ふるさと遺産」と呼び、国、県、市などの指定を受けた文化財等（名水百選等も含む）であってかつ菊池遺産に選定されたものは「特別遺産」と称する。菊池遺産としての扱いは同じである。

図 3-3　菊地遺産と指定文化財等との関係（出典：菊池遺産ガイドブック 2013[40]）

選定は市の住民、各種団体の役職員等が委員を務める「菊池遺産認定審査委員会」が行うことが、条例で規定されている。2016 年 3 月までに 146 件が選定された[注9]。特別遺産 12 件に対しふるさと遺産は 134 件であり、文化財指定されていないものを多数発掘・抽出することに結びついていると言える。実際の推薦者は

[注9] 菊池市(2016.3)『菊池遺産ガイドブック 2016』掲載の菊池遺産の数であり、アンケート回答も同様であった。

自治会、業界団体（菊池菓子工業組合、菊池温泉観光旅館協同組合、菊池観光協会）、市民団体（花房飛行場の戦争遺産を未来につたえる会、山崎の景観保存会、宝永隧道管理委員会、永山堂さん保存会等）、景観形成協議会（菊池市御所通景観形成協議会）など、幅広い。

表 3-8　種別ごとの菊池遺産の認定数（2016 年 3 月当時）

	種別	遺産数
ふるさと遺産	有形文化遺産	100
	無形文化遺産	3
	自然遺産	9
	産業遺産	6
	複合的遺産	16
特別遺産	市指定	11
	県指定	1
	計	146

選定された地域遺産については少なくとも 2011 年、13 年、16 年、18 年に、マップや解説・リストを掲載した『菊池遺産ガイドブック』を発行し、連動して YouTube を用いた動画の配信も行われている [41]（2021 年 8 月現在）。また、市の観光ホームページでは「菊池遺産」としてまとまったページが公開されている一方で、一般社団法人菊池観光協会のホームページには 2021 年 8 月現在、掲載されていない。菊池市は菊池温泉を擁する滞在型観光地で観光入込客の対人口比は 67 倍に及んでおり、市民による「観光案内人」が街中散策をガイドするコースなどが用意されているが、2021 年現在、菊池遺産の案内として行われてはいない。

なお菊池市では 2018 年に景観計画を策定したが、計画書中、景観特性について述べる中で菊池遺産について「地域住民が大切に思い、住民の手によって守られています。しかし、小規模なものや幹線道路から離れた場所にある遺産などは、場所がわかりにくく、立ち寄りにくいことから、あまり知られていないのが実情です [42]」と記述されており、選定後の保存・活用が順調でない様子が窺える。

(30) 宮崎観光遺産

選定主体：宮崎県商工観光労働部観光交流推進局観光推進課（行政団体）

宮崎県観光ホームページ [43]によると、「県内に眠る観光資源を発掘し、特に素晴らしいもの」を「新たな魅力発信により、大きな集客効果を生み出す可能性のある」宮崎観光遺産としている。2008 年 11 月の公募 [44]で 226 件が集まり、2009 年に 10 件を認定したとされている。

選定主体は宮崎県の観光部局であり、観光資源として集客効果をねらう姿勢が明確である。県内各地に神話の伝わる土地柄であり古くから観光資源として認識されてきており、10 件のうち半数の 5 件は「新たな神話スポット」の一群としてホームページで紹介されている。

但し顕在資源だけではなく潜在資源に着目しており、観光資源の多様化・周遊の拡大を図っているものと考えられ、中には「大根やぐら」（漬物加工用の干し大根を作るための櫓）のように地域の文化的景観に相当するものや、「旭化成の工業遺産群」のような産業遺産も含まれており、従来の宮崎県の観光・リゾートのイメージから逸脱するものも含まれている点が特徴的である。10 件の地域遺産の所在地は全県に散らばっており、地域的バランスが図られたとも考えられるが、県内での広域観光周遊を意図したものとも見受けられる。

なお、観光資源としての活用に資することが必要条件であることから、文化財指定のような厳密さは薄く、例えば上記の「旭化成の工業遺産群」では具体的にどの資源が該当するのかは厳密には選定されていない。経済産業省近代化産業遺産登録のいくつかの産業遺産や資料館を見学できる旨がホームページにおいて紹介されている。

3-3.　地域遺産及び選定団体の特徴

(1) アンケート調査の概要

先述の通り、全国 32 地域を対象に地域遺産活動を行う選定団体や地域遺産の形態・基準、また、保全・活用実態等に関するアンケート調査を実施した。その結果、30 地域より回答を得た（有効回答率 94%）。

表 3-9　アンケート調査の概要

対象	32 地域の地域遺産制度の担当者（一部、元担当者）
方法	Google フォーム、メール
配布日	2017 年 1 月 11 日～13 日
回収期間	2017 年 1 月 11 日～27 日
回収率	30/32 地域（93.8%）
調査項目	①選定団体の名称、種別 ②選定団体の設立のきっかけ ③選定委員会の有無とその構成員の種別 ④地域遺産選定の開始年と件数 ⑤選定される地域遺産の形態について ⑥遺産選定の行われなかった年の有無とその理由 ⑦活動に関する今後の課題について ⑧地域遺産の理念･目的と基準 ⑨地域遺産の構成資源と指定文化財制度との関係 ⑩地域遺産の保全･活用実態について

(2) 地域遺産の構成資源の種類

まず回答が得られた 30 地域について、その構成資源の種類に関して分類を行った。

溝尾[45]による観光資源分類と文化財の種別（表 3-10）を参考に表 3-11 の 26 の項目を定め、Web 調査[注10]により、構成資源の種類を分類した。その結果（表 3-11）、全 30 地域のうち、「寺社」は 22 地域が、「碑･像･墓」は 23 地域が、「祭り・行事」は 23 地域が構成資源として含んでおり、文化財保護法の文化財の枠組みに当てはまるものを選定する地域は多いことが分かった。とはいえ、「博物館・資料館等」「食」も 15、14 と約半数の地域で選ばれており、地域遺産は指定文化財の枠組みよりも選定の幅が広いと言える。

特殊な例を挙げると、「佐賀県遺産」は「建造物」が全 45 件中 33 件（73%）、「伊那谷遺産」は「インフラ」が全 101 件中 50 件を占めており、特定の種類に偏って選定している地域遺産もあることが判る。

注10 2016 年 12 月実施。

表 3-10　溝尾(2008)による観光資源分類および文化庁による文化財の分類

自然資源(14 項目)

(山岳、高原、原野、湿原、湖沼、峡谷、滝、河川、海岸、岬、島嶼、岩石･洞窟、動物･植物、自然現象

人文資源(13 項目)

史跡、寺社、城跡･城郭、庭園･公園、年中行事、碑･像、建造物、動物園･植物園、博物館･美術館、水族館、田園景観、郷土景観、都市景観

文化庁による文化財の分類

有形文化財(建造物)、有形文化財(美術工芸品)、無形文化財、民俗文化財、記念物(史跡、名勝、天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物保存地区

表 3-11　構成資源の種類の分類と 30 地域のうち当該分類資源を構成資源とする地域の数

	分類	数	割合
無形資源	①祭り･行事	23	77%
	②イベント	8	27%
	③人･技術	11	37%
	④食	14	47%
	⑤歌･踊り	14	47%
	⑥信仰･伝承	8	27%
	⑦文化的景観	8	27%
	⑧生活	4	13%
	⑨その他	13	43%
自然資源	⑩自然地形	25	83%
	⑪自然現象	6	20%
	⑫動植物	20	67%
	⑬地質鉱物	13	43%
	⑭その他	8	27%
有形資源	⑮史跡	19	63%
	⑯寺社	22	73%
	⑰公園	15	50%
	⑱碑･像	23	77%
	⑲町並み	12	40%
	⑳博物館等	15	50%
	(21)インフラ	17	57%
	(22)建造物	12	40%
	(23)学校	3	10%
	(24)工芸品	11	37%
	(25)美術品	14	47%
	(26)その他	11	37%
全体		30	100%

加東遺産

安国寺（⑯寺社）

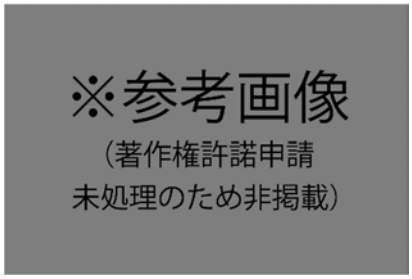

出典：加東市 HP[46]

奥出雲町遺産

龍の駒たたらの地蔵さん（⑱碑・像）

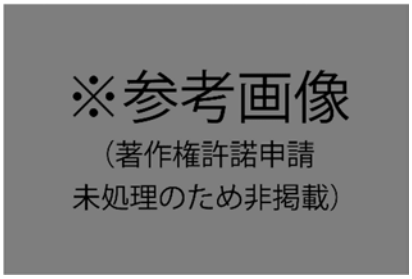

出典：奥出雲町 HP[47]

龍ヶ崎市民遺産

宮渕町千秋の盆綱（①祭り・行事）

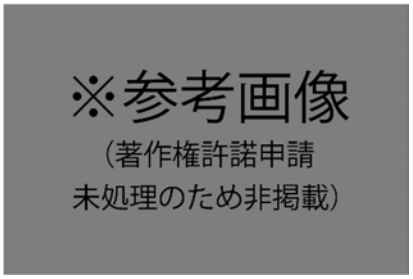

出典：龍ヶ崎市 HP[48]

とくしま市民遺産

こくふ街角博物館（⑲町並み）

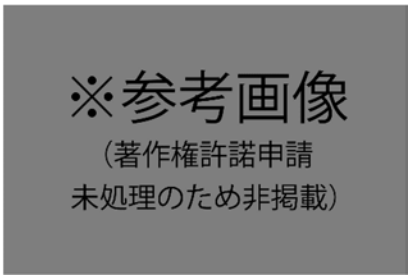

出典：徳島市 HP[49]

ぬまづの宝100選

深海魚料理（④食）

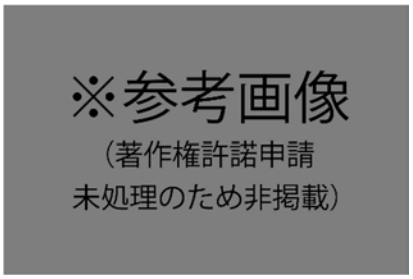

出典：沼津市 HP[50]

佐賀県遺産

旧唐津銀行本店（(22)建造物）

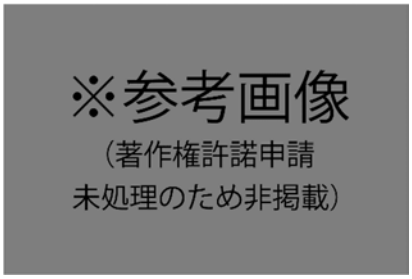

出典：佐賀県 HP[51]

伊那谷遺産

上蔵砂防堰堤（(22)建造物）

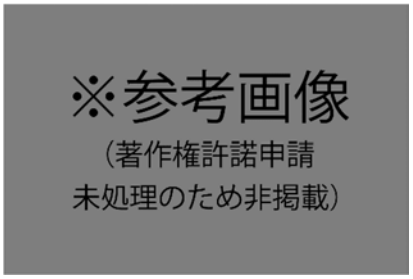

出典：国土交通省天竜川上流下線事務所 HP[52]

図 3-4　地域遺産として選定された各地域の地域資源の例

（カッコ内は、表 3-11 での分類番号）

(3) 地域遺産選定団体の基本属性

次に選定団体の基本属性に関する回答を表 3-12 にまとめた。①地域遺産の選定団体の種別としては、「行政団体(21)」が最も多く、「NPO・市民団体(4)」等を大きく引き離している。複数の種類の団体が含まれるものも 4 件（苫前町の宝、湘南遺産、太宰府市民遺産、熊本水遺産）あり、住民と業界団体関係者、行政、遺産保全団体、有識者らが構成員となっている。

地域遺産選定団体の②設立のきっかけは、「まちづくり[注11]の一環として(12)」が最多であり、まちづくりと地域遺産を関連づけて考えている地域が少なくないと言える。「その他」の 5 件には、条例制定（龍ケ崎市）や商標登録（湘南遺産）、日本遺産選定との連動（石川県）といった他の制度との関連で設立したものや、河川流域の防災教育や観光振興（伊那谷遺産）、水資源に関する啓発や文化継承（熊本市）のようにテーマに則した啓発や地域振興の影響を受けたものが見られた。

表 3-12　①選定団体の種別と②設立のきっかけ

	回答項目	数	%
①選定団体の種別	行政団体	21	70%
	NPO 団体	4	13%
	観光協会・商工会・業界団体	1	3%
	民間企業	0	0%
	複数を含む	4	13%
②選定団体設立のきっかけ	まちづくりの一環	12	40%
	他地域の事例を参考	3	10%
	記念事業	3	10%
	有識者の協力	3	10%
	文化庁の実施事業	1	3%
	その他	5	17%
	無回答	3	10%
全体		30	100%

次に、遺産選定に携わる③「選定委員会[注12]」の設置に関して、「設置していない」と回答した地域は 2 割程度あるものの、他方で 23 地域・約 8 割という多くの地域が委員会を設置している。その③委員会の構成員は、研究者や学芸員等の「学識経験者(20)」、観光協会やガイド組織等の「観光関係者(14)」、「地域住民(17)」が多く含まれる。「その他(9)」には行政担当者やマスコミ関係者、文化人・タレント等の著名人との回答が見られた。

表 3-13　③選定委員会の構成員

	回答項目		数		%	
③委員会の構成員	複数回答可	学識経験者	20	23	67%	77%
		観光関係者	14		47%	
		地域住民	17		57%	
		経済関係者	10		33%	
		教育関係者	7		23%	
		その他	9		30%	
	委員会の設置なし		7		23%	
全体			30		100%	

注11 「まちづくり」とはイベント等を含む広義のまちづくりを指す。
注12 選定を運営する団体の下で地域遺産の選定作業を専門的に行う委員会のことを指す。

④地域遺産の選定開始年は、「2012～2016 年(14)」が最も多く、近年開始したもの多く含まれている。古くから行われている（2001 年以前に開始した）ものとしては「にのへの宝（1992 年）」、「北海道遺産（2001 年）」がある。しかし 2007 年以降に開始したものが 9 割近くを占め、近年特に注目されるようになったまちづくり活動の一つであると捉えることができる。

表 3-14　④選定開始年

	回答項目	数	%
④選定開始年	2012～2016 年	14	48%
	2007～2011 年	11	37%
	2002～2006 年	3	10%
	～2001	2	7%
	無回答	0	0%
全体		30	100%

選定開始から今までの間で、⑤地域遺産の選定が行われなかった年があるかどうかを訊ねた。その結果、選定の「非実施年があった」のは 19 地域であり、もともと制度として「一年毎の選定でない(10)」「選定が終了した(7)」ことをその理由として挙げるものが大半を占めている。つまり、毎年選定が行われるものはむしろ少数であることがわかった。

表 3-15　⑤選定の非実施年があった理由

	回答項目	数		%	
⑤選定非実施の理由	一年毎の選定でない	10	19	33%	63%
	選定の終了	7		23%	
	相応しいものがない	1		3%	
	予算･経済的理由	0		0%	
	その他	1		3%	
	選定非実施年はない	10		33%	
	無回答	1		3%	
全体		30		100%	

⑥各地域における地域遺産の選定件数を見ると、「1～19 件(11)」「20～49 件(8)」を合わせた「50 件未満」が 19 地域で全体の 6 割超を占めており、より選定件数が多くなるほど、該当地域数が減少している。最多の「200 件～」は「新潟市民文化遺産」で 218 件、「150～199 件」は「にのへの宝」の 163 件だが、「にのへの宝」は資源のリストアップ自体は 7 千件を超えている（3-2(6)参照）。こうしたケースは特殊であり、選定を通じて“地域を代表する”地域遺産を絞り込むにあたり、50 件未満を掲載するリストに収れんしていく事例が多いことが示された。

表 3-16　⑥選定件数

	回答項目	数		%	
⑥選定件数	200 件～	1		3%	
	150～199 件	1		3%	
	100～149 件	5		17%	
	50～99 件	4		13%	
	20～49 件	8	19	27%	63%
	1～19 件	11		37%	
全体		30		100%	

⑦選定される地域遺産の形態には、一つ一つの資源単体のものに限定して地域遺産に選定するものを「単体資源型」、複数の資源グループを一つの遺産としてまとめて扱うものを「資源群型」、単体・群のどちらでも良いものを「非制限型」と命名した[注13]。その結果、「非制限型(19)」が最も多く、「単体資源型」と「資源群型」はほぼ同数であった。つまり、全体的には遺産の形態は自由度が高いと言える。

表 3-17　⑦地域遺産の形態

	回答項目	数		%	
⑦地域遺産の形態	単体資源型	5	11	17%	37%
	資源群型	6		20%	
	非制限型	19		63%	
全体		30		100%	

⑧選定団体の地域遺産活動に関する課題を訊ねたところ（複数回答可）、7 地域のみが「特にない」と回答した。残りの約 8 割・23 地域からは「周知不足(15)」「人材不足(14)」「資金面の不足(12)」といった回答が得られた（表 3-10）。「その他」には「地域遺産の活用方法」（新潟市民文化遺産）などの回答が寄せられた。

表 3-18　⑧活動に関する課題（複数回答可）

	回答項目		数		%	
⑧活動に関する課題	特にない		7		23%	
	回答可 複数	資金面の不足	12	23	40%	77%
		人材不足	14		47%	
		周知不足	15		50%	
		その他	2		7%	
全体			30		100%	

注13 「単体資源型」は寺社全体でなく、寺社の門のみを選定しているケース等が含まれ、「資源群型」は一連の資源をストーリー等の形で選定しているケース等を含む。

(4) 地域遺産の目的と基準

ここからは、地域遺産の選定活動の目的や選定基準など、地域遺産の各地域のコンセプトに関する事項について、アンケート調査の回答内容を分析していく。

まず、⑨地域遺産の目的（複数回答可）について尋ねた。最も多かったものは、「地域資源の発見・発掘(24)」、「地域資源の保護育成・次世代への継承(24)」「観光・交流による地域活性化(23)」であり、「地域づくりのきっかけ・礎とする(21)」「地域資源の価値伝達や情報発信(20)」が続いて、それぞれ 7 割～8 割に至る。地域遺産となる地域資源の〔発見・調査〕から〔継承〕や〔保全・再生〕〔活用〕までの幅広い段階が、地域遺産選定を通じた先の取組みとして想定されているが、該当数にばらつきがあることから、地域によって力を入れる取組みに差異があることが推察される。この点については、次節でのタイプ分類に取り入れることにする。

表 3-19　⑨地域遺産の目的（複数回答可）

	回答項目		該当数	%
⑨目的	複数回答可	地域資源の発見・発掘	24	80%
		地域資源の保護育成・次世代への継承	24	80%
		観光・交流等による地域活性化	23	77%
		地域づくりのきっかけ・礎とする	21	70%
		地域資源の価値伝達や情報発信	20	67%
		地域資源に携わる人材育成や活動支援	12	40%
		地域ブランドの創出	10	33%
		地域学習のコンテンツの整備	6	20%
		上記以外の活用・その他	2	7%
全体			30	100%

また⑩地域遺産の定義・選定基準（複数回答可）は、「地域住民にとって愛着があり、親しまれていること(24)」が最も多く、8 割に上ることから、これが地域遺産にとって最重要な価値であるといえる。他方、「文化的・学術的価値が高いと認められること(6)」「美的・芸術的価値が高いと認められること(4)」「決められた年数を経過していること(3)」は該当数が少なく、法制度に基づく指定文化財のような客観的な価値基準は比較的重要視されていないと言える。

また、19 地域が「未来の世代に継承していく必要があると認められること」と回答していることを併せ考えると、客観的基準に合致しなくても「地域らしさ」として継承することが大事だと考えられている地域が多いことも明らかとなった。

表 3-20　⑩地域遺産の定義・選定基準（「無回答」以外、複数回答可）

	回答項目		該当数	%
⑩地域遺産の定義・選定基準	複数回答可	地域住民にとって愛着があり、親しまれていること	24	80%
		未来の世代に継承していく必要性があると認められること	19	63%
		保全・保存活動等が行われており、対象となる地域資源が大切に扱われていること	16	53%
		文化的・学術的価値が高いと認められること	7	23%
		美的・芸術的価値が高いと認められること	5	17%
		決められた年数を経過していること	3	10%
		その他	3	10%
	無回答		1	3%
全体			30	100%

⑪指定文化財との関係性に関しては、地域遺産に「指定文化財を含んでも良い、もしくは、特に決まっていない」と回答した地域が 23 地域と 8 割近くに上り、逆に「指定文化財を必ず含む」ことが必要だと回答した地域は 1 地域のみであった（表 3-21）。文化財指定が法に基づく制度として確立しているのに加え、文化財以外の資源にも価値を見出そうとする地域遺産の特性が表れていると見受けられる。特に「指定文化財以外(5)」は指定文化財と補集合の関係にあり、より法制度の枠組みに収まらない地域資源へのまなざしを強く向けている性質のものであると捉えることができる。これに該当するのは、「龍ヶ崎市民遺産」「選定佐倉市民文化資産」「しまだ市民遺産」「とよた世間遺産」「佐賀県遺産（除外するのは国・県の指定文化財であり、市町村指定は選定可）」である。

表 3-21　⑪地域遺産と指定文化財との関係性

	回答項目	該当数	%
⑪指定文化財との関係性	指定文化財を必ず含む	1	3%
	指定文化財を含んでも良い、もしくは、特に決まっていない	23	77%
	指定文化財以外のみが含まれる	5	17%
	無回答	1	3%
全体		30	100%

(5) 地域遺産の保全･活用の内容

最後に、認定団体、推薦・申請者（団体）、それ以外の組織や団体の種別ごとに、⑫選定された地域遺産の保全や活用の取組み内容について分析を行う。アンケート調査での保全・活用等の取り組み内容は表 3-22 の小項目であり、これを〔地域遺産マネジメント〕の〔III.保存・再生〕〔IV.継承〕〔V.活用〕を大項目として整理した。

まず認定団体による取り組みを見ると、〔IV.継承〕〔V.活用〕ではそれぞれ 30 地域中 27 地域と、9 割の地域で取組まれている。〔IV.継承〕のうち「ホームページでの紹介(26)」はほぼ全ての地域で取組まれており、「SNS での情報発信(10)」が 4 割弱となっている。〔V.活用〕では「解説パンフレット・マップの印刷配布(21)」に多くの地域で取組まれており、「地域遺産関連のまちあるきツアー(10)」にも少なくない地域で取組まれている。これらの活用の取り組みは、実際に地域遺産を訪問し現物に見て触れることを促すものであり、地域の中での回遊を生んでいると予想される。その他、「認定した証を交付」も約半数（14）で実施されており、推薦者や所有者の意識喚起や誇りの醸成が起こることが期待される。

それに比して〔III.保存・再生〕の取り組みは 15 地域と少なく、認定団体自らが「保全・保存活動」を行うものは 3 件と僅少である。保全・保存活動に対する「助成金(10)」や「アドバイス（専門家の派遣等も含む）(8)」の方が盛んであり、認定団体は〔III.保存・再生〕に関しては後方支援の役割を担う性質の方が強いことが分かる。

以上の保全・活用の取組みを認定団体が全く行っていない地域は見られず、〔II.評価・認定〕に取組む以上は、II.～V.の取組みに少しでも手を広げることができていると言える。

次に推薦・申請者（団体）（以下、推薦者と表記）に関してみると、〔III.保存・再生〕(19)が〔IV.継承〕(7)や〔V.活用〕(11)よりも多くなっている。推薦者の資格として、既に地域資源の保存活動を行っていたり、認定後の保存計画を有している等の条件を課している地域も散見されることから（龍ケ崎市民遺産、選定佐倉市民文化資産、しまだ市民遺産、太宰府市民遺産等）、地域遺産保全の実際の担い手として推薦者が役割を果

たすことが期待されていることを表している。前述の認定団体による〔III.保存・再生〕が後方支援的役割を担っていることと併せ考えると、認定団体／推薦者で役割分担が行われている地域もあると考えられる。

〔IV.継承〕では「学校教育において活用している」と回答した地域が IV.に該当する 7 地域中 6 地域あり、「生涯学習等の場で地域遺産に関する講座を開講している」も 4 地域ある。認定団体によって認定された地域遺産を教育の現場で子どもや市民に伝える役割を、推薦者が担っている様子が窺える。〔V.活用〕では「案内看板やシンボルマークの設置(6)」「解説パンフレット・マップの印刷配布(5)」「地域遺産関連のまちあるきツアー(6)」がそれぞれ約半数の地域で行われている。

なお認定団体、推薦者以外の組織や団体が取り組む保全・活用については、認定団体・推薦者の者より数は少ないが、「保全・保存活動(11)」や「地域遺産関連のまちあるきツアー(5)」に取組む地域が多い。但しこうした第三者の団体が取組みを行っていない地域も 18 地域あり、過半となっている。

表 3-22　主体別の保全・活用の取り組み内容

保全・活用の取り組み内容（大項目・小項目）		認定団体	推薦・申請者(団体)	上記以外の組織や団体
	保全・保存活動	3	19	11
	保全・保存活動に対する助成金	10	0	0
	保全・保存活動に対するアドバイス（専門家の派遣等も含む）	8	1	1
	III. 保存・再生　小計	**15**	**19**	**11**
	ホームページでの紹介	26	5	1
	SNS での情報発信	10	2	0
	学校教育において活用している（小学生向けの見学会等）	4	6	3
	生涯学習等の場で地域遺産に関する講座を開講している	4	4	2
	地元学や地元検定	1	2	2
	その他の情報発信・啓発	2	0	0
	IV. 継承　小計	**27**	**7**	**3**
	地域遺産の所有者等に認定した証を交付している	14	1	0
	地域遺産への案内看板やシンボルマークの設置	9	6	2
	解説パンフレット・マップの印刷配布	21	5	3
	地域遺産関連のまちあるきツアー	10	6	5
	V. 活用　小計	**27**	**11**	**6**
その他		**2**	**0**	**1**
（該当なし）		0	10	18

(6) まとめ

文化財保護法による文化財の枠組みに当てはまるものは地域遺産として選定されやすいが、選定対象となる資源の種類は文化財よりも幅広い。地域遺産の選定団体は行政団体が７割を占める。「まちづくりの一環として」設立されたものが４割あり、まちづくりと地域遺産を関連づけて考える地域が少なからずあることが分かった。選定委員会は８割の地域で設置され、学識経験者、地域住民、観光関係者らを構成員とする地域が多い。地域遺産の選定開始年は近年（2012 年以降）のものが約半数であり、古くから行われているものとしては「にのへの宝」や「北海道遺産」がある。

地域遺産に取組む目的は、「地域資源の発見・発掘」「地域資源の保護育成・次世代への継承」「観光・交流による地域活性化」「地域づくりのきっかけ・礎とする」とするものが各 7 割を超え、〔I.発見・調査〕から〔V.活用〕まで、地域遺産マネジメントの幅広い段階が想定されていることが分かる。選定基準は、客観的なものよりも、愛着や地域らしさの継承という価値基準が重視されている。

選定された地域遺産に関する、選定団体による実際の保存・活用の取組みに関しては、〔IV.継承〕〔V.活用〕については 9 割の地域で取組まれている。〔V.活用〕では解説パンフ・マップの印刷配布やまちあるきツアーなどに注力されている。それに比して〔III.保存・再生〕に取組む選定団体は約半数と少なめである。一方で推薦者による取組みに関しては、〔III.保存・再生〕が約 2/3 で取組まれ、〔IV.継承〕や〔V.活用〕よりも多くなっている。つまり、選定団体が〔IV.継承〕〔V.活用〕を、推薦･申請者は〔III.保存・再生〕を、という役割分担が行われている傾向があり、選定団体の一部では推薦者等の〔III.保存・再生〕へ資金や専門的助言といった後方支援を実施している。

3-4.　地域遺産の志向によるタイプとその特徴

(1) 地域遺産のタイプ分類

本節では、地域遺産の志向によって 30 の地域遺産をタイプ分類し、各タイプにどのような特徴があるのかを明らかにする。まず、前章のアンケート調査で得られた選定の「目的」と「基準」、「指定文化財との関係性」に関する回答から 14 指標（表 3-23）をカテゴリーとして用い、30 の地域遺産をサンプルとして数量化Ⅲ類分析を行った[注14]ところ、第 3 軸までで累積寄与率 0.508（表 3-24)を得られた。

表 3-23　数量化理論Ⅲ類分析に用いた指標・データ

		理念・目的							定義・選定基準						他
No.	地域遺産名	発見・発掘	保護育成・継承	人材育成や活動支援	観光・交流等による地域活性化	価値伝達や情報発信	地域ブランドの創出	誇りと愛着の醸成	文化的・学術的に価値ある	愛着があり、親しまれている	大切に扱われている	継承していく必要性	年数の経過	今後の活用への期待	指定文化財以外
1	北海道遺産	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		●	
2	石狩遺産	●	●			●				●		●			
3	苫前町の宝	●			●			●				●			
4	つがるの宝	●	●	●	●	●	●			●		●			
5	にのへの宝	●	●	●	●	●	●			●					
6	遠野遺産	●	●	●		●		●		●	●	●		●	
7	龍ヶ崎市民遺産	●	●	●	●	●		●		●	●				●
8	ちば遺産	●	●		●				●	●	●	●			
9	湘南遺産		●							●					
10	選定佐倉市民文化資産	●	●	●				●	●	●	●	●	●		●
11	新潟市民文化遺産	●	●	●	●	●	●			●	●	●		●	
12	長岡市　地域の宝		●	●	●	●	●	●		●	●	●			
13	伊那谷遺産		●		●	●			●			●			
14	しまだ市民遺産	●			●	●		●		●	●	●			●
15	ぬまづの宝	●				●				●		●			
16	魚津市水循環遺産	●	●	●		●		●				●			
17	岐阜の宝もの	●		●	●		●	●	●	●	●	●		●	
18	とよた世間遺産	●	●	●	●	●				●	●	●			●
19	近江水の宝	●	●		●	●	●								
20	いしかわ歴史遺産	●			●	●									
21	加東遺産				●			●		●					
22	奥出雲町遺産	●	●		●			●		●	●	●		●	
23	南予遺産	●	●		●	●			●	●			●		
24	とくしま市民遺産	●	●		●	●			●	●		●		●	
25	大宰府市民遺産	●	●	●	●	●				●					
26	佐賀県遺産		●		●			●	●	●	●		●		●
27	長崎雲仙遺産	●	●		●	●	●			●	●				
28	熊本水遺産		●			●	●			●	●	●			
29	菊池遺産	●	●		●	●				●	●			●	
30	宮崎観光遺産	●	●		●		●				●	●		●	
	全体	24	24	12	23	20	10	12	8	24	16	19	3	8	5
		80%	80%	40%	77%	67%	33%	40%	27%	80%	53%	63%	10%	27%	17%

注14 統計解析にはエスミ「Excel 数量化理論 Ver4.0」を用いた。

表 3-24　数量化理論Ⅲ類分析の結果

	固有値	寄与率	累積寄与率	相関係数
第 1 軸	0.2147	23.2%	23.2%	0.4633
第 2 軸	0.1329	14.4%	37.6%	0.3645
第 3 軸	0.1220	13.2%	50.8%	0.3492

表 3-25　数量化理論Ⅲ類分析の結果（サンプルスコア）

	サンプル名	第 1 軸	第 2 軸	第 3 軸
1	北海道遺産	-0.077359	0.8934132	-1.160963
2	石狩遺産	-0.668673	-1.125304	0.6582506
3	苫前町の宝	0.1502468	1.6908059	0.5260758
4	つがるの宝	-0.956015	-0.595009	0.5469769
5	遠野遺産	-0.322742	1.1461949	0.0027903
6	にのへの宝	-1.000226	-0.904334	0.7333403
7	龍ヶ崎市民遺産	0.6279844	0.5708973	1.7377395
8	ちば遺産	0.3908853	-0.433156	-1.230651
9	選定佐倉市民文化資産	2.1416018	0.0546505	0.1442744
10	湘南遺産	-0.082664	-1.419661	0.1237697
11	新潟市民文化遺産	-0.896678	0.2834914	-0.434769
12	長岡市　地域の宝	-0.427855	0.5977359	0.5107259
13	魚津市水循環遺産	-0.301081	0.5665106	1.3413663
14	いしかわ歴史遺産	-0.920992	-1.65176	1.1960959
15	伊那谷遺産	0.2382846	-1.58309	-1.241003
16	岐阜の宝もの	-0.046515	1.1988574	-1.231772
17	ぬまづの宝	-0.739391	-0.866373	0.936033
18	しまだ市民遺産	0.7492722	0.8873795	1.5082628
19	とよた世間遺産	0.2938794	0.0145995	1.4103989
20	近江水の宝	-1.323798	-1.484477	0.2328198
21	加東遺産	0.7831326	1.7669483	0.8919745
22	奥出雲町遺産	-0.110375	1.4398607	-0.796458
23	とくしま市民遺産	-0.167973	-0.570188	-1.53254
24	南予遺産	1.6572601	-2.589362	-0.985942
25	大宰府市民遺産	-0.58856	-1.004044	1.1841153
26	佐賀県遺産	2.9144421	-0.325716	-0.270989
27	長崎雲仙遺産	-0.834701	-0.760589	0.1118718
28	熊本水遺産	-0.896095	-0.394976	-0.107973
29	菊池遺産	-0.606709	-0.028517	-0.69824
30	宮崎観光遺産	-0.990585	0.7591645	-1.604555

表 3-26　数量化理論Ⅲ類分析の結果（カテゴリスコア）

数量化Ⅲ類カテゴリー名		該当数	該当率	第 1 軸	第 2 軸	第 3 軸
目的	発見･発掘	24	80%	−0.408384	−0.286589	0.309549
	保護育成･継承	24	80%	−0.178754	−0.787761	−0.158161
	人材育成や活動支援	12	40%	−0.279417	0.6453423	1.1415991
	観光･交流等による地域活性化	23	70%	−0.107252	−0.217921	−0.074384
	価値伝達や情報伝達	20	67%	−0.764546	−1.301841	1.0179878
	地域ブランドの創出	10	33%	−1.607872	−0.111574	−0.688449
	誇りと愛着の醸成	12	40%	1.0936579	2.3974991	0.7642982
基準	文化的･学術的に価値ある	8	27%	1.9021429	−1.150313	−2.687877
	愛着があり、親しまれている	24	80%	0.1021515	−0.247259	0.24461
	大切に扱われている	16	53%	0.2574343	1.0121394	−0.377667
	継承していく必要性	19	63%	−0.299564	0.5724115	−0.264568
	年数の経過	3	10%	4.8297024	−2.615628	−1.061997
	今後の活用への期待	8	27%	−0.868416	1.7564639	−2.668878
＊	指定文化財以外のみが含まれる	5	17%	2.903811	0.6593745	2.5940689

＊:指定文化財との関係

散布図（図 3-5）におけるカテゴリーの分布状況をみると、第Ⅰ軸は正の方向に「経過年数」「指定文化財以外のみが含まれる」「文化的・学術的価値」、負の方向に「地域ブランド創出」「今後の活用期待」「価値伝達や情報伝達」がプロットされていることから、＜資源自体に興味⇔資源活用に興味＞を示す【資源興味熟度軸】と解釈できた。第Ⅱ軸は正の方向に「誇りと愛着の醸成」「今後の活用期待」「大切に扱われている」、負の方向に「経過年数」「文化的・学術的価値」「価値伝達や情報伝達」がプロットされていることから、第Ⅱ軸は＜思い入れの継承⇔事実の継承＞を表わす【主観・客観的価値継承軸】と解釈できた。第Ⅲ軸は正の方向に「指定文化財以外のみが含まれる」が強く働き、負の方向に「文化的・学術的価値」「今後の活用期待」がプロットされており、資源の＜潜在的価値の発見⇔顕在的価値の再評価と活用＞を表す【新規資源発掘軸】と解釈できた。

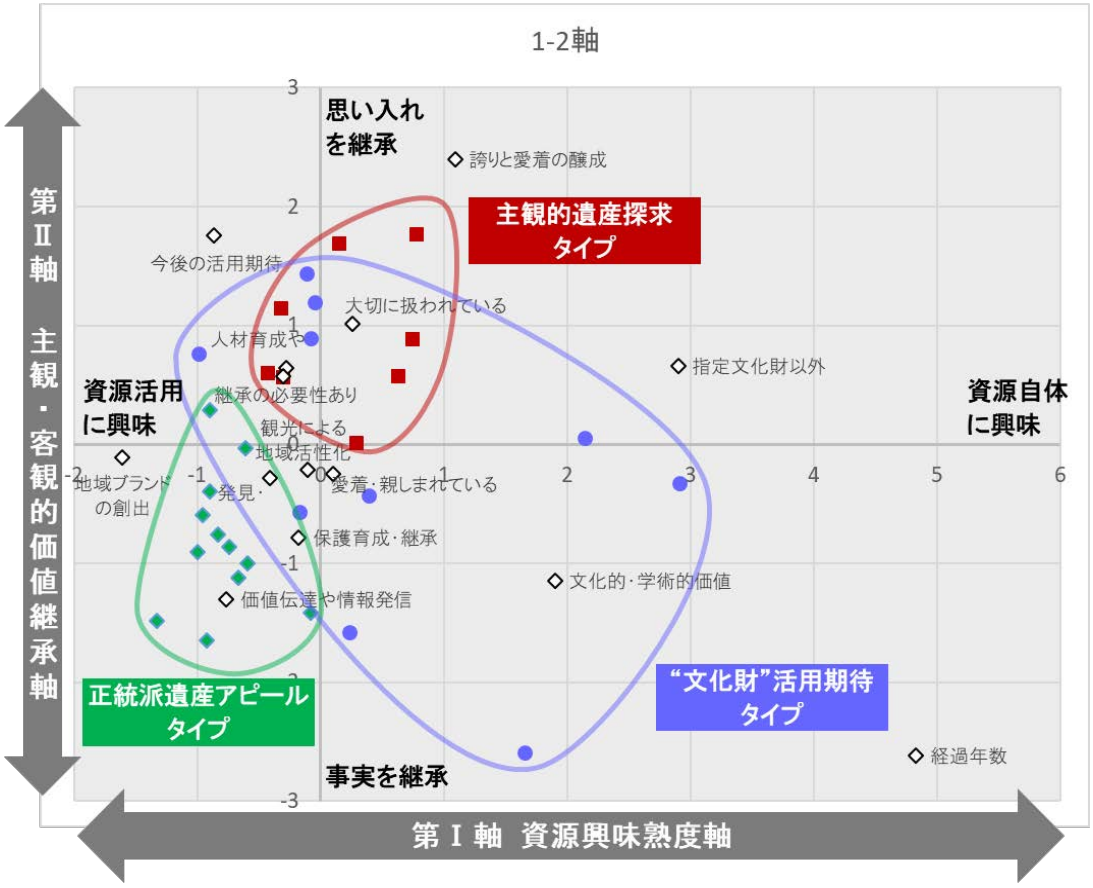

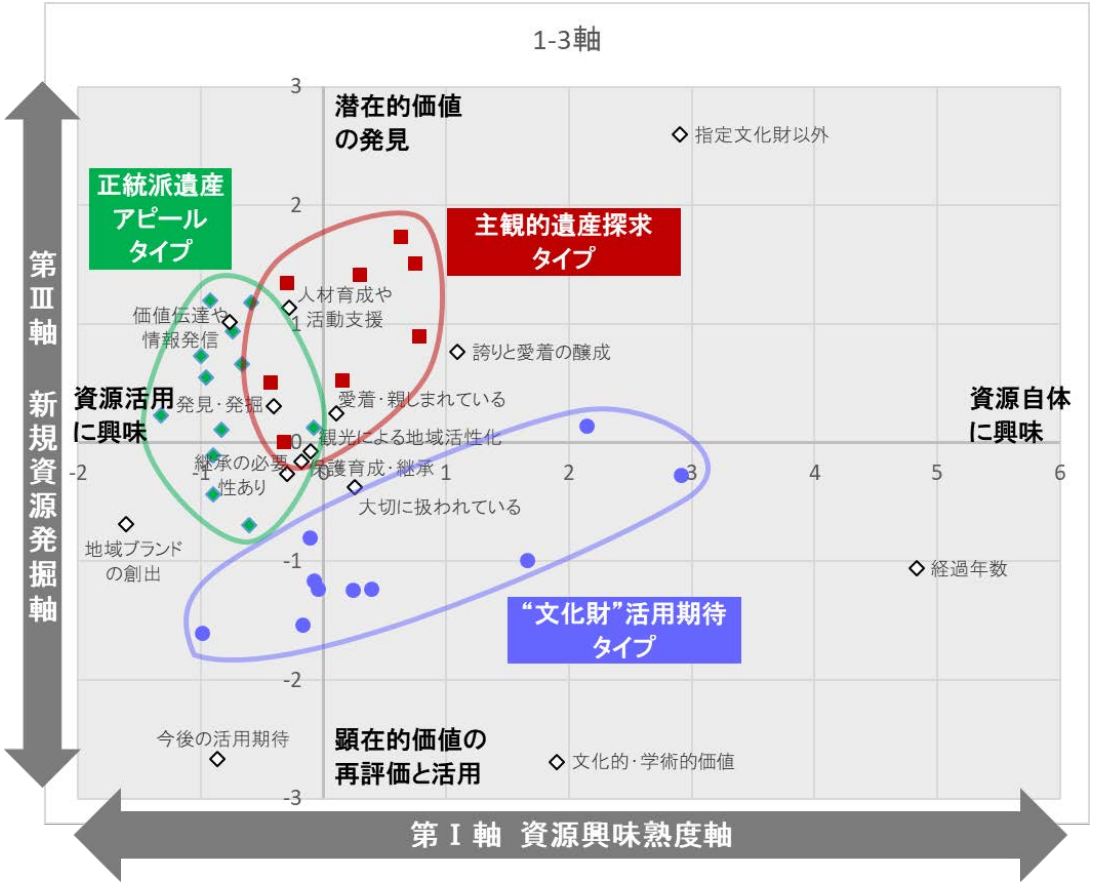

図 3-5　数量化Ⅲ類カテゴリー・サンプルプロット及び選定目的・基準によるタイプ分類

次に、サンプル数量を用いたクラスタ分析【標準ユークリッド／ワード法】を行い[注15]、30 の地域遺産を 3 つに類型化した。前述のⅠ～Ⅲ軸におけるクラスタの布置状況から、①事実を尊重した客観的な基準で選定し、遺産の対外的アピールを期待する〔**(A)正統派遺産アピールタイプ**〕(12 サンプル)、②既に評価されている顕在的価値を有する、法制度に基づく文化財のような資源を再評価し活用することを期待する〔**(B)“文化財”活用期待タイプ**〕(10 サンプル)、③地元住民の思い入れを重視し、まだ評価が定まっていない潜在的価値を発掘して遺産として育成しようとする〔**(C)主観的遺産探求タイプ**〕(8 サンプル)と命名した。

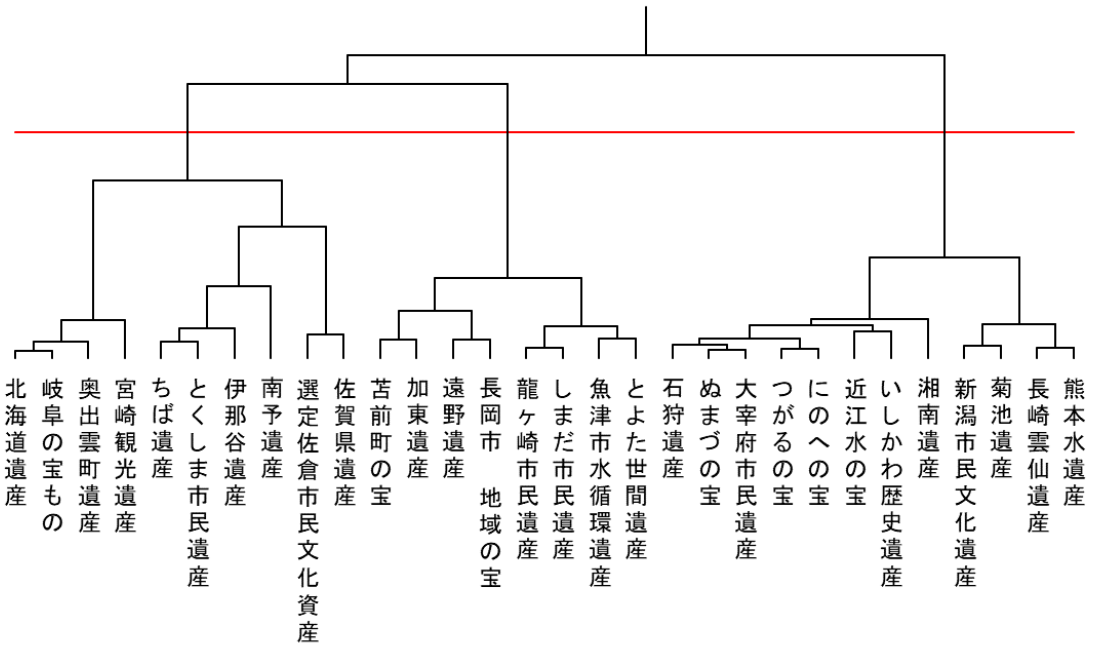

図 3-6　30 サンプルのクラスタ分析の結果（デンドログラム）

表 3-27　地域遺産選定団体一覧(タイプ別)

(A)正統派遺産アピールタイプ (12 地域)	石狩遺産、つがるの宝、にのへの宝、湘南遺産、新潟市民文化遺産、 ぬまづの宝、近江水の宝、いしかわ歴史遺産、大宰府市民遺産、 長崎雲仙遺産、熊本水遺産、菊池遺産
(B)“文化財”活用期待タイプ (10 地域)	北海道遺産、ちば遺産、選定佐倉市民文化資産、伊那谷遺産、 岐阜の宝もの、奥出雲遺産、南予遺産、とくしま市民遺産、佐賀県遺産、 宮崎観光遺産
(C)主観的遺産探求タイプ (8 地域)	苫前町の宝、遠野遺産、龍ヶ崎市民遺産、地域の宝(長岡市)、 しまだ市民遺産、魚津市水循環遺産、とよた世間遺産、加東遺産

注15 統計解析ソフトは、エスミ「Excel 数量化理論 Ver4.0」を用いた。

(2) 各タイプの特徴

上記の地域遺産タイプと、カテゴリ以外のアンケート項目をクロス集計した結果が、表 3-28 である。タイプ間の数値の比較から、各タイプの特徴を以下、整理した。

表 3-28 地域遺産の選定団体・活動の特徴（クロス集計）

	タイプ	(A)正統派遺産アピールタイプ		(B)“文化財”活用期待タイプ		(C)主観的遺産探求タイプ		全体	
	数	12	100%	10	100%	8	100%	30	100%
①選定団体の種別	行政団体	7	58%	8	80%	6	75%	21	70%
	観光協会	1	8%	0	0%	0	0%	1	3%
	NPO・市民団体	2	17%	1	10%	1	13%	4	13%
	複数を含む組織	2	17%	1	10%	1	13%	4	13%
②選定団体設立のきっかけ	他地域事例を参考	2	17%	0	0%	1	13%	3	10%
	文化庁事業を利用	1	8%	0	0%	0	0%	1	3%
	まちづくりの一環	4	33%	3	30%	5	63%	12	40%
	記念事業	1	8%	2	20%	0	0%	3	10%
	有識者の協力	1	8%	2	20%	0	0%	3	10%
	その他	3	25%	1	10%	1	13%	5	17%
	回答なし	0	0%	2	20%	1	13%	3	10%
④選定開始年	～2006 年	2	17%	3	30%	0	0%	5	17%
	2007～2011 年	4	33%	4	40%	2	25%	10	33%
	2012～2016 年	5	42%	3	30%	6	75%	14	47%
	回答なし	1	8%	0	0%	0	0%	1	3%
⑧活動に関する課題（MA）	特にない	2	17%	3	30%	2	25%	7	23%
	資金面の不足	5	42%	4	40%	3	38%	12	40%
	人材不足	7	58%	4	40%	3	38%	14	47%
	周知不足	8	67%	4	40%	3	38%	15	50%
	その他	1	8%	0	0%	1	13%	2	7%
保全・活用の取組み 認定団体	III. 保存・再生	5	42%	7	70%	3	38%	15	50%
	IV. 継承	11	92%	8	80%	8	100%	27	90%
	V. 活用	11	92%	9	90%	7	88%	27	90%
推薦者	III. 保存・再生	7	58%	7	70%	5	63%	19	63%
	IV. 継承	3	25%	2	20%	2	25%	7	23%
	V. 活用	4	33%	4	40%	3	38%	11	37%
第三者	III. 保存・再生	4	33%	5	50%	2	25%	11	37%
	IV. 継承	0	0%	1	10%	2	25%	3	10%
	V. 活用	1	8%	3	30%	2	25%	6	20%

(A) 正統派遺産アピールタイプ

全体の傾向（該当率）に類似しており、特筆すべき特徴が見当たらず、オーソドックスな取り組みを行っているタイプだといえる。⑧課題で「周知不足」(67%) を挙げた率がやや高く、アピールに対する意識が高いことと関連していると考えられる。「学術文化的価値を尊重し、対外的にアピールしたい」タイプである。

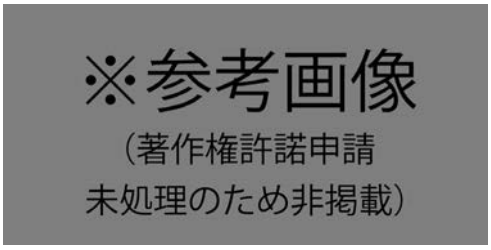

図 3-7 例: 湘南遺産 「鴫立庵」
（出典:湘南遺産 HP[1]）

(B) “文化財”活用期待タイプ

①選定団体の種別で「行政団体」（80%）が他のタイプに比してやや高い点、④選定開始年が全体傾向と比べて多少前倒しで長年取り組まれているものがやや多い点（「～2006 年」が 30%、「2007～11 年」が 40%）が特徴として挙げられる。保全・活用の取組みでは、認定団体（70%）や第三者（50%）が行う〔III.保存・再生〕が他より高い。つまり、早い時期から行政主導で保存・再生も含めて認定活動に取組まれ、第三者や全体傾向と同じく推薦者が保存・再生に協力する役割分担の関係が構築できていると推察される。「既に知られた資源の価値を再評価し、地域ぐるみで保存・再生し、また活用をしたい」タイプであると言える。

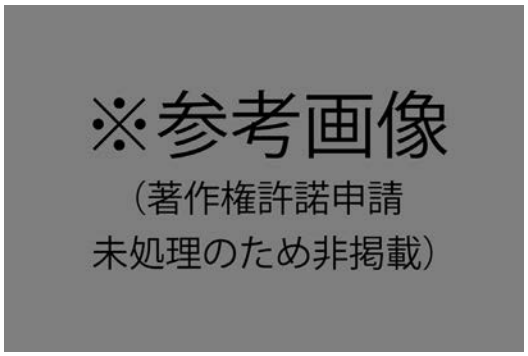

図 3-8 例: 北海道遺産 「屯田兵村と兵屋」
（出典:札幌市 琴似屯田兵村兵屋跡 HP[1]）

(C) 主観的遺産探求型

④選定開始年では「2012～2016 年」が 8 地域中 6 地域（75%）とタイプ間で最多で近年始まったものが多く、逆に「～2006 年」は 0 地域・0%となっている。本研究の対象には既に取組みをやめてしまった地域遺産を含めることができていないため一概には言えないが、この数値からは〔主観的遺産探求型〕が地域遺産の新しい形であると捉えることができる。②選定団体設立のきっかけでは「まちづくりの一環 (5)」が 63%でタイプ間で最も多い。認定団体による保全・活用の取組みでは、〔IV.継承〕や〔V.活用〕は全体傾向と同等に 9 割前後の地域が取り組んでいるが、〔III.保存・再生〕は 38%と低めであることから、継承や活用に意識が向いているタイプと考えられる。

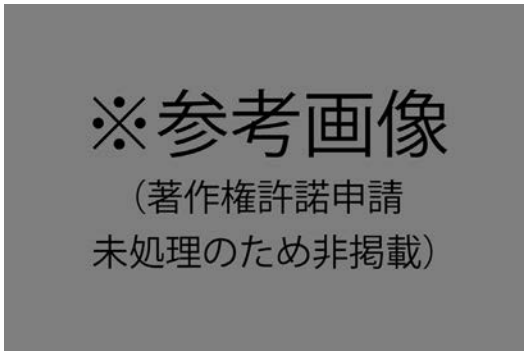

図 3-9 例: 苫前町の宝 「日本で最大級の羆「北海太郎」」（出典:苫前町 HP[1]）

以上のように既存の文化財関連活動分野の定石に囚われない、活用を通じたまちづくりまでを視野に入れた新しいタイプの地域遺産活動と見ることができ、「推薦する市民の思い入れを重視しながら、埋もれた価値を発掘し育成したい」タイプであるといえる。

(3) 地域遺産タイプと地域特性との関連

次に、地域遺産タイプの３つと地域特性がどのように関係しているのかについて、実施地域の①地理的範囲の規模を表す「地域遺産の対象範囲」、②都市度を表す「立地」、③観光地度を表す「人口」「観光入込客数」「対人口観光入込客数比」、④地域遺産の法的根拠の整備によるオーソライズ度を表す「条例・要綱等の制定状況」、⑤文化財保護・景観形成への熱心度を表す「歴文構想・歴まち計画・重伝建・重文景地区指定・景観計画」の指定・策定といった５つの観点から比較分析を行った。

①　地域遺産の対象範囲（市町村／県内地域／県域）【範囲の規模】

まず各地域での地域遺産の取組みが、どの地理的範囲を扱っているかについて、タイプとのクロス集計を行った。結果は表 3-29 の通りである。

表 3-29　地域遺産各タイプの対象範囲

	市町村		県内地域		県域		計	
(A)正統派遺産アピールタイプ	9	75%	1	8%	2	17%	12	100%
(B)″文化財″活用期待タイプ	3	30%	2	20%	5	50%	10	100%
(C)主観的遺産探求タイプ	8	100%	0	0%	0	0%	8	100%
計	20	67%	3	10%	7	23%	30	100%

30 地域全体では、「市町村域」を対象とするものが 2/3 を占めていた。続いて「県域」が全体の約 1/4 ある。県域を越えて選定を行う地域遺産は見られなかった。それに対しタイプ毎では、まず(C)主観的遺産探求タイプは 8 件すべてが「市町村域」を対象としている点が特徴的である。その一方で(B)“文化財”活用期待タイプは「県内地域」「県域」といった広域を対象とするものが 7 割を占める。このことから、(C)の特徴である「思い入れの継承」や「潜在的価値の発見」を重視する姿勢は、「市町村域」程度の狭域においては機能し、また地域遺産の価値共有が地域の一体感を醸成するのに貢献することが推察され、広域ではそのような運用は難しい可能性が窺える。

逆に(B)の「顕在的価値の再評価と活用」を重視する特徴は、文化財指定等で既に地域内で「重要」「選良」とされているものの価値を再度評価し（良きものと認識を新たにする？＝受入れの姿勢）、活用の側面で重用しようとするものであるといえる。地域遺産システムの〔I. 発見・調査〕の重要度は相対的に低く、広域で一律に取組むことが難しいことを表している可能性がある。即ち、広域での〔I. 発見・調査〕をおこなおうとすると地域資源が膨大になり、また住民参加型の地域探検イベント等を広域で網羅的に開催するのが難しいことも関係していると思われる。従って、全県的に共有できる資源の価値は限定され、著名なものや観光客が多数訪れるもの等へ集約される可能性があるのではないか。

なお(A)正統派遺産アピールタイプについては、30 地域全体の傾向との大きな差は見られない。

②　立地（県／大都市圏／地方都市（及び周辺町村）／農山村）【都市度】

各地域遺産の対象範囲の立地面での特徴を、県／大都市圏／地方都市（及び周辺町村）／地方町村単独に分類し、地域遺産タイプ毎に分析した。

①の分析と同様だが、(C)主観的遺産探求タイプは「都道府県」のものがなく、逆に(B)“文化財”活用期待タイプは「都道府県」が半数を占める。また、(A)正統派遺産アピールタイプと(C)主観的遺産探求タイプは「大都市圏」にあるものがそれぞれ半数。逆に(B)は「大都市圏」にはほぼない。

なお「地方都市（及び周辺町村)」は、タイプ間で割合に差が見られない。また「地方町村単独」は該当数が僅少で、特徴を見出すことはできなかった。

以上から、地域遺産タイプに立地が及ぼす影響は特に認められないといえる。

表 3-30　地域遺産各タイプの立地

	都道府県		大都市圏		地方都市（及び周辺町村）		地方町村単独		計	
(A)正統派遺産アピールタイプ	2	17%	6	50%	4	33%	0	0%	12	100%
(B)″文化財″活用期待タイプ	5	50%	1	10%	3	30%	1	10%	10	100%
(C)主観的遺産探求タイプ	0	0%	4	50%	3	38%	1	13%	8	100%
計	7	23%	11	37%	10	33%	2	7%	30	100%

③　人口、観光入込客数、対人口観光入込客数比　【観光地度】

地域遺産に取組む地域の人口・面積や観光入込客数の特徴を分析した。

表 3-31　各タイプの実施地域の人口・面積・観光入込客数比の平均値と標準偏差（下段カッコ内）

タイプ毎の平均	人口（人）	面積（K㎡）	人口密度（人/K ㎡）	昼夜間人口比(%)	観光入込客数の対人口比(倍)
(A)正統派遺産アピールタイプ	491,747 (554,846)	973 (1,476)	1,086 (1,526)	98.9 (6)	41 (33)
(B)″文化財″活用期待タイプ	1,662,253 (2,270,064)	11,584 (25,474)	521 (627)	96.7 (7)	29 (17)
(C)主観的遺産探求タイプ	123,588 (147,396)	480 (349)	324 (310)	100.2 (8)	38 (25)

まず人口については、(B)“文化財”活用期待タイプに道県が含まれるため、タイプに含まれる地域遺産実施地域 10 ケ所の平均値が３タイプの中で最も大きくなっている。(A)正統派遺産アピールタイプと(C)主観的遺産探求タイプでは「市町村」を対象範囲とするものが多くを占めるが、平均人口は(A)が(C)の約 4 倍であり、(C)の方が中小規模の都市を多く含んでいる。①の分析で「市町村域」での「思い入れの継承」や「潜在的価値の発見」の重視の傾向を指摘したが、その中でも特に中小都市において顕著であると考えられる。

面積は、これも(B)が圧倒的に平均値が大きい。(A)と(C)では(C)の方が面積が小さいが、(A)に２つの県を含んでいることと関係すると考えられ、特徴は見いだせない。

人口密度は(A)が最も高く、(C)が最も小さい。標準偏差を見ても、(C)は人口密度が希薄な自治体が大勢であることが窺える。

昼夜間人口比については、３つのタイプで大きな差は見られなかった。

年間の観光入込客数を地域の人口で除した「観光入込客数の対人口比」を見ると、(A)と(C)に比べて(B)では値がやや小さくなっている。(B)には「県域」を対象範囲とする地域遺産が多く含まれていることとも関係していると推察されるが、地域遺産の〔発見・調査〕よりも〔活用〕に期待する(B)の姿勢と、相対的に観光客が多くない状況は、連関しているとも考えられる。

以上より、既存の顕在化した文化財以外に地域遺産を開拓していこうとする(C)主観的遺産探求タイプは人口規模・人口密度共に中小規模の市町村で取組まれる傾向があり、指定文化財等の顕在化した地域遺産を観光等に活用していこうという姿勢が強い(B)“文化財”活用期待タイプは県域で取組まれる傾向がある。

④　法的根拠の有無（条例・要綱）

本項では、各地域の地域遺産が条例や要綱で規定され、オーソライズされていることとタイプ間の関係を考察する。全 30 地域中、民間が選定主体である石狩遺産・北海道遺産・湘南遺産・とよた世間遺産以外の 26 地域においては、地域遺産は行政施策の一環として取組まれている。それらの地域遺産が自治体の条例や要綱等の法的な位置付けを与えられているかを調べた。（北海道遺産は NPO 法人が運営しているが、もともと道庁で企画され、民間プロジェクト化したもので、現在も道が支援）

その結果、26 地域の 4 割強にあたる 13 地域において条例若しくは要綱・要領を作成して地域遺産が運営されていることがわかった。条例や要綱の多くは各地域における地域遺産の定義、推薦・選定基準・方法、市民や行政の役割等を規定している。

但し太宰府市民遺産や佐賀県遺産のように景観条例と一体的に規定されているもの、にのへの宝のように「まちづくり条例」と名付けて、選定基準や方法には言及せずにまちづくりの理念として「宝さがし」を宣言するものもある。前者の景観条例とされているものは、(C)主観的遺産探求タイプにはみられない。なお岐阜県の条例は地域遺産そのものを規定する条例ではないが、地域遺産選定事業を位置付ける内容となっており、観光活用を前提とした規定となっている。

表 3-32　条例・要綱を有する地域遺産

タイプ	全地域数	条例・要綱あり	割合	地域遺産名	自治体名・条例・要綱等(制定年)	特記
(A)正統派遺産アピールタイプ	12	5	42%	にのへの宝	二戸市「宝を生かしたまちづくり条例」(2006)	
				新潟市民文化遺産	新潟市「新潟市民文化遺産制度実施要綱」(2013)	
				大宰府市民遺産	太宰府市「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」(2010)	「太宰府市文化財保存活用計画」(2005)や「太宰府市歴史文化基本構想・太宰府市民遺産活用推進計画」(2011)と連動
				熊本水遺産	熊本市「熊本水遺産登録制度実施要領」(2006)	
				菊池遺産	菊池市「菊池遺産認定条例」(2009 制定・2014 施行)	
(B)″文化財″活用期待タイプ	10	3	30%	岐阜の宝もの	岐阜県「みんなでつくろう観光王国飛騨・美濃条例」(2007)	条例では「飛騨・美濃じまん運動」を規定し、「岐阜の宝もの」は同運動の一環の事業（条例では規定されていない）。
				奥出雲遺産	奥出雲町「奥出雲町遺産認定要綱」(2014)	
				佐賀県遺産	佐賀県「22 世紀に残す佐賀県遺産制度要綱」(2005)、「佐賀県美しい景観づくり条例」(2008)	
(C)主観的遺産探求タイプ	8	5	63%	苫前町の宝	苫前町「「苫前町の宝」選定委員会設置要綱」(2014)	
				遠野遺産	遠野市「遠野遺産認定条例」(2007)	
				龍ヶ崎市民遺産	龍ヶ崎市「龍ケ崎市民遺産条例」(2015)	
				魚津市水循環遺産	魚津市「魚津市水循環遺産登録実施要綱」(2011)	
				しまだ市民遺産	島田市「しまだ市民遺産認定事業実施要綱」(2015)	
全体	30	13	43%			

タイプ別に条例・要綱制定の多寡をみると、(A)正統派遺産アピールタイプでは 5 地域（42%）、(B)“文化財”活用期待タイプでは 3 地域（30%）、(C)主観的遺産探求タイプでは 5 地域（63%）において制定されており、(B)で少なく(C)で多い。①③で見たように(C)の主体は中小規模の市町村が多いが、条例や要綱の制定に至っているのは、自治体が地域遺産をオーソライズし、地域づくりに対して実効性を持たせようとする意識が高いことの証左とも捉えられる。

⑤　歴文構想、歴まち計画、重伝建・重文景、景観計画の有無

上記の景観条例と一体化した地域遺産条例・要綱がみられるように、景観政策への熱心度と地域遺産への熱心度に関係がある可能性がある。また、地域遺産以前の文化財政策・歴史文化のまちづくり施策として歴史文化基本構想（歴文構想）や歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）の策定、重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）や重要文化的景観（重文景）の選定に向けた取組みなどへの取組みも地域遺産のタイプと関連する可能性がある。そこで本項では地域遺産実施地域の文化財保護や景観形成に係る計画・構想の策定状況等を調べた。

表 3-33　文化財保護・景観形成の計画等を有する地域遺産の数

	歴文構想策定（2021.8.15）		歴まち計画認定（2021.3.23）		重伝建・重文景（2020.12.23）		景観計画（2021.3.31）		計	
(A)正統派遺産アピールタイプ	1	8%	2	17%	1	8%	10	83%	12	100%
(B)″文化財″活用期待タイプ	1	10%	1	10%	2	20%	6	60%	10	100%
(C)主観的遺産探求タイプ	2	25%	0	0%	2	25%	4	50%	8	100%
全体	4	13%	3	10%	5	17%	20	67%	30	100%

歴史文化基本構想の策定地域は全 30 地域でも 4 つと少なく、タイプ間で差があるとは言いがたいが、その中でも(C)は 2 地域（25%）で策定している。該当する遠野遺産・とよた世間遺産においては(C)主観的遺産探求タイプで既存の文化財概念にとらわれない遺産選定を志向するものでありながら、歴史文化基本構想と連動していると考えられる。

歴史的風致維持向上計画の認定地域は 3 地域のみであり、タイプ間で差があるとは言えない。太宰府市では 2010 年に景観条例（太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例）の制定と歴史的風致維持向上計画の策定を行い、翌 2011 年に歴史文化基本構想と「太宰府市民遺産活用推進計画」を策定するなど、一連の政策が連動している稀有な例である。

重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観指定（2020.12.23 現在）も全部で 5 地域のみと少なく、タイプ間で差があるとは認められない。(C)の遠野遺産では、地域遺産選定開始と景観計画策定が同じ 2007 年、重要文化的景観選定が翌 2008 年であり、連動していると思われる（歴史文化基本構想は 2019 年策定）また、とよた世間遺産は民間団体が主宰する地域遺産活動だが、豊田市内でも合併前に足助町だった地区を本拠地としており、重伝建内に拠点施設もある。景観計画策定(2008 年)、重伝建選定(2011 年)、地域遺産選定開始（2016 年）と続いているが、とよた世間遺産では「指定文化財以外」を対象としており、町並み保存等の文化財保全と地域遺産が“役割分担”という形で連動していると解釈することができる。

一方、景観計画に関しては、(A)は 83%にあたる 10 地域で策定されており、地方小都市（つがる市・菊池市）を除く 8 都市では調査時（2016 年）までに策定済みであった（湘南遺産は民間主体だが、対象範囲内の自治体の大半が策定済み）。その後、上記 2 都市でも策定が進められた。つまり、(A)正統派遺産アピールタイプは景観計画との相関が高いと言える。(B)においても、県が選定団体であるもの以外は、全地域で景観計

画を策定している。但し地域遺産選定開始年との時間的前後関係はバラバラである。(C)は前述の通り中小規模の市町村が選定主体のものばかりで、景観計画策定済みは半数である。

一般的な文化財の価値観を重視したり、顕在化している文化財を活用することを重視するような(A)(B)の地域遺産では、景観計画との両立性がかなり高い。これらには民間主体のものも含まれるが、景観計画策定プロセスにおける景観資源の検討と連動し、一連の地域資源として扱われている可能性がある。

(4) まとめ

30 の地域遺産を対象に、選定の目的と基準、指定文化財との関係性を指標として数量化Ⅲ類及びクラスタ分析を行い、地域遺産を〔**(A)正統派遺産アピール型**〕〔**(B)“文化財”活用期待型**〕〔**(C)主観的遺産探求型**〕の３タイプに分類した。

(A)は事実を尊重した客観的な基準で選定し、遺産の対外的アピールに期待しているが、全 30 地域の平均的な取組みが行われている。ほとんどの(A)の地域で景観計画が策定済みである。

(B)は既に評価されている顕在的価値を有する指定文化財のような地域資源を再評価し活用することを期待して取り組まれているが、行政団体が選定団体を務めるものが多く、選定開始年も比較的早い。〔III.保存・再生〕における選定団体と推薦者や第三者の役割分担の関係も構築できているように見受けられる。他に比して県域や県内地域といった広域を対象とするものの割合が高く、地道な〔I.発見・調査〕活動よりも〔V.活用〕に注力している。地域遺産の条例・要綱の制定は少ないが、景観計画は選定団体が県であるもの以外は全地域で策定されている。

(c)は近年選定を開始したものが多く、地域遺産の新しい形と捉えられる。〔III.保存・再生〕に取組む率は低く、継承や活用に意識が向いている。８地域すべてが「市町村域」を対象としており、「思い入れの継承」や「潜在的価値の発見」を重視する姿勢は市町村域程度の狭域において機能するものと考えられる。該当市町村は人口密度が希薄な中小都市である。地域遺産の条例・要綱の制定は他のタイプより多く、市町村が地域遺産をオーソライズし、地域づくりに対して実効性を持たせようとしていると言え、前述の「思い入れ」「潜在的価値」を地域で共有しようとする「おらが地域遺産の公式化」が行われていると言える。但し歴文構想や景観計画を策定している地域は他のタイプより少ない。

以上から、A.文化財指定・登録の手続きに倣って地域遺産を選定しアピールに注力するオーソドックスな地域遺産、B.広域で早くから選定し、既に評価が定まった資源を活用することに期待する地域遺産、C.近年中小都市において思い入れや潜在的価値を重視して選定を開始し、価値を地域で共有することに熱心な地域遺産が、タイプとしてあることがわかった。このうちC.の〔主観的遺産探求型〕が地域遺産の新しい形となりうる可能性が示唆された。

3-5.　NPO・市民団体による地域遺産活動の成立及び展開

最後に本節では、①地域遺産の選定と地域づくりにどのような関係があるか、②選定団体設立の経緯や目的、選定の基準はどのような思考過程を経て形作られたのか、さらに③今後についてどのように展望しているのか、についてケーススタディを行い、明らかにする。

対象事例は、アンケート調査項目「選定の目的」において 4 選定団体全てが「地域づくりのきっかけ・礎とする」と回答した NPO・市民団体のうち、Web 調査によって選定資源や選定手法に独自の特徴があると判断された「湘南遺産」及び「とよた世間遺産」とする。まず「湘南遺産」は、市民による Web 投票を取り入れており、その選定プロセスに特徴がある。また「とよた世間遺産」は選定対象を「ヒト・モノ・コト」としており、人も対象となりうる点に特徴がある（後述）。なお同じく NPO・市民団体である「北海道遺産」「石狩遺産」については、行政の発案もしくは行政との協働によるものであるのに対し、対象事例の二つの地域遺産は、行政という基盤を有していない事例と捉えられる。

分析に当たっては両団体へのヒアリング調査を実施した（表 3-34）。①選定団体の概要、②地域遺産の内容自体に関する特徴、③第 1 回選定に至るまでの経緯動向、④選定後の活動および今後の展望、の 4 項目について尋ねた。

表 3-34　地域遺産の経緯と実態に関するヒアリング調査概要

	湘南遺産	とよた世間遺産
調査日時	2017 年 2 月 3 日	2017 年 2 月 7 日
調査対象者	NPO 法人湘南遺産プロジェクト代表理事	選定団体代表理事
調査方法	対面ヒアリング	対面ヒアリング
調査事項	①認定団体について　②地域遺産自体に関すること ③第 1 回認定までの動向　④認定後の活動と今後の展望	

(1) 「湘南遺産」の取組みの特徴

まず「湘南遺産」へのヒアリング調査結果から、地域遺産の取組みの特徴を明らかにする。3-2(10)で見た通り、「湘南」の地域範囲については厳密に定義されておらず、神奈川県の相模湾に面した一帯であれば遺産選定の対象となりうる。

表 3-35　湘南遺産のヒアリング結果及び基本情報

	湘南遺産
選定団体	NPO 法人湘南遺産プロジェクト
沿革	団体設立:2015 年、選定開始:2016 年
構成員数	18 名
主な活動内容	・湘南遺産の選定 ・湘南遺産ウォッチング ・あそび塾まなび塾 ・展示会に出展等の普及広報活動
団体設立経緯	・地元団体に所属して活動する中で、湘南には謂れのあるものが多いと感じたが、放っておくと消えてしまうため、残していきたいと考えるようになった。 ・個人的に声をかけてメンバーを募り、団体を設立した。
遺産タイプ	(A)正統派遺産アピールタイプ
対象範囲	神奈川県湘南地域(明確に定義されていない)
選定件数	9 件
遺産例	・大磯・左義長 ・茅ヶ崎・烏帽子岩 ・藤沢・ちょい呑みフェスティバル ・藤沢・グリーンハウス ・藤沢・湯立神楽 ・大磯・鴫立庵
選定プロセス	自薦・他薦(エントリー)されたものから、Web 投票によって、選定。
選定基準	特になし。「未来に残していたいもの」を募集している。
保全・活用状況	・「あそび塾まなび塾」を開催し、未来の世代に伝える活動をしている。参加者層は主に学生。 ・チラシの作成・配布や展示会出展等を通じて、普及広報活動を実施。
展望	・様々な団体との連携が重要と考えている。湘南遺産のロゴを使用してもらい、湘南遺産が広まる手助けになって欲しい。 ・「湘南遺産」という地域遺産自体に一つの価値を作る(ブランド化する)ことも目標。 ・今後は毎年 10 件程を選定していき、全 30 件を揃えることを想定している。「湘南遺産ガイドブック」発行や「湘南遺産コンシェルジュ制度」づくりを行うことで、遺産を活用していくことを想定している。
課題	・いつくらいまでに、どのように選定していくのかという計画がない。 ・地域遺産としてどのようにして信頼を得ることができるかが重要。 ・現在補助金は受けておらず、資金面は大きな問題。

①　湘南遺産の概要

「湘南遺産」は、2015 年に設立された「NPO 法人湘南遺産プロジェクト」によって、2016 年に初の選定が行われた。「NPO 法人湘南遺産プロジェクト」は 18 名（2016 年 4 月時点）の構成員からなり、学識経験者や教育関係者等、様々な業種の人が関わっている。主な活動内容は、湘南遺産の選定、湘南遺産候補をまちあるきによって探す活動である「湘南遺産ウォッチング」の開催、子ども達に湘南遺産の価値を伝えていく「あそび塾まなび塾」の開催等である。

②　湘南遺産の成立の経緯と目的

代表者は湘南遺産プロジェクトを設立する以前に湘南エリアの他団体でまちづくり活動を行っていたが、その中で「湘南には多くの謂れがあるものや価値あるものがあると知り、それらが消えてしまわないよう保存し、未来の世代に伝えていきたい」と考えるようになった。これをきっかけに、個人的に声をかけてメンバーを募り、NPO 法人を設立した。

③　湘南遺産の対象及び選定基準・方法

前述の通り「湘南遺産」の対象範囲は湘南地域であり、2016 年 12 月現在、9 件の遺産が選定されている。9 件の遺産の中には「大磯の左義長」のように国の重要無形民俗文化財として客観的に価値が認められている、いわば定番の文化的資源などとともに、「茅ヶ崎の烏帽子岩」のように古くから地元に親しまれてきた自然資源等で構成されている。これらは、事実を尊重した客観的な基準で選定するという「正統派遺産アピール型」の特徴が表れているといえる。その一方で、近年始まった藤沢市発祥のイベント「ふじさわちょい呑みフェスティバル」のような、現代的かつ一般的な文化財とは性質の異なる資源も選定されていることから、現在の地域住民・事業者による取組みや賑わいを地域遺産として育て、継承することも湘南遺産の役割として加わったと捉えることができる。

鴫立庵

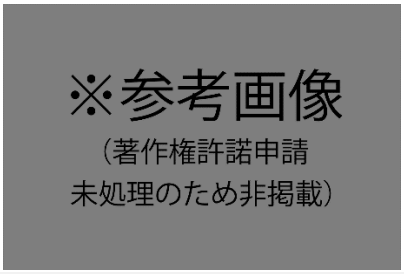

茅ヶ崎の南湖院

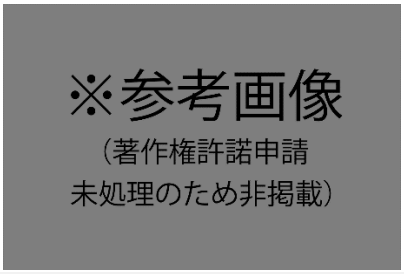

ふじさわちょい呑みフェスティバル

図 3-10 湘南遺産として選定された地域資源の例。現代的イベントも含まれる。（出典：湘南遺産 HP[53]）

「湘南遺産」の選定は、推薦された湘南遺産候補を対象に、定められた期間での Web 投票によって行われる。Web へのアクセスによりだれでも簡便に投票に参加できることから、2016 年の投票では 6324 票の投票が集まり、推薦された候補いずれも 500 票以上を獲得した。推薦は自薦・他薦を問わず、HP 上より入手できるエントリー書（推薦書）によって、誰でも行うことができる。投票期間の後に「湘南遺産選定発表会」が開催され、各候補の推薦者が遺産候補の価値について聴衆へプレゼンテーションを行った。

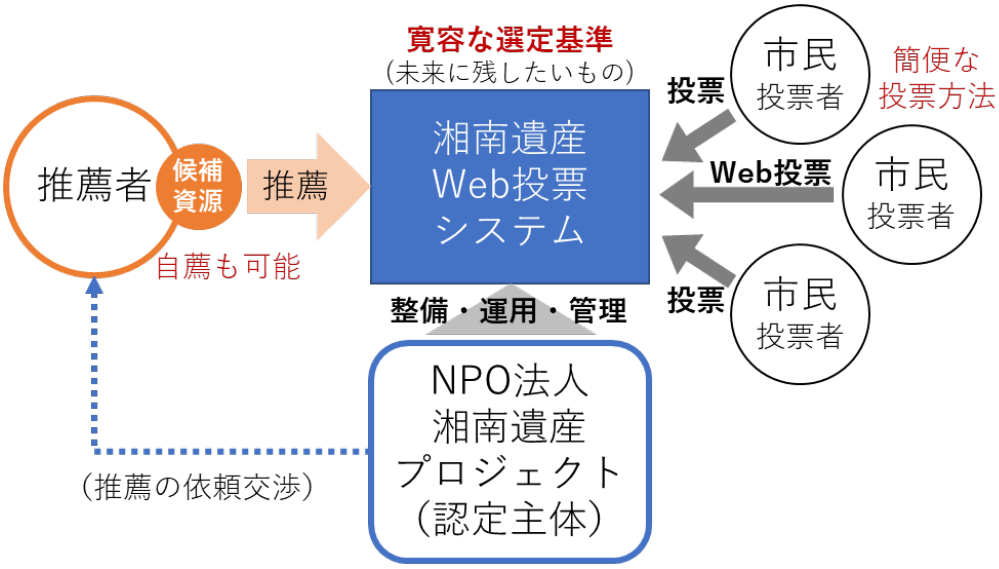

図 3-11　「湘南遺産」の選定プロセスにおける各主体の関わり

「湘南遺産」は歴史的な価値よりも今後「未来に残していきたいもの」であることを選定基準として重視しているが、それ以上の選定基準を特に設けておらず、寛容な地域遺産だと言える。また、「市民の目線で活動し続けたいという思いから、行政に過度に頼らない」ことをポリシーと考え、公的助成金も受けず、市民主体で活動を続けている。

④　湘南遺産の保全･活用

選定団体は「湘南遺産」を「未来の世代に伝えることを目的の一つ」としていることから、一件の湘南遺産に関する歴史等を学ぶことのできる「あそび塾まなび塾」の開催等の活用を行っている。またチラシや展示会を通じて普及広報活動も行っている。

湘南遺産での取り組みを地域遺産マネジメントの 6 段階を適用すると、【保存・活用の仕組み】に当たるものでは、〔III.保存・再生〕は推薦者が主に担い、〔IV.継承〕としての Web やチラシ等の情報媒体や展示会、学習講座の開催、〔V.活用〕としての認定証交付やまちあるきツアーを認定団体が実施している。

⑤　湘南遺産の今後の展望及び課題

今後は他団体との連携を重視し、湘南遺産のロゴを使用してもらうことで湘南遺産を広めたいと考えている。また毎年 10 件ずつの継続的な遺産選定（合計 30 件程度を予定）や、「湘南遺産ガイドブック」のような広報メディアの制作、湘南遺産の価値を伝える「湘南遺産コンシェルジュ」の人材育成を展望している。

課題としては中長期の展望が確立しておらず、いつまでにどのように選定していくかが計画されていない点が挙げられた。加えて、現在行政からの補助金等を受けてないことによる資金面の課題の他に、既に確立された「湘南」ブランドではなく、地域遺産としての「湘南遺産」自体のブランドをどう確立していくかという点を指摘している。

(2) 「とよた世間遺産」の取組みの特徴

次に、「とよた世間遺産」へのヒアリング調査結果から、その地域遺産の取組みの特徴を明らかにする。3-2(19)でみたとおり、世間遺産の名称は、藤田洋三氏の写真集『世界遺産放浪記』に影響を受けており、同じ愛知県内では常滑市で「常滑市の世間遺産」に取組まれていたようである（アンケート回答を得られず、分析対象外）。

表 3-36　とよた世間遺産のヒアリング結果及び基本情報

	とよた世間遺産
選定団体	地域人文化学研究所
沿革	団体設立:2013 年、選定開始:2016 年
構成員数	17 名
主な活動内容	・寿々家再生プロジェクト　・富永町のまちづくり支援 ・宇都宮三郎顕彰活動　・とよた世間遺産の選定
団体設立経緯	・代表者は元々市の文化財課に勤めていたことから、豊田市には多くの資源があることを知っていたが、それらは上手く活用されていないと感じていた。 ・そこで、自ら活用を図るために地域人文化学研究所を設立した。 ・個人での活動では厳しいと感じるようになり、団体を設立した。
遺産タイプ	(C)主観的遺産探求タイプ
対象範囲	愛知県豊田市域
選定件数	30 件
遺産例	・赤いキリン(ガソリン給油機)　・旧ウルシゼ橋 ・古き良きものコレクター　・宇都宮三郎墓所 ・クラシックカーコレクション　・橋の下世界音楽祭
選定プロセス	自薦・他薦されたものを、代表理事の意見により、選定する。
選定基準	・文化財指定等、公的に価値を認められていないこと ・未来に語り継ぎたいと思わせる「面白い」という価値を持つこと
保存・活用状況	・他の活動で扱われている資源の認定等を行う等、連携を図っている。 ・広報活動として、メディアに売り込む等もしているが、処理能力の問題もあり、現在は SNS での広報活動がほとんど。
展望	・所有者を集めて交流会を開催し、そこで新しい動きが生まれることを期待する。 ・毎年 10 件程度認定していき、認定数が 100 件程になった時点で次の段階(冊子作成、関連行事開催等)へ移行する予定。
課題	・メンバーが他の活動をしていることや、主な活動日が土日で時間が取れないこと等、資金面よりも広報や今後の調査認定に費やす時間が課題。

①　とよた世間遺産の概要

「とよた世間遺産」は、2013 年に設立された「地域人文化学研究所」により、2016 年に第 1 回の選定が行われた。NPO 法人湘南遺産プロジェクトと同程度の 17 名（2017 年 2 月時点）の構成員からなり、やはり学識経験者や観光関係者といった様々な業種の地域住民が関わっている。主な活動は、元料亭建築の「寿ゞ家再生プロジェクト」、科学技術者である宇都宮三郎の顕彰活動、富永町のまちづくり支援、そして「とよた世間遺産」選定活動等が挙げられる。

②　とよた世間遺産の成立の経緯と目的

代表者は市文化財課職員であり、従前より豊田市には多くの地域資源があることを知っていたが、それらの資源活用が上手く図られてないことを懸念し始めた。そこで仕事とは別にプライベートの活動として少しずつ地域資源の活用に取り組み始めたが、「個人での活動に限界がある」と感じ、まちづくり団体「地域人文化学研究所」を 2013 年に設立するに至っている。代表者は団体として活動することの利点として、①個人活

動よりも対外的な「恰好」「印象」が良いこと、②協力者や連携先の募集が容易であること、③各種補助、助成を受けられること、を挙げている。

③　とよた世間遺産の対象及び選定基準・方法

「とよた世間遺産」は対象範囲を豊田市全域としており、調査当時（2016 年）で 30 件の遺産が選定されている。選定前に代表が定めた「とよた世間遺産」の選定基準（表 3-37）には、「③文化財指定等により、公的に価値が認められていないこと」が含まれており、30 件の遺産には人物やクラシックカーコレクション等の、指定文化財とは異なる種類のものが多数選定されている。これらは公的な評価が定まっておらず、かつ既存の文化財の種類に囚われない資源であるが、住民が資源の良さを認めるという「思い入れ」を重視し、その（公的には）潜在的な価値をもつ資源を遺産として育成しようとする「主観的遺産探求型」の特徴が表れているといえる。

それと同時に、選定基準には「④未来に語り継ぎたいと思わせる「面白い」という価値を持つこと」も掲げられており、資源にそれまで共有されていない新しい価値があり、活用の可能性が見込めることが重視されている。こうした考えから「選定に際して公的機関が絡むと、「面白い」ものを選定することができなくなってしまう」と判断しており、市職員がキーパーソンの団体でありながら、補助金等の面で行政に頼ることは一切しないことにしている。

表 3-37　「とよた世間遺産」の選定基準

範囲	豊田市域
基準	①豊田市域に所在するヒト・モノ・コトであること ②そのヒト・モノ・コトにまつわる固有の物語が確認でき、かつ公表できること ③文化財指定等により、公的にその価値が認められていないこと ④未来に語り継ぎたいと思わせる「面白い」という価値を持つこと ⑤個人の思想等を表現・主張するための「作品」ではないこと ⑥他者の共存を否定する等の反社会的なものではないこと

足助のからくり小屋

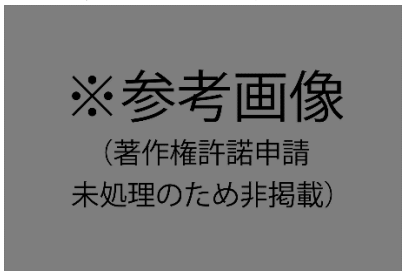

赤いキリン

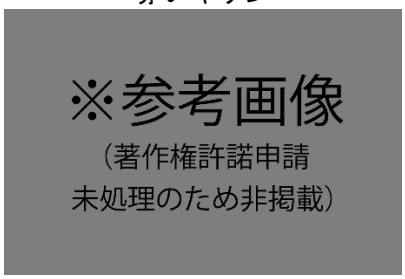

とよた五平餅

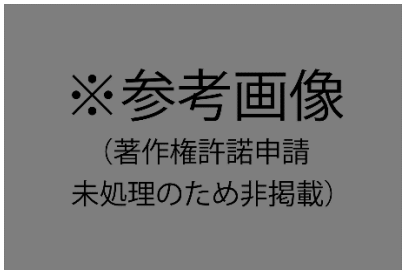

からくり名人　浦野良美さん

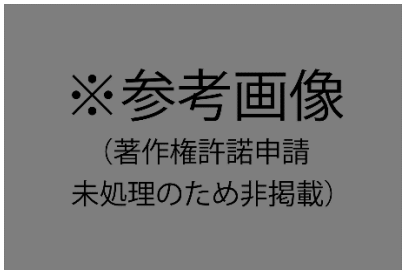

図 3-12 とよた世間遺産として選定された地域資源の例（画像出典：地域人文化学研究所 HP[54]）

とよた世間遺産の認定の方法は、推薦されたものを「とよた世間遺産認定委員会」（研究所理事会が兼務）で協議し、最終的に代表者（代表理事）が認定する形を取っており、その中で代表者が強いリーダーシップを発揮している。推薦は「湘南遺産」と同様に、自薦・他薦問わず誰でも行うことができる仕組みとなっているほか、研究所の調査活動の中で遺産候補となるものを拾い出し、自ら推薦することも行われている。

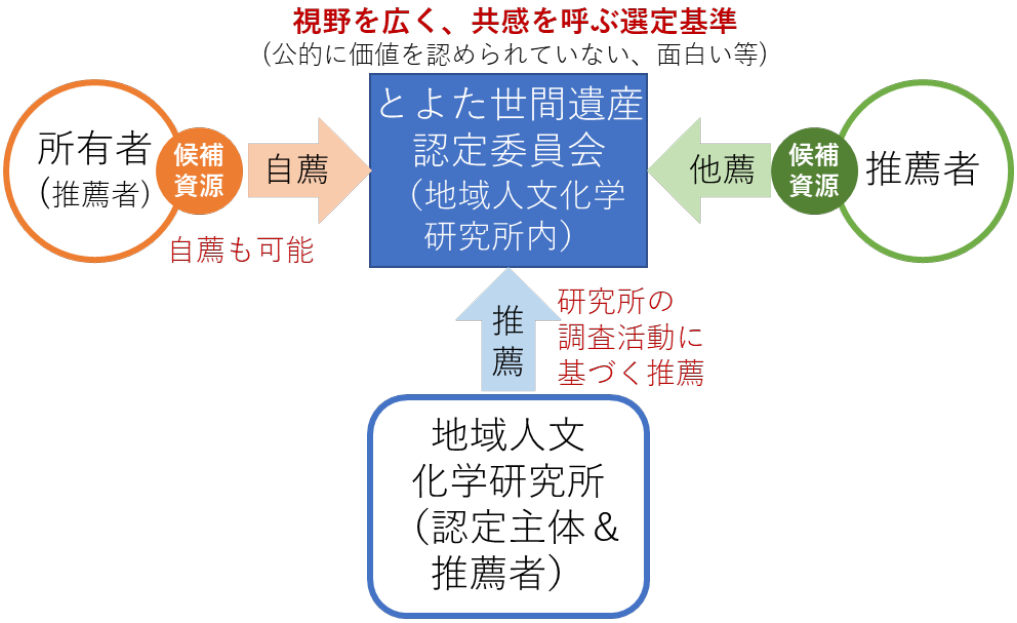

図 3-13　とよた世間遺産における推薦の仕組み：他薦と自薦

他薦資源を認定した例：

前田公園

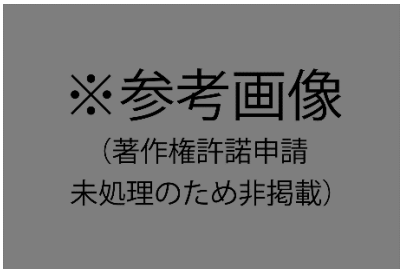

旧ウルシゼ橋

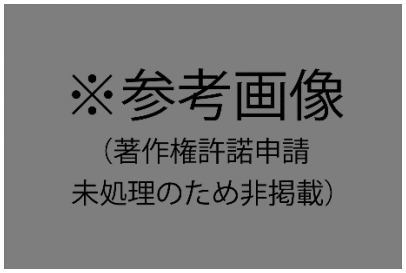

自薦資源を認定した例：

石川氏クラシックカーコレクション

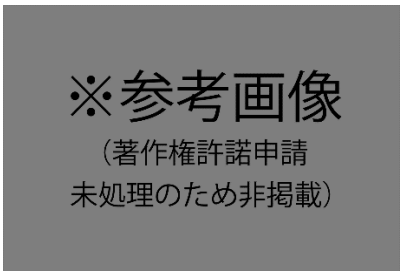

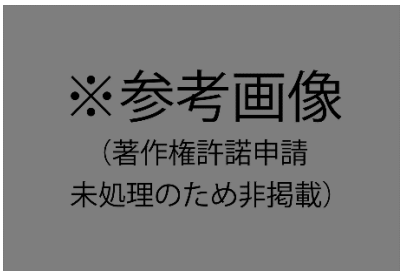

古き良きものコレクター石川昭さん
（左記コレクション）

図 3-14　他薦資源・自薦資源の例（画像出典：WE LOVE とよた HP）

④　とよた世間遺産の保存・活用

「とよた世間遺産」の保存・活用に関して地域遺産マネジメントの 6 段階に当てはめると、【保存・活用の仕組み】のうち〔III.保存・再生〕に相当するものはない。〔IV.継承〕ではホームページ・SNS による広報活動、講演活動があり、〔V.活用〕については認定証の交付がある。調査当時はまだ認定開始直後だったこともあるが、研究所スタッフの「個人の処理能力の問題」から活動を広げられないという事情に依るものであり、「将来的には遺産の所有者を集めた交流会を開催することで、そこから活動の広がりが生ずることを期待する」と代表者は述べている。今後は毎年 10 件ずつ選定し、計 100 件程度を選定した後は冊子を作成したり関連行事を開催したりする、次の活用段階へ移行することを予定している。なお〔III.保存・再生〕は推薦者が取り組んでいるものも見られる。

⑤　とよた世間遺産の今後の展望及び課題

上記の通り調査時点では保存・活用へ手を広げることができていない状況である。認定団体の地域人文化学研究所が地域遺産専門ではなくまちづくり団体であって、集落のまちづくり支援等の活動にも取り組んでいることや、メンバーが本業を持っていることで研究所の活動日が主に土日に限定されることにより、広報や調査に費やす時間が不足していることが課題として挙げられた。その一方で「資金面」に関しては大きな問題でないと認識している。

以上のように「とよた世間遺産」とまちづくり支援活動が進展することによって相乗効果が発生し、認定団体が認定と活用（まちづくり）の両方を一手に担うことができるというメリットが生じる可能性が予見される。

(3) 地域遺産活動の成立及び展開に係る２事例の比較考察

以上、２事例から主に①地域遺産の選定と地域づくりにどのような関係があるか、②選定団体設立の経緯や目的、選定の基準はどのような思考過程を経て形作られたのか、③今後についてどのように展望しているのか、を明らかにした。その要旨を比較表としてまとめたものが表 3-38 である。

表 3-38　湘南遺産ととよた世間遺産の特徴の比較

		湘南遺産 (A)正統派遺産アピールタイプ	とよた世間遺産 (C)主観的遺産探求タイプ
認定団体の種類		NPO 法人	まちづくり組織（任意団体）
地域づくりとの関係		（謂れがあるもの・価値あるものを保存し、未来の世代に伝える）	古建築再生、集落のまちづくり支援等にも携わる
設立経緯・目的		設立以前に代表者がまちづくり活動に従事、地域遺産設立を着想	市文化財課職員が指定文化財以外の地域資源活用を図るため、仲間を募る
認定基準の特徴		「未来に残したいもの」のみで、寛容	6 項目の基準。公的に認められていないこと、面白いこと、も基準に含む
認定実績*や特徴 *調査時点の 2016 年当時		9 件／文化財・歴史的価値のあるものが大半／現代的イベントも	30 件／人物やクラシックカーコレクション等、指定文化財の概念を超える
推薦・認定方法		地域諸団体に推薦を依頼／Web 投票で 6 千票以上集まる	自薦・他薦・認定団体調査に基づく推薦など自由／理事会が兼ねる認定委員会で決定。
保存・活用の取組み	III.保存・再生	（推薦者）	（推薦者）
	IV.継承	HP やチラシ、展示会、学習講座	HP・SNS、講演
	V.活用	認定証交付、まちあるきツアー	認定証交付
今後の展望・課題		・認定の継続 ・他団体と連携しブランドとしての確立 ・広報メディア・人材育成 ・中長期展望が確立できてない ・資金面での不安	・地域遺産所有者の交流会を予定 ・活動時間の不足（本業をもつメンバー多数）

それぞれの遺産の構成資源を比較すると、「湘南遺産」は文化財的・歴史的に価値のあるものが多く選定されているが、多くの場合では選定団体が地域に推薦を働きかけるため、想定される遺産候補の資源は文化財的・歴史的なものになりがちであるためだと思われる。そのような中で特殊例の「ふじさわちょい呑みフェスティバル」は自薦によるものであった。対して「とよた世間遺産」は基準を客観的・学術的に価値を認められていないものとしているため、指定文化財と異なる観点のものが自薦・他薦で集まり多数選定されている。

また選定基準に関しては、「湘南遺産」は特に設けておらず、「未来に残していたいもの」という寛容な条件にとどめている。一方で「とよた世間遺産」も、地域内にある・価値が説明できるといった標準的な基準意外に「公的に価値を認められていないこと」「面白いという価値をもつこと」という基準を挙げ、学術的価値や審美的価値を求めてはいない。つまり、共に遺産の捉え方はかなり寛容であると言え、地域の特色がよく表れる選定結果（地域遺産）となっている。これらは行政団体による地域遺産活動ではなく、民間主体で自由な発意に基づく地域活動として意義があるものと考えられる。特に「湘南遺産」では認定の可否を決定する基礎資料として Web での投票結果を用いており、簡便な手法であることから 6 千票以上を集め、市民への啓発効果もあったものと見受けられる。こうしたことから、民間主体の両地域遺産は、市民による地域遺産の発掘から価値評価、PR といった地域遺産マネジメントの一連の段階をある程度カバーできているように見える。

然しその一方で、保存・活用の取組みを見てみると、両認定団体はホームページやチラシ、講演・学習講座などの〔IV.継承〕によく取組み、湘南遺産では〔V.活用〕のまちあるきツアーも実現していた。しかし〔III.保存・再生〕の取り組みは推薦者の役割となっていることや、〔V.活用〕の取組みが弱いのも現実である。民間主体で自主財源や担い手で行うことの制約も少なくないものと思われる。今後の展望・課題では他団体との連携や交流会、人材や活動時間の確保等が挙げられたが、規模の拡大と地域での定着（ブランド化）を図る上で、民間ネットワークの形成や行政との協働の局面が生じてくることも予想される。

以上から、遺産の目的や位置づけを地域に新たな評価や刺激をもたらすものであると捉える場合においては、選定の基準を厳しくしすぎないこと、また自薦を推奨することで、多様な観点からの遺産候補が推薦され、選定に向けて地域で意見を交わすことにより、地域にとって地域遺産に取り組む意義が深まるものと考えられる。特に民間が認定団体となっているものについては、自由で寛容な地域資源の遺産認定がしやすく、地域の特色が表れた地域遺産の成立が期待できる。但し地域でのネットワークや官民協働を通じて負担を分担しながら、地域遺産が地域に浸透できるよう、交流や広報も含めた活動の展開を図ることが必要となってくることが明らかとなった。

3-6.　章結

①本章では全国 30 地域の地域遺産を対象にアンケート調査を行い、以下のことを明らかにした。

まず選定団体の 7 割は行政団体であり、まちづくりと地域遺産を関連づけて考える地域が少なからずある。これは、地域遺産活動に取り組む目的に〔I.発見・調査〕から〔V.活用〕まで地域遺産マネジメントの幅広い段階が想定されていることと対応している。対象の約半数は 2012 年以降の近年、選定を開始した。選定対象となる資源の種類は全体的には文化財保護法の枠組みに当てはまるものが選定されやすいが、選定基準に客観的なものより愛着や地域らしさの継承という価値基準を重視するものもみられることから、選定される地域資源は文化財より多様で幅が広い。

選定された地域遺産の保存・活用については、選定団体が情報発信やまちあるきツアーといった〔IV.継承〕〔V.活用〕を、推薦者は〔III.保存・再生〕を、という役割分担になっている傾向が見られ、選定団体の一部では〔III.保存・再生〕の資金や専門的助言で推薦者を支援している。

②次にアンケート結果を用い、30 地域の地域遺産を対象に、選定の目的と基準、指定文化財との関係性を指標として数量化Ⅲ類及びクラスタ分析を行い、地域遺産をタイプ分類した。

その結果、〔(A)正統派遺産アピール型（12 地域)〕〔(B)“文化財”活用期待型（10 地域)〕〔(C)主観的遺産探求型（8 地域)〕の 3 タイプに分類できた。これらは(A)文化財指定・登録の手続きに倣って地域遺産を選定しアピールに注力するオーソドックスな地域遺産、(B)広域で早くから選定し、既に評価が定まった資源を活用することに期待する地域遺産、(C)近年中小都市において思い入れや潜在的価値を重視して選定を開始し価値を地域で共有することに熱心な地域遺産が、タイプとしてあることを示している。

このうち(C)は近年選定を開始したものが多く、地域遺産の新しい形と捉えられる。〔III. 保存・再生〕に取組む率は低く、継承や活用に意識が向いている。 8 地域すべてが「市町村域」を対象にしており、人口密度が希薄な中小都市である。選定基準では「思い入れの継承」「潜在的価値の発見」を重視しているが、狭域で住民間に身近さ・親近感があることから、資源に対する思いを共有することが可能なスケールとなっていることが推測される。なおこのタイプでは歴文構想や景観計画の策定は進んでいないが、地域遺産の条例・要綱の制定が多く、市町村が地域遺産をオーソライズし、地域づくりに対して実効性を持たせようとしている。以上から、(C)タイプは「“我らが大事と思う”まちの地域遺産を選んで、公式に継承・活用しよう」とする点に特徴を有する新しいタイプであると言える。

③希少例である民間が選定主体となっているものの中から、湘南遺産（(A)正統派遺産アピールタイプ）ととよた世間遺産（(C)主観的遺産探求タイプ）のケーススタディ及び比較分析を行い、団体設立の経緯や選定基準・方法についての考え方、地域づくりとの関係、今後の課題や展望を明らかにした。

地域遺産の目的や位置づけを地域に新たな評価や刺激をもたらすものであると考える場合は、選定の基準を厳しくしすぎないこと、また自薦を推奨することで多様な観点からの遺産候補が推薦され、選定に向けて地域で意見を交わすことにより、地域にとって地域遺産に取り組む意義が深まるものと考えられる。特にこれらは認定団体が民間であることから、自由で寛容な地域資源の遺産認定がしやすく、地域の特色が表れた地域遺産の成立が期待できる。

但し地域でのネットワークや官民協働を通じて負担を分担しながら、地域遺産が地域に浸透できるよう、交流や広報も含めた活動の展開を図ることが必要となってくる。

以上のように、全国の地域遺産では単に選定してリストを作成することを目的に取組んでいるものよりは、地域遺産マネジメントの幅広い段階に対応しながらまちづくりとの連動を狙いとしているものが多い状況が判明した。但し実際に観光まちづくりや景観まちづくりに直接的に展開しているかどうかは、更なる調査が必要である。地域遺産の選び方（タイプ）もオーソドックスな指定文化財に類似したものから、活用に重きを置くもの、思い入れを尊重し多様性を重視して幅広い地域遺産を選定し市町村で共有・意識醸成をねらうもの等、複数の方向性がある。多くは行政主体だが、民間主体の事例からは選定の自由度・寛容さと継承・活用への注目の実態が明らかとなった。つまり、文化財行政の補完的性質のものがあるのと同時に、民間団体の創意工夫で従前の文化財保護活用とは違った方向性を模索しているものの存在が明らかとなった。なお、民間では保存・再生まで活動の手を広げることができず、次のステップとして保留されているものもみられる。行政主体のものは保存・再生は後方支援を担い、実際の保存・再生作業は推薦者等に任せている。

上記から、地域遺産マネジメントを立ち上げて実行する〔地域遺産成立システム〕において、行政であれ民間であれ、全ての段階を自分たちだけで実施することは甚だ困難であり、マネジメントの段階が効果的に振興するコーディネーターとして役割を果たすことが第一に求められる。その際には推薦者等の地域組織らとのネットワークづくりも重要である。

さらに、特に中小市町村では指定文化財や世界遺産などの全国的・世界的権威に認められた文化財等の地域資源とは異なり、ローカルで取組むからこそ発見や評価が可能な新しい地域の見方の提示を〔地域遺産成立システム〕を通じて行うことが、「まちづくり活動」としての地域遺産に課せられた大事な役割であろう。その中でも観光まちづくりへの展開という面からは、地域内の観光資源の多様化や、深いレベルでの地域理解による観光客－地域の（様々なレベルでの）結びつきの形成において、地域遺産の示す価値を活用しうると考えられる。

【参考・引用文献】

[1] 北海道遺産 HP，北海道遺産とは，http://www.hokkaidoisan.org/about.html，2021.9.13 最終閲覧
[2] 北海道遺産 HP，これまでの歩み，http://www.hokkaidoisan.org/history.html，2021.9.13 最終閲覧
[3] 北海道遺産 HP，助成事業，http://www.hokkaidoisan.org/grantactivity.html，2021.9.13 最終閲覧
[4] シィービーツアーズカンパニー，北海道遺産の旅，https://www.cb-tours.com/isan，2021.9.13 最終閲覧
[5] 津々見崇・伊井義人・志賀健司(2015)：石狩市におけるエコミュージアム構想の胎動 ープロジェクトMの取り組みー，いしかり砂丘の風資料館紀要，いしかり砂丘の風資料館（石狩市教育委員会生涯学習部文化財課），Vol. 5, pp. 31-46
[6] 石狩遺産プロジェクトMホームページ，石狩遺産の考え方，https://ishikariheritage.wordpress.com/heritage/concept/，2021.9.18 最終閲覧
[7] 苫前町：苫前町の、https://www.kanko-miyazaki.jp/isan/index.html、2021/8/30 最終閲覧
[8] 苫前町（発行年月不詳）：苫前町の宝ガイドブック
[9] つがる市 TSUGARU BRAND ホームページ，つがるの宝，http://www.tsugarubrand.jp/web/tsugarunotakara.html，2021.9.10 最終閲覧
[10] 総務省 HP，特集編 7 教育・文化・スポーツ関連施策　遠野遺産認定制度，https://www.soumu.go.jp/main_content/000152728.pdf，2021.9.17 最終閲覧
[11] 二戸市 HP，にのへの宝，https://www.city.ninohe.lg.jp/info/1247，2021.9.17 最終閲覧
[12] 真板昭夫・比田井和子・高梨洋一郎(2010)：宝探しから持続可能な地域づくりへ　日本版エコツーリズムとはなにか，学芸出版社
[13] 真板昭夫(2016)：地域の誇りで飯を食う！，旬報社
[14] 龍ケ崎市ＨＰ，「龍ケ崎市民遺産」制度，https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kanko/bunka/siminisann.html，2021.9.11 最終閲覧
[15] 龍ケ崎市観光物産協会ホームページ，https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kanko/kankokyokai/index.html，2021.9.11 最終閲覧
[16] 千葉県公式観光物産サイト　まるごとｅちば，https://maruchiba.jp/，2021.9.11 最終閲覧
[17] 湘南遺産ＨＰ，湘南遺産プロジェクトとは　設立趣旨，http://shonanisan.net/湘南遺産プロジェクトとは，2021.9.14 最終閲覧
[18] 魚津市観光協会ウェブサイト「UO!」，魚津の水循環，https://uozu-kanko.jp/water_cycle/，　2021.9.10 最終閲覧
[19] 石川県教育委員会文化財課・世界遺産推進室 HP，石川歴史遺産，https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/bunkazai/ishikawarekishi/1.html，2021.9.11 最終閲覧
[20] 前掲 18
[21] 石川県観光連盟ホームページ，いしかわ歴史遺産，https://www.hot-ishikawa.jp/ishikawa-rekishiisan/，2021.9.11 最終閲覧
[22] 元木達也他(2014)：長野県伊那谷における砂防や災害氏を伝承する取り組みについて―人と暮らしの伊那谷プロジェクト―，砂防学会研究発表会概要集, pp.B-432-433
[23] 岐阜県 HP，岐阜の宝もの認定プロジェクト，https://www.pref.gifu.lg.jp/page/70480.html，2021.9.12 最終閲覧
[24] 岐阜県資料，観光資源の発掘と育成～岐阜の宝もの認定事業～，https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/8321.pdf，2021.9.13 最終閲覧
[25] 例えば、沼津市；沼津のお宝探検隊シリーズ第 1 弾　沼津のお宝　親子探検隊が行く！，広報ぬまづ，2009 年 7 月 1 日号
[26] 例えば、沼津市：ぬまづのお宝紹介します！，広報ぬまづ，2010 年 10 月 15 日号
[27] 沼津市：「ぬまづの宝 100 選」が決定しました！，広報ぬまづ，2011 年 10 月 1 日号
[28] 地域人文化学研究所，「とよた世間遺産」認定事業について，https://www.catalyst-r.com/app/download/9963090679/%E3%81%A8%E3%82%88%E3%81%9F%E4%B8%96%E9%96%93%E9%81%BA%E7%94%A3.pdf?t=1627571246，2021.9.14 最終閲覧
[29] 加東市：世界に一つ！加東遺産ガイドマップ，https://www.city.kato.lg.jp/kakukanogoannai/kyouikushinkoubu/shogaigakushuka/bunkazai/isan/1454056475188.html、2021/9/9 最終閲覧
[30] 一般社団法人加東市観光協会 HP，加東こだわり観光ルート　加東遺産巡礼コース，https://www.kato-kanko.jp/route/route3/，2021.9.9 最終閲覧
[31] 兵庫県産業労働部観光交流課(発行年月不詳)：平成 27 年度兵庫県観光客動態調査報告書、p.26
[32] 奥出雲町，奥出雲遺産認定制度とは？，https://www.town.okuizumo.shimane.jp/www/contents/1001000000612/index.html，2021.9.11 最終閲覧
[33] 徳島市発行パンフレット：発見！徳島市民遺産 45～みんなで見つけた宝物～
[34] 南予の誇れる遺産 Facebook ページ、2016/6/27、2021/8/30 最終閲覧
[35] 愛媛県（2021.4.30）:「南予の誇れる遺産」のマップ及びカードの配布について，https://www.pref.ehime.jp/nan54141/nankenkikaku/nanyoheritage.html?fbclid=IwAR2pAxhxRYDY31GvCoArCHOGJZPKWePJLmxGyOpt19uwsJQmqR1Y8uZ1c3w，2021.8.30 最終閲覧
[36] 長崎県(2012)：平成 24 年度第 1 回長崎県観光審議会会議結果，https://www.pref.nagasaki.jp/singi/upload/24061.pdf，2021.9.10 最終閲覧
[37] 雲仙市(2014.10)：あなたが選ぶ雲仙遺産募集中，広報うんぜん，vol.108, p.36

[38] 熊本市 HP，熊本水遺産概要，https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=20554，2021.9.12 最終閲覧
[39] 熊本市観光政策課 HP，熊本市観光ガイド，https://kumamoto-guide.jp/，2021.9.12 最終閲覧
[40] 菊池市(2013.3)：菊池遺産ガイドブック 2013，p.6
[41] 癒しの里 菊池 Kikuchi city チャンネル，https://www.youtube.com/c/%E8%8F%8A%E6%B1%A0%E5%B8%82/videos
[42] 菊池市(2017.12)：菊池市の景観特性と課題，菊池市景観計画，p.19
[43] 宮崎県：みやざき観光情報　旬ナビ、https://www.kanko-miyazaki.jp/isan/index.html、2021/8/30 最終閲覧
[44] 日外アソシエーツ（2012）：事典 日本の地域遺産，p.280
[45] 溝尾良隆(2008),「観光資源論―観光対象と資源分類に関する研究」，城西国際大学紀要 2008，pp1-13
[46] 加東市ホームページ「世界に一つ!加東遺産の概要」，
https://www.city.kato.lg.jp/kakukanogoannai/kyouikushinkoubu/shogaigakushuka/bunkazai/isan/1454058393071.html，2021.6.22 最終閲覧
[47] 奥出雲町ホームページ「奥出雲町遺産　第１回認定」，
https://www.town.okuizumo.shimane.jp/www/contents/1001000000621/index.html，2021.6.22 最終閲覧
[48] 龍ヶ崎市ホームページ「龍ヶ崎市民遺産一覧　【認定第３号】宮渕町千秋の盆綱」，
https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kanko/bunka/ryuugasakisiminnisan.files/03.pdf，2021.6.22 最終閲覧
[49] 徳島市市民環境部文化振興課「発見！とくしま市民遺産 45　～みんなで見つけた宝物～」，
http://www.city.tokushima.tokushima.jp/kankou/shimin_isan/index.files/simin_isan.pdf，2021.6.22 最終閲覧
[50] 沼津市ホームページ「ぬまづの宝１００選　No.80　深海魚料理」，
https://www.city.numazu.shizuoka.jp/citypromotion/takara/mikaku/80_shinkai.htm，2021.6.22 最終閲覧
[51] 佐賀県ホームページ「佐賀県遺産データベース　第 2006-3 号　旧唐津銀行本店」，
http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313247/index.html，2021.6.22 最終閲覧
[52] 国土交通省天竜川上流下線事務所ホームページ「人と暮らしの伊那谷遺産プロジェクト」，
https://www.cbr.mlit.go.jp/tenjyo/think/heritage/，2021.6.22 最終閲覧
[53] NPO 法人湘南遺産プロジェクトホームページ「みんなで選んで、未来へつなごう！」，http://shonanisan.net/，2021.7.7 最終閲覧
[54] 地域人文科学研究所ホームページ「チカクのトビラ」：とよた世間遺産，https://www.catalyst-r.com/とよた世間遺産，2021.7.7 最終閲覧

4 章

地域遺産の保存・活用とその多様化：
行政を中心とした取り組みに着目して

4-1.　はじめに

(1) 本章の目的

本章では、地域遺産活動の保存・活用といった取組みの継続や多様化の特徴を分析する。3 章の対象 30 地域のうち、地域遺産の選定主体の多くを占めており第一の活用主体として位置づけうる行政を中心とした活用の取り組みに着目し、継続や多様化に関して共通してみられる特徴を把握し、その要因を考察すると共に課題を抽出し、解決に向けた要点を整理する。

なお 4-2 で後述する通り、基礎自治体が選定団体となっている地域遺産を対象としているため、ここでいう「地域資源」「地域遺産」の“地域”とは、基礎自治体の範囲を指している[注1]。【保存・活用】として扱う取組みは、地域遺産としての価値を生かして、まちづくり活動のために使うことを指し、地域資源そのものの活用を指すものではない。即ち、例えば伝統民具を本来の用途で使用することのみを意味するものではなく、その歴史や生活文化といった文脈や含意を現代の生活やまちづくりに援用していくことを意味する。

(2) 章の構成

まず 4-2 において、全国の地域遺産の中で選定から年数が経過し、活用動態を見るのにふさわしいものを 16 地域選出しアンケート調査を行い、選定主体が行う活用実態について選定からの経過年に着目して、その特徴を明らかにする。

続く 4-3 では、4-2 でのアンケート調査により継続的または多様な地域遺産の保存・活用がなされていた 3 地域を選出し、各地域の地域遺産の選定状況等の概要を整理したうえで、行政計画内における地域遺産に関する記載箇所を読み取ることで、地域遺産の計画内における位置付け、さらには地域遺産に対して期待する事柄を明らかにする。

4-4 では各地域の担当者へのヒアリング調査及び文献調査により、各地域の地域遺産活動の継続と多様化の展開を追う。この節では選定主体による保存・活用だけではなく、地域住民や住民団体による保存・活用も扱い、継続的または多様な地域遺産活動を行う 3 地域に共通してみられる特徴を明らかにする。

4-5 では「選定主体」「推薦者・第三者」「一般市民」それぞれの地域遺産活動への関わり方に着目し、「観光振興」やその他のまちづくりの取組みへ【接続】し〔地域遺産発展システム〕へ展開するための関わり方のあり方について考察する。

以上の結果から 4-6 にて章結として、地域遺産選定後に継続的に保存・活用の取組みが行われ、多様化されるための要点や課題をまとめる。

注1　3 章で対象としている地域遺産選定団体には「湘南遺産」「伊那谷遺産」のように基礎自治体単位で選定したり基礎自治体の範囲を遺産の対象範囲としていないものもあり、遺産の選定基準が文化財保護法の概念とは異なっている場合があるのと同様、一般的には“地域”の定義にも柔軟性があるものと考えるのが妥当である。

4-2.　全国の地域遺産の保存・活用の取組み実態

(1) 調査の対象及び概要

地域遺産に関する全国網羅的なデータとして、3 章で示した 30 地域より対象地域の抽出を行う。選定後の保存・活用に着目して行う上で一定年数を経過したものを対象とする必要があるため、2016 年 1 月 1 日以降（調査時点から約 3 年以内）に選定された地域遺産があるものを除いた。さらに比較分析のために「都道府県を対象範囲にするもの」（例：いしかわ歴史遺産）や「行政区域を範囲としないもの」（例：湘南遺産）を除き、基礎自治体が選定団体となっている地域遺産を、表 4-1 の通り 16 件抽出した。

表 4-1　アンケート調査対象の地域遺産

番号	選定主体	地域遺産名	選定開始年	選定件数	調査回答
1	つがる市	つがるの宝	2010	22 件	○
2	二戸市	にのへの宝	1992	200 件以上	○
3	新潟市	新潟市民文化遺産	2013	218 件	○
4	沼津市	ぬまづの宝	2011	100 件	○
5	太宰府市	大宰府市民遺産	2011	13 件	○
6	熊本市	熊本水遺産	2006	92 件	○
7	菊池市	菊池遺産	2009	146 件	○
8	佐倉市	選定佐倉市民文化資産	2002	20 件	
9	奥出雲町	奥出雲町遺産	2014	57 件	○
10	徳島市	とくしま市民遺産	2009	45 件	○
11	苫前町	苫前町の宝	2015	28 件	○
12	遠野市	遠野遺産	2007	149 件	○
13	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市民遺産	2015	11 件	○
14	長岡市	越後長岡地域の宝	2014	22 件	○
15	魚津市	魚津市水循環遺産	2012	31 件	○
16	加東市	加東遺産	2007	10 件	○

これらの地域遺産について、選定から現在までに選定主体によって行われた保存・活用に係る取組み内容と、その実施期間を尋ねるアンケート調査を実施した（表 4-2）。有効回答数は 15、有効回答率は約 94%であった。活用に関しては、選定主体によって「地域遺産」としての枠組みを意識して保存・活用されたものを対象とし、民間団体のみによる取組みや選定された資源を単に用いた取組みは含めないこととする。

表 4-2　アンケート調査の概要

対象	16 地域の地域遺産制度の担当者
方法	メールによる配布・回収
回収数	15 地域（有効回答率 93.8%）
配布日	2018 年 11 月 28 日～11 月 29 日
回収期間	2018 年 11 月 28 日～12 月 26 日
調査内容	選定団体としての地域遺産の活用に係る取組み内容、及びその実施期間

※「行政が選定主体の地域遺産の保存・活用」への該当に関する考え方：

例 1)　地域遺産に選定されたある資源を「地域遺産巡りツアー」等の名称でまちあるきツアーに組み込んでいる場合、地域遺産が意識されているので回答に含める。

例 2)　「市の文化財一覧」等の名称のパンフレットに、地域遺産に選定された資源が単に掲載された場合、地域遺産として扱われていないため、回答に含めない。

(2) 地域遺産選定後の保存・活用の取組み内容

①　選定後の全期間に行われた保存・活用の取組み内容

回答が得られた 15 地域について、選定後に行われた保存・活用内容をまとめた（表 4-3・取組み地域数列）。

「パンフ・マップの配布」は苫前町を除く 14 地域で行われており、ほぼ全ての地域において HP での紹介に加えて、紙媒体で地域遺産について知り、また現地を訪れることができるよう準備されている。また、「地元広報誌での宣伝」、地域遺産関連の「まちあるきツアーの実施」が 6 割に当たる 9 地域で行われており、先の紙媒体の配布と合わせ、多くの地域で地域遺産の枠組みを通じて地域資源の情報発信や現地訪問・見学に活用していることが分かった。次に多いのは「案内看板・シンボルマーク設置」(7 地域)であり、これも現地訪問・見学時に訪問者の便を図ることに貢献している。

補助金やアドバイス等の「地域遺産管理者への支援」は 6 地域で行われており、選定された資源の保全・保存のために地域遺産を保存・活用している地域もあることが分かった。同様にして、 6 地域が総合学習等の「学校教育での活用」を行っていると回答した。

ここで、地域遺産マネジメントの 6 段階および既往研究における保存・活用の取り組みの分類を対照・援用し、本調査でアンケート項目として設定した保存・活用に係る取組み内容を分類した[注 2,文献 1,2]。

その結果、選定した地域遺産の価値を地域内外へ説明するものを【周知】、地域遺産の価値や個別遺産について学校教育・社会教育で学ぶものを【学習】、地域遺産を活用する活動に市民を巻き込むものを【参加】、補助金やアドバイス等の地域遺産の保全管理者への支援に該当するものを【支援】と分類できた。アンケート項目との対応関係は表 4-3 の通りである。

地域遺産マネジメントの 6 段階との対応関係を見ると、【支援】は〔III.保存・再生〕、【周知】【学習】は〔IV.継承〕、【参加】は〔V.活用〕に該当するといえる。

なお地域遺産活動そのものや、活動の中で該当する【分類】が増え広がる様子を「多様化」と解釈する。

この分類を用いて保存・活用の取組み内容を見ると（表 4-3・取組み総数列）、最も多いのは【参加】の取組み（41 件）であり、〔V.活用〕段階に相当するものである。続いて【周知】の取組み（21 件）で〔IV.継承〕段階のものである。地域遺産の選定後は実際の活用へと歩みを進めるものが多く、また選定の実現を受けた周知広報も活発に行われていることが分かる。その一方で【支援】＝〔III.保存・再生〕、【学習】＝〔IV.継承〕はそれぞれ 10 件未満と少なくなっている。

[注2]山川[1]は「保存・活用への支援策（保存・活用支援助成金／保存・活用計画提出／保存活用アドバイザー制度／行政出先機関による告知・相談）」、山川[2]は「拠り所（拠り所・コミュニティの軸・地域交流の場）／観光資源（観光資源・観光客の来訪・外部への公開）／教育学習（教育・学習）」に言及しており、「啓発・情報発信」「観光資源としての活用」「教育学習での活用」「保全活動」「保存活用支援」にまとめることができる。

表 4-3　活用内容とその開始年

分類〔段階〕	活用内容	取組地域数	取組総数	選定～経過年別の開始取組み数								
				0 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年以上	不明
全　体		14	76	20	15	16	7	4	1	2	5	6
支援〔III〕	地域遺産管理者への支援	6	6	1	2	1	1	1				
周知〔IV〕	地元広報誌での宣伝	9	9	5	1	3						
	地域遺産紹介の動画公開	6	6	2			1				2	1
	SNS での情報発信	3	3	1		2						
	その他 （地域遺産展(2 地域),ラジオ広報）	3	3	1				1			1	
学習〔IV〕	学校教育での活用	6	6	1	2		1			1		1
	生涯学習講座	2	2									2
参加〔V〕	パンフ・マップの配布	14	15	5	3	4	3					
	まちあるきツアーの実施	9	9	1	2	2	1	1	1			1
	案内看板・シンボルマーク設置	7	7	2	4	1						
	フォトコンテストの開催	4	4		1	2					1	
	地域遺産関連グッズ制作・販売	3	3	1				1			1	
	ワークショップの開催	2	2							1		1
	その他 （検定（地元学））	1	1			1						
支援 〔III.保存・再生〕		6	6	1	2	1	1	1				
周知 〔IV. 継承〕		12	21	9	1	5	1	1			3	1
学習 〔IV. 継承〕		7	8	1	2		1			1		3
参加 〔V. 活用〕		14	41	9	10	10	4	2	1	1	2	2

② 選定から開始までの経過年からみた保存・活用の取組みの特徴

次に選定後の保存・活用の取組み内容について、その実施開始時期を尋ねたアンケート調査結果を見る（表 4-3 右）。

選定と同じ年度における保存・活用の取組み項目数の全地域計は 20 と全年の中で最多であり、1 年後、2 年後も 15、16 と多数の活用が図られている。しかし、選定後 3 年目以降は新規の保存・活用の取り組みは少なくなってゆく。とはいえ、数は多くないながらも選定から 3 年が経過した後に発生した保存・活用の取組みも見られ、「ぬまづの宝 100 選」は選定 7 年後、「加東遺産」は選定 9 年後、「にのへの宝」は選定 10 年後にも新規の取組みを始めている。こうした地域では地域遺産が確立したコンテンツとして行政内部に定着していると見られる（表 4-3）。

保存・活用の取組み内容別に見ると、地域遺産への「案内板・シンボルマークの設置」をした 7 地域全て、地域遺産の「パンフ・マップの配布」と回答した 14 地域中 12 地域、「地元広報誌での宣伝」と回答した 9 地域全てが選定してから 2 年後までに活用を始めている。このように選定後短期間で取組むことができたのは、地域遺産選定前に既に短期的な活用の計画がなされていたものと考えられる。一方で「学校教育」「まちあるきツアー」や「地域遺産管理者への支援」は活用の始まった年が地域によってまちまちであることから、地域遺産選定時に集められた情報が地域ナレッジとして一定期間ストックされ、後年活用された、もしくは選定直後のパンフレット等のメディア化したものを踏まえてさらに発展的に活用されていることを示しているものと思われる。

取組み分類及び地域遺産マネジメントの段階の枠組みでみると、【支援】（III.保存・再生）や【周知】（IV.継承）は 4 年後までに開始されたものが殆どである。保存・再生のための選定が行われたことや、選定した成果をすぐに周知することを意味しているものと思われる。一方、【参加】（V.活用）は、数は減少するものの、

選定後の時期を問わず新しい取組みが始まり続けていく様子を読み取れる。先述の内容の繰り返しになるが、この傾向も、地域遺産を選定してリスト化し情報を蓄積することで、その後は時間が経過しても活用に変換することが可能になっているためだと思われる。

⑶ 地域遺産別の保存・活用に係る取組み数

次に、保存・活用に係る取組みについて地域遺産別に特徴を見る（表 4-4）。

取組み数が最も多いのは「にのへの宝」で 10 件、続いて「越後長岡地域の宝」が 8 件で続いた。これら以外にも 9 地域で 4〜6 件の取組みが行われてきているが、唯一「苫前町の宝」は選定後の活用についての回答がない。苫前町では選定が終わったことを受けて 2016 年策定の苫前町総合振興計画（第 5 次）で観光の振興等における活用に言及されており、今後保存・活用が始まっていく可能性がある。「新潟市民文化遺産」はパンフレット・マップ配布の 1 件のみ、取り組んでいると回答があったが、これは各区の地域コミュニティなどに実務を委ねて行われたものである。

保存・活用の取り組みを取組み分類及び地域遺産マネジメントの段階の枠組みごとにみていく。

【支援】【周知】【学習】【参加】の全ての分類の取り組みを行っている地域遺産は、「越後長岡地域の宝(C)」「太宰府市民遺産(A)」「奥出雲遺産(B)」「遠野遺産(C)」の４つのみであり、３章で分類した地域遺産タイプとの関連性は見られない。地域遺産マネジメントの段階でみると、〔III.保存・再生〕〔IV.継承〕〔V.活用〕の全てを行っている（【周知】と【学習】のいずれか一つ以上実施）のは、上記４つに加えて「熊本水遺産」「菊池遺産」であり、いずれも【学習】の取組みがない。「ぬまづの宝」では【周知】のみで【参加】はなく、「新潟市民文化遺産」では逆に【参加】のみで【周知】はなかった。

【支援】に取り組む 6 地域は 6 件以上の取組みを行う地域で、取組みの数が少ないと【支援】にまで手を伸ばせていないこと、或いは地域遺産が保存・再生支援よりは継承や活用に重点が置かれた活動であることがわかる。【支援】実施地域のうち、半数にあたる「越後長岡地域の宝」「奥出雲町遺産」「遠野遺産」では選定開始年もしくはその翌年にすぐ取り組みを始めている。残りの「菊池遺産」は 2 年後、「太宰府市民遺産」は 3 年後、「熊本水遺産」は 4 年後に【支援】を始めていることから、総じて選定から長期間を置かずに開始される傾向がある取組みであるといえる。

取組み分類ごとに実施される順序に着目して特徴を見る。【学習】や【参加】が【周知】に先んじるのは「越後長岡地域の宝」「熊本水遺産」「奥出雲遺産」「遠野遺産」「加東遺産」の 5 地域で、いずれも【参加】が【周知】よりも先に取組まれていることから、これらは〔V.活用〕の構想が早くから持たれていて、選定が整った後すぐに実行に移されたパターンだと推察される。一方【周知】が先に取組まれるか同時に開始されるのは、「にのへの宝」「太宰府市民遺産」「菊池遺産」「魚津市水循環遺産」「ぬまづの宝」「龍ケ崎市民遺産」「つがるの宝」の 7 地域であり、これらは地域内外での認知を広めることを優先し、その上で【参加】〔V.活用〕に進んでいくパターンの地域であると見受けられる。

以上の２つのパターンがあることが分かったが、その理由はアンケート調査による情報からは不明であり、ケーススタディ等の詳細調査で取組みの順序について深掘りする必要があると思われる。

表 4-4　対象地域の選定開始年と保存・活用に係る取組みの活用開始年及び項目数
（*開始年不明のものも含み、その場合は右欄の塗りつぶしに表れない）

地域遺産名 （自治体名） 選定開始年	取組み 分類	取組み数*		選定から活用開始までの経過年								
				0 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年 以上	不明
にのへの宝 （二戸市） 1992 年	支援(III)	0	10									
	周知(IV)	2			1							1
	学習(IV)	2										2
	参加(V)	6				1	1				2	2
越後長岡地域の宝 （長岡市） 2014 年	支援(III)	1	8		1							
	周知(IV)	2				2						
	学習(IV)	1			1							
	参加(V)	4			1	2		1				
太宰府市民遺産 （太宰府市） 2011 年	支援(III)	1	6				1					
	周知(IV)	2		2								
	学習(IV)	1					1					
	参加(V)	2		1					1			
熊本水遺産 （熊本市） 2006 年	支援(III)	1	6					1				
	周知(IV)	1				1						
	学習(IV)	0										
	参加(V)	4			2	1	1					
菊池遺産 （菊池市） 2009 年	支援(III)	1	6			1						
	周知(IV)	1		1								
	学習(IV)	0										
	参加(V)	4			2	1				1		
奥出雲町遺産 （奥出雲町） 2014 年	支援(III)	1	6	1								
	周知(IV)	2				1	1					
	学習(IV)	1		1								
	参加(V)	2		1		1						
魚津市水循環遺産 （魚津市） 2012 年	支援(III)	0	6									
	周知(IV)	3		3								
	学習(IV)	0										
	参加(V)	3		3								
ぬまづの宝 （沼津市） 2011 年	支援(III)	0	5									
	周知(IV)	5		1	1			1			2	
	学習(IV)	0										
	参加(V)	0										
遠野遺産 （遠野市） 2007 年	支援(III)	1	5		1							
	周知(IV)	1				1						
	学習(IV)	1										1
	参加(V)	2			2							
龍ヶ崎市民遺産 （龍ヶ崎市） 2015 年	支援(III)	0	5									
	周知(IV)	1		1								
	学習(IV)	0										
	参加(V)	4		1		2	1					
つがるの宝 （つがる市） 2010 年	支援(III)	0	4									
	周知(IV)	1		1								
	学習(IV)	0										
	参加(V)	3		2				1				
とくしま市民遺産 （徳島市） 2009 年	支援(III)	0	4									
	周知(IV)	0										
	学習(IV)	1								1		
	参加(V)	3			1	2						
加東遺産 （加東市） 2007 年	支援(III)	0	4									
	周知(IV)	1									1	
	学習(IV)	1			1							
	参加(V)	2		1	1							

新潟市民文化遺産 （新潟市） 2013 年	支援(III)	0	1									
	周知(IV)	0										
	学習(IV)	0										
	参加(V)	1					1					
苫前町の宝 （苫前町） 2015 年	支援(III)	0	0									
	周知(IV)	0										
	学習(IV)	0										
	参加(V)	0										

(4) まとめ

① 15 地域から回答が得られたアンケート調査より、選定された地域遺産の保存・活用の取組み実態について分析した。選定後に「パンフ・マップの配布」を行う地域が大半であり、「地元広報誌での宣伝」「まちあるきツアーの実施」に取組む地域も過半である。取組みを分類すると、地域遺産マネジメントの〔III. 保存・再生〕に当たる【支援】、〔IV. 継承〕の【周知】【学習】、〔V. 活用〕の【参加】に分けられる。該当取組み数を見ると【参加】が最多で【周知】が続くことから、選定後は実際の活用へと歩みを進めたり周知広報が積極的に行われる。

取組みの開始年を選定年から数えると、同じ年度に始まるものが 20 で全年のなかで最多となり、選定と同時に開始される取組みが多い。その後も 2 年後までに多数の取り組みが始まるが、以後は少なくなる。「案内板・シンボルマークの設置」や「パンフ・マップの配布」は 2 年後までに取り組みが始まる地域が大半である一方で、「学校教育」「まちあるきツアー」「地域遺産管理者への支援」は開始年がまちまちであることから、前者は《すぐに取組みたい／取組める》活動、後者は《準備を要する／地域ナレッジのストックを用いていつ始めても良い》活動と見ることができる。

② 地域別に取組みの分類・数をみると、【支援】～【参加】の全てを行う地域は 4 つのみであり、〔III. 保存・再生〕〔IV. 継承〕〔V. 活用〕の地域遺産マネジメントの枠組みで見ても 2 地域が追加になるのみである。つまり、多くの地域遺産の取り組みには偏りがあるものが多いと言える。取組みの数が少ないと【支援】まで手を広げられておらず、継承や活用に重点を置いて活動がなされる傾向が見られる。【支援】が実施できている地域では、選定から長期間を置かずに【支援】の取組みを開始しており、地域遺産の構想・設計に〔III. 保存・再生〕が早くから含められていた可能性も考えられる。

各取組みの順序には、【周知】と【学習】【参加】のどちらを優先しているかで両方のパターンがみられたが、その要因までは本節では明らかにすることができなかった。

4-3.　行政計画内における地域遺産の位置付け

(1) 対象地域の選定及び概要

本節からは前節で行ったアンケート調査を参考に、「継続的な保全・活用」が行われている、または「多様な保全・活用が図られている」と判断できた地域を対象にして事例分析を行う。ここでいう「継続的な保全・活用」とは「地域遺産に関連した活動の開始」が連続して起きていることを指すこととし、ある特定の種類の取組みが継続して行われるもの以外も含むこととする。また「多様な保全・活用が図られている」とは、前節での取組み項目が多いことを指すものとする。これらの条件によって 15 地域より表 4-5 の 3 地域を抽出した。また、地域遺産に選定された資源について表 4-6 の通り分類し[注3]、各地域遺産の特徴分析を行った。

表 4-5　３地域の地域遺産の概要

名称	選定主体の行政担当部局(調査時)	開始年	遺産数	支援	周知	学習	参加	3 章 地域遺産タイプ
にのへの宝	二戸市総務政策部政策推進課	1992 年	229 件	0	2	2	6	(A)正統派遺産ｱﾋﾟｰﾙﾀｲﾌﾟ
越後長岡地域の宝	長岡市地域振興戦略部地域振興班	2014 年	22 件	1	2	1	4	(A)正統派遺産ｱﾋﾟｰﾙﾀｲﾌﾟ
ぬまづの宝	沼津市産業振興部観光戦略課	2011 年	100 件	0	5	0	0	(B)“文化財”活用期待ﾀｲﾌﾟ

表 4-6　選定資源の種別分類とその数

地域遺産	分類						
	有形	無形	天然物	景観等	人文[注4]	他[注5]	計
にのへの宝[注6]	101	6	93	12	4	21	229
地域の宝	7	3	5	1	1	5	22
ぬまづの宝	19	19	16	14	14	21	100

※にのへの宝は重複するものが 8 件あったため、合計が 237 となった。
　ぬまづの宝 100 選も同様に重複が見られたため合計は 103 である。

注3 分類法を決めるに当たり、文化庁の示す文化財の種別を参考に判断した。
注4 インフラ設備や資料館等の文化財として評価されにくいが学術的価値を持つものが該当する。
注5 食文化やイベント等が該当している。
注6 にのへの宝に関しては明確に数が定められていないため、配布されている二戸市各地区別の宝マップに掲載されている資源 229 件を扱った。

① にのへの宝

一つ目は、最も早い 1992 年に取り組みが始まり、取組み項目が多かった二戸市「にのへの宝」である。岩手県二戸市を選定の範囲とし、地域資源そのものを宝としているため選定件数は明確に定まっておらず、二戸市が発行する地域の宝マップに記載されている資源だけでも 200 件を超えている。前節で見たように対象地域中の最多取組み数を有し、かつ選定後、長い間、取組みの継続や新たな取組みの立上げを行っている。

にのへの宝の内訳は、有形文化財と天然記念物が大半を占めており（194 件）、これらの種別は当時（1992 年選定開始）の文化財保護法の文化財の概念・種類に準ずるものと考えられる。

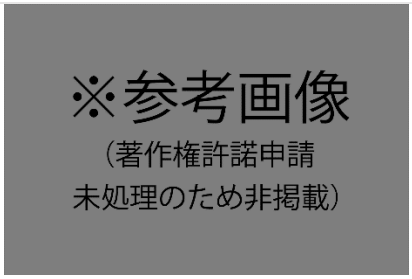

成田山（出典：二戸市福岡宝マップ [3]）

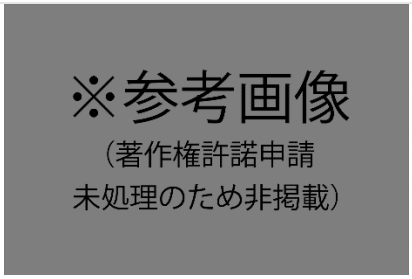

七色モミジ（出典：二戸市斗米宝マップ [4]）

図 4-1　にのへの宝に選定された地域資源

② 越後長岡地域の宝

二つ目は、選定後 4 年目ながら 8 つという多くの活用に取り組んでいた「越後長岡地域の宝」であり、取組み数は 15 地域中 2 番目に多いほか、【支援】～【参加】の 4 分類全ての取り組みを揃えている。2014 年より取組まれているが、合併前旧市町村の範囲で分けられた 10 の地域ごとに、地域委員会が主体となって 2、3 件ずつの地域遺産を選定し、市全体で総計 22 件を選定している。

表 4-7　「越後長岡地域の宝」の定義

① 地域の大半の人が自分たちの宝と認識している。
② 大切にしている組織（NPO 等）が存在している。
③ 未来を担う子どもたちが参加できる。
④ 全地域的な活動が期待できる。
⑤ 地域がひとつになれる。

地域の宝には、「三島の里山（保全活動）」、「三島の里山（資源活用）」、「震災アーカイブス」といった、指定文化財になりにくい資源が 22 件中 5 件見られた。全体として単体の資源を選定するものは少なく（「ホタル」、「天神はやし」など）、資源を取り巻く環境も含め一体的に選定されている資源が多いのが特徴である。

三島の里山（保全活動・資源活用）

楽山苑・豪商の文化

図 4-2　越後長岡地域の宝の例（出典：越後長岡地域の宝 HP[5]）

③　ぬまづの宝 100 選

三つ目は、沼津市が 2011 年から取り組んでいる「ぬまづの宝 100 選」である。市民アンケートによって集められた 400 件を超える地域資源「ぬまづの宝」から投票によって 100 件に絞ったものである。選定からしばらく間が空いた 7 年後に、「地域遺産紹介の動画公開」「インスタ映えする「ぬまづの宝 100 選展」」といった複数の取組みを実施してきた。一貫して【周知】の取組みを、選定後長期にわたって新たに立ち上げ続けてきたという経歴を持つ。

ぬまづの宝 100 選はそれぞれの種別にバランス良く分類された。他に分類されたものの多くは食文化に関するものであった。３地域の中でも最も様々な分野から地域資源を選定していた。

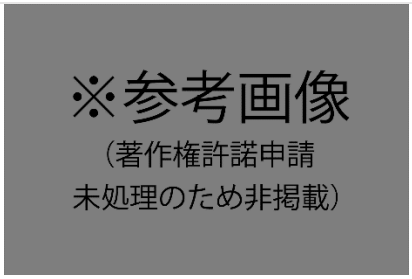

深海魚料理

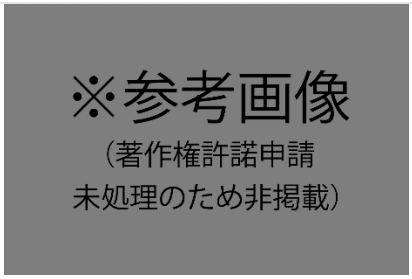

井上靖

図 4-3　ぬまづの宝で 100 選に選定された地域資源

（出典：引用：ぬまづの宝 100 選パンフレット『百宝事典』[6]）

以上の３つは、いずれの自治体でも文化財を主管する教育委員会等ではない部局が担当となっている点が共通している。また、これらには、観光資源台帳（2017 年）[7]において B 級以上の評価[注7]がなされたものが含まれていない。よって、地域遺産は有名な観光資源を有していない地域で取り組まれていて、身近な資源を選定しようとしているものが含まれているといえる。

[注7] 観光資源台帳では観光資源ランクが定義され、B 級は都道府県や市町村を代表する資源とされている。

(2) 各行政計画での主な記載内容

３地域における地域遺産の取り組みに関して、各市が現在執り行う行政計画内でどのように記述されているのか、その位置付けを明らかにする。参照する行政計画は「総合計画」「環境計画」「教育計画」「都市マスタープラン」「観光計画」の５分野とし[注8]、地域遺産選定年後に策定もしくは改定がなされた計画を対象とした。各地域の分析対象となった計画は以下の通りである。

表 4-8　対象の計画（二戸市）

分野	計画名	策定年	計画期間		
総合計画	第 2 次二戸市総合計画	2016	2016	～	2025
都市計画	―	―	―		
観光	二戸市観光ビジョン	2016	2016	～	2020
環境	二戸市環境基本計画	2008	2008	～	2017
教育	二戸市教育振興計画	2016	2016	～	2020

※二戸市の都市計画マスタープランは 2019 年 1 月現在 Web 上では確認できなかった

表 4-9　対象の計画（長岡市）

分野	計画名	策定年	計画期間		
総合計画	長岡市総合計画	2016	2016	～	2025
都市計画	長岡市都市計画マスタープラン	2017	2010	～	2019
観光	長岡市観光戦略プラン	2018	2018	～	2022
環境	第 4 次長岡市環境基本計画	2016	2016	～	2027
教育	長岡市生涯学習推進計画	2016	2016	～	2020

表 4-10　対象の計画（沼津市）

分野	計画名	策定年	計画期間		
総合計画	第 4 次沼津市総合計画	2011	2011	～	2020
都市計画	第 2 次沼津市都市計画マスタープラン	2017	2017	～	2036
観光	沼津市シティプロモーション推進プラン	2014	2014	～	2020
環境	沼津市環境基本計画（中間見直し版）	2016	2011	～	2020
教育	沼津市教育基本構想　改訂版	2015	2009	～	

※「沼津市シティプロモーション推進プラン」と「沼津市教育基本構想」は計画期間について明確な記載が無かった。前者は掲載内容から 2014～2020 年と判断した。後者については構想であるため、他の計画と趣旨の異なる点に留意して、計画終了については表中に記入していない。

注8 この５分野にしたのは地域遺産に関連があると考えられ、かつ３市に当該分野の計画が存在するためである。

次に、３地域の５分野に関する行政計画における地域遺産に関する記述を、「にのへの宝」「地域の宝」「ぬまづの宝」に共通する「宝」という言葉の記載箇所を読み取る方法により抽出し、表 4-11 の通りまとめた。

表 4-11　調査対象とその策定年及び主な記載内容

	総合計画	都市計画	観光	環境	教育
にのへの宝	**第 2 次二戸市総合計画**	—	**二戸市観光ビジョン**	**二戸市環境基本計画**	**二戸市教育振興計画**
	2016	—	2016	2008	2016
	・地域の宝を磨き人を誘う“また訪れたくなる”観光地づくり ・地域の宝を活かし都市住民との交流を推進するとともに、地域おこし協力隊制度の活用により地域活性化を支援する。	—	多様化・細分化する旅行客のニーズを見極め、文化や歴史を基軸に、テーマ性を持ったを進める。	・宝(地域資源)を生かした地域づくりの活動を支援する。 ・地域の宝の生かしたまちづくりを通じて、散策等による自然とのふれあいを促進する。	・郷土の宝を学習教材として活用し、愛着心や誇りを育む。 ・文化財や伝統文化は地域の宝であり、文化財の保護と活用を通じ、地域と一体になった文化財保護・活用が求められる。
地域の宝	**長岡市総合計画**	長岡市都市計画マスタープラン	**長岡市観光戦略プラン**	第 4 次長岡市環境基本計画	長岡市生涯学習推進計画
	2016	2017	2018	2016	2016
	「宝」を活かし、磨き上げ、さらに発展させることで、「ふるさと長岡」への愛着と誇りを育むとともに、市内から海外まで広く情報発信し交流を拡大するなど、まちの魅力を高める。	記載無し	国内外にストーリーを併せて発信し、点から線、線から面へとつなげ、交流を促進し、歴史や文化など長岡の「奥行き」を感じてもらうことで、「長岡ファン」の拡大を目指します。	記載無し	記載無し
ぬまづの宝	**第 4 次沼津市総合計画**	**沼津市都市計画マスタープラン**	**沼津市シティプロモーション**	**沼津市環境基本計画**	**沼津市教育基本構想改訂版**
	2011	2017	2014	2016	2015
	・市民、地域、各種団体、行政が力を合わせて、地域資源を発掘し、そして磨き上げ、「沼津の宝」として地域内外に発信する。	・豊かな地域資源を沼津の宝へとさらに磨きをかけることにより、沼津市民として誇りと郷土愛を育み、地域の個性、魅力を最大限に生かしたまちづくりを進める。	・地域に散在する「ぬまづの宝」をより魅力的なものへ磨き上げ積極的に情報発信をすることで市外の人に対するまち全体のイメージアップを図る。	【地域資源の理解の促進】 ・「ぬまづの宝 100 選」など、地域資源の PR を行う ・「ぬまづの宝 100 選」を活かした地域資源見学ツアーなどを開催する	市民が接する機会の提供や情報の発信を行うことが重要。(特に個性と魅力を表現するものを、推薦と投票などによって「ぬまづの宝 100 選」として選定している)。

① にのへの宝

分析対象計画の前身である「後期総合計画（2011～2015 年）」では、「二戸の宝」を生かした教育の推進や市民協働による宝の活用が記載されていた。「第 2 次前期総合計画（2016～2020 年）」では、宝を磨くことで「また訪れたくなる観光地づくり」を目指すとの記述があり、さらに「都市住民との交流」など、地域外との交流を目標とする記載も見られた。「観光ビジョン」においても「観光資源として「宝」の磨き上げ」を行い、地域外との交流を進めるとする記述が見られる。環境基本計画では住民が自分の地域の環境保全に取組むために市が「宝（地域資源）を活かした地域づくり活動」を支援する旨が示された。教育振興基本計画には、「宝を通じた学習」に関する記載があり、前・総合計画での記載と同様、「宝」を教育に活用する意図が読み取れた。

② 越後長岡地域の宝

地域の宝は「総合計画」と「観光戦略プラン」に記述が見られた。「総合計画」では、まちの将来像に、「宝」を活用することで市民の愛着と誇りを育むとともに、「市内から海外まで広く情報発信し交流を拡大する」ことが掲げられている。政策に関しては「人材育成」と「魅力創造・発信」の項目に記述があり、地域の宝の磨き上げが郷土愛の醸成や全国・世界への情報発信に繋がるとしている。

また、観光戦略プランでは、各地域の宝をストーリー性のある魅力的なコンテンツに磨き上げ、発信して点から線、線から面へ展開し、「地域の奥行き」を演出することが謳われている。さらに、磨きあげた地域の宝の先に「経営の観点を基本に据えて観光を産業として育成」する必要も訴えている。このように長岡市では、地域の宝をストーリーや面的広がりへとブラッシュアップし、観光産業振興に役立てようとする方針が立てられている。

③ ぬまづの宝 100 選

総合計画では「宝」の記載が複数見られたが、「ぬまづの宝 100 選」を指すものではなく、地域資源を「ぬまづの宝」として捉えての記述であった。またそれらを地域内外に発信する必要があるとの課題認識に対し、施策の方針に地域資源の発掘と磨き上げが明記された。同様にシティプロモーション推進プランにも市外の人に向けたイメージアップの材料として「ぬまづの宝」の活用することが記載されている。

選定された地域遺産としての「ぬまづの宝 100 選」の記述は、「沼津市環境基本計画」と「沼津市教育基本構想　改訂版」に見られた。「環境基本計画」においては、市民協働で地域資源の理解を図るため、行政は「ぬまづの宝 100 選」等の地域資源のＰＲを、市民は「ぬまづの宝 100 選」を活かした地域資源見学ツアーなどの開催をすることが計画された。「教育基本構想」では、市民が郷土の歴史を知り、親しむための機会提供や情報発信の方法として、「ぬまづの宝 100 選」が紹介されており、市民向け活用が構想されている。

(3) まとめ

３地域いずれにおいても、総合計画や観光計画等の行政計画の中で地域遺産に言及され、計画に取り入れられていることが確認できた。しかし３地域で少しく趣旨が異なっていることも分かる。

二戸市は、地域遺産を「また訪れたくなる観光地づくり」「都市住民との交流」といったツーリズムに活用する計画内容と、地域住民が「宝」である地域環境の保全を担うのを行政が支援する計画内容、地域遺産を教育に活用する計画内容がみられ、地域遺産を①施策対象の明確化、②地域教育のツール、③ツーリズムでの活用資源としている。

長岡市は、地域遺産を「市民の愛着と誇り」の育成や国内外との交流拡大、人材育成などに加えて、観光コンテンツとしてブラッシュアップし、観光産業振興も目指している。つまり、地域遺産を①地域の魅力づくりや②シビックプライド醸成と人材育成、③観光振興に貢献することを想定している。

沼津市は、総合計画では選定された地域遺産だけでなく地域資源全般を地域内外へ情報発信し、イメージアップに繋げようとしている。選定された地域遺産については環境・教育の計画において、郷土の歴史へのアプローチのツールとして選定地域遺産を活用すること、また官民での役割分担が提唱された。

4-4.　地域遺産の保存・活用の取組みと多様化の要因

本節では、地域遺産に関連した取組みを時系列で整理し、地域遺産の保存・活用の取組みが継続的に行われた、または多様化した要因を考察する。３地域の地域遺産を運営する行政担当者へヒアリング調査を表 4-12 の通り行い、文献資料等も用いてデータを作成した。

表 4-12　ヒアリング調査の概要

	にのへの宝	越後長岡地域の宝	ぬまづの宝
調査日時	2018 年 9 月 14 日	2018 年 12 月 19 日	2019 年 1 月 10 日
対象者	二戸市総務政策部 政策推進課	長岡市地域振興戦略部 地域振興班	沼津市産業振興部 観光戦略課
方法	対面ヒアリング		
調査項目	① 地域遺産の選定前の状況及び取組みに関すること ② 地域遺産の現在の保存･活用に関する取組み内容に関すること ③ 地域遺産の保存･活用の取組みの多様化に関すること		

前節において３地域の行政計画を通観した結果、地域外に対して地域遺産を情報発信し、観光やイメージアップへ活かそうとする計画内容が共通して見られた。こうした「地域外へ遺産の価値または地域自体を周知する」という取組みは前節での【周知】の一要素であり、観光まちづくりにおける〔対外 PR〕という意味を持つ。また、選定した地域遺産を地域内部に普及啓発し、価値を共有する目的の取組みである〔価値共有〕や、地域遺産を活用した取り組みに市民の参加を促し、様々な体験を実現する〔参加体験〕も、地域遺産の選定後の取組みの役割として起こりうると考えられる（表 4-13）。

そこで、これらの 3 つの要素を枠組みとして 3 地域の取組みの変遷を整理し、多様化の過程と要因を明らかにすることを試みる。

表 4-13　活用の担う役割の 3 要素

要素	説明
価値共有	地域内へ遺産の価値を共有しようとするもの
参加体験	地域遺産活動に市民を巻き込むもの
対外 PR	地域外へ遺産の価値または地域自体を周知しようとするもの

(1) 地域遺産成立の背景・目的と選定のプロセス

まず、３つの地域遺産が成立した背景・目的を概観し、地域遺産選定のプロセスについて特徴を見る。

① にのへの宝

合併前[注9]の旧二戸市では、選定開始以前の 1992 年当時、市民が自らのまちに無関心であることが懸念されていた。そこで市民参加による宝探しをすることで自らのまちを知り、地域との繋がりを実感することを目的として「にのへの宝」の取組みが始まった。なお 2000 年 11 月には保全と共に活用・継承を基本理念とする「二戸市宝を生かしたまちづくり条例」を施行、市民主体、市と市民の協働、活動する市民への市からの支援が制度上位置付けられ、さらに合併後の新・二戸市でも引き続き制定されている。

「にのへの宝」の選定は、「楽しく美しいまちづくり」と題したまちづくり施策の一環で始まっており、1992 年に公募による市民 30 名と市職員 29 名で組織された「楽しく美しいまちづくり推進委員会」が立ち上げられ、地域資源の掘り起こし（公募、調査）が行われた。まず、市内 9000 世帯を対象にアンケート調査を実施、4205 通の調査表が回収された[注10]。その後、集まった地域資源、すなわち「宝」について個別ヒアリングや現地調査などが行われた。その結果は、1994 年に「市民報告会」が開催され、市民に共有された。

2006 年に浄法寺町が二戸市と合併したため、浄法寺地区で新たに宝探しが取り組まれ、上記と同様に報告会が開催され、集められた情報が市民に共有された。「楽しく美しいまちづくり推進委員会」の構成員の半数が市民であること、また市民アンケートを全世帯に実施していることなど、市民が選定に深く関わっている。

② 越後長岡地域の宝

長岡市の「地域の宝」は市町村合併[注11]から 10 周年を前に 2014 年に始まった取り組みであり、それ以前に地域遺産の選定について議論されたことはなかった。そのため 1 年間での選定となっている。旧町村エリアを範囲としたそれぞれの地域の宝を磨き上げることで、長岡市全体を盛り上げたいという目的で始められた。

「地域の宝」は市の合併 10 周年以降の地域振興の柱として計画された「地域の宝磨き上げ事業」の一環として行われたものであり、地域住民主体の取り組みによって地域住民の誇りと自信を醸成しようというものであった。

選定は主に地域住民から構成される旧町村エリアごとの「地域委員会」によって行われた[注12]。2014 年度初めの各地区の地域委員会において、市による「長岡市地域の宝磨き上げ事業」が説明され、その後、各地域委員会にて「地域の宝」を選定するための分科会を設置、候補についての議論が行われた。結果は各地域委員会の場で報告され、正式に「地域の宝」として各地区で 2～3 の宝が選定された。市全体では計 22 件となるに至った。①の「にのへの宝」と同じく、選定に市民が深く関わっているといえる。

注9 2006 年 1 月に旧浄法寺町と合併し、新・二戸市となった。
注10 調査票は○×の記号式でなく、自由記述式であり、調査項目数は 10 項目であった。
注11 2005 年 4 月、2006 年 1 月、2010 年 3 月の 3 回にわたり、旧長岡市・中之島町・越路町・山古志村・小国町・三島町・和島村・寺泊町・栃尾市・与板町・川口町が合併し、新・長岡市となっている。
注12 長岡市では合併した 10 地域に地域委員会を設置しており、そこではまちづくりに関することが議論される。例年、地域委員会は年に 4 回程度行われる。

③ ぬまづの宝 100 選

沼津市の「ぬまづの宝」は選定当時の市長が掲げていた構想が始まりであったとされる。魅力を再発見することが当時の目的であり、身近にある宝を発掘することで、市全体で愛着の度合いを深めようという狙いがあったとしている。

「ぬまづの宝 100 選」は沼津市の「ぬまづの宝」から選ばれた 100 件の地域資源を示している。「ぬまづの宝」は 2009 年から市民から公募形式で集められ、計 443 件の資源が推薦された。これらの宝は自然、歴史・文化、山海の恵みなど多様であり、また有形・無形などを問わなかった。

その後、「ぬまづの宝」から特に沼津の個性と魅力を表現するものを選定し、「ぬまづの宝 100 選」とすることとなり、翌 2010 年から投票が始まった。計 2904 件の投票があり、293 種類の宝の推薦に至った。

続く 2011 年には「ぬまづの宝 100 選選定委員会」を設置し、前年の投票結果を踏まえながら選定作業を行った。この際、“他の地域に誇れる沼津ならではのもの”や“観光資源として活用できるもの”が優先され、“一体的に活用した方が良い”と思われるものは一体の資源群として扱う等の措置が施された。その結果、同年、「ぬまづの宝 100 選」が選定されるに至った。「ぬまづの宝 100 選」もまた、二度の市民アンケートや市民からなる選定委員会の設置など、市民が選定に深く関わっている。

(2) 選定後の地域遺産の保存・活用に係る取組みとその役割の変化

３地域における地域遺産の保存・活用に係る取組みについて、その多様化の様子を見ることで、地域遺産活動の展開の特徴をみる。ここでは取組みの種類そのものの多様化ではなくそれらの役割に着目するが、〔価値共有〕〔参加体験〕〔対外ＰＲ〕の３要素別のいずれを担うものかを整理し、変遷を分析した。

①　にのへの宝

「にのへの宝」は２章で見たように「宝の活用５段階」を枠組みとして事前に設定し、それに準じた取組みの多様化を実践している。５段階は「宝を探す」「宝を磨く」「宝を誇る」「宝を伝える」「宝を興す」からなり、真板[8]は、「探す」は資源の再発見、「磨く」は資源の保護や修復、「誇る」は地域内への価値の共有、「伝える」は地域外へ向けた情報発信、「興す」は事業資源としての活用を指すと説明されている。

まず 1992 年の市民アンケート「わたしの宝さがし」やその報告会、1994 年に「楽しく美しいまちづくり事業計画書」を全世帯に配布し、〔価値共有〕が大々的に行われた。宝の案内板、説明版設置等の取組みを経て、2000 年には「二戸市宝を生かしたまちづくり条例」制定により基本理念が示された。これらの〔価値共有〕を経て、90 年代後半から〔参加体験〕を促す取組みが見られるようになる。1995 年には「草原の風・星祭」や「折爪岳＆ヒメボタルのためのコンサート観賞ツアー」を行った。地域内の女性グループによる「にのへ味暦」（1997 年）の作成やまちづくり活動報告会開催（2000 年）を行い、シビックセンター内地域情報センターのオープン（1999 年）以降、〔対外ＰＲ〕へ取組を広げた。

「五穀ラーメン」（2002 年）、「五穀餃子」（2004 年）等の地域の特産品を活用した商品開発によって地域の特性を対外的に発信し始めると、2010 年代には“地域外の人との交流”として「全国エコツーリズム大会」（2011 年）、「地域おこし協力隊の導入」（2012 年）が取り組まれた。

これらの取組みやその他の取組みを３要素別に年表形式でまとめたものが図 4-5 であるが、3 要素の出現順を見ると、〔価値共有〕→〔参加体験〕→〔対外ＰＲ〕の順に多様化していることがわかる。

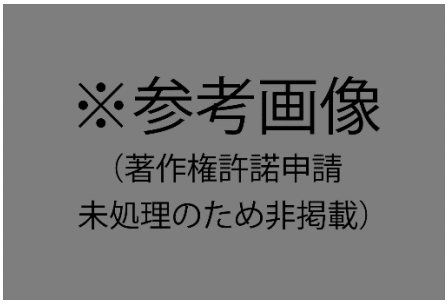

出典：二戸市シビックセンターHP[9]

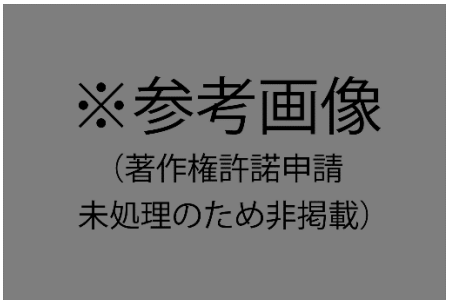

出典：二戸市観光協会 HP[10]

図 4-4　左：地域情報センター（1999 年～）、右：五穀ラーメン（2002 年～）

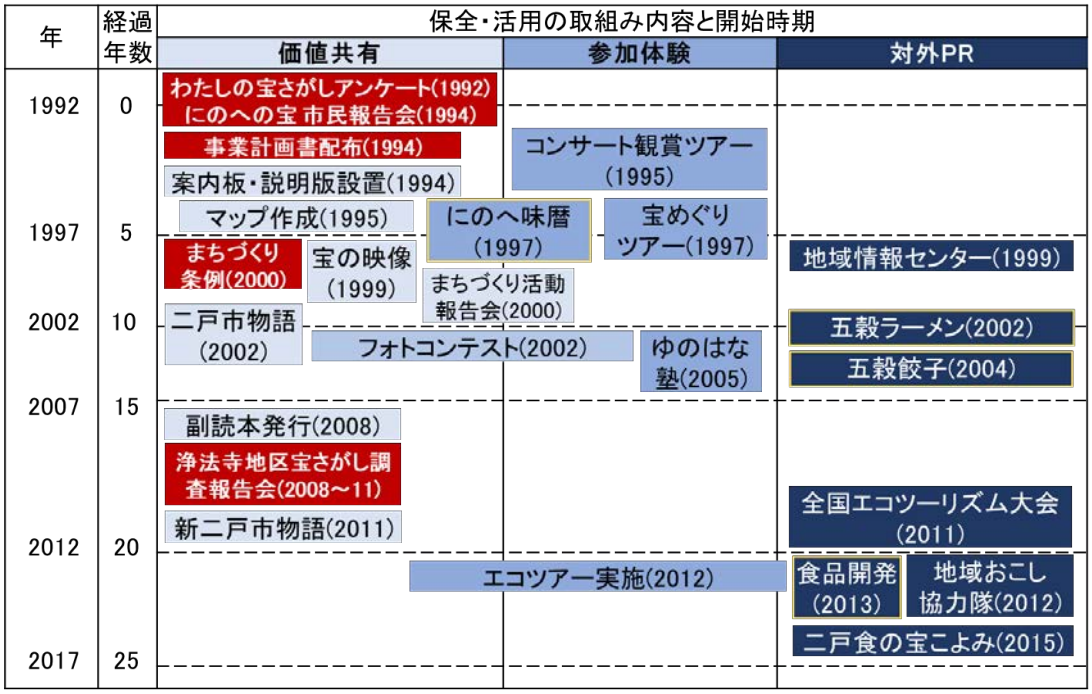

図 4-5　にのへの宝の多様化過程（赤は遺産選定関係、橙枠は行政以外が主導した取組み）

②　越後長岡地域の宝

「越後長岡地域の宝」は 2014 年の選定から間を置かず、翌 2015 年には「長岡市「地域の宝」磨き上げ事業」に基づく取り組みが始められた。これは長岡市の合併 10 年後以降の地域振興の柱として、地域住民の参加を伴う取り組みである。まず市は「地域の宝」に係わる地域活動団体の取組みを支援・補助する役割を担い、「地域の宝磨き上げ人派遣支援事業」等を通じて各地域活動団体を後押しした。それに対し各地域の地域活動団体が“「地域の宝」を磨き上げる活動”を行い、イベント実行委員会や地域の住民会議、クラブ、ふるさと塾など多様な主体が取組み、観光・交流での活用や子どもたちへの歴史文化の継承を目的にしたもの、史跡周辺の清掃活動、地域の自然環境学習など、「地域の宝」に関係する多様な取組みが行われた。例えば 2017 年度に観光振興・交流に直接的に・明確に関係している「磨き上げ事業」は下記のとおりである。観光イベント開催、体験ツアーの実施、マップ・パンフレットの作成、案内看板設置、観光ボランティアガイド養成、観光 PR など、があり、「地域の宝」を地域委員会で選定し、対象となる地域資源が「地域の宝」として明確化したことによって、地域活動団体が市の支援も受けながら取り組みやすくなったと考えられる。

表 4-14　観光・交流に関係する「地域の宝」磨き上げ事業（2017 年度分）

- 越路地域の宝磨き上げ事業「もみじ園とその周辺」（越路地域の宝磨き上げ事業実行委員会）：健康ウォーキング、新そばまつりや落語独演会の開催。ボランティアガイドによるもみじ園の紹介や観光 PR。
- 地域散策ナビ活用事業（特定非営利活動法人中越防災フロンティア）：フィールドナビゲーションシステム「山なび」のドメイン更新とシステムの保守管理。
- 棚田・棚池、震災体験、日本農業遺産発信事業（山古志住民会議）：交流ツアーや山の暮らし体験イベント等の企画。インバウンド向け記事作成、情報発信。
- トレイルランニングを活用した地域振興事業（チーム・おぐに）：移住・定住のきっかけとなる出会いを体験してもらうため、トレイルランニングや交流会、小国体験ツアーを実施。
- 寺泊の海・寺泊歴史街道（つわぶき坂を育てる会）：つわぶき坂を整備、つわぶきを活用した景観形成、案内看板やマップ・パンフレットを作成。
- 「上杉謙信公旗揚げの地」伝承とガイドカ向上事業（栃尾観光ガイドクラブ）：史跡巡りと歴史学習会、「観光ガイド養成講座」や説明用の資料を作成。
- 平成 29 年度　与板観光協会　楽山苑活用事業（与板観光協会）：楽山苑を活用したイベント事業を行い、魅力を発信。
- ボランティアガイド養成（与板町歴史ボランティアガイド）：歴史に関心のある人をガイド養成。

2016 年には市は市政だよりでの「地域の宝」の取組みの紹介記事を掲載したり、フォトコンテストを実施することで市全域への〔価値共有〕が進められた。

さらに同年「越後長岡地域の宝魅力発信プロジェクト」が開始された。Instagram を活用したフォトコンテストや地域の宝アンバサダーを募集、魅力発見レポートを寄稿してもらうなどの取り組みをして、市民が参加しやすいプラットフォームづくりを行った。地域情報誌とのタイアップで『長岡の魅力発見ドライブマップ』等を次々と行うなど、〔対外 PR〕も実現している。

以上のように「越後長岡地域の宝」は「「地域の宝」磨き上げ事業」を選定後すぐに実施することによって〔参加体験〕を地域活動団体が担い、それらの支援や〔価値共有〕〔対外 PR〕を市が取組むことで、〔価値共有〕〔参加体験〕〔対外ＰＲ〕をほぼ同時並行で進めてきている。

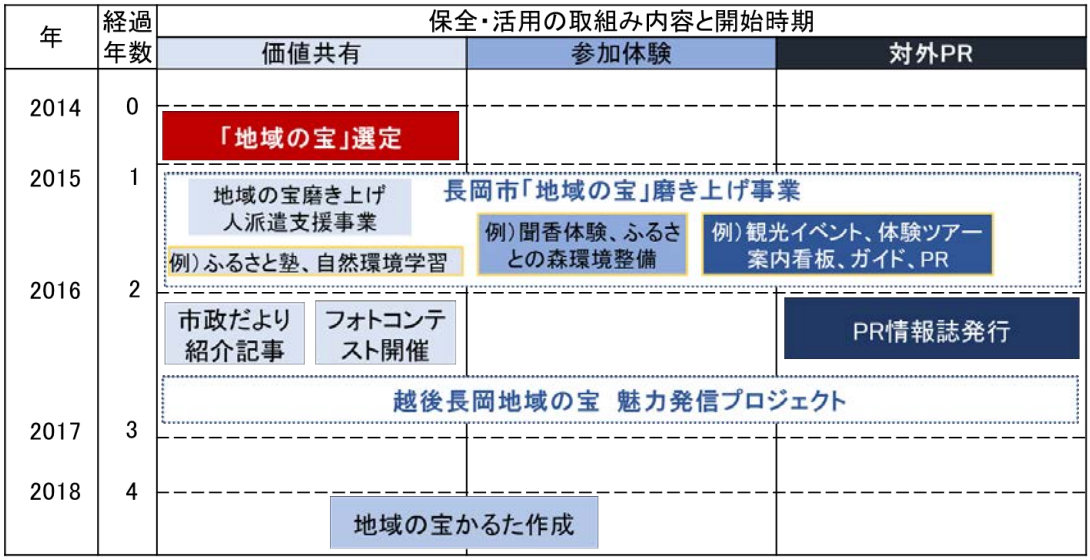

図 4-6　越後長岡地域の宝の多様化過程（赤字は遺産選定関係、橙枠は行政以外が主導した取組み）

図 4-7　地域の宝を活用するための PR 情報誌の例（出典：越後長岡地域の宝 HP[11]）

③　ぬまづの宝 100 選

2011 年に選定された「ぬまづの宝 100 選」はその後、まず『広報ぬまづ』への紹介記事の連載やパンフレットの作成、遺産紹介動画公開を通じた〔価値共有〕を 2011 年から行い、〔価値共有〕〔参加体験〕両方を含む「写真コンテスト」を翌 2012 年から継続して行っている。その後、SNS（Facebook、Instagram）を活用し

たフォトコンテストの開催（2015 年～）を行うなど、インターネットを介して宝の〔価値共有〕〔参加体験〕も行われるようになった。

〔対外ＰＲ〕で最も早いものは、2015 年の「沼津市 PR 動画の YouTube での公開」があり、続いて 2016 年と 2017 年に行われた「フォトロゲイニング NIPPON 沼津～ぬまづの宝めぐり～」が挙げられる。後者は民間と協働で開催され、観光振興と魅力発信を目的として行われており、〔参加体験〕の意味合いも含まれるといえる。この頃になると〔価値共有〕〔参加体験〕〔対外ＰＲ〕まで、取組みが多様化した。この傾向は維持され、2017 年になると子ども達に向けた活動が現れ、小学生向けの副読本である『トレジャーハンティング』発行や観光ポータル内の子どもライター記事掲載等の取組みが見られるようになった。

さらに、「金岡の宝 50 選」（2013 年）や「ぬまづの宝百選一首」（2018 年）といった〔参加体験〕の取組みが「ぬまづの宝 100 選」の取組みから派生し、市民発意で自治会や民間団体が主導して始まったものである。

以上のように「ぬまづの宝 100 選」では〔価値共有〕〔参加体験〕〔対外ＰＲ〕という段階を踏んでいる。

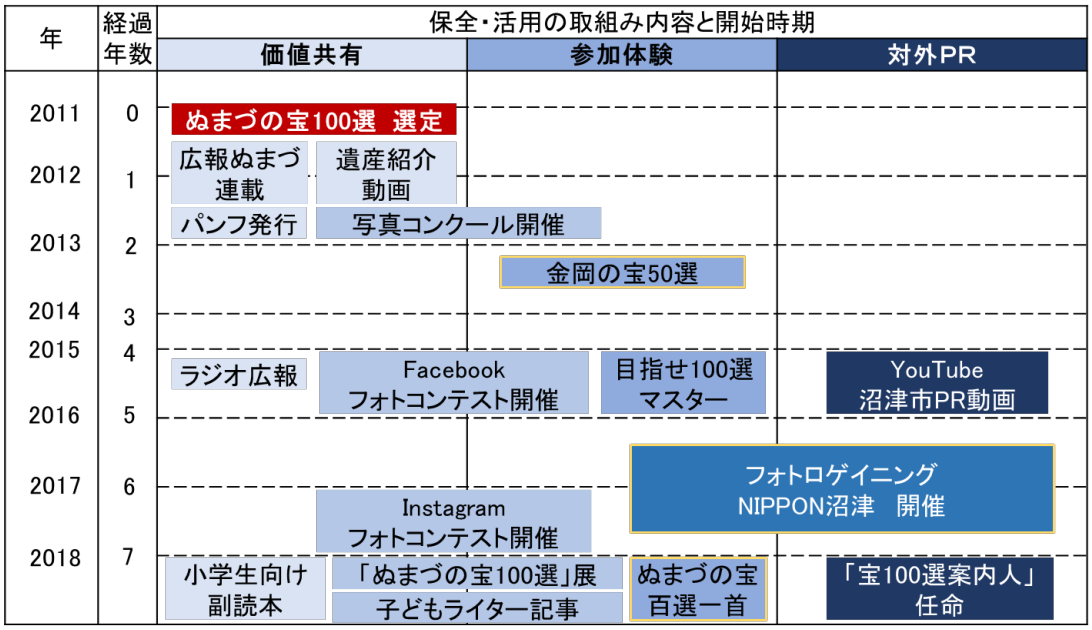

図 4-8　ぬまづの宝の取組み多様化の過程（赤字は遺産選定関係、橙枠は行政以外が主導した取組み）

市広報での百選を紹介する連載

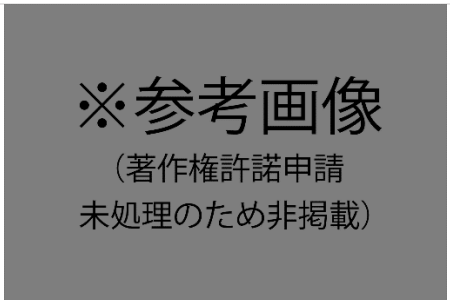

100 選先生認定証授与 [12]

目指せ 100 選マスター　チェックリスト

図 4-9　ぬまづの宝の〔価値共有〕〔参加体験〕の取組みの例

※参考画像 （著作権許諾申請 未処理のため非掲載） フォトロゲイニング[注13]の様子[13]	※参考画像 （著作権許諾申請 未処理のため非掲載） 金岡の宝 50 選の活用事例 （沼津市五十雀山歩会主催「金岡の宝巡り」 (2015.12.17)[14]

図 4-10　ぬまづの宝の〔対外ＰＲ〕〔活用〕の取組みの例

(3) まとめ

「にのへの宝」と「ぬまづの宝 100 選」は〔価値共有〕→〔参加体験〕→〔対外ＰＲ〕の活用を経る構造が共通して見られた。これら２地域は選定から５年以上が経過しており、〔価値共有〕から〔参加体験〕への移行は時間をかけて実現したものと思われる。〔価値共有〕〔参加体験〕の両方に該当しうる「フォトコンテストや写真コンクール」「まちあるきツアー」のように市民が参加のしやすい活動から取り組んだことで、市民の「宝」に対する意識や関心が徐々に深まっていき、沼津市の自治会が取組む「金岡の宝 50 選」や民間団体による「ぬまづの宝百選一首」のような、地域住民が主体となる活動に結び付いていったものと考えられる。

一方、長岡市は選定から時間を置かずに〔価値共有〕〔参加体験〕と同時に〔対外ＰＲ〕に取り組みが広がっている。行政は情報発信の役割、市民や住民団体は実際の地域遺産活動を行う役割という役割分担を「地域の宝」磨き上げ事業という形で明確にしたことが、多段階での取組みをスムーズに実現できたものと考えられる。

注13 日本フォトロゲイニング協会によると、フォトロゲイニングとは、主催者から配られる地図をもとに作戦を立て、チェックポイントを回って得点を集める競技で、記録としてチェックポイントで写真を撮影する競技。1976 年に豪州で発祥し、日本では 2002 年に初めて菅平高原にて開催されたという。（日本フォトロゲイニング協会 HP：https://photorogaining.com/about/history/）

4-5.　成立システムへの主体別の関わり方と発展システムへの展開の関連

これまで３章では地域遺産成立システムのうち主に【発見・評価】の仕組みの特徴を考察し、４章では【保存・活用】の取組みも含めた継続・多様化の特徴を考察してきた。ここでは最後に、３，４章の事例研究対象地の〔地域遺産成立システム〕の取組について再度「選定主体」「推薦者・第三者」「一般市民」それぞれの関わり方に着目し、その上で〔地域遺産発展システム〕へ展開するような「観光振興」やその他のまちづくりの取組みへ【接続】するための関わり方の仮説を検討する。これらのことを通じ、以降の章における対象選定の条件と、分析の視点について整理を行うものとする。

表 4-15　３，４章の事例研究対象地域

章	地域遺産の名称	選定主体
３章	湘南遺産	ＮＰＯ法人湘南遺産プロジェクト
	とよた世間遺産	とよた世間遺産認定委員会／地域人文化学研究所
４章	にのへの宝	宝を生かしたまちづくり推進委員会／二戸市公民連携推進課
	越後長岡地域の宝	長岡市旧町村エリア毎の地域委員会／長岡市地域振興戦略部地域振興班
	ぬまづの宝 100 選	ぬまづの宝 100 選選定委員会／沼津市企画部ぬまづの宝推進課・広報課・観光戦略課

なお、「選定主体」（選定のための委員会および事務局や行政事業として担当する行政部局等）と「推薦者・第三者」の取組みについては、アンケート調査やヒアリング調査、公式ホームページ等によって得られた情報を用いているが、「一般市民」の関わり方については、「選定主体」「推薦者・第三者」の取組みの趣旨・内容を鑑み、筆者が推測してデータを作成した。例えば、「選定主体」が地域遺産の認定に関するウェブアンケート調査を実施し、そこに市民が投票という行動形式で関わるであろうと予測されるものを本節ではデータとして用いている。

(1) 湘南遺産（３章事例）

湘南遺産は、湘南地域のブランディングを目指す民間団体による地域遺産活動であるが、広く市民に候補の推薦や遺産選定に向けた投票などで開かれており、また講座や展示会、まちあるきツアーを通じて選定された遺産の情報発信・継承や体験を行って、参加者としての市民とのコミュニケーションを積極的に進めている。〔III.保存・再生〕は「選定主体」「推薦者・第三者」が取組むと回答されているが、「選定主体」の取組み実態は不明確であり、実態としては推薦者に任されている可能性がある。

表 4-16　湘南遺産の理念や成立システムでの主体別の関わり方と観光振興等への接続状況

理念・目的	選定基準
· 地域資源の保護育成・次世代への継承 · 地域づくりのきっかけ・礎とする	· 愛着があり、親しまれている · 指定文化財を含んでも良い
· 湘南には謂れのあるものが多いと感じたが、放っておくと消えてしまうため、残していきたい · 市民に向けて、湘南の歴史や文化を物語り未来に残していきたい「モノ」や「コト」を「湘南遺産」として選定する事業を行い、湘南地域の振興と継続的発展に寄与する · 名産品や観光資源として更なる湘南の魅力向上を表す · 訪れる人や住みたい人が増える	
(A)正統派遺産アピールタイプ	

↓実践

		段階	選定主体による取組み（NPO 法人湘南遺産プロジェクト）	推薦者・第三者による取組み	取組みへの一般市民の参加等※
地域遺産成立システム	【発見・評価】	I. 発見・調査			
		II.評価・認定	· 湘南遺産の選定 · 市民投票（Web 投票、出前投票） · 歴史、アート、芸能、無形、自然、景観、食、産業、人物、記憶と多岐にわたり、現代的なイベントも選定	· 自薦・他薦	· 市民投票参加
	【保存・活用】	III.保存・再生	· 保全・保存活動	· 保全・保存活動	
		IV.継承	· 湘南遺産選定発表会開催 · ホームページ・SNS · 生涯学習講座「あそび塾まなび塾」「湘南遺産ゼミナール」 · チラシ作成配布、展示会出展	· 湘南遺産選定発表会プレゼン · ホームページ・SNS · 生涯学習講座	· 発表会聴衆参加、展覧会訪問 · HP/SNS/チラシ閲覧 · 生涯学習講座参加
		V.活用	· 認定証交付 · まちあるきツアー「湘南遺産ウォッチング」 · 商標登録	· 認定証交付 · まちあるきツアー	· まちあるきツアー参加
		VI.監視			

↓接続

	接続先	推薦者・第三者
地域遺産発展システム	観光振興	·
	その他	· 湘南地域のブランディング（商標登録、ロゴ配布）

※「一般市民」の関与形態は、「選定主体」「推薦者・第三者」に関するアンケート回答からの推測

「選定主体」以外による観光振興等への接続を通じた〔発展システム〕の実現ついても、現時点では見通しが立っていない。将来的には「他団体による湘南遺産ロゴの使用」「湘南遺産ガイドブック等の広報メディア制作」「湘南遺産コンシェルジュの人材育成」を進める展望を有している。

以上を総合すると、民間団体であるがゆえにブランディングやコミュニケーションに特化して立ち上げ期は地域遺産活動を進めていると見受けられるが、現在不足している「地域資源の発見」「保存・再生と監視」「各種まちづくり活動への接続」へのビジョンが伴ってくると、〔発展システム〕として地域内での循環が起こるものと考えられる。

(2) とよた世間遺産（３章事例）

表 4-17　とよた世間遺産の理念や成立システムでの主体別の関わり方と観光振興等への接続状況

理念・目的	選定基準
・地域資源の発見・発掘 ・地域資源の保護育成・次世代への継承 ・地域づくりのきっかけ・礎とする ・地域資源に携わる人材育成や活動支援 ・観光・交流等による地域活性化 ・地域資源の価値伝達や情報発信 ・その他（新しい価値の創造）	・愛着があり、親しまれている ・大切に扱われている ・継承していく必要性 ・その他（「面白い」という価値を持つと判断できるもの） ・指定文化財以外のみ
・市文化財課職員であった代表者は豊田市には多くの資源があることを知っていたが、それらは上手く活用されていないと感じていたため、プライベートで団体を設立して活動開始	
(C)主観的遺産探求タイプ	

↓実践

		段階	選定主体による取組み（「とよた遺産」認定委員会・地域人文化学研究所）	推薦者・第三者による取組み	取組みへの一般市民の参加等※
地域遺産成立システム	【発見・評価】	I. 発見・調査			
		II.評価・認定	・研究所の調査活動に基づく推薦 ・認定委員会が審査 ・①個人の趣味や制作物、②個性的な人物、③施設・店舗、④イベントも選出 ・他の活動で扱われている資源を認定し連携	・自薦、他薦	
	【保存・活用】	III.保存・再生		・保全・保存活動	
		IV.継承	・ホームページ・SNS ・認定活動に関する講演等		・HP/SNS 閲覧 ・講演会参加
		V.活用	・認定証交付		
		VI.監視			

↓接続

	接続先	推薦者・第三者
地域遺産発展システム	観光振興	
	その他	

※「一般市民」の関与形態は、「選定主体」「推薦者・第三者」に関するアンケート回答からの推測

とよた世間遺産は広範な理念・目的を有し、その一方で選定基準は「指定文化財への反骨精神」ともいえる地域資源を拾い上げる思想から成り立っている。これを受けて〔II.評価・認定〕では幅広い主体から自薦・他薦を認め、個性的・特色ある資源の地域遺産への選定を実現している。ここに重点があるためか、また、調査時点は立上げ直後だった影響もあってか、【保存・活用】の取組みはホームページ・ＳＮＳや講演を通じた発信や認定証交付と最低限に留まっており、「一般市民」の関わり方も、ホームページ等から情報を受け取る程度に留まっている。観光振興等への【接続】も今のところ見られない。

将来的には地域活動の広がりを生む「地域遺産所有者の交流会」を構想しており、地域活動の活性化を促すツールとして地域遺産を用いる意図がある。というのも「選定団体」の地域人文化学研究所は伝統建築保存、地域の偉人の顕彰活動、まちづくり支援活動も行う「まちづくり団体」であるためであり、将来的には地域遺産活動とまちづくり活動との相乗効果が生まれることが期待できる。

(3) にのへの宝（４章事例）

にのへの宝は地域遺産の嚆矢であり、既に約 30 年間の活動経験がある。条例や総合計画を通じて市政と強く結びつき、理念・目的は幅広く、かつ活動実績も随一であると認められる。「選定主体」「推薦者・第三者」「一般市民」の関わりも多様である。取組み開始時には市が「楽しく美しいまちづくり推進委員会」を立ち上げ、市民・行政職員合同で全世帯アンケート調査や現地調査等を実施し、一般市民もアンケートに回答する形で〔I.発見・調査〕に関わっている。成果は推薦委員会によって「宝資料集」としてまとめられた。

その後の取組みの大半は市の事業として展開されたものであり、検討材料には「宝資料集」が用いられた。そこに引き続きまちづくり推進委員会に市民委員が参加して検討・決定を行ったり、イベント等に市民が参加している。

観光振興への接続としては、エコツーリズムの取組みがあり、全国のエコツーリズム実施地域の大会を開催するなど、「エコツーリズムのまち」として地域内外に明示している。〔地域遺産発展システム〕の特産品「五穀ラーメン・餃子」は選定主体以外の組織が地域遺産を活用した事例である。行政内部でもエコツーリズム関連やエコミュージアムのコアミュージアム開設など、多面的に展開してきた。

但し、〔発展システム〕の取組みが再度〔成立システム〕へ還元されているかは不透明である。「宝探し」から市民の世代が入れ替わり、当時の理念を再共有する意味でも、改めて〔I.発見・調査〕からのステップを辿る取組みが必要な時期に至っている可能性がある。

表 4-18　にのへの宝の理念や成立システムでの主体別の関わり方と観光振興等への接続状況

理念・目的	選定基準
· 地域資源の発見・発掘 · 地域資源の保護育成・次世代への継承 · 地域づくりのきっかけ・礎とする · 地域資源に携わる人材育成や活動支援 · 地域学習のコンテンツの整備 · 観光・交流等による地域活性化 · 地域資源の価値伝達や情報発信 · 地域ブランドの創出	· 愛着があり、親しまれている · 指定文化財を含んでも良い
· 市民が自らのまちに無関心であることを懸念、「楽しく美しいまちづくり」施策の一環として開始。	
(A)正統派遺産アピールタイプ	

↓実践

		段階	選定主体による取組み （宝を生かしたまちづくり推進委員会・二戸市公民連携推進課）	推薦者・第三者 による取組み	取組みへの 一般市民の参加等※
地域遺産成立システム	【発見・評価】	I. 発見・調査	・楽しく美しいまちづくり推進委員会 ・9000 世帯アンケート ・「宝」の個別ヒアリング、現地調査	・楽しく美しいまちづくり推進委への市民委員としての参加 ・「わたしの宝さがし」実行、9000 世帯アンケートへの回答	
		II.評価・認定	・「宝資料集」ファイル作成		
	【保存・活用】	III.保存・再生	・保全・保存活動 ・保全・保存活動に対するアドバイス（専門家の派遣等も含む）	・保全・保存活動	
		IV.継承	・市民報告会、事業計画書配布 ・映像、副読本発行 ・フェノロジーカレンダー（にのへ味暦） ・まちづくり条例 ・地域情報センター（コアミュージアム）		・市民報告会参加、事業計画書閲覧 ・フェノロジーカレンダーの活用
		V.活用	・まちあるきツアー（コンサート鑑賞ツアー、宝めぐりツアー、エコツアー） ・案内板・解説版設置、マップ作成 ・イベント（草原の風・星祭）	・地域遺産関連のまちあるきツアー	・まちあるきツアー参加 ・案内板・マップ閲覧 ・イベント参加
		VI.監視			

↓接続

	接続先	推薦者・第三者
地域遺産発展システム	観光振興	・地域情報センター開設 ・全国エコツーリズム大会、エコツアー
	その他	・まちづくり条例 ・五穀ラーメン・五穀餃子 ・二戸食の宝こよみ

※「一般市民」の関与形態は、「選定主体」「推薦者・第三者」に関するアンケート回答からの推測

(4) 越後長岡　地域の宝（４章事例）

越後長岡地域の宝は、市が選定主体の事務局となり、合併前の旧町村ごとの地域委員会が選定の実務を担っており、〔I.発見・調査〕〔II.評価・認定〕を行い、地域遺産が成立している。市では立ち上げ時から「地域の宝磨き上げ」を標榜し、そのことを通じて幅広い理念・目的に対応する【保存・活用】の事業を各地域に導入してきた。この点では、当初から〔発展システム〕が前提となっている〔成立システム〕といえる。

これに対し、「推薦者・第三者」による【保存・活用】の取組みも充実しており、〔III.保存・再生〕〔IV.継承〕〔V.活用〕それぞれ多数行われていると回答された。「選定主体」とは別に回答されていることから、各地域の地域資源の保全団体や郷土研究グループ等が担っているものと推察される。

さらに〔地域遺産成立システム〕から接続し、観光振興の中でイベント、情報発信、景観形成、観光ガイド育成などが地域主体で行われており、〔発展システム〕へと展開できている。市が当初から企図した流れは基底にあるものの、合併後の人口減少等の地域課題に向き合う地域委員会の問題意識（ムチ）と市からの助成金（アメ）がうまく噛み合って、自発的・主体的な取組みへと展開できた事例といえる。市自身もメディアを通じて地域外へのＰＲを積極的に行っている。補助事業という補助輪が外れても着地型観光等を安定的に地域が運営し、その成果を地域遺産や地域づくりに還元できるところまで取組みを育成できるかが要点だと考えられる。

表 4-19　越後長岡地域の宝の理念や成立システムでの主体別の関わり方と観光振興等への接続状況

理念・目的	選定基準
· 地域資源の保護育成・次世代への継承 · 地域づくりのきっかけ・礎とする · 地域資源に携わる人材育成や活動支援 · 地域学習のコンテンツの整備 · 観光・交流等による地域活性化 · 地域資源の価値伝達や情報発信 · 地域ブランドの創出	· 愛着があり、親しまれている · 大切に扱われている · 継承していく必要性 · 指定文化財を含んでも良い
· 市町村合併から 10 周年を記念。旧町村を範囲とし「地域の宝磨き上げ事業」で市全体を盛り上げたい	
(C)主観的遺産探求タイプ	

↓実践

		段階	選定主体による取組み（旧町村エリア毎の地域委員会・長岡市地域振興戦略部地域振興班）	推薦者・第三者による取組み	取組みへの一般市民の参加等※
地域遺産成立システム	【発見・評価】	I. 発見・調査	· 主に地域住民による旧町村エリアごとの地域委員会が選定		
		II.評価・認定			
	【保存・活用】	III.保存・再生	· 保全・保存活動に対する助成金 · ふるさとの森環境整備	· 保全・保存活動 · 保全・保存活動に対するアドバイス（専門家派遣含む）	
		IV.継承	· ホームページ・SNS · ふるさと塾、自然環境学習 · PR 情報誌発行、市政だより紹介記事 · フォトコンテスト · 地域の宝かるた	· ホームページ・SNS · 学校教育・生涯学習講座 · 地元学や地元検定 · 地域の宝アンバサダー	· HP/SNS/ 情報誌/市広報閲覧 · 学校教育・生涯学習講座参加 · ﾌｫﾄｺﾝﾃｽﾄ参加 · かるた遊び
		V.活用	· 解説パンフレット・マップ、案内看板、ガイド · まちあるきツアー、体験ツアー · 観光イベント	· 案内看板・シンボルマーク · パンフレット・マップ · まちあるきツアー	· ﾊﾟﾝﾌ・ﾏｯﾌﾟ・案内板閲覧 · まちあるきﾂｱｰ/ｲﾍﾞﾝﾄ参加
		VI.監視			

↓接続

	接続先	推薦者・第三者（＝選定主体）
地域遺産発展システム	観光振興	· 地域情報誌タイアップのドライブマップ発行 · 健康ウォーキング、そばまつり、落語会、ボランティアガイド、ホームページ開設、交流ツアー、体験イベント、移住定住促進イベント、トレイルランニング、街道整備・景観形成、観光ガイド養成講座等
	その他	

※「一般市民」の関与形態は、「選定主体」「推薦者・第三者」に関するアンケート回答からの推測

(5) ぬまづの宝 100 選（４章事例）

ぬまづの宝 100 選の〔成立システム〕における取組みは、大半が市が主体となって行う取組みだと回答されている。「ぬまづの宝」（地域遺産の候補となる地域資源リスト）は公募によって集められ、「100 選」に選定する際に市民投票を活用した。従って、一般市民の参加を一定度取り入れているが、〔I.発見・調査〕を市が企画して行うことはなかった。一方、選定後に市は Web やパンフ、動画等の多様なメディアを通じた情報発信を行い、中には子どもによる執筆記事の掲載も行われた。また、写真コンクールやフォトロゲイニング

などヴィジュアル素材を活用したイベントを開催しており、それらに対する「一般市民」の参加が促された。さらに、地域遺産の訪問促進のために名人制度を創設してキャンペーンを行うなど、選定後の「選定主体」による〔IV.継承〕〔V.活用〕は積極的である。市の担当部局が移り変わり、シティプロモーションや観光関係であったことから市外向け PR も進んだ。

こうした〔成立システム〕から接続した取組みでは、「選定主体」である市以外による観光振興は見られなかった。しかし、市内の自治会レベルでの地域遺産「金岡の宝 50 選」が立ち上げられ、市の地域遺産の取組みがコミュニティを刺激している。また地域サークルによる俳句大会「ぬまづの宝百選一首」も行われている。市の「ぬまづの宝 100 選」に触発されて観光以外のまちづくりへ接続・展開できた事例が見られたのがぬまづの宝 100 選の特徴であり、市の情報発信戦略が奏功したと見ることができる。

表 4-20　ぬまづの宝 100 選の理念や成立システムでの主体別の関わり方と観光振興等への接続状況

理念・目的	選定基準
・地域資源の発見・発掘 ・地域資源の価値伝達や情報発信	・愛着があり、親しまれている ・継承していく必要性 ・指定文化財を含んでも良い
・	
(A)正統派遺産アピールタイプ	

↓実践

		段階	選定主体による取組み（ぬまづの宝 100 選選定委員会／沼津市企画部ぬまづの宝推進課他）	推薦者・第三者による取組み	取組みへの一般市民の参加等※
地域遺産成立システム	【発見・評価】	I. 発見・調査	・公募		・ぬまづの宝の応募
		II.評価・認定	・市民投票 ・ぬまづの宝 100 選選定委員会		・市民投票参加
	【保存・活用】	III.保存・再生		・保全・保存活動	
		IV.継承	・ホームページ ・学校教育、副読本 ・広報ぬまづの紹介記事、ラジオ広報 ・パンフレット・紹介動画		・HP/動画/ﾊﾟﾝﾌ/広報閲覧、ﾗｼﾞｵ聴取 ・学校教育参加
		V.活用	・解説パンフレット・マップ（子ども向けガイド冊子、子どもライター記事） ・写真コンクール、市民カレンダー ・フォトロゲイニングイベント ・100 選マスター、100 選名人、100 選先生認定証、ぬまづの宝 100 選案内人任命		・記事執筆 ・ｲﾍﾞﾝﾄ参加 ・ｶﾚﾝﾀﾞｰ利用 ・自主的な地域遺産めぐり
		VI.監視			

↓接続

	接続先	推薦者・第三者
地域遺産発展システム	観光振興	
	その他	・金岡の宝50選（地区レベルでの地域遺産選定） ・ぬまづの宝百選一首（俳句大会）

※「一般市民」の関与形態は、「選定主体」「推薦者・第三者」に関するアンケート回答からの推測

(6) まとめ

以上、〔地域遺産成立システム〕の各段階に対する「選定主体」「推薦者・第三者」「一般市民」の関わり方を分析した。5 地域の主体種別ごとの取組み・関わり方および観光振興等への接続の特徴をまとめたものが、表 4-21 である。

まず 3 章の民間団体の 2 事例に関しては、〔発展システム〕に展開するような、観光振興への接続等は未だ行われていなかった（2016 年の調査時点）。これは、民間団体（NPO 法人と任意団体）が選定団体となっていることで、まずはブランディングや地域資源の調査・推薦と選定に絞った活動が執り行われることから、選定後の活用の促進や他団体の活動へのフォローまでをカバーすることが難しいことが理由として考えられる。地域内の一民間団体が立ち上げた地域遺産を、まずは安定的に選定や情報発信ができるように注力し、実績を築きながら活用や観光振興等への接続が視野に入ってくるものと推察される。

表 4-21　5 地域における主体種別ごとの取組み・関わり方と観光振興等への接続の特徴

章	地域遺産	主体種別ごとの取組み・関わり方	観光振興等への接続の特徴
3 章	湘南遺産（民間）	**選）** ブランディング、参加者である市民へのコミュニケーションが主 **推）** 実質的に保存活動を担う？ **民）** 投票や報告会、講座、まち歩き等に聴衆・生徒として参加	・特になし（立ち上げ期？） ・将来的なメディア制作やガイド人材育成を展望
	とよた世間遺産（民間）	**選）** 地域資源の調査活動を行い、自らも遺産候補を推薦。HP や SNS、講演を通じた情報発信 **推）** 自薦・他薦で個性的な資源をアピール **民）** 情報を受け取る程度	・特になし（立ち上げ期？） ・将来的には地域遺産所有者交流会等を通じた、まちづくりへの接続も可能
4 章	にのへの宝（行政）	**選）** 官民協働の委員会で宝の調査実施（アンケート・ヒアリング・現地）→報告会・計画書配布で意識共有・条例化／ツアー・イベント開催／映像・副読本・カレンダー制作 **民）** 委員会市民委員／アンケート調査への回答協力、報告会参加・計画書閲覧→意識の共有／ツアーやイベントへの参加、カレンダー利用	・地域情報センター開設 ・エコツーリズム・エコツアー実施 ・特産品開発 ・食の宝こよみ
	越後長岡地域の宝（行政）	**選）** 各地域委員会が【発見・評価】を担う。市は情報発信や意識共有イベントを主催し、継承・活用ツールを形成し、観光イベント化 **推）** 地域委員会として地域遺産を選定、地元地域の資源保存活動、選定遺産のパンフづくり・ツアーへの協力 **民）** 市・委員会の発信する情報閲覧や講座の受講、イベント・ツアー参加など、参加者として関与が可能	・地域情報誌マップの発行 ※以下は、異なる地域の取組みを含む ・地域 HP 開設 ・イベント、交流ツアー、定住促進ｲﾍﾞﾝﾄ ・街道整備・景観形成 ・観光ガイド養成講座、ボランティアガイド
	ぬまづの宝 100 選（行政）	**選）** 地域資源の公募・市民投票の主催、選定委員会の運営／HP・パンフ・ラジオ・広報等での市民に対する情報発信と意識共有／学校教育／イベント、地域遺産への訪問促進システム **民）** 記事執筆／ユーザーとしての情報閲覧・聴取、学校教育参加、地域遺産巡り	（観光以外） ・地区レベルでの新たな地域遺産選定 ・俳句大会へ活用

注：選）は選定主体、推）は推薦者・第三者、民）は一般市民を意味する

次に 4 章の行政団体が選定団体となっている 3 事例に関しては、それぞれ何らかの〔発展システム〕へ展開している実績を認めることができた。「ぬまづの宝 100 選」では市民に対する情報発信と意識共有に資する

ような「公募・市民投票」「メディアを通じた広報」「学校教育」「地域遺産巡り促進システム」を「選定主体」の行政が熱心に取り組んでおり、「一般市民」は概ねユーザーとして情報を受信したり催しに参加する立場で、地域遺産マネジメントの取組みを担う主体にはなっていなかった。但し情報発信と意識共有によって、地区レベルの地域遺産、俳句大会への活用など、観光振興以外における「選定主体」以外による〔地域遺産成立システム〕の接続が見られた。

それに対し他の２市では、〔地域遺産成立システム〕にあたる取組みを行政施策の一環として取組んだということもあり、観光振興への【接続】を通じて〔発展システム〕へ展開した実績がみられた。「にのへの宝」では取組み開始当初から市内 9000 世帯へのにのへの宝（地域資源）に関するアンケート調査実施や委員会への市民委員の参画、集まった「にのへの宝」の報告会や事業計画書など、【発見・評価】と〔継承〕にあたる情報共有を常に全市的に行い、さらにまちづくり条例化することで、地域遺産を通じたまちづくりの方向性を強固にし、意識を共有することを実現した。それを元に「選定主体」である市も事業を多数・長年にわたって実施してきたが、観光振興に【接続】し、観光関係者によるエコツーリズムの仕組みが整えられ、エコツアーの実施や地域情報センターの解説が行われた。また食の特産品開発も地域事業者によって実現し、地域遺産たる地域資源が農産加工品として商品化することを達成した。また「越後長岡地域の宝」では地域委員会方式によって旧町村エリアという比較的狭域の中で地域資源を発見・調査し、自分たちで地域遺産として選定する作業を通じ、身近な資源を再評価し、保存・活用する対象として確立した。それらに対し行政が予算を措置し、イベントやツアー、街道整備・景観形成、観光ガイド育成など、地域ごとに観光振興他のまちづくりへ地域遺産を【接続】し、〔発展システム〕へと展開するに至っている。

以上の５地域を比較すると、次の点を指摘できる。まず、市民主体による民間団体が選定主体となって地域遺産マネジメントを行っている２地域は、「推薦者・第三者」による地域遺産関連の取組みがなかなか実現していなかった。取組み開始から間もないことも関係しているとは思われるが、民間団体は投入できる人材や活動資金、地域団体とのネットワーク等の面である程度限定され、〔地域遺産発展システム〕へ展開し他のまちづくりを巻き込みながら活動するのには時間と経験がある程度必要となることが予想される。しかし３章で見た通り民間団体が選定主体となることは独自性のある挑戦的な地域遺産選定に結びつく可能性を有しており、時間をかけて育成することが必要だろう。

一方で行政が選定主体となっている３地域のうち、２地域では取組み開始時よりまちづくりへの【接続】が構想として取り入れられ、「にのへの宝」では全市的に市民を巻き込み、さらに条例化することによって、情報・意識の共有が図られ、その後のエコツーリズムや特産品開発等へ【接続】するに至ったと考えられる。また「越後長岡地域の宝」では旧町村部の小単位で「選定主体」が「推薦者」を兼ねるような委員会を立ち上げ、身近な範囲で地域遺産を選定したこと、また市事業として地域遺産を【接続】したまちづくり活動を支援したことが相俟って、地域遺産を観光等に展開する〔発展システム〕が実現したとみられる。

よって、地域遺産活動の立上げ段階からまちづくり活動へ【接続】し〔地域遺産発展システム〕を最終的に構築することを構想することは、その実現に当たって肝要であると考えられる。さもなくば、民間２団体のように地域遺産としての選定やブランディングで足場を固めた上で、徐々に地域他団体との連携を広げる中でまちづくり活動へ【接続】するステップアップを根気よく続けていくべきである。

なお「選定主体」が行政で観光へ【接続】していた「越後長岡地域の宝」であっても、観光の取組みはイベント的なものが多く、まちづくりに対する観光の比重はさほど大きくない。従って、さらに考察を深めるために、次章では地域住民が【発見・評価】に参加し、着地型観光メニューや観光まちづくり組織の創設に至った、観光振興へ【接続】した事例をケーススタディしていくことにする。

4-6.　章結

本章では、選定主体が行政である地域遺産の保存・活用の取組みがどのように継続し、多様化したかを、15 地域についてパターンを分析し、さらに二戸市・長岡市・沼津市の３地域を事例に分析した。また、３章での事例研究対象地域も加え、主体種別ごとの取組みや関わり方の相違、観光振興への【接続】の特徴を分析した。結論は以下の通りである。

①地域遺産選定後の保存・活用の取組み内容は幅広いが、「パンフ・マップの配布」はほぼ全地域で取組まれる。【支援】【周知】【学習】【参加】に取組みを分類すると、【参加】への取組みが最多で、【周知】が続くことから、選定後は実際の活用へと歩みを進めたり広報ＰＲが積極的に行われている。取組みの開始年を見ると、選定と同じ年に始まるものが最多であり、２年後までに多数の取り組みが始まるが、以後は少なくなる。

《すぐに取組みたい／取組める》活動には「案内板・シンボルマークの設置」「パンフ・マップの配布」があり、《準備を要する／地域ナレッジを用いていつ始めても良い》活動には「学校教育」「まちあるきツアー」「地域遺産管理者への支援」がある。

②各地域の総合計画や観光、環境、教育等の分野別計画において地域遺産への言及が見られた。二戸市では地域遺産によって、①施策対象の特定、②地域教育への活用、③ツーリズムへの活用が計画され、長岡市では①地域の魅力づくり、②シビックプライド醸成と人材育成、③観光振興への貢献が期待された。沼津市では①情報発信と地域イメージ向上、②郷土の歴史へコミットするきっかけとして地域遺産を活用することが計画され、その上で官民の役割分担が示されている。

総じて、地域の誇りとなる地域資源、即ち「国の光」を確定すること、そこから「将来の地域人材育成」「観光への活用」へ結びつけること、が期待されている。

③地域遺産の選定後の保存・活用の取組みについて、継続的に取り組んでいた二戸市、沼津市では共通して、地域内に向けた地域遺産の〔価値共有〕の後、地域住民参加による遺産の磨き上げが行われ、直近では、遺産の価値または地域自体の宣伝を地域外向けに行うようになっていた。これら２地域においては、地域住民の参加しやすい〔参加体験〕でありかつ〔価値共有〕も可能な取組みを先に行政が取り組んだことで、地域住民の地域遺産に対する愛着心が徐々に醸成され、結果として地域住民による地域遺産の継続的な・多様な活用に発展したものと考えられる。

長岡市で〔価値共有〕〔参加体験〕〔対外ＰＲ〕が一挙に行われたのは、地域委員会を主体に選定したため住民の地域（及び資源）に対する意識が元々ある程度高く、選定直後の事業計画によって地域と行政の役割が明確に示されたことが奏功したと考えられる。

このように、地域遺産の保全・活用を継続し多様化するにあたって、選定主体である行政が初動期をリードする場合は、地域住民の興味・関心を促すべく、パンフ・マップの作成・配布によって情報を発信したり、現地に案内板を設置したりすることが多いが、それに加えて次の段階ではフォトコンテストやまち歩きツアー等の地域住民が参加しやすい取組みを行政が主催し、地域住民の意識を「取組みの客体」から「取組みの主体」へ変化させることを促すことが望ましい。このステップが、地域住民が〔参加体験〕や〔対外ＰＲ〕に資する自主的な取組みを始める契機になる可能性が示された。

地域住民による取組みのうち〔参加体験〕〔対外ＰＲ〕に貢献するものには多様な可能性があり、例えば地域文化の子どもへの伝承や地域自然環境の保全活動等も行われているが、イベントやツアー、ガイド等の取

組みを通じて観光まちづくりへと展開することも可能である。その場合には、単に観光資源を観光客に見せる手伝いをするのではなく、地域遺産を理解した上で観光客とその価値を共有することになり、ホスト―ゲストの単純な対向関係を超えた共感関係が築かれることが期待される。そのことが、観光客・地域住民双方にとって従来の観光経験・接遇経験とは違った、観光の取組みの新たな意義を生み出すものと考えられる。

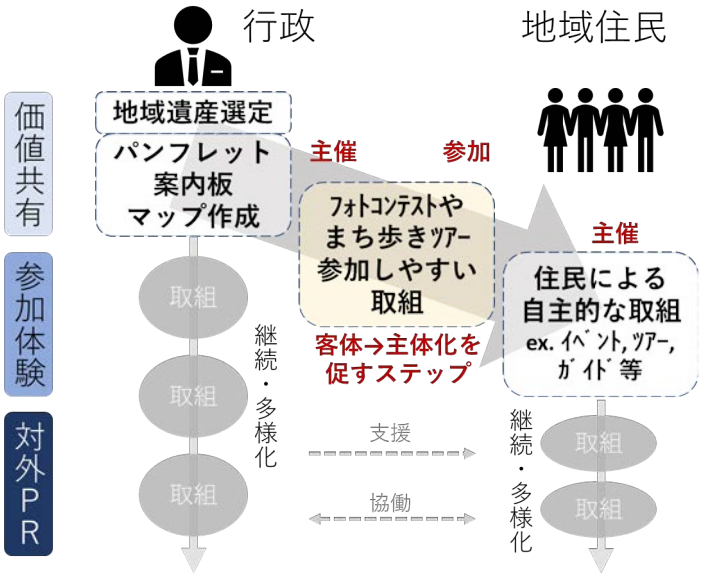

図 4-11　地域遺産の「行政→地域住民」「価値共有→参加体験→外部ＰＲ」の流れモデル図

④３章での事例研究２地域と本章での３地域を比較し、「選定主体」「推薦者・第三者」「一般市民」の主体種別ごとに〔地域遺産成立システム〕での取組みや関わり方の相違、また観光振興等への【接続】の特徴を分析した。民間団体が「選定主体」である場合、投入できる資源がある程度限定的であることから、〔地域遺産発展システム〕へ展開するのには時間と経験がある程度必要となる。これらは独自性のある挑戦的な地域遺産選定に結びつく可能性を有しており、根気強く時間をかけて育成することが必要である。

また、行政が「選定主体」の場合、取組み立ち上げ時よりまちづくりへの【接続】を構想として取り入れることが肝要である。その上で、全市的に市民を巻き込んだり条例化することで、情報・意識の共有を図ることや、小さな地域単位の地域住民が組織化し、自ら身近な範囲で地域遺産を選定することで、「選定主体」以外によるまちづくりの動きへ【接続】し、〔発展システム〕へ展開できる。その際に、上記の構想があることで、行政は「推薦者・第三者」等による取組みへの支援を事業として実施することが有用である。民間団体のケースと同様、〔地域遺産成立システム〕が小さく始まったとしても〔発展システム〕へ育てていく仕組みが求められる。

よって次章以降では、市民が【発見・評価】へ関わり、【保存・活用】から観光振興へ【接続】し、観光まちづくりが実現している地域についてケーススタディを行い、地域遺産としての特徴を把握したうえで、【接続】がどのように行われたのかについて考察を深めることとする。

参考・引用文献

[1] 山川志典・伊藤弘・武正憲(2017),「「地域遺産制度」の実態と成果」，ランドスケープ研究，Vol.80 No.5, pp.537-540
[2] 山川志典(2014),「地域社会による「地域遺産」の保存と活用―岩手県遠野市を事例として―」，筑波大学世界遺産専攻学位論文梗概集 2014，pp.61-66
[3] 二戸市：二戸市福岡宝マップ，https://www.city.ninohe.lg.jp/div/seisaku/pdf/takara/map_hukuoka.pdf，2021.6.23 最終閲覧
[4] 二戸市：二戸市福岡宝マップ，https://www.city.ninohe.lg.jp/div/seisaku/pdf/takara/map_tomai.pdf，2021.6.23 最終閲覧
[5] 越後長岡地域の宝魅力発信プロジェクト，https://chiikinotakara.jp/，2021.6.23 最終閲覧
[6] 沼津市：ぬまづの宝 100 選パンフレット『百宝事典』
[7] 日本交通公社,「観光資源台帳」，日本語，https:// www.jtb.or.jp/page-search-tourism-resource/，2019.3.20 最終閲覧
[8] 真板昭夫(2016),「地域の誇りで飯を食う！　“何もないまち”を変えた奇跡の物語」，pp.86-96，旬報社
[9] 二戸市シビックセンターホームページ：「施設のご案内」，https://www.nbsk.or.jp/civic/html/kasikan.html，2021.6.23 最終閲覧
[10] 二戸市観光協会ホームページ：「特産品・お土産・ふるさと納税」，https://www.ninohe-kanko.com/item，2021.6.23 最終閲覧
[11] 長岡市ホームページ：「長岡市『地域の宝』について」，https://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate11/chiiki-shinko/chiiki-no-takara.html，2021.6.23 最終閲覧
[12] 沼津市役所 Facebook（@numazucity），「「目指せ！100 選マスター」、ついに「100 選先生」が誕生！」，2017 年 6 月 16 日投稿記事，https://www.facebook.com/numazucity/posts/1502693879793467，2021.6.23 最終閲覧
[13] 株式会社アプロード(2017)：「フォトロゲイニング NIPPON2017 沼津～ぬまづの宝めぐり II～，SPORTS ENTRY ホームページ，https://www.sportsentry.ne.jp/event/t/68444，2021.6.23 最終閲覧
[14] 沼津市五十雀山歩会ホームページ：「金岡の宝巡り（H27.12.17）」，http://sanpokai.world.coocan.jp/forder27/gallery16.html，2021.6.23 最終閲覧

5 章

奄美遺産の成立システムの構築および深化過程

―観光まちづくりにおける地域遺産成立システムの位置付けと役割①―

5-1.　はじめに

(1) 本章の目的

本章で対象とする鹿児島県奄美市は、奄美群島の中心的自治体であり、群島の他市町村とともに地域遺産である「奄美遺産」に取り組んできた。しかし同時に、2000 年代初頭より「世界自然遺産登録」に向けた活動も進めているなど、地域の資源の価値付けに多方面から積極的に取り組んできた地域である。また、奄美群島振興開発特別措置法（以降、奄振法）に基づく国や県の施策も継続的に行われてきており、観光振興にも注力してきた。こうした国－県－群島－市町村の取組みの中で「奄美遺産」はどのような位置づけにあり、いかなる役割を果たしたかについて、これまで横断的な研究は行われていない。

本章および続く 6 章は、地域遺産マネジメントの段階の深化による「地域遺産成立システム」の構築と、観光振興施策との接続を通じた展開を含めた「地域遺産発展システム」の実現に向けて、奄美遺産の事例研究を通じ、特徴を考察することを最終的な射程とするものである。５章ではまず、奄美市における奄美遺産及びその前提・背景となる取り組みや、それから深化・展開した取り組みを対象に、①奄美遺産は地域遺産成立システムとしてどのような特徴を有しているのかを整理した上で、これを「奄美遺産成立システム」と定義した上で、②奄美遺産成立システム構築以前に、地域資源の価値付け・活用に関して、どのような取り組みが行われ、そのことと成立システムがどう結びついているのか、また、③奄美遺産が成立した後に、その深化に関する取組みはどのように進められたのか、を明らかにする。そしてこれらを通じ、奄美遺産成立システム構築後に、どのように奄美遺産は観光振興に接続・展開し観光まちづくりに寄与しているのか、その際、世界自然遺産登録等の他の取り組みとどのように対応し、奄美遺産はいかなる意義を有していたのかについて、次の 6 章で考察するための視点の整理を行うことを目論む。

(2) 本章の対象及び方法

本章で対象とする奄美地域では、同時に世界自然遺産登録に向けた取組みやそれに伴ってエコミュージアム構想など、文化資源マネジメント（CRM）に類する活動をこれまで複数行ってきていることから、地域遺産実施地域の中でも特徴的であり、地域遺産マネジメントの各段階の取組みの位置付けや他の取組みとの関連を考察することは有用であると考えられる。

奄美遺産は宇検村・伊仙町・奄美市で策定された歴史文化基本構想において構築された地域資源の選定と保存・活用を含む地域遺産成立システムであると捉えられる。3 市町村により策定されたが、奄美群島全体の 12 市町村へ取組を広げることが当初から想定され、一部試行もされてきている。しかし本研究では、構想の方向性に大きな影響を与え、構想策定後の奄美遺産の拡充と活用に尽力した学芸員が在籍した奄美市（及び合併前の名瀬市・笠利町・住用村）に対象を絞り、その施策を分析する。主たる対象期間は、地域資源の掘り起こしを積極的に開始した 2001 年以降 2020 年 3 月までとするが、その背景経緯となる施策を 1980 年代から扱った。

研究の方法は、①上記の歴史文化基本構想等の奄美市（及び前身自治体）の計画書等の行政書類やパンフレット類、国や県による奄振法に関する方針・計画・総合調査等の報告書、1995 年 1 月 1 日以降の地元紙「南海日日新聞」を用いた資料調査、および②行政・学芸員・活動に参加する地元住民等へのヒアリング調査等である。

表 5-1　奄美市文化財課へのヒアリング調査　概要

日時：2019 年 9 月 5 日（木）　15:00～16:30
場所：奄美市奄美博物館
対象：奄美市文化財課長　久伸博氏
内容：①奄美遺産関連の活動のきっかけ・文化財総合的把握モデル事業
②奄美遺産の基準
③集落による奄美遺産の観光への活用の取り組み事例　　等

また序章で述べた通り、既往研究 [1,2]における CRM のプロセスおよび３章での地域遺産選定後の活用の分類を援用し、地域遺産の【発見・評価】の仕組み（地域資源の発見・調査、評価・認定）と地域遺産選定による成果を用いた【保存・活用】の仕組み（保存・再生、継承、活用、監視）から成る一連の取り組みを「地域遺産成立システム」と呼ぶこととし（表 5-2）、その各段階を「地域遺産マネジメント」の６段階とする。この枠組みを以て対象地域の活動を分析する。

表 5-2　地域遺産成立システム・地域遺産マネジメントの6段階（分析の枠組み）

<table>
<tr><th colspan="2">地域遺産マネジメントの6段階*</th><th colspan="2">プロセスの大区分</th></tr>
<tr><td>I.発見・調査</td><td>文化資源の発見・発掘・調査・登録</td><td rowspan="2">地域遺産の
【発見・評価】
の仕組み
（狭義の地域遺産活動）</td><td rowspan="6">地域遺産
成立
システム</td></tr>
<tr><td>II.評価・認定</td><td>文化資源の評価・リスト掲載・地域遺産認定</td></tr>
<tr><td>III.保存・再生</td><td>文化資源の保存・保全・維持、再生・創造</td><td rowspan="4">選定による成果を用いた
地域遺産の
【保存・活用】
の仕組み</td></tr>
<tr><td>IV.継承</td><td>文化遺産の周知・継承・学習・情報発信</td></tr>
<tr><td>V.活用</td><td>文化遺産の展示と誘導、解説、参加、利用環境整備</td></tr>
<tr><td>VI.監視</td><td>上記サイクルの監視（モニタリング）</td></tr>
</table>

*:西山(2012)・村上(2012)・柿本(2019)を参考に筆者が分類

(3) 章の構成

まず 5-2 で歴史文化基本構想で示された奄美遺産の内容を概観し、上記の地域遺産成立システムの枠組みから奄美遺産成立システムとしての特徴を整理した後、5-3 では奄美遺産成立システム構築以前に地域資源の価値付け・活用を図ったエコミュージアム等の各種取組みについて、奄美遺産成立システムの内容との対応を考察する。さらに 5-4 では奄美遺産成立システム構築後に行われた深化の取組みについて明らかにし、5-5 で章結を述べる。

5-2.　奄美遺産の概要

(1) 本節のねらい

奄美遺産の候補となる地域資源・文化財の抽出基準や審査の仕組みは 2011 年 3 月策定の「宇検村・伊仙町・奄美市　歴史文化基本構想」の中で構築された。本章では同構想を示す「宇検村・伊仙町・奄美市文化財総合的把握モデル事業（以下、モデル事業）報告書[3]」を参照し、前章で整理した分析の枠組みに対応させて記述内容を分類（表 5-3)、地域遺産マネジメントの６段階としての特徴を整理する[注1]。なお、文中の I.～VI.は、６段階のいずれに該当するかを示した記号である。

表 5-3　歴史文化基本構想の内容と地域遺産マネジメントの6段階の対応

	地域遺産の発見・評価の仕組み		（選定による成果を用いた）地域遺産の保存・活用の仕組み			
	I.発見・調査	II.評価・認定	III.保存・再生	IV.継承	V.活用	VI.監視
取組み	文化財類型調査 (a)集落・市町村悉皆調査（奄美市は３地区のみ）：地域住民へのヒアリング調査・現地踏査を実施、【市町村遺産】を抽出→以後は、博物館・学校・NPO・市民団体・集落・個人も推薦でき、市町村遺産審査委員会が登録審査、リスト化 (b)分類・要素別調査（主に資料調査）	文化財類型調査 −市町村遺産の独自の分類方法構築、データ整理のフォーマット設定とリスト化 −奄美遺産のシステム構築：重点テーマ（歴史・生活・集落）でストーリーを設定し、群島共通的特徴を持つ「奄美遺産」を（関連文化財群）認定 −集落遺産に赤木名を選出	−集落遺産の保存活用計画案作成（赤木名） −広域的取組みによる保全 −歴史遺産・生活遺産の保存活用計画の例示	−群島全体での歴史文化を活かした島づくりの推進（データベースを活用した文化教育）	−集落遺産としての保存活用区域と保存活用計画案作成、策定後の事業化にも言及（赤木名） −広域的取組みによる活用（文化の多様性・固有性を活かした観光商品、文化拠点設置）	
主体	調査で得られた情報整理においては、フォーマットに則って教育委員会や地域の専門家、住民らが作業（分類や位置、概要、保存・活用上の課題、関連資料等）	奄美遺産審査委員会が「奄美遺産」を追加審査、奄美文化財保護対策連絡協議会がデータベース作成	−各市町村、大島支庁、広域事務組合、各集落、市民団体、NPO等の民間団体も参加・連携 −赤木名地区では、地区内住民と協議・調整を経て、事業化を予定			各市町村の文化財担当課が、保存・活用主体と協力して実施
成果	市町村遺産：3市町村で①分類・要素別調査から5269 件、②集落別悉皆調査から 2267 件を抽出。以後の、史料整理、未調査項目の調査継続、群島全域化の課題を整理	奄美遺産（歴史遺産7ストーリー、生活遺産7ストーリー、集落遺産）の「関連文化財群」（構成資産）を抽出	保存活用計画（赤木名の歴史的風致維持向上計画や重要文化的景観選定に向けた取組み）		保存活用計画（赤木名地区の散策路・標識・リーフレット・駐車場整備、地域住民によるガイドの仕組み）	

注1 奄美遺産については、小栗(2013)、松本(2011)等でも解説されているため、本章では以降の分析と関連する枢要な事項のみを取りまとめた。

(2) 奄美遺産成立システムにおける「発見・評価の仕組み」の特徴

モデル事業は「歴史文化基本構想」策定の指針作成のために、全国 20 地域で試行的に取り組まれた文化庁の事業である。宇検村・伊仙町・奄美市（以下、奄美 3 地域）の本事業では、A）文化財類型の調査、B）歴文構想のモデル策定、および C）歴文化保存活用区域の設定と事業の推進方策についての検討などが行われた。

A）では〔集落・市町村悉皆調査〕と〔分類・要素別調査〕が併用された（表 5-3 の I)。前者は奄美市では赤木名を含む３地区のみで実施され、モデル事業終了後に継続的に取り組まれることとなった。文化財保護法で扱うような種類の文化財以外を“総合的に”抽出するために、①島民にとって「大切なもの」「親しまれてきたもの」「敬われてきたもの」「将来に引き継いでいきたいもの」「守り伝え残したいもの」という、学術的な普遍的価値とは異なる、「現在の地域住民にとっての重要性」といういわば地域社会にとっての《主観的価値》を尊重する基準と、②一定の時間に渡って「受け継がれてきたもの」（例えば、「2 世代以上受け継がれてきたもの」「50 年以上経過するもの」等）という地域社会のなかで一定度価値が共有されているという《客観的価値》を担保する基準が併用され、市町村にとっての地域遺産、つまり「市町村遺産」とされた。このため、地域住民へのヒアリングや現地踏査を行った記録も収録されている [4]。抽出された市町村遺産は、奄美群島独自の分類方法によってジャンル分けされた(II)。大分すると、一つは「遺跡」「建築物・工作物」等の実態要素と「居住にかかわる場」「信仰に関わる場」「生産・採取に関わる場」等の空間要素からなる【不動産遺産】であり、もう一つは「文献・資料」「美術工芸品」等の有形要素と「民族・伝承」「人物」等の無形要素からなる【動産遺産】である。

他方、〔分類・要素別調査〕は、上記の分類やその要素に着目し、資料調査を中心に行われた(I)。これら２つの方法による調査結果を、分類／名称／位置（座標）／時代／文化財指定／概要／出典資料／所有者といった項目に沿って個票に情報整理・リスト化された(II)。

以上の情報の中から、「奄美の固有性・普遍性等を特徴付ける上で重要と考えられるテーマ」として設定された「歴史遺産」「生活遺産」「集落遺産」の３つの重点テーマごとに、複数の市町村遺産を関連遺産群として擁する「奄美遺産」が選定された。いずれもモデル事業内での試行的選定であり、事業後には各市町村長、県大島支庁、県教育委員会、有識者等からなる「奄美遺産審査委員会」によって追加的に審査を行えるシステムが構築された(II)。

このように地域遺産としての「奄美遺産」には、博物館や学校、NPO、市民団体、集落、個人から推薦される「市町村遺産」（モデル事業では、集落悉皆調査と分類・要素別調査で代用）と、それらの組合せによって奄美群島らしさ・共通的特徴を示すと認定された「奄美遺産」の２段階が用意されている。前者は個人や集落の提唱を契機とすることができるが、文化財専門家・産業・観光関係者等からなる「遺産審査委員会」が登録の可否を審査することが課題として挙げられており、幅広かつ一定の水準を担保したリスト作成が目指されていたと推察される。後者についても、自治体や専門家らによる「奄美遺産審査委員会」によって、公的・学術的に価値を審査する仕組みになっている。よって、推薦の間口は広げ、群島全体の地域遺産として認定する際には専門的見地によって価値が担保されるよう設計されている点が、奄美遺産の特徴であると言える。

(3) 奄美遺産成立システムの「保存・活用の仕組み」の特徴

次に、歴文構想による奄美遺産成立システム構築後の保存・活用の展望について、報告書の記述内容をシステムのプロセスと対応させたものが表 5-3 右である。〔III.保存・再生〕に関しては、主に保存活用計画が例示されることで、特に奄美市では笠利町赤木名地区で歴史的風致維持向上計画や重要文化的景観等の制度を活用して取り組まれることが定められた。〔IV.継承〕では奄美遺産データベースを活用した文化教育等の島づくりが謳われた。さらに〔V.活用〕では、やはり保存活用計画に基づいた赤木名地区の取組みが該当すると共に、文化の多様性・固有性を活かした観光商品開発や文化拠点設置といった、広域的な活用の具体的方向性が示された。

5-3.　エコミュージアム概念の導入と奄美遺産成立システム構築との関連

地域資源に着目する取組みは、奄美群島では「エコミュージアム」「地域の宝探し」等、モデル事業以前に複数見られる。そこで本節では、エコミュージアム概念の地域への導入の経緯や、「奄美ミュージアム構想」（2005 年）として県が主導する政策として位置付けられるプロセスについて、行政報告書や啓発パンフレット類、1995 年 1 月 1 日～2011 年 3 月末の地元紙「南海日日新聞」の記事等を渉猟し、奄美遺産成立システムのプロセス（分析の枠組み、I～VI、表 5-4）や各時代の取組み間のつながりに着目しながら、明らかにする。

(1) エコミュージアム概念の奄美地域への導入

合併前の笠利町において、1986 年の長期振興計画の戦略の一つとして観光振興プロジェクトが策定され[5]、「地域ぐるみの観光形成」が謳われた。その中で、「郷土再発見運動(I)」「郷土学習媒体の整備(IV)」「ふるさとづくり会議の組織化」等、町民が地域資源に目を向け学ぶ取組を並行して進める考えがこの当時から示されていた[注2]。

1994 年の『奄美文化フォーラム』において笠利町歴史民俗資料館学芸員の中山清美氏が「奄美そのものが博物館」と発言し[6] (I)、表現は違えども、エコミュージアム概念が認知され始めた。翌 1995 年に社団法人奄美振興研究協会により刊行された『奄美群島文化振興調査報告書　奄美文化列島博物館をめざして』[7]（以下、95 年報告書）において、エコミュージアム概念[注3]が本格的に紹介され、集落の文化記録（集落誌づくり、シマ[注4]写真集作成、地名地図・聖地地図の作成、地名解説版設置等→I,IV,V）を通じてシマ文化の価値を確立するとともに、文化の保護・活用のためのまちづくり企画コンペ、文化倶楽部活動、交流促進、文化・芸術祭等の企画が提案された(III,IV,V)。併せて、文化施設・環境の整備や情報システムの充実、人材育成の提案も示された(IV)。シマ（集落）、島のレベルでは域内の交流と伝承が目的だが、群島全体ではエコツーリズムの導入も推奨されている(V)。

その後、2003 年に笠利町教育委員会より冊子『郷土（ふるさと）は博物館－家族で訪ねる奄美・笠利町の文化財』が刊行された(IV)。中山氏は「このようなシマを「まるごと博物館」だと思います」と述べ[8]、エコミュージアム概念に基づく冊子であることが窺える。翌年には県主催の「ふるさと探検隊」が笠利町で実施され、6 集落において集落一帯を探検し、地域の宝物や課題を抽出、将来像の作成を行った[9] (I,II)。その結果、自生ソテツを残した圃場整備や住民参加型の環境改善などのアイデアが集まったとされる。

このように、旧笠利町及びその学芸員の中山氏を核として、1980 年代半ばからエコミュージアム概念の取組みが始まり、市町村合併直前の時期には冊子による啓発やふるさと探検の実施という実績が積まれたと共に、95 年報告書の刊行によって、地域資源・文化財の記録・価値付けや保護・活用の理念及び具体策が整理されていた。

注2 資料の制約から実績は不明である。
注3 文献 8)では、奄美群島文化振興策の基本テーマとして「奄美文化列島博物館づくり」を掲げ、「地域全体を博物館考えるエコミュージアムの概念」を振興策として取り入れることが明記されている。
注4 現地方言で「集落」の意。

表 5-4　奄美遺産成立システム構築前のエコミュージアム概念に関する活動

計画・政策・出来事	地域遺産の選定の仕組み		地域遺産の保存・活用の仕組み			
	I.発見・調査	II.評価・認定	III.保存・再生	IV. 継承	V.活用	VI.監視
1986 笠利町長期振興計画 1994 奄美文化フォーラム	1986 郷土再発見運動提案 1994 中山氏「奄美そのものが博物館」（エコミュージアム概念の導入）			1986 観光振興プロジェクト「郷土学習媒体の整備」の提案		
1995『奄美群島文化振興調査報告書　奄美文化列島博物館をめざして』	1995 文化記録（集落誌・シマ写真集作成、地名地図・聖地地図の作成、地名解説版設置等）の提案		1995 文化の保護・活用のためのまちづくり企画コンペ、文化倶楽部活動の提案	1995 文化記録（集落誌・シマ写真集作成、地名・聖地地図作成、地名解説版設置等）、文化・芸術祭の提案、、文化施設・環境、情報ｼｽﾃﾑ、人材育成、域内交流と伝承	1995 文化記録（地名・聖地地図の作成、地名解説版設置等）、交流促進、エコツーリズムの提案	
1996 エコツーリズムの兆し 1999 奄振計画審議会で歴史文化ソフト事業による地域アイデンティティ再構築と活用を主張	1996 地元紙、「住民自身が関心を持ち自信を深める大切さ」を説く				1996 地元紙、「観光客が注目することで住民自身が島の価値に着目し、歴史文化再認識効果が生まれることへの期待」を説く	
2001 鹿児島県総合計画にて世界遺産登録運動を初表明 2001 県総合計画「あまみ長寿・子宝プロジェクト」	2001 県自然共生プランに向け、島々の宝、奄美の宝として地域の宝さがし（地域資源の発掘・再発見）	2001 地域の宝さがしにて、学術的・社会的価値の両面から資源価値を測る			2001 自然共生プラン策定に向けた「宝めぐりツアー」	
2002 名瀬市総合計画 『人と文化で癒す』エコミュージアム構想の推進	2002「集落誌など集落の文化記録の収集保存」		2002「奄美文化の保護・活用」	2002 奄美学の確立、郷土資源の教材化、紬デザインの日常的利活用、奄美文化の保護・活用、文化施設、情報システム、人材育成	2002「文化資源活用型産業創出・エコミュージアム構想の推進／世界自然遺産登録に向けた取組み」	
2003 奄美群島自然共生プラン策定 2003-2005 県、奄美群島重要生態系調査実施 2004 県「ふるさと探検隊」、将来像の作成	2004 県「ふるさと探検隊」 集落探検、地域の宝物や課題の抽出			2003 笠利町『郷土は博物館』発行（エコミュージアム概念に基づく）		
2004-2013 あまみ長寿・子宝プロジェクトでまちづくり・産業・観光の3分野振興 2004 奄振方針「群島を博物館と見立てて産業・観光・文化振興」 2004 奄振計画「奄美ミュージアムの取組推進」					2004 広域組合「エコミュージアム人材育成事業」で自然・文化インストラクター育成、体験型観光ルート提案、エコツアーガイド育成・資格制度の提案 2004-2008 奄美ﾐｭｰｼﾞｱﾑ交流ネットワーク推進事業で案内板設置 2004-2006 奄美癒しツーリズムモデル事業で体験型観光（人材育成・ガイド資質向上・組織化	
2005 奄美ミュージアム構想策定	2005「奄美の宝の再発見」	2005「奄美の宝を磨く」	2005「奄美の宝の保存」	2005『奄美まるごとハンドブック』（地域資源や奄美ミュージアムの解説）、HP 情報発信	2005「奄美の宝の活用」、DB 作成＋人材育成活用・産業振興・体験滞在型観光・情報発信・交流連携	
2006 奄美市市町村合併、歴史文化の再評価の議論活発化		2005 奄美ミュージアムの HP、奄美の宝データベースと検索機能 2005「奄美の宝」100 選の公募・制定を構想（※実施記録なし）				
2008 国立公園化コンセプトは生態系管理型・環境文化型に					2009 広域組合、世界遺産を意識したｴｺﾂｰﾘｽﾞﾑ推進人材育成事業 2009-現在 あまみ長寿・子宝プロジェクトで地域資源活用による体験型・着地型旅行商品「あまみシマ博覧会」開始	
↓	↓	↓	↓		↓	↓
2008-2010 年度 宇検村・伊仙町・奄美市 文化財総合的把握モデル事業（歴史文化基本構想策定）						
	I. 発見・調査	II.評価・認定	III. 保存・再生	IV.継承	V.活用	VI.監視
2011 奄美遺産成立システム（歴史文化基本構想）	●主観的価値と客観的価値の両面から市町村遺産を抽出（集落・市町村悉皆調査と分類・要素別調査を併用） ●策定後も集落・個人を含めた地元各主体から推薦できる仕組み ●未調査項目や対象地域を拡大した継続調査が課題	●市町村遺産の分類方法とリスト化 ●審査委員会が群島全体にとっての奄美遺産を認定	●保存活用計画を例示 ●赤木名地区で歴史的風致維持向上計画や重要文化的景観等の制度を活用	奄美遺産データベースを活用した文化教育等の島づくり	●保存活用計画に基づいた赤木名地区の取組み ●広域では、文化の多様性・固有性を活かした観光商品開発や文化拠点設置等の活用	市町村文化財担当課が保存・活用主体と協力して実施

注：セルの幅は含まれる文章量により拡張しているもの、また、隣り合う2つの仕組みに跨るものがある。
凡例: 青：基礎自治体、橙：鹿児島県（大島支庁含む）、緑：奄美群島広域事務組合

(2) 奄美群島における振興開発の方向性の転換

一方、奄振法に基づいて国・県・市町村が連携する、よりマクロな政策も、1990 年代後半から 2000 年代初頭にかけて方向性が転換した。例えば、奄美群島振興開発計画（奄振計画）改訂十箇年計画(1999 年)の審議会では、本土より開発整備が遅れた「マイナスイメージ」ではなく、「ダイナミックで重層的な歴史文化を持つ貴重な地域」へと転換すべきとの意見が出る等 [10]、条件不利地域としてハード事業を優先した従前から転換し、歴史や文化等のソフト事業による地域のアイデンティティの再構築と活用が主張され始めた。

同時期に観光・リゾートの方向性も変化し始めた。1996 年にはエコツーリズムがブームの兆しとの新聞記事が掲載される [11]。同年、沖縄を手本として歴史や文化を観光資源とすることを提案する社説も掲載され、「住民自身がそれらに関心を持ち、自信を深める」ことの大切さ(I)、「観光客が注目することによって、住民自身が新たな島の価値に注目し、郷土の歴史や文化を再認識する効果」への期待を説いた [12] (V)。このように、奄美固有の自然を題材とした観光の萌芽が起こると共に、メディアも地域資源・歴史文化の再評価や観光活用という方向性に同調するようになっていった。

(3) 世界自然遺産登録の取組みにおける地域資源の掘り起こし

① 世界自然遺産登録に向けた県の取組みの開始

2001 年 2 月策定の県総合計画「二十一世紀新かごしま創造プログラム」では、奄美群島の世界自然遺産登録に向けて取組むことを初表明した。そのため、県が「奄美群島自然共生プラン」策定(2003 年)や「奄美群島重要生態系地域調査」(2003～05 年度)等に取組み、準備を進めることになった。自然共生プラン策定にあたっては、地域資源を「島々の宝」「奄美の宝」と呼び、「地域の宝さがし」「宝探し」と呼ぶ地域資源の発掘・再発見を、策定の事前作業として 2001 年より行った [13] (I)。「学術的価値が顕著」「社会的価値が顕著」[注 5]の両側面から自然資源の価値を測り(II)、加えて、加えて同プランは「人と自然の共生」を目指すものであることから、自然とかかわりの深い歴史・文化や産業、生活環境、名人、食材といった文化資源も抽出された [14] (I)。その上で「宝めぐりツアー」実施するなど、活用の模索も行われた(V)。

なお上記の県総合計画では「あまみ長寿・子宝プロジェクト」(2004～13 年)も実施され、奄美群島の長寿者が多い・合計特殊出生率が高いといった特性を生かし、まちづくり・産業・観光の 3 分野の振興が図られた [15]。その一環として、地域資源を活用した体験型・着地型旅行商品である「あまみシマ博覧会」が 2009 年度より開始され、地域の多様な主体が観光振興に参加することとなった [16] (V)。

② 名瀬市総合計画の策定と市政へのエコミュージアム概念の導入

「名瀬市総合計画（基本構想・前期基本計画）」(2002 年)では「文化資源活用型産業」の創出をめざして「『人と文化で癒す』エコミュージアム構想の推進」の項が設けられ、95 年報告書で提示されたような取組みを実施することが決定した[注 6,文献 17]。具体的には(1)奄美文化の価値の確立（集落誌など集落の文化記録の収集保存(I)、郷土資源の教材化(IV)、紬デザインの日常的利活用(IV)、奄美学の確立(IV)）、(2)奄美文化の保護・活用(III,

[注5] 「奄美群島自然共生プラン」第３部第２章第１節では、サンゴ礁と海岸の生態系や海岸の景観、希少野生動植物を要素とする森林の生態系や森林の景観といった奄美の特徴的・希少・真正な自然環境に「学術的価値」があるとし、身近な自然や景観に「社会的価値」があるとしている。

[注6] 2002 年頃には、沖永良部島郷土研究会において、出村卓三氏の提案に基づいて、「島ごと博物館」が動き出していたとの記録もある(文献 17)。沖永良部では単なるエコミュージアムづくりではなく、観光資源として「売り出す」ことを意識し、現在でいうＤＭＯのような組織の立ち上げまで構想されていたようである。その過程において「沖永良部の宝をもう一度自分たちで見つめなおして、自分たちも楽しみ、心を癒しながら外のほうに向けて発信していく」という地域資源の再発見と活用が想定されていた。

V)、(3)文化施設の充実(IV)、(4)情報システムの充実(IV)、(5)人材育成(IV)といったプログラムの具体的内容が示された[18]。なお、当時策定途中であった県の奄美群島自然共生プランに基づく世界自然遺産登録に向けた取組みも明記されており、この時点までに県と市、それに国が足並みを揃えて**「奄美の宝」の抽出・価値付け・保護・活用**に取組みだしたと言える。

③ 国の奄美振興政策へのエコミュージアム概念の位置付け

2004 年の国の奄美群島振興開発基本方針（奄振方針）では群島を「博物館と見立てて産業観光文化等総合的に振興する構想」の策定が示され、同年の奄振計画でも奄美ミュージアムの取組促進が謳われ、国の奄美振興政策でもエコミュージアム概念が位置付けられた。

(4) 奄美ミュージアム構想の策定

以上の経緯を経て、2004 年度より奄美群島広域事務組合（以下、広域組合）が主体となって奄美ミュージアム構想策定戦略会議を開催し、2005 年 3 月に「奄美ミュージアム構想」が策定された。前文ではエコミュージアムの発祥や概念が説明され[19]、95 年報告書の「文化列島博物館」に類する理念を有する構想だと言えるが、同会議歴史・文化部会委員として中山清美氏らが参加していたことから、(1)で触れたエコミュージアム関連の取組みの成果が応用されたと推察される。構想では「奄美の宝」の【再発見(I)・磨く(II)・保存(III)・活用(V)】とデータベース作成(IV)を通じて、《人材育成活用(IV)・産業振興(V)・体験滞在型観光(V)・情報発信(IV)・交流連携(IV)》に取組むこととなった。その際、自然共生プラン策定に向けて行われた「奄美の宝」の〔I.発見・調査〕の成果が貢献したと予想される。

広域組合では構想に基づく事業を、策定段階も含めた 2004～13 年度に実施した。前半期は奄振計画（2004～08 年度）と対応しており、「奄美ミュージアム交流ネットワーク推進事業」（2004～08 年度）により「奄美大島まるごと博物館案内板」を設置し(V)、また、「奄美癒しツーリズムモデル事業」（地域資源を活用した体験型観光、2004～06 年度、V）、「エコミュージアム人材育成事業」（自然・文化インストラクターの育成、2004 年度、V）等が行われた[20]。その中で、2004 年度には地域の伝統文化や産業などの体験型観光ルートが提案されたほか、専門知識を持つエコツアーガイドの育成・資格制度が提案された[21](V)。奄振計画が更新された 2009 年度以降には世界自然遺産登録を意識した「エコツーリズム推進人材育成事業」が実施され、地域人材育成・ガイド資質向上・組織化を進めた(V)。これらは体験・滞在型観光の受入環境整備として捉えられよう。

その一方で、「奄美の宝」をリスト化・選定し、解説する取組みとしては、主に次の２つが挙げられる。2005 年には観光関係者用の教材として『奄美まるごとハンドブック』を刊行(IV)、地域資源の解説とともに奄美ミュージアム構想についての説明が掲載された。また、奄美ミュージアムのホームページ[22]を開設し(IV)、「奄美の宝」の検索や郷土料理レシピ集、イベント情報等を発信した[注7]。

さらに「奄美の「宝」100 選の公募・制定」として、「奄美の宝」の選定(II)が構想に含められた。「宝」の継承、観光促進を狙った情報発信活動の一部であり、地元住民とインターネット投票による幅広い層へ投票を呼び掛けることが企図された[23]。実施されたかは記録がなく不明だが、地域資源を「宝」として 100 件選定するという行為は、後の地域遺産選定の取組みと類似していると指摘できる。

[注7] 2020 年 8 月現在、更新は停止している。

⑸ 文化財総合的把握モデル事業と奄美遺産成立システムの構築

文化財総合的把握モデル事業を所管した奄美市文化財課（奄美博物館）へヒアリング調査を行い、事業と奄美遺産システムの構築の経緯、奄美遺産の基準、観光への活用事例等について聞き取りを行った。

① モデル事業以前の地域の歴史文化に対する問題意識

奄美市文化財課へのヒアリング調査[注8]によると、旧笠利町時代から学芸員の中山清美氏を中心に、「奄美の歴史が分かりにくい」という問題意識があったという[注9]。また地域の歴史を理解する上で、従前は指定文化財を用いていたが、種類や数が制限されるため、それらだけでは理解が難しいとも認識されていた。地域や集落によって「地域の歴史・文化を理解する上で欠かせないもの」は異なることから、指定文化財以外の「地域の人たちが大事にしているもの」を再評価しようという動機が奄美遺産システム構築の端緒であった。

2006 年 4 月、旧名瀬市、笠利町、住用村が合併し、奄美市が誕生した。中山氏は奄美市文化財課係長になり、旧 3 市町村の文化財担当職員が同じ職場になることによって、歴史や文化の再評価に関する議論が活発化した。既存の文化財に限らず多様な視点で地域の文化財を捉え直すため、県大島支庁や広域事務組合等とも連携しながら補助事業を導入することとなった。

② モデル事業実施と歴史文化基本構想の策定

上記の経緯があり、当初は歴史や文化の分かりやすい解説を目的として、2008 年度より「文化財総合的把握モデル事業（モデル事業）」を奄美３地域で受託した。３カ年の事業を通じ、文化財類型調査(I)による市町村遺産のリスト化(II)、奄美遺産（関連文化財群）のシステム構築(II)、保存活用計画(III,IV, V)、ならびに広域的取組による奄美遺産の保全・活用の推進方策(III,V)が検討され、歴史文化基本構想策定が進められた[24]。

2009 年度の奄美文化財保護対策連絡協議会では、中山氏より「奄美遺産」としての文化財の捉え方や保護・活用について説明が行われ、3 自治体による歴文構想をベースに、12 市町村の文化財保護審議委員を中心に、群島全域で取り組む方針が申し合わされた[25]。

２章の通り、市町村遺産リスト化(II)のための集落・市町村悉皆調査(I)は、奄美市では赤木名ほか全３地区で実施され[26]、３つの重点テーマについて、奄美の特徴を分かりやすく伝えるためのストーリーを設定し、関連する市町村遺産を構成資産とする奄美遺産認定の仕組みが構築された(II)。集落遺産には奄美市赤木名・宇検村宇検・伊仙町面縄の 3 集落を選出し[注10]、保存活用区域と保存活用計画を例示した(III,V)。赤木名については策定後の事業化にも言及された。

歴文構想では、策定後の事業導入に関し、(1)歴史まちづくり法関連事業、(2)地域伝統文化総合活性化事業（文化庁補助事業）の 2 分野と、(3)奄美群島全体での奄美遺産の保全・活用に向けた取組、が想定された。(2)のうち奄美市が取り組むものとしては、ア）奄美の自然・文化の調査、継承支援事業、イ）伝統文化芸能遺産の記録作成支援事業、ウ）奄美歴史資料詳細調査支援事業、エ）奄美市民遺産の情報利用と広報活動支援事業、オ）奄美伝統的集落遺産調査事業、の５つが示され（表 5-4）、歴文構想策定翌年度の 2011 年度以降に文化庁事業を活用しながら実施されることとなった[27]。次節では、これらの事業を通じて奄美遺産の「深化」が具体的に進められた過程について考察する。

注8 奄美市教育委員会文化財課（奄美博物館）へのヒアリング調査。2019 年 9 月 5 日実施。
注9 琉球国に統治された時代と薩摩藩に統治された時代があり、奄美大島の中でもそれらの影響は地域・集落によって様々であることから、「一元的に奄美の歴史・文化を理解するのは難しい」ためとされる。
注10 他に、8 集落の集落遺産候補地も示された。

(6) 節のまとめ

奄美地域におけるエコミュージアム概念は、80 年代にその萌芽を認めることができ、95 年報告書で提言された後、「世界自然遺産登録」が打ち出されたのを契機に、2000 年代に自然共生プランや奄美ミュージアム構想等の複数の政策に昇華した。その中で〔I.発見・調査〕のキーワードとなる「島々の宝」や「宝さがし」の語が用いられるようになり、自然に限らず歴史文化や産業・生活、人物、食材などの文化資源も含めて幅広く対象にするスタイルは、後のモデル事業へ継承されている。一方〔II.評価・認定〕に当たる「奄美の宝 100 選」も構想されたが、明示的に残された成果は見当たらず、奄美遺産の時代への課題となり残っていた可能性が高い。かように、奄美遺産システムの土台となる成果・課題がみられた。

〔V.活用〕では各時代で取組みの提案が見られるが、とりわけ観光活用に関しては、ルート提案やガイド人材育成等の初歩的な取組みが取り上げられており、観光まちづくりにつながる具体的な旅行商品化としてはエコミュージアム概念とは異なる母体で始まった「あまみシマ博覧会」が見られる程度であり、未だ地域資源が「地域遺産」として観光まちづくりに位置付けられていたとは言い難い。

5-4.　奄美遺産成立システムの深化に関する取組みの特徴

本節では、モデル事業によって奄美遺産成立システムが構築された後に行われた「深化」の取組みを分析する。３章と同様に、行政報告書や啓発パンフレット類、2011 年 4 月～2020 年 3 月の「南海日日新聞」記事等を渉猟し、地域遺産システムのプロセス（分析の枠組み、I～VI）に分類し、時系列で分析する（表 5-5）。分析では、①歴文構想に位置付けられ、歴文構想策定を条件として実施された文化庁補助事業の取組みを通じた深化を追い、加えて②群島全体への拡大の面から見た深化、③文化財行政関係者以外の地域への普及浸透の面から見た深化、そして、④モデル事業で課題となった調査不足を補う取組みによる深化、の４側面を扱う。

(1) 歴文構想に基づく事業による奄美遺産成立システムの深化

歴文構想が策定されて奄美遺産の【発見・評価】や【保存・活用】の取組みが構想・実施されたことによって奄美遺産成立システムの構築に至り、2011 年度から奄美遺産に関する具体的な取り組みが事業化されていった。奄美市では、文化財保護審議会委員を中心とする「奄美遺産活用実行委員会」が組織された [28] (V)。同委員会では文化庁から補助を受け、2011～17 年度に【地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業】として(A)「市民と共に育て継承する奄美遺産事業」を、2013～15 年度に【文化遺産を活かした地域活性化事業】として(B)「奄美遺産総合的活用事業」を、そして 2016 年度に【文化遺産を活かした地域活性化事業（地域の文化遺産次世代継承事業）】として(C)「奄美遺産で深める異世代交流事業」を実施した [29]。これらは３章(5)②でみたア）～オ）が具体化されたものと考えられる。

歴文構想策定直後から取組まれた(A)では、資料調査と解題・目録作成(I)やそれに基づく学習講座・フォーラムの開催(IV)、伝統的食材・食文化にまつわる生業調査・植生調査を通じた継承(IV)と観光活用(V)、伝統漁法の保存活用(III,V)や観光資源としての可能性の検討(V)が行われた [30]。また、四季の様子や伝統行事・料理、旧暦・月齢を記した「2013 年度行事カレンダー」を作成し、配布した(V)。（補助事業終了後の 2015 年度からは 1 部百円で販売 [31]）

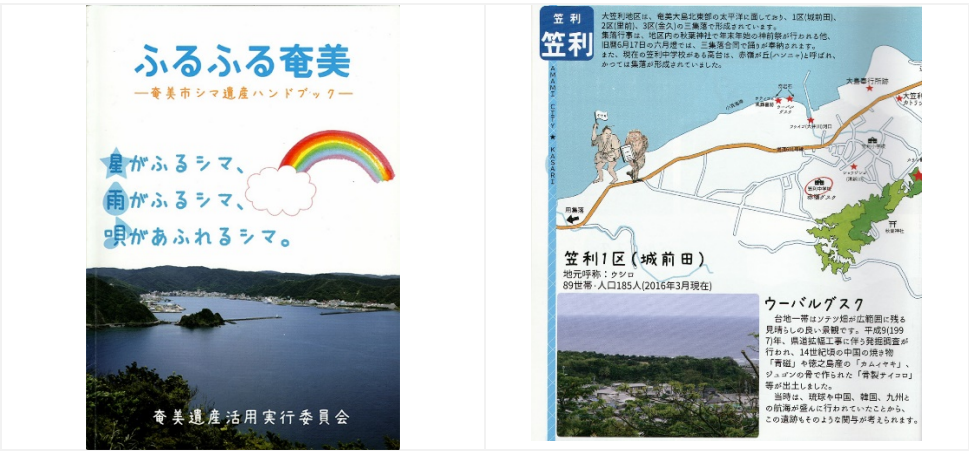

図 5-1　『奄美市シマ遺産ハンドブック　ふるふる奄美』の表紙（左）と内容例（右）

次に(B)（2013～15 年度）では奄美市の自然・歴史・文化・産業に関する調査(I)や啓発普及事業(IV)を実施した[32]。2015 年 3 月にはホームページ「電子ミュージアム奄美[33]」を開設(IV)。自然・歴史・文化資源の解説や資料ファイルのアーカイブ、イベント開催情報、奄美市の博物館施設の紹介などを掲載している。さらに『ふるふる奄美　シマ遺産ハンドブック』を 2016 年 3 月に発行(IV, V)。同冊子は、奄美市内全集落について文化遺産を写真と共にビジュアルに紹介し、「大自然だけではない奄美市の魅力」を来訪客が体感できる観光資源として活用するための[34] (V)、また小中学校での郷土学習の資料とするための[35] (IV)、ガイドブックと紹介されている。

最後に(C)では、奄美方言を収録した『シマグチハンドブック（奄美市版）』を 2017 年 3 月に発行した(IV, V)。年配者を中心に利用され、地域で使う人が少なくなった方言を若い世代、小中学生、観光客に伝えることが狙いで、500 の単語・900 の例文を掲載している。

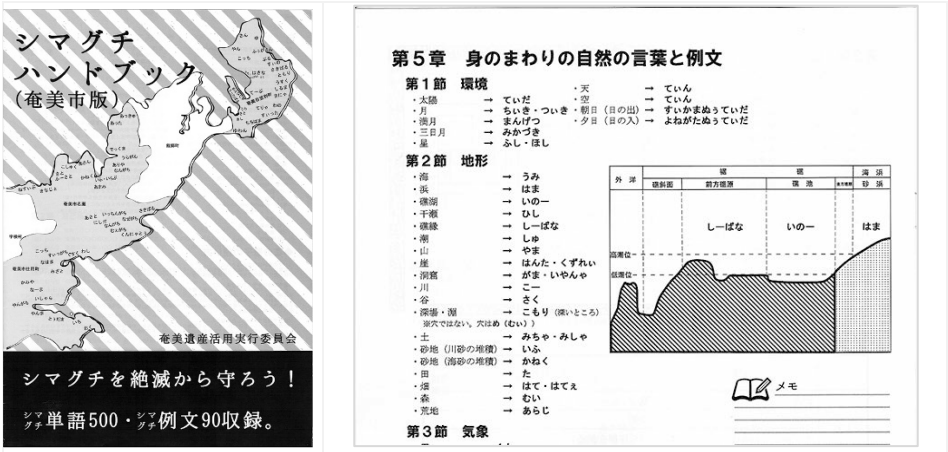

図 5-2　『シマグチハンドブック（奄美市版）』の表紙及び内容の例

以上、文化庁補助事業を用いて地域資源の継続的調査や講座、メディア作成が行われた。観光活用の検討も行われたが、実質的には HP やハンドブックに掲載された情報を提供する形式で実現したことになる。新たな遺産の認定に直接関わるものは見られない。

表 5-5 歴文構想策定・奄美遺産成立システム構築後の深化の取組み

計画・政策・出来事	地域遺産の選定の仕組み		地域遺産の保存・活用の仕組み			
	I.発見・調査	II.評価・認定	III.保存・再生	IV.継承	V.活用	VI. 監視
2011 奄美遺産成立システム （歴史文化基本構想内）	●主観的価値と客観的価値の両面から市町村遺産を抽出（集落・市町村悉皆調査と分類・要素別調査を併用） ●策定後も集落・個人を含めた地元各主体から推薦できる仕組み ●未調査項目や対象地域を拡大した継続調査が課題	●市町村遺産の分類方法とリスト化 ●審査委員会が群島全体にとっての奄美遺産を認定	●保存活用計画を例示 ●赤木名地区で歴史的風致維持向上計画や重要文化的景観等の制度を活用	奄美遺産データベースを活用した文化教育等の島づくり	●保存活用計画に基づいた赤木名地区の取組み ●広域では、文化の多様性・固有性を活かした観光商品開発や文化拠点設置等の活用	市町村文化財担当課が保存・活用主体と協力して実施
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2011 歴史文化基本構想で提示された事業						
地域伝統文化総合活性化事業（文化庁補助事業）の活用	ア）奄美の自然・文化の調査、ウ）奄美歴史資料詳細調査支援事業、オ）奄美伝統的集落遺産調査事業		イ）伝統文化芸能遺産の記録作成支援事業	エ）奄美市民遺産の情報利用と広報活動支援事業	2011 奄美市奄美遺産活用実行委組織化	
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2011-2017 A)【地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業】の「A)市民と共に育て継承する奄美遺産事業」実施	資料調査、解題・目録作成、伝統的食材・食文化にまつわる生業調査・植生調査		伝統漁法の保存の検討	学習講座・フォーラムの開催、伝統的食材・食文化にまつわる生業調査・植生調査を通じた**継承**と観光活用、伝統漁法の保存活用や観光資源としての可能性検討、**年度行事カレンダー作成配布**	伝統的食材・食文化にまつわる生業調査・植生調査を通じた継承と観光活用、伝統漁法の保存活用や観光資源としての可能性検討	
2011 群島文化財保護対連協の会長に中山氏			2011 群島文化財保護対連協、世界遺産視野に奄美遺産の保護活用に向けた広域連携方針		2011 群島文化財保護対連協、世界遺産視野に奄美遺産の保護活用に向けた広域連携方針	
	2011 奄美大島体験交流受入協議会「しまコンシェルジェ」育成講座で中山氏が奄美遺産を解説し「宝さがし」のフィールドワーク実施			2012 市紬観光課、「奄美ガイドブック わたしたちの奄美大島」刊行、地域資源・行政施策・奄美遺産を解説		
2013 世界自然遺産・UNESCO 暫定リストへの追加決定 2014 エコツーリズム関係者の組織化（奄美群島エコツーリズム推進協議会）		2012 群島文化財保護対連協内に、歴文構想「奄美遺産審査委員会」相当の「奄美遺産会議」設立 2013『奄美遺産提案の手引き』発行、群島内から奄美遺産募集			2012 奄美ミュージアム推進会議で中山氏が奄美遺産の広域的取り組みを報告、奄美遺産を活用した観光振興・地域活性化へ文化財・観光両分野の連携に合意	
2013-2015 B)【文化遺産を活かした地域活性化事業】の「B)奄美遺産総合的活用事業」実施	奄美市の自然・歴史・文化・産業に関する調査や啓発普及事業			2013-15 奄美市の自然・歴史・文化・産業に関する調査や啓発普及事業 2015 電子ミュージアム奄美 HP 開設（資源解説、資料アーカイブ、イベント情報、施設紹介） 2016『ふるふる奄美 シマ遺産ハンドブック』刊行→郷土学習・観光用		
	2013-2015 生涯学習「名瀬シマ歩き」「集落（シマ）遺産探し（笠利）」で地域住民がシマ遺産掘起こしを継続 2014「笠利観光プロジェクト」で各集落にシマ遺産となる重要地域資源アンケート調査	2014 群島文化財保護対連協で 12 市町村から「奄美（シマ）遺産」候補 217 点が提示、暫定リスト作成へ			2014-2017「歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト」	
	2014-**現在** 大島北高校聞き書きサークル誕生、ヒアリング調査を行い『シマ(集落)に学ぶ』を毎年刊行					
	2016 中山氏、シマ学講座で「自然と歴史文化両方の価値整理によりシマ遺産となり、奄美遺産化し、国立公園や世界遺産へ発展的に展開する想定」と述べる	2015「笠利 29 集落 シマ遺産ベスト8資料」作成		2014 市紬観光課「奄美ガイドブック 2014 もっとわかる奄美大島」刊行、奄美遺産を詳細に解説		
2016 C)【文化遺産を活かした地域活性化事業（地域の文化遺産次世代継承事業）】の「C)奄美遺産で深める異世代交流事業」実施				2017『シマグチハンドブック（奄美市版）』刊行→若い世代への継承・観光客向け		
世界自然遺産 2017 奄美群島国立公園指定 2017 政府が推薦書提出 2018 登録延期を IUCN 勧告、政府取り下げ 2019 政府が推薦書再提出 2020 登録勧告	2019 聞き書き指導者養成講習会					

凡例: 紫: 奄美市遺産活用実行委員会、青:基礎自治体、緑:奄美群島広域事務組合、赤:その他の群島全域に亘る組織

⑵ 奄美遺産会議の設置と奄美遺産の群島全体への拡大

奄美遺産を奄美群島全体に広げる活動も行われた。2011 年 7 月には奄美群島文化財保護対策連絡協議会（奄美文化財保護対策連絡協議会から改称）において中山氏が会長に選出され、2009 年と同様、奄美群島の世界自然遺産登録を視野に、「奄美遺産」の保護・活用に向けた広域連携の方針が改めて申し合せられた [36]。翌年の協議会では、奄美遺産登録を本格化させ、奄美市の奄美遺産活用実行委員会とは別に、歴文構想で定められた「奄美遺産審査委員会 [37]」に相当する協議会内組織の「奄美遺産会議」を立ち上げることが示された [38]。2013 年には小冊子『奄美遺産提案の手引き [39]』を発行、広く群島内から奄美遺産を募集することとなった。登録された景観・奄美遺産育成団体が提案可能であり、ストーリーやその構成資産となる文化財のリスト、保存活用の活動内容を記す所定の様式が用意された。2014 年 6 月の協議会では「奄美（シマ）遺産」候補が 12 市町村から 217 点提示され、暫定リストが作成されることとなった [40]。

⑶ 奄美遺産及び奄美遺産成立システムの地域への普及浸透の取組み

群島全域に奄美（シマ）遺産を広げるのと同時に、地元の諸団体や市民に対し、奄美遺産システムの普及浸透の取組みも進められた。群島では歴文構想策定後の数年間は、前述の奄美ミュージアム構想の推進や UNESCO 暫定リストへの追加決定（2013 年）、それと連動する奄美群島国立公園指定（2017 年）、エコツーリズム関係者の組織化（2014 年）等が起こった時期でもあり、奄美市及び群島内では奄美遺産に係る活動と同時に地域資源の保護活用が行われていた。その中で奄美遺産の紹介や啓発は中山氏が重要な役割を果たしていた。

例えば、奄美遺産成立システム構築直後の 2011 年 6 月に行われた、奄美大島体験交流受入協議会による観光客案内人「しまコンシェルジェ」の育成講座では、中山氏が奄美遺産について解説するなど [41]、他の地域活動へ浸透させる取り組みが始まった(I)。2012 年 3 月の奄美ミュージアム推進会議では中山氏が奄美遺産の広域的な取組を報告し [42]、「奄美遺産」を活用した観光振興と地域活性化に両分野関係者が連携する方針が合意された(V)。このことは奄美遺産の観光まちづくりとしての「展開」に相当するが、中山氏は地元集落についての学習活動である「シマ学」のなかから学んだことを活かす取組みが「一番大きな問題」と認識していた [43]ことから、「奄美の宝」の活用方策として観光にも取り組んでいた奄美ミュージアム構想と奄美遺産を結び付けて取り組む「展開」の重要性がここで明示されたものと考えられる。

また、世界自然遺産に向けた奄美群島国定公園の国立公園化において、そのコンセプトは「生態系管理型」「環境文化型」とされた。後者については自然と文化を一体のものとして扱う点が国立公園としての新規性とされるが [44]、中山氏はシマ学講座で集落の自然と歴史文化の両方の価値が整理されシマ遺産となり、それをベースとして作られる奄美遺産が、国立公園や世界自然遺産と発展的に展開することを想定しており [45]、地域資源が世界自然遺産と連なる観光対象となることも含めて活用されることを展望していたと言える。

以上のように、奄美遺産の保全活用に向けた周知・解説が中山氏を中心に広げられ、また奄美遺産活用策としての観光振興に向けて、既存の奄美ミュージアム構想での地域資源の活用人材等の成果と連携させることで奄美遺産を「展開」させる下地が作られていった。

⑷ 調査の不足を補う取組み

5-2(2)の通り、奄美遺産システムのベースとなる集落単位での地域資源（シマ遺産）の調査は、モデル事業期間中に奄美市全域で完了せず、事業完了後に継続して次のような事柄が取組まれた。

まず、奄美市の生涯学習講座「名瀬シマ歩き～自分たちで探す集落遺産」（名瀬）、「集落（シマ）遺産探し（初年度は「集落（シマ）遺産・見て歩き（各集落の宝を見つけよう）」）」（笠利）が、中山氏を講師・地域住民を受講生として 2013～15 年度に行われた[注 11,文献 46,47](I)。

また、奄美市魅力ある学校づくり支援事業に採択された県立大島北高校において、「シマ（集落）の宝」学習講座の一環として「聞き書きサークル」(I)が 2014 年に誕生した[注 12]。中山氏が指導者となり、地元の古老への昔の様子や伝統的生活様式等について高校生がヒアリング調査を実施、各年度で冊子『シマ(集落)に学ぶ』にまとめて刊行するようになった（2019 年現在まで継続中）。

この他、2014 年度から市笠利総合支所の事業として行われた「歴史回廊のまち笠利　観光プロジェクト」でも、各集落を対象に、シマ遺産となる重要地域資源を訪ねるアンケート調査を実施し、2015 年 3 月に「笠利 29 集落　シマ遺産ベスト 8 資料[注 13]」冊子としてまとめられている。

以上のように、歴文構想後の 2013 年度から、各集落の地域資源を掘り起こす調査活動が、中山氏を中心に、社会教育・学校教育、観光まちづくりなど多方面で行われ、奄美遺産の深化が図られた。

⑸ 節のまとめ

奄美遺産の深化は、まず奄美遺産成立システムが構築された歴文構想に基づき、文化庁事業を用いて地域資源の継続的調査や講座、メディア制作が行われ、HP やハンドブックでの情報提供を通じて観光活用が行われた。一方、新たな遺産の認定に直接関わるものは見られない。群島全域への拡大は奄美遺産会議を設立して行われ、手引きを作成配布することで広く群島全域からの募集が行われ、2014 年の協議会に 217 件の奄美遺産候補が集まるに至った。地域への普及浸透は奄美ミュージアム構想や世界遺産登録活動、体験交流受入等の取組みへの紹介と連携を図る活動が、中山氏を中心に行われ、他分野への展開の下地が作られていった。

そしてモデル事業で不足していた調査については社会教育や学校教育、また観光振興まちづくりの一部分として行われ、住民の参加による深化と観光産業との連携による展開が始まったといえる。以上のように、一つの体系にまとまった奄美遺産システムに対して、複数の事業や主体、また CRM としてのプロセスのうち取り組めるものから手を付け、群島全域や住民・子どもへと広げる努力が行われてきたと言える。

注11 奄美遺産が群島全体へ拡大する中、2011 年 4 月から宇検村公民館でも中山氏が講師となり「シマ（集落）遺産調査」が実施された。（文献 47)）

注12 文献 43) p.224 によると、その前にも宇検村では高橋一郎氏により聞き書きが行われていた。

注13 奄美市笠利総合支所産業振興課資料（2015.3）：笠利 29 集落　シマ遺産ベスト 8 資料

5-5.　章結

本章では文化資源マネジメント（CRM）の知見を援用し、地域遺産マネジメントの６段階の取組状況から、奄美遺産成立システムに関する特徴を分析した。

①奄美遺産成立システムの【発見・評価】の仕組みでは、現在の地域住民にとっての重要性、即ち「主観的価値」と、地域社会の中で価値が共有されることを示す「客観的価値」の両側面から地域資源の価値が説明され、集落や住民を含めたあらゆる主体によって登録される「市町村遺産」と、奄美群島に共通する固有性・普遍性という公的・学術的に行政や専門家が審査をする「奄美遺産」の二段構えである点が特徴的である。【保存・活用】の仕組みについて歴文構想では保存活用計画が重要な役割を果たすよう記述されているが、文化の多様性・固有性を活かした観光商品への展開など、他分野との連携により実現することが前提となる性質も有している。

②1980 年代からエコミュージアム概念が導入され始め、世界自然遺産登録に向けた県自然共生プランや奄美エコミュージアム構想等の政策・計画に繋がった。その中で、「島々の宝」「奄美の宝」の語が生まれ、「学術的価値」「社会的価値」の両面から自然を、また、文化資源も併せて扱っており、こうした理念は奄美遺産に継承されている。但し奄美ミュージアム構想の「奄美の宝 100 選」のような〔II.評価・認定〕の取組みは後の時代への課題となっていた。

ここで価値の概念を整理すると図 5-3 のようになる。個人的趣味として扱われる資源でも地域社会にとって〔社会的・主観的価値〕を有することで、シマ遺産や市町村遺産となり、さらに普遍性・学術性を説明できることで〔学術的・客観的価値〕を有する奄美遺産に位置づけが変わっていく。〔個人的・主観的価値〕や〔社会的・主観的価値〕は、奄美遺産や世界遺産よりも、価値共有に向けてさらなる模索が続くという点で仮に「探求的価値」と称することができるが、観光資源としての価値も未確定である一方で、より真正な地域の姿を捉える上で〔学術的・客観的価値〕を補完するものであると考えると、地域遺産成立システムの観光振興への接続を考える際に、こうした資源も観光対象として活用可能になる。

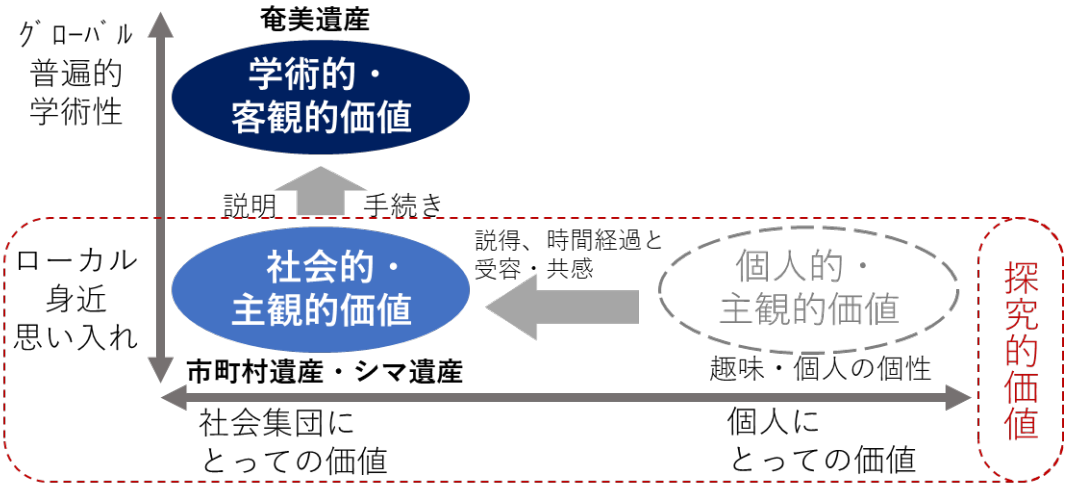

図 5-3　地域資源の価値と奄美遺産のタイプの関係

③奄美遺産成立システム構築後、文化庁補助事業を用いた調査や講座、媒体制作、保存活用計画などを通じ、〔I.発見・調査〕や〔III.保存・再生〕、〔IV.継承〕、〔V.活用〕等の面で「深化」が進められた。また群島全体や他分野へ奄美遺産を普及・浸透させる取り組みも進められた。このことは、地域遺産成立システムが観光振興等の地域活動へと接続し、〔地域遺産発展システム〕として地域遺産がまちづくりの中で機能する端緒となると考えられる。特にモデル事業内で完了しなかった〔I.発見・調査〕〔II.評価・認定〕は、社会教育・学校教育及び観光政策の中で住民主体で現在に至るまで行われており、それを専門家がサポートしてきた。これらを通じ、観光振興へ【接続】する事例も現れ始めている。

奄美遺産成立システムが奄美の多様な主体による観光振興とそれを通じたまちづくりの取り組みの中でどのように接続・展開され、いかなる役割を果たしてきたのかについて実証的に精査することが必要であるため、以降ではさらに奄美における具体的事例に基づいて考察を行うものとする。

参考文献

[1] 西山徳明（2012.7）:文化資源からはじまる歴史文化まちづくり，季刊まちづくり, 35 号，学芸出版社, pp.4-16
[2] 村上佳代（2012.7）：文化資源マネジメントとまちづくり，季刊まちづくり, 35 号，学芸出版社, pp.24-30
[3] 宇検村・伊仙町・奄美市（2011）、文化財総合的把握モデル事業報告書
[4] 宇検村・伊仙町・奄美市（2011）、文化財総合的把握モデル事業報告書，p.9
[5] 笠利町（1986），「笠利町長期振興計画」、pp.62-63
[6] 南海日日新聞（1995.7.13）：奄美の自然　屋久島以上の保護を　県自然環境保全審　環境行政の遅れ指摘　市理原（龍郷）に 6 種の北限植物　県、保護強化策を検討へ，3 面
[7] 社団法人奄美振興研究協会（1995）:『奄美群島文化振興調査報告書　奄美文化列島博物館をめざして』
[8] 笠利町教育委員会（2003）：郷土（ふるさと）は博物館－家族で訪ねる奄美・笠利町の文化財, p.113
[9] 南海日日新聞（2004.3.7）：地域づくりの夢に肉付け　笠利町ふるさと探検隊　墓地公園、ソテツ残したほ場など, 7 面
[10] 南海日日新聞（1999.6.11）：奄振審議会　ソフト面充実など要望　第 3 次改訂奄振計画を了承, 1 面
[11] 南海日日新聞（1996.3.3）：ブームの兆し　奄美エコツアー　群島リポート, 1 面
[12] 南海日日新聞（1996.5.27）：多様化する観光　歴史や文化に触れる奄美を, 3 面
[13] 南海日日新聞（2004.5.12）：ミュージアム構想　年度内策定へ　奄美を丸ごと博物館に, 7 面
[14] 鹿児島県（2003）：第 3 部基本方針　第 2 章奄美の「宝」，奄美群島自然共生プラン
[15] 鹿児島県（2006）：第 1　平成 18 年度保健福祉行政の基本方針, p.4
[16] 鹿児島県（2014）：あまみ長寿・子宝プロジェクト事業成果報告書, p.10
[17] 鹿児島大学（2005.6）：公開シンポジウム　新しい奄美世界の創出(3)　第 2 部「奄美の自立と産業戦略」，奄美ニューズレター, No.19、pp.19-20
[18] 名瀬市（2002）：名瀬市総合計画（基本構想・前期基本計画）, p.126
[19] 奄美群島広域事務組合（2005.3）：奄美ミュージアム構想, p.1
[20] 奄美市教育委員会（2016～2019）：教育委員会活動の点検・評価報告書（平成 27～30 年度の各版）
[21] 南海日日新聞（2004.5.13）：ガイド資格制度を ミュージアム構想で意見 南大島分科会, p.7
[22] 奄美群島広域事務組合: 奄美群島総合情報サイト・奄美まるごと博物館「奄美ミュージアム」へようこそ！, http://www.amami-museum.org/index_php.html，2020.6.20 最終閲覧
[23] 宇検村・伊仙町・奄美市（2011）、文化財総合的把握モデル事業報告書
[24] 宇検村・伊仙町・奄美市（2011）、文化財総合的把握モデル事業報告書
[25] 南海日日新聞（2009.6.11）:“奄美遺産”広域的に保護・活用　群島全体の文化財把握へ　天城町で文化財保護研修会, 9 面
[26] 宇検村・伊仙町・奄美市（2011）、文化財総合的把握モデル事業報告書
[27] 宇検村・伊仙町・奄美市（2011）、文化財総合的把握モデル事業報告書, p.93
[28] 文化庁（2012）：平成 23 年度文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業事例集, pp.138-139
[29] 奄美市教育委員会（2016～2019）：教育委員会活動の点検・評価報告書（平成 27～30 年度の各版）
[30] 文化庁（2012）：平成 23 年度文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業事例集, pp.138-139
[31] 奄美市教育委員会（2016）：平成 27 年度（平成 26 年度対象）教育委員会活動の点検・評価報告書, p.33
[32] 奄美遺産活用実行委員会: 奄美旧暦行事カレンダー2015，電子ミュージアム奄美, 2020.6.22 最終閲覧
[33] 奄美遺産活用実行委員会: 電子ミュージアム奄美, 2020.6.22 最終閲覧
[34] 奄美遺産活用実行委員会（2016）:ふるふる奄美―奄美市シマ遺産ハンドブック―, p.1
[35] 奄美遺産活用実行委員会: 奄美市シマ遺産ガイドブック『ふるふる奄美』発刊！，電子ミュージアム奄美, 2020.6.21 最終閲覧
[36] 南海日日新聞（2011.7.30）：「奄美遺産」活用へ連携　文化財保護対策連絡協, 9 面
[37] 宇検村・伊仙町・奄美市（2011）：文化財総合的把握モデル事業報告書, p. 87
[38] 南海日日新聞（2012.7.14）：「奄美遺産」本格始動へ　マングローブ伐採問題　12 市町村に文書通知　群島文化財保護対策連絡協, 11 面
[39] 奄美遺産会議（奄美群島文化財保護対策連絡協議会）（2013）：奄美遺産提案の手引き
[40] 南海日日新聞（2014.6.13）：奄美遺産、暫定リスト作成へ, http://www.nankainn.com/gvmnt-admin/奄美遺産、暫定リスト作成へ, 2020.9.4 最終閲覧
[41] 南海日日新聞（2011.6.27）:奄美大島、56 人受講　島唄、奄美遺産など学ぶ　しまコンシェルジュ講座が開講, 8 面
[42] 南海日日新聞（2012.3.16）:「奄美遺産」を活用　「文化財を観光目線で」　奄美ミュージアム推進会議, 8 面
[43] 菊地直樹（2016.3）：聞き書きによる地域資源の共有化と世界遺産－シマ（集落）学から問われているもの，人びとと出会い考える，総合地球環境学研究所, p.223-224
[44] 環境省那覇自然環境事務所（2009.1）：奄美地域の自然資源の保全・活用に関する基本的な考え方, p.3
[45] 菊地直樹（2016.3）：聞き書きによる地域資源の共有化と世界遺産－シマ（集落）学から問われているもの，人びとと出会い考える，総合地球環境学研究所, p.227
[46] 奄美市: 広報奄美市だより, pp.9-10, 2013 年 4 月号; pp.7-8,2014 年 4 月号; pp.15-16, 2015 年 4 月号
[47] 菊地直樹（2016.3）：聞き書きによる地域資源の共有化と世界遺産－シマ（集落）学から問われているもの，人びとと出会い考える，総合地球環境学研究所, p.213

6 章

奄美遺産の観光振興への接続と観光まちづくりへの発展

―観光まちづくりにおける地域遺産成立システムの位置付けと役割②―

6-1.　はじめに

(1) 本章の目的

前章では、地域遺産成立システムの実例として奄美遺産を取り上げ、そのシステムとしての特徴、成立に至るプロセス、及びシステム構築後の奄美遺産の“深化”に関する取組みについて分析した。その結果、【発見・評価】の仕組みにおける主観的価値と客観的価値の併用および市町村遺産と奄美遺産という二段構えという特徴、また【保存・活用】の仕組みにおいては観光商品への展開等の他分野との連携が実現の前提となっていることを明らかにした。また奄美遺産そのものの充実を行う“深化”は文化庁補助事業を用いた調査や講座、媒体制作、保存活用計画等を通じて進展し、特に〔I.発見・調査〕〔II.評価・認定〕は社会教育・学校教育、観光政策の中で行われ、観光振興へ“接続”する事例が見られるようになったことを明らかにした。

そこで本章では、奄美遺産成立システムから観光振興へ接続し、「観光まちづくり」として発展した取り組みを主たる対象にし、成立システムが構築された 2011 年以降、①奄美遺産の理念・仕組み・成果物は観光まちづくり等においてどのように応用され、奄美遺産発展システムとして構築されていくのかをまず明らかにする。またその際、②奄美遺産成立システムを使用せずに観光振興へ取り組んだ地区との違いや、③世界自然遺産登録等の他の取り組みとどのように対応し、奄美遺産はいかなる位置づけにあり、どのような意義を有していたのか、を考察する。以上を通じ、地域遺産成立システムと他の施策との連携のあり方について検討し、観光まちづくりとしての地域遺産発展システムのあり方について知見を得るものとする。

(2) 本章の対象及び方法

前章に引き続き、鹿児島県奄美群島における奄美遺産を対象に分析を行う。但し、奄美市（旧町村含む）を中心的対象として扱う。主たる対象期間は、奄美遺産成立システムが宇検村・伊仙町・奄美市歴史文化基本構想で構築された 2011 年以降、2020 年 3 月までとする。

研究の方法は、上記の歴史文化基本構想等の奄美市（及び前身自治体）の計画書やパンフレット類、国や県による奄振法に関する方針・計画・総合調査等の報告書、地元紙「南海日日新聞」を用いた資料調査、および行政・学芸員・活動に参加する地元住民や専門家等へのヒアリング調査等である。

(3) 章の構成

6-2 ではまず歴史文化基本構想に基づく〔奄美遺産成立システム〕からの展開の取組みの事例をみる。

6-3 では、奄美市総合計画（基本構想・前期基本計画・後期基本計画）における「奄美遺産」および「（シマ・地域の）宝」を対象とする計画内容を分析し、「奄美遺産を観光まちづくりに展開している」と判断される事業を抽出する。

6-4 では、前述の「奄美遺産を観光まちづくりに展開している」笠利地区及び住用地区での２つの事業の取組み過程を分析し、奄美遺産のどのようなシステムや成果を観光まちづくりに〔活用〕しているかを明らかにする。

6-5 では、世界自然遺産登録運動（国立公園化、エコツーリズム整備、エコミュージアム関連施策含む）の流れを整理し、同時代的に行われた〔奄美遺産成立システム〕構築及びその成果との接点や役割分担等の関係性を分析し、奄美遺産との関わりを考察する。

最後に 6-6 にて、章結を述べる。

6-2.　歴史文化基本構想に基づく事業による奄美遺産成立システムの展開

５章でみた通り、2011 年 3 月に〔奄美遺産成立システム〕が構築され、2011 年度から奄美遺産に関する具体的な取り組みが、文化庁の補助事業を活用しながら事業化されていった。そのうちシステムの「深化」に関しては既に 5-4 で分析したが、ここではシステムの成果を観光振興等の地域施策に接続する「展開」について、文化庁報告書[1]に記載された２つの事例を分析する。

(1) 市民と共に育て継承する奄美遺産事業

まず奄美遺産活用実行委員会では、2011～12 年度に【文化庁・地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業】として「市民と共に育て継承する奄美遺産事業」が行われた（表６－１上）。３事業から構成されているが、一つ目の「古い資料から学び継承する活動支援事業」では地域住民は歴史フォーラムに参加したり飲食店街の歴史イベントに参加したりして、歴史情報の〔IV.継承〕が行われた。

二つ目の「自然と文化（食）を記録・継承し伝える調査事業」では、暦やフェノロジーを調査し、コミュニティ FM 番組を通じて発信したり「旧暦カレンダー」を発行して日々の行事を身近に感じてもらったりすることで、市民への〔IV.継承〕が行われた。観光資源としての活用も企図されたが、報告ではそれについての記載はなく、〔V.活用〕は進まなかったと解釈される。

さらに三つ目の「伝統漁法（海垣・石干見）の保護継承活動支援事業」では、伝統漁法を環境学習・郷土学習や周遊型観光の資源として活用することが視野に入れられたが、実際には「九州～奄美～沖縄・海垣サミット in 奄美」の開催に留まった。以上のように、この事業では奄美遺産の観光まちづくりへの「展開」を視野に入れた事業計画が散見されたが、実際には「深化」の〔IV.継承〕までであった。

表 6-1　小湊集落で取組まれた奄美遺産の展開に係る事業

年度	事業名	内容
2011-12	市民とともに育て継承する奄美遺産事業 （文化庁・地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業）	○「古い資料から学び継承する活動支援事業」群島の古文書に関する基礎的情報整理と資料解題を付けた目録作成、学習講座、歴史フォーラム開催 ○「自然と文化（食）を記録・継承し伝える調査事業」群島の生業調査・植生調査を実施し、食材と伝統的食文化を把握。継承と**観光資源としての活用**を図る。旧暦カレンダーを発行。 ○「伝統漁法（海垣・石干見）の保護継承活動支援事業」フォーラム開催、文化遺産としての保存活用の方向性、地域における課題、**観光資源としての可能性**を探る。**環境学習・郷土学習や周遊型観光における新しい観光資源としての活用を期待。**
2011-12	小湊フワガネク遺跡を学び地域活性化に活用する事業【奄美市】 （文化庁・地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業）	○2010 年度に国史跡となった小湊フワガネク遺跡の講演会・体験講座を開催、地域住民に理解の浸透を図る。**貝製品のアクセサリー製作体験講座、小冊子刊行**など。製作体験講座は小中学校・博物館等で複数開催。**講座受講者によるアクセサリーの観光商品化事例（15 業者）**も。

※太字は筆者

(2) 小湊フワガネク遺跡を学び地域活性化に活用する事業

奄美市名瀬地区小湊集落では【文化庁・地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業】を活用し、2010 年度に国指定史跡となったフワガネク遺跡に関する講演会・体験講座を 2011～12 年度に開催し、遺跡の学術的価値についての理解を地域住民へ浸透することが図られたが、〔IV.継承〕の取り組みである。

但し、歴史文化基本構想において「フワガネク遺跡」は「歴史遺産①：先史時代の文化交流を示す遺産」の一つとして、「弥生～古墳時代並行期を示す関連遺跡」に位置付けられているが、上述の通り国指定史跡に向けた専門家調査が歴文構想以前から進んでいたのであり、小湊集落の住民が自ら〔I.発見・調査〕し〔II.評価・認定〕した集落遺産には該当しない。

体験講座では貝製品アクセサリー製作体験が小中学校・博物館等において何度も行われ、講座受講者によるアクセサリーの観光商品化事例も見られるようになった（15 業者）。また教育委員会の編著による、遺跡についての小冊子も刊行された。このように、小冊子という媒体を用いた遺跡に関する情報の〔IV.継承〕や、地域資源である貝を用いたアクセサリーづくり体験という観光での〔V.活用〕が集落単位で行われた。

図 6-1　小湊集落の位置

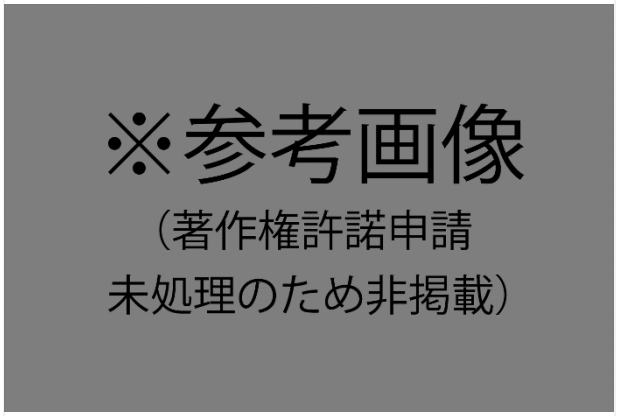

図 6-2　小湊フワガネク遺跡 [2]

小湊集落ではその後、2018 年度に「奄美市紡ぐきょらの郷づくり事業[注1]」による助成を受け、小湊婦人会が『小湊物語』という集落のパンフレットを作成し、観光客に配布し始めている。そのほかにも、小湊の歴史講座や散策コース設置、夜行貝加工技術講座・小物制作キットのパッケージ化、地場産品販売イベント等にも取り組んでいる。こうした活動は、「島を離れた子どもたちに、故郷のシマの良さを再認識させ、帰島を促す動機を作ること」と「世界自然遺産登録による観光客増加に対応し、地区に新たな着地点（ママ）を設けること」を目的にしている。

以上の通り、歴史文化基本構想策定に伴う文化庁事業を礎として、その後、集落が自主的に地域資源を活用した観光に取り組み、産業おこしと定住促進につなげるまちづくりを行っている事例と言える。

注1 「市民が考え、市民が主体となって、市民のために提供する」様々な事業を応援する奄美市の制度。事業費を市が助成する。2009 年度にスタートし、2021 年度現在まで継続されている。「地域の宝育成支援事業」では一集落 1 ブランド事業を支援、その他にも「世界自然遺産登録に向けた課題解決支援事業」等の分類がある（2020 年度現在）。　参考：奄美市 HP，奄美市紡ぐきょらの郷（しま）づくり事業，https://www.city.amami.lg.jp/shiminkyodo/machi/shimin/shien/kyora/index.html，2021.7.5 最終閲覧

6-3.　奄美市基本構想・基本計画における奄美遺産の活用施策

本節ではまず、2011 年に策定された「奄美市基本構想」「奄美市基本計画（前期）」、2016 年に策定された「奄美市基本計画（後期計画）」において、奄美市が奄美遺産や（シマ・地域の）宝といった地域資源をどのように政策に取り入れようとしたか、その計画内容を分析し、「奄美遺産」を観光振興に接続しまちづくりに展開している事業を抽出する。

(1) 奄美市総合計画（基本構想（2011～2020 年度）・前期基本計画（2011～2015 年度））における奄美遺産の位置付け

「宇検村・伊仙町・奄美市 歴史文化基本構想」（歴文構想）と同じ 2011 年 3 月、「奄美市総合計画」が策定された。計画中の「第２編　基本構想」においては、【産業経済】の観光について「自然、芸能・文化、食などの地域資源を活用した観光メニュー」「奄美の生活習慣や労働を体験するプログラム」の開発、【教育・文化】の文化行政に関して「自然、歴史及び文化の総合的把握を推進し(略)地域文化の特性を検証しながら、文化財の保護と文化振興に努め」、「地域特有の自然環境、歴史的・文化的景観を踏まえた文化財を活かしたまちづくり構想や地域ブランド開発を進め」る等としているほか、【生活環境・自然環境】【市民協働・行財政】でも自然環境や地域の個性・特性を保全・活用することを述べる記述がみられる（表 6-2）。

表 6-2　奄美市総合計画・基本構想で示された「施策の柱」と地域資源の活用に関する記述 [3]

施策の柱	地域資源（奄美遺産、シマの宝）の活用に関する記述
①健康で長寿を謳歌するまちづくり【保健・医療・福祉】	（なし）
②観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくり【産業経済】	観光業をはじめとするサービス産業については、**自然、芸能・文化、食などの地域資源を活用した観光メニュー**に加え、**奄美の生活習慣や労働を体験するプログラム**の開発など、多様化する消費者ニーズへの対応と本市の魅力を最大限発揮する方策を推進します。
③自然に囲まれた快適なくらしのまちづくり【生活環境・自然環境】	国立公園指定による重要地域の保全及び世界自然遺産の登録を目指した取組みを推進するとともに、外来種対策やサンゴ礁の再生等、自然環境の保全・再生に重点をおいたまちづくりを進めます。
④地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり【教育・文化】	（学校教育）郷土の教育的風土に根ざした体験活動、**地域の文化・自然を活かした郷土学習**など、特色ある教育活動の支援を行ってまいります。 （文化行政）**地域力の根幹である自然、歴史及び文化の総合的把握**を推進し、時代の移り変わりとともに変化していく社会の中で、**長年にわたり継承されてきた地域文化の特性を検証**しながら、**文化財の保護と文化振興**に努めます。また、国指定文化財や国指定候補の文化財等を中核とした**地域特有の自然環境、歴史的・文化的景観を踏まえた文化財を活かしたまちづくり構想や地域ブランド開発**を進め、文化的コミュニティ活動を促進し、文化薫るまちづくりを推進します。
⑤魅力ある地域づくりに向けて【市民協働・行財政】	個性と特性を活かしながら、地域の豊かさは地域で育み、地域の安心は地域で守る、自立と共生・協働による「新たな公」を目指した、魅力ある地域づくりに取り組む必要があります。

※太字は筆者

これらのうち、主に【産業経済】の「観光の振興」、【教育・文化】の「文化の振興」に対応する前期基本計画の具体的な計画内容についてみる（表 6-3、6-4）。

まず「観光の振興[4]」の項では、貴重な自然環境や外海離島という特殊環境、またそれらと結びついて形成された歴史風土の中で形成された伝統文化などが「観光資源」として列記され、こうした「地域の魅力や資源を有機的に結びつけ、観光を中心に地場産業や（略）奄美ミュージアム構想を推進」することが掲げられた。また、こうした地域資源を活かすことのできる「グリーン・ツーリズム」「ブルー・ツーリズム」「エコツーリズム」「体験・滞在型観光プログラム」を具体的な観光のタイプとして述べ、観光ボランティアガイドやエコガイドなどの人材育成を含む受入れ・案内態勢の構築が計画された。

さらに観光と一次・二次産業を結び付けるために、集落ごとの特徴を明確化する「一集落１ブランド事業[注2]」との連携による体験プログラムや特産品開発について触れ、集落が地域資源を見詰め直し観光資源化することを支援する内容が盛り込まれた。

一方「文化の振興[5]」の項では、「文化財を「地域を物語る『市民遺産・集落遺産』として位置づけ、発展的に『奄美遺産』とする取組みに努め」「産業・都市整備・観光などの広い分野での活用が図れる」との認識を示したうえで、その取組みの必要性を指摘し、施策を提示している。

「文化資産の保護・活用」に関しては、「郷土教育教材の作成」など教育での活用がまず挙げられ、国指定史跡２件の整備活用計画や「赤木名集落の歴史的景観を活かしたまちづくり事業」など、専門家・行政による学術調査に基づいた保存・活用の計画が述べられたのに加え、「伝承文化の聞き取り調査」と「シマ（集落）の姿の基礎資料づくり」という、〔I.発見・調査〕の取組みが計画された。

さらに「文化観光の推進」として、自然・歴史・文化といった地域資源に関する研修活動を行い、観光人材育成を行うこと、「文化財マップ」作成、そして「地域固有の文化を発信し、魅力的観光資源として積極的活用」を行うことが述べられた。

なお別節の「生涯学習の推進」では「シマについて学び・学び直しながら、シマ（郷土）学の振興による地域再生に向けた取組みを図っていく必要」について言及されている。

以上のように前期基本計画においては、観光振興の側面からは自然・伝統文化といった地域資源をエコツーリズムや体験・滞在型観光へ活用することが企図され、そのためにボランティアガイドやエコガイドといった地域住民や観光業の人材育成を進めること、また「一集落１ブランド」と連携した集落ごとの観光振興や特産品開発を支援することが計画された。一方文化振興の側面からも「市民遺産・集落遺産～奄美遺産」の奄美遺産システムを産業・都市整備・観光等で活用することが課題として挙げられ、伝承文化調査や文化財マップ化、観光資源化、地域資源に関する研修による観光人材育成への支援を行うことが示された。

注2 奄美市の集落を基盤とした地域資源の発掘・磨き上げ・発信事業。市町村合併が行われた翌年の 2007 年にスタートした。「地域の宝」の活用を促し、交流を生み出して地域活性化を目指す。看板設置やポスター配布、イベント活用等を通じたブランドの魅力発信を行う。「地域資源の活用、保存等を行っていく熱意や創意工夫が約束されているもの」を集落から申請し、市の審査会が集落に一つずつ認定する。参考：奄美市市民協働推進課(2019)：SHIMA-JIMAN　奄美市一集落１ブランド p.4,

表 6-3　奄美市総合計画・前期基本計画「観光の振興」で示された地域資源の活用に関する内容[6]

	地域資源の活用	主な取組み
(1)観光資源の活用	・世界自然遺産登録を目指し、貴重な自然を有するイメージを活かした観光客の誘致 ・外海離島という地域特性を活かした「アイランドテラピー」を推進し、避粉地ツアーやタラソ奄美の竜宮を活用した癒し健康体験など、ヘルスツーリズムによる新たな観光産業の創出 ・歴史と風土の中で培われてきたシマ唄・八月踊り・地域食材等の伝統文化を観光資源として捉え活用 ・地域の魅力や資源を有機的に結びつけ、観光を中心に地場産業や特徴ある自然や文化等を総合的に振興する奄美ミュージアム構想を推進	・世界自然遺産登録に向けた活動推進 ・自然観察・体験型観光プログラムの開発と活用 ・観光ボランティアガイドの育成
(2)多彩な体験・滞在型観光の推進	・豊かな観光資源を活用した、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、エコツーリズム等体験・滞在型観光プログラムづくり ・避粉地ツアーやタラソ奄美の竜宮を活用した癒し健康体験など、ヘルスツーリズムによる滞在型観光 ・シマ唄・八月踊り・地域食材などの伝統文化をとおして、観光客と市民の交流の場を創出	・金作原原生林などの観光資源の活用 ・エコガイド等地域密着型の観光案内体制の構築
(3)観光施設等の受入れ体制の整備	・奄美の自然や景観に配慮した観光案内標識等の改善・整備 ・周遊性のある観光ルートづくり ・観光客の多様なニーズに対応できる特色ある体験・滞在型プログラムを一元的に提供できる体制整備	・観光地案内板・看板の設置 ・奄美観光統一 HP 作成支援
(4)広域・大型観光の推進及び交通体系の充実	(該当する内容なし)	
(5)関連産業との連携強化	・農林水産業や大島紬、黒糖焼酎及び一集落1ブランドなど地域産業と連携した多彩な体験プログラムの提供による体験型観光 ・奄美の自然・文化等を活かし、地元企業と連携した奄美特産品の開発・提供	・観光資源となる一集落1ブランドの推進

表 6-4　奄美市総合計画・前期基本計画「文化の振興」で示された地域資源の活用に関する内容[7]

	地域資源の活用	主な取組み
(1)文化活動の推進	(該当する内容なし)	
(2)文化環境の整備	(該当する内容なし)	
(3)文化資産の保護・活用	・奄美の自然・歴史・文化の調査研究成果を解りやすくまとめた郷土教育教材を開発 ・国指定史跡「赤木名城」の整備活用の基本計画策定、赤木名集落の歴史的景観を活かした特色ある街づくり ・国指定史跡「小湊フワガネク遺跡」の整備活用の基本計画策定、遺跡の学術的価値を見学・学習できる環境整備 ・各種行事や料理等の伝承文化の聞き取り調査や映像記録の実施、地域性豊かなシマ(集落)の姿の基礎資料づくり	・郷土教育教材(副読本)の作成 ・「赤木名城」の整備活用計画策定、赤木名集落の歴史的景観を活かした街づくり事業 ・「小湊フワガネク遺跡」の整備活用計画策定 ・市内各集落における伝承文化の記録保存を目的とした聞き取り調査・映像記録の実施
(4)文化観光の推進	・奄美の自然・歴史・文化の特徴について、観光業界の関係者へ研修活動を実施、人材育成活動を積極的に支援 ・地域における文化財(地域を物語る文化資源)を網羅した「文化財マップ」の作成、地域固有の文化を発信・魅力的観光資源として文化財の積極的活用	・観光人材養成事業の支援 ・各集落における「集落遺産マップ」の作成

以上の内容に沿い、合併前の旧町村域である笠利地区と住用地区において、前期基本計画の重点プロジェクト８つのうち１つずつがそれぞれに割り当てられ、地域資源活用による観光振興プロジェクトが推進されることになった。

笠利地区については「シマの歴史と文化がかおるまち　笠利」プロジェクトと名付けられ、①新たな観光産業の構築を目指したまちづくりと、②ゆとりとうるおいのあるまちづくり、の２つの方向性が示された。前者では「一集落１ブランドや地域の「宝」を活用した体験型観光ルートの構築」を目指して、「(仮称）歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト」などの観光振興プロジェクトが例示された。後者では「文化的景観保存計画策定調査事業・策定委員会等実施」「伝統的集落遺産調査事業」等を行うことが盛り込まれた[8]。

住用地区については「住みよい　うるおい　チャレンジ住用」プロジェクトとして、①恵まれた自然と人が織りなす観光・交流のまちづくり、②コミュニティとうるおい・活力あるまちづくりをめざして、の２つの方針が立てられた。前者では交流施設整備等に加え、「着地型観光メニューの構築」や「住用着地型観光ガイド育成事業」等の事業が計画され、後者については「一集落１ブランド事業の推進」などの地域の「宝」を活用した活性化事業が提案された[9]。

なお上記の地区別のものの他にも「アイランドテラピー【癒すシマ】プロジェクト」「世界自然遺産登録を目指して」といったプロジェクトが記載され、前者[10]に関連しては「『シマ』素材を活かした癒しの推進」のための事業として体験・滞在型観光の「あまみシマ博覧会」（下記参照）等が、後者の世界自然遺産登録関連[11]ではエコツーリズム関連のガイド等の人材育成等が示された。

以上のように、２地区において「地域の宝」や「伝統的集落遺産」といった地域資源活用による観光振興プロジェクトを実施することが計画において位置付けられた。これらが、「市民遺産・集落遺産」も含めた「奄美遺産」の観光振興での活用、即ち接続してまちづくりへ展開したと解釈することができよう。

補足：あまみシマ博覧会について

県総合計画（2001 年 2 月）の主要施策の一つ「健康づくりの推進」では、「あまみ長寿・子宝プロジェクト」(2004～13 年)を「最重点的かつ早急に取り組むソフト的な施策・事業」として位置づけた。奄美群島に長寿者が多い・合計特殊出生率が高いといった特性を生かし、まちづくり・産業・観光の３分野の振興を図る事業であり、地域資源を活用した体験型・着地型旅行商品である「あまみシマ博覧会」を 2009 年度より開始するきっかけとなっている。

2009 年 3 月に発表された国土交通省「奄美群島における長期滞在型観光に関する社会実験等報告書」では、奄美ミュージアム構想における「奄美の宝」の観光商品としての情報提供の少なさを挙げ、体験型観光に結び付きにくいことを指摘した。そのため情報整理・情報発信一元化を行い、体験メニューを提供できる日程のカレンダーの作成や試行、受入態勢整備を提案した。また同時期、奄美大島体験交流受入協議会主催による講演会で別府市の着地型観光「ハットウ・オンパク」が紹介され参考にされる等、着地型観光の仕組み構築がこの時期に進められた。

着地型観光プログラムは「あまみシマ博覧会」と名付けられ、2009 年度に事業が始まった。地域資源を生かしたヘルスツーリズム推進の一環としても扱われ、“健康と癒しの着地型（体験型）観光メニュー”づくりに取り組まれた。また観光分野の「九州新幹線開業対策観光地づくり事業」としても位置付けられており、前年度の新聞報道では「自然、地場産業、郷土料理、伝統文化などの地域資源と関連事業者を組み合わせた」体験が想定されていると記されていることから、ヘルスツーリズムに限らない、地域資源全般を観光対象とするものであったことが窺える。

シマ博は 2010 年 2 月から開始された。当初の 2 回は奄美大島のみで開催されたが、2011 年 7 月より奄美群島全域に展開し、2012 年 7 月開催からは奄美大島観光物産連盟（通称・ぐーんと奄美）の主催となった。その後、夏と冬の年 2 回開催のイベント形式で行われていたが、2019 年度から通年受入れとなり、奄美群島全域の定常の着地型観光商品となっている。

(2) 奄美市総合計画　後期基本計画（2016～2020 年度）の策定における奄美遺産の位置付け

前期基本計画の５年後に後期基本計画が策定された。前期計画と比較して、奄美遺産等の活用に関する記述の変化に着目して特徴をみた。

まず「観光の振興」に関しては、前期計画の内容がそのまま記載され、「奄美ミュージアム構想」の推進や体験・滞在型観光プログラムづくり、観光ボランティアガイドの育成、一集落１ブランドの観光資源化等が継続して記載された[12]。また「文化の振興」に関しても、文化財を「地域を物語る「奄美遺産」として位置づけ、産業・都市整備・観光等の各分野で、地域を表現する魅力的材料として、文化財＝市民遺産・集落遺産から奄美遺産として活用する総合的施策を構築」することが、前期計画と同様に課題として述べられた[13]。それに対し、「文化資産の保護・活用」や「文化観光の推進」として、やはり前期計画と同じく「地域における文化財（地域を物語る文化資源）を網羅した「文化財マップ」（各集落における「集落遺産マップ」）の作成」等を行い、魅力的観光資源として文化財の積極的活用を図ることが記載された。

以上の通り、奄美遺産等の地域資源の活用に関して、「観光の振興」「文化の振興」の面では前期計画を踏襲した内容が後期計画でも策定された。なお、観光に関して前期と後期で異なるのは、奄美群島特例通訳案内士育成を通じたインバウンド対応や、旅行業法特例に基づく奄美群島内限定旅行業者代理業者の確保、DMO の確立を目指した取組等の、観光産業・受入れ態勢の充実に関するものが主であった。

また重点プロジェクトについては、前期計画の８項目から切り替わり、①奄美市『攻め』の総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略)、②奄美大島総合戦略、③奄美群島成長戦略ビジョン」という、それぞれ総合分野のプロジェクトが示された。これらの中において、経済的自立を目指す上での観光振興（①）や世界自然遺産登録を見据えた観光交流（②）等が位置付けられ、また①では「奄美の独自性保全」として歴史・文化・自然の継承が、②では観光交流を見据えた「地域資源の魅力化プラン」が示された。

(3) 総合計画にみる奄美遺産成立システムを接続した観光振興プロジェクトの抽出

以上、基本構想および前期・後期の基本計画では重点プロジェクトが示されたが、対応する《奄美遺産システムを活用した観光まちづくり》に係る実際の地域単位のプロジェクトは、笠利地区については「歴史回廊のまち笠利　観光プロジェクト」(2014～17 年度)、住用地区については「森と水のまち住用　観光プロジェクト」(2014～17 年度)があることがわかった。また、奄美大島・奄美群島全域を対象とするプロジェクトでは、「あまみシマ博覧会」「エコツーリズム推進地域人材事業・エコツアーガイド育成推進事業」が主なものであることがわかった。

そこで次節以降においてこれらの取組みの詳細を分析し、奄美遺産を観光振興に接続し、活用が行われた実績について、その特徴を考察する。

6-4.　奄美市旧町村域における観光振興事業への奄美遺産の接続によるまちづくりへの展開

５章で見た通り、奄美遺産成立システムが歴史文化基本構想の中で 2011 年に構築され、また一方で、前節で見た通り、観光振興における地域資源の活用及び文化財の観光活用の観点から奄美遺産が、同年策定された総合計画の中で位置付けられた。こうして地域遺産の観光振興への接続による活用の下地が整えられ、２つの事業（プロジェクト）が用意され、具体的に２つの地区の中で取組まれることとなった。その対象である、笠利地区（旧笠利町）と住用地区（旧住用村）の観光振興事業の展開をここでは分析し、奄美遺産成立システムが観光振興においてどのように用いられ、観光まちづくりとしてどのような成果をもたらしたかについて考察を行う。

図 6-3　奄美大島における奄美市笠利地区・住用地区の位置

(1) 笠利地区「歴史回廊のまち笠利　観光プロジェクト」(2014～17 年度)

まず笠利地区での観光まちづくり事業「歴史回廊のまち笠利　観光プロジェクト」について、①プロジェクト計画書[14]、②奄美市笠利総合支所産業振興課へのヒアリング調査（表 6-5)、③策定に関わり、策定後は地域の実働組織「奄美環境文化総合研究所」(以下、環文研と表記）を立ち上げたコンサルタントへのヒアリング調査（表 6-6）から、プロジェクトでの取組みと奄美遺産システムとの連携の実態について整理する。

表 6-5　奄美市笠利総合支所へのヒアリング調査　概要

日時：2019 年 11 月 21 日（木）　15～17 時
場所：笠利総合支所産業振興課産業振興係
内容：①近年の笠利地区における、集落資源を活用した観光の取り組みについて
②笠利町・笠利地区における、地域資源の発掘・整理の取り組みについて
③地域づくり事業と観光の関連について
④これからの笠利地区における観光まちづくりの計画・展望について

表 6-6　コンサルタントへのヒアリング調査　概要

対象者：奄美環境文化総合研究所　小池利佳氏
日時：2019 年 12 月 15 日（日）　19～21 時
場所：那覇市内
内容：①「歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト」計画書の内容について
②「歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト」策定検討委員会での議論の様子
③地域資源の発掘整理と活用の試みと課題の流れ

■笠利地区の概要

笠利地区は 2006 年の市町村合併までは笠利町だった区域である。表 6-7 の 29 集落があり、およそ 3 千人の人口を擁する、奄美大島北端のエリアである。大島の中では比較的なだらかな平地と丘陵を抱えることから、島内でも農業が最も盛んである。現在の中心地・名瀬に行政機関等が移るまでは笠利の赤木名地区が大島の行政の中心地であり、その歴史は薩摩藩統治時代にさかのぼる。従って、近世の歴史資源も多く残る。また、奄美空港や県立奄美パーク、体験施設が域内に立地し、大島では珍しい砂浜に沿ってリゾートホテル等の宿泊施設も数多く存在することから、観光客の回遊が多い場所でもある。

表 6-7　笠利地区　各集落の世帯数と人口

	集落名	世帯数	人口		集落名	世帯数	人口		集落名	世帯数	人口
1	赤木名里	251	494	11	笠利3区	114	205	21	平	99	159
2	中金久	185	334	12	辺留	86	163	22	土浜	64	127
3	外金久	233	507	13	須野	150	246	23	用安	142	245
4	川上	21	34	14	須野崎原	49	80	24	喜瀬 1 区	103	175
5	屋仁	107	212	15	土盛	58	90	25	喜瀬 2 区	71	117
6	佐仁 1 区	91	138	16	宇宿	117	231	26	喜瀬 3 区	57	82
7	佐仁 2 区	75	119	17	城間	35	67	27	打田原	33	56
8	用	81	118	18	万屋	75	158	28	前肥田	33	49
9	笠利 1 区	107	193	19	和野	78	136	29	手花部	84	149
10	笠利 2 区	166	311	20	節田	307	508		**笠利地区計**	**3,072**	**5,503**

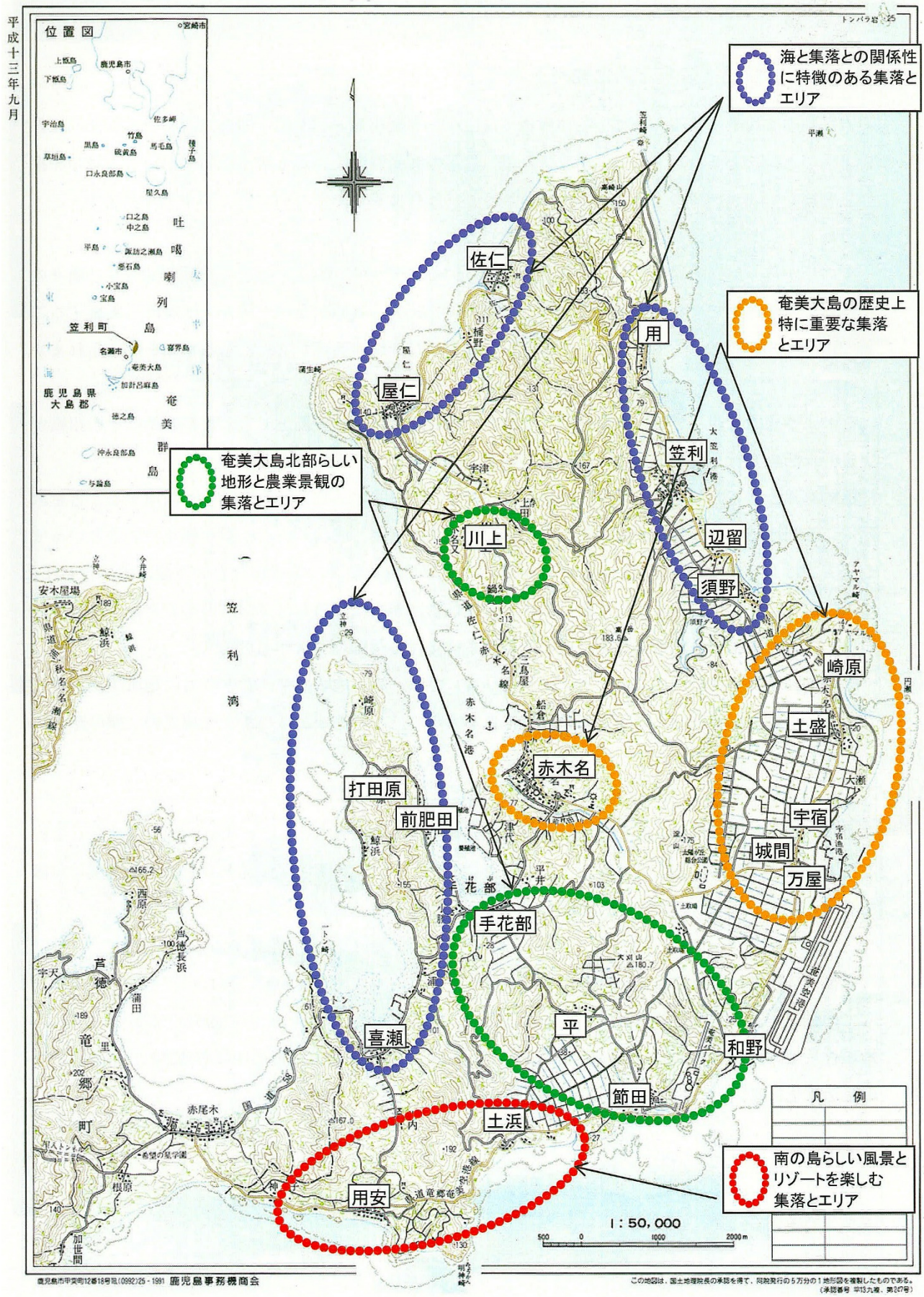

図 6-4　笠利地区の各集落と特徴（出典：文献 14, p. 9）

①プロジェクトの策定

総合計画（前期基本計画）の内容を受け、2014 年 3 月、奄美市笠利地域を対象とした「歴史回廊のまち笠利　観光プロジェクト」（以下、笠利プロジェクト）計画を奄美市が策定した。性質としては「笠利地域の観光計画」であり、策定検討委員会には〔歴史・文化〕分野を代表して奄美博物館長の中山清美氏の他、〔物産〕分野の奄美商工会長、〔観光〕分野の奄美大島観光物産協会・奄美大島観光協会長、〔集落〕代表として笠利町駐在員会長、〔地域協議会〕代表として笠利町地域協議会長らが委員として参画した。

笠利地区では 2006 年 3 月の市町村合併以降、「あやまる岬観光公園基本構想」（2006 年）、「北部奄美観光経典施設整備基本計画」（2007 年）というハード整備を核とした観光振興施策を行っていたが、笠利プロジェクトでは、奄美群島国定公園の国立公園化に向けて 2008 年に提唱された 「環境文化型国立公園」という人間と自然の深い関係を保全・活用の対象と位置付ける考え方に沿い、**「海、砂浜を経て、里から山に至る自然地形の中に形成された集落＜シマ＞の生活文化を守り伝える文化観光」**という基本コンセプトが立てられた。

このコンセプト実現に向けて、①今ある地域の資源を活かす、②今は埋もれている歴史資源の世界を体感させる、③海とともに暮らす集落の面白さと文化を伝える、④笠利地域らしい着地型の文化観光を推進する、⑤地域住民が主体となる文化観光の推進体制を整える、の５つの基本方針が設定されたが、奄美ミュージアム構想での「地域の宝」や歴文構想での「奄美遺産」などで〔発見・調査〕〔評価・認定〕された集落の生活文化や歴史資源を活用し、地域住民主体の着地型観光を実現することがプロジェクトの軸とされたといえる。また、地域住民が率先して楽しむことを、上記の集落（シマ）の生活文化を守り伝える文化観光の第一義だと提言しており、地域遺産を介した着地型観光の地域住民への還元が重視されていることを示していると考えられる。

具体的には表 6-8 の通り、Ⅰ．地域資源を活かした観光の推進（まち歩き推進・ガイド人材育成、着地型の文化観光のツール整備（イラストマップ等）、集落・校区単位で集落活動や文化観光を推進する（仮称）シマおこし隊の設置）、Ⅱ．施設整備（トイレ・休憩施設・駐車スペース、歴史資源の説明表示、集落案内表示、IT を使った観光案内等）を行い、Ⅲ．実施体制検討と組織整備（笠利地域の観光アドバイザー組織である（仮称）笠利観光まちづくり振興協議会、中間支援的機能を持つ収益団体、（仮称）シマおこし隊、など）、Ⅳ．情報発信等も併せて取り組むことが計 画された。さらにその際、Ⅴ．世界自然遺産登録・国立公園化関連事業や重要文化的景観・景観関連事業等との連携についても明記された。

策定途中の 2013 年秋に、各集落区長への意向アンケート調査が行われ、集落が地域資源（集落の宝）に求める整備内容と活用方法の把握を行った [15]。同時に「集落として観光に取り組みたいか」という意向確認も行い[注3]、中心地区の赤木名集落以外にも節田集落、大笠利集落、佐仁集落が積極的な意向を表明した。「興味がない」「集落に外部の人が入ってくると怖い」等の理由で受入れ意向のない集落は、観光に取組む必要はないとされた。

[注3] 環文研ヒアリング調査より。

表 6-8　笠利プロジェクトで計画されたアクションプラン

分類	アクションプランの項目		奄美遺産システムと関連する取組み
I.地域資源を活かした観光の推進	(1)まち歩きガイドの推進とガイド人材の育成 (2)着地型文化観光のためのツール整備 (3)集落ごとの推進体制づくり	→	(1)各集落で地域資源の基礎調査／ガイド人材の育成 (2)まち歩きイラストマップ（全集落） (3)（仮称）シマおこし隊（集落内の文化観光実働組織）
II.笠利地域全体の観光振興を目的とする施設整備	(1)重点ポイントとなる地域の施設整備 (2)観光客の受入れを視野に入れたハード整備 (3)歴史資源を活かすためのハード整備 (4)地域全体における道路標示と案内表示の整備	→	(2)笠利地域の観光と集落の説明を兼ねた案内表示の整備 (3)歴史や文化の説明表示の整備 (4)集落案内表示
III.今後の実施体制の検討と組織整備	(1)着地型の文化観光推進のための組織体制整備 ①笠利地域の着地型観光を推進する観光まちづくり組織体制づくり ②アドバイザー的な組織の役割 ③(仮称)シマおこし隊の役割 ④中間支援的機能を持つ組織の役割	→	①（仮称）笠利観光まちづくり振興協議会 ②観光アドバイザー組織 ③（仮称）シマおこし隊 ④中間支援的機能を持つ組織
IV.笠利地域の観光情報の発信	(1)効果的な情報発信手段と実施主体の検討	→	紙媒体やインターネットサイトを使った情報発信
V.他の関連事業との連携	(1)世界自然遺産に関連する事業との連携 (2)重要文化的景観等の町並みや景観関連事業との連携 (3)その他の関連する取り組み及び関連団体との連携	→	・笠利地域の文化観光を考える上で重要な「環境文化型」国立公園や世界自然遺産登録の取り組みと連携 ・重要文化的景観選定に向けて取り組みが進む赤木名地区の町並みという地域資源を活かした着地型文化観光 ・赤木名城の文化財整備事業等との連携

②集落アンケートによるシマ遺産の掘り起こしと観光情報としての活用

笠利プロジェクトに先行して、奄美博物館長の中山清美氏は笠利地区の集落で地元学「シマ学」に取組んでおり、奄美遺産システムのうち〔発見・調査〕は既に実施されていた。奄美市の集落におけるコミュニティ活動支援事業である「紡ぐきょらの郷づくり事業」の支援を受け、笠利プロジェクト策定前年の 2015 年度は崎原、土盛、宇宿、城間、万屋の５集落で住民による実行委員会が組織されて実施されていた。

こうした経緯もあり、プロジェクトでの集落単位での着地型文化観光の推進に際し、2014 年 10 月、笠利地区の全 29 集落に対し、歴史・文化等の地域資源に詳しい人への聞き取り調査の依頼が産業振興課より出され、区長・老人クラブのメンバー（各集落５，６名程度）への調査が行われた。その際、表 6-9 の項目に該当する「集落の宝」が各集落から挙げられた。

表 6-9　シマ遺産アンケートでの地域資源の抽出基準と奄美遺産・市町村遺産の抽出基準

シマ遺産アンケートでの抽出基準	市町村遺産での抽出基準
1. 目に浮かぶ風景（自然環境など） 2. 舌になつかしい味（生物多様性、伝統行事等） 3. 特異な仕事の技（自然資源の利用） 4. 苦しかったこと（生活史、個人の歴史） 5. 楽しかったこと（生活史、個人の歴史） 6. おそれる場所 7. 伝え残したいもの	①島民にとって大切なもの、親しまれてきたもの、敬われてきたもの、将来に引き継いでいきたいもの、守り伝え残したいもの ②一定の時間に渡って受け継がれてきたもの

これらの項目は、奄美遺産システムの市町村遺産調査の抽出基準（表 6-9 右）に類似しており、《主観的価値》が尊重されていることが分かる。加えて「苦しかったこと」という、いわば“負の感情”も大事なシマ遺産としての価値を有するという前提で定められており、観光資源に一般に求められる価値（希少性や優越性等）とは性質を異にしている。つまり、「観光まちづくりプロジェクトの中において観光振興を前提とした調査でありながら、実態としては地域の宝、つまり奄美遺産を抽出し、記録することが核となっている取組み」である。以上のことから、シマ遺産アンケートは奄美遺産活動の〔深化〕に相当する事業と捉えることができる。

また、文化財総合的把握モデル事業における市町村遺産の集落調査は、笠利地域では２地区のみ行われたこともあり、本プロジェクトにおいて全集落へ住民参加型で調査が実施されたことは、奄美遺産の〔深化〕という点においても連続性・有用性があったと考えられる。

調査結果は 2015 年 3 月に『笠利 29 集落　シマ遺産ベスト８資料[注4]』としてまとめられた。

例として、先に「観光の取組みに意欲を示した」赤木名集落、節田集落、大笠利集落、佐仁集落では、表 6-10 のような資源が集落遺産ベスト８として挙げられた。これを見ると、各種下線が引かれた国・県・市の指定文化財が挙げられているのと同時に、民俗信仰やカトリック教会、伝承の地、慰霊碑・防空壕のような「祈り・畏れ」に関する資源が多く挙がっているほか、現・元産業施設など地域の生業を表す資源も見られた。こうしたシマ遺産は日本史の教科書で取り扱われるような有名な史跡名勝ではないものの、笠利の各集落の成り立ちや現代に至る生活を理解する上で重要な資源であり、オルタナティブ・ツーリズムやエコツーリズムにおいて観光資源として価値を発揮し得るものであると捉えることができる。

表 6-10　観光に意欲的な集落から挙げられたシマ遺産ベスト８

集落名		シマ遺産ベスト8
赤木名	里	①仮屋跡（代官所跡）、②赤木名城跡、③観音寺跡、④前田川、⑤里の学舎敷地、⑥富国製糖、⑦前島一族のお墓、⑧儀志直の座囲牢跡
	中金久	①赤木名のミキ（発酵飲料）、②菅原神社、③西郷隆盛が背もたれした柱、④旧中金久学舎（跡地）、⑤三井家（横目役所跡）（伝統建築）、⑥赤木名小学校（与人役所跡）、⑦赤木名カトリック教会、⑧慰霊碑と防空壕
	外金久	①外金久墓地（湊尻墓地）、②サンゴの石垣、③ハキナ立神（赤木名立神）、④ミジョラ（三島屋）（瓦用粘土採取場）、⑤火力発電所跡（ヘリポート）、⑥厳島神社、⑦スダゲダの泉、⑧高倉（伝統建築）
節田		①節田海岸、②正月マンカイ、③アマンジィと阿摩美姑神社、④石碑（史跡・聖域）、⑤立神、⑥節田石の石切り場、⑦タチガンムィ（立神森、聖域）、⑧神道（カミミチ、聖域）
大笠利（笠利3区金久）		①大島奉行所跡地、②辺留城古墓、③カトリック教会、④カトリック教会墓地、⑤ソテツ畑、⑥トヨミネオゴラ（伝承の地）、⑦アモレマタ／マタゴ（伝承の地）、⑧鶴松（川上鶴松）（人物）
佐仁		①サンゴの石垣、②望楼台、③佐仁カトリック教会、④ニャンジョ、⑤厳島神社、⑥共同井戸と万歳石、⑦佐仁八月踊り、⑧すず野海岸

下線：市指定文化財、下線：県指定文化財、下線：国指定文化財

注4 奄美市笠利総合支所産業振興課(2015.3)：笠利町観光プロジェクト　笠利 29 集落シマ遺産ベスト８資料

これらの 29 集落からのシマ遺産のリストアップと各地域資源の解説は、表 6-8 の「I.地域資源を活かした観光の推進　(1)まち歩きガイドの推進とガイド人材の育成」に向けた〔各集落で地域資源の基礎調査〕となり、主に２つの媒体を通じて、各集落の観光のための情報として観光客に発信された。

その一つは、各集落の入り口に設置された「奄美市笠利地区　〇〇集落ものがたり」（図 6-5）という案内板である。シマ遺産として整理された情報は集落の見所紹介の解説文として採用され、2014 年度に全集落へ計 29 基、デザイン制作と案内版設置工事が行われた[注5]。

また同年度、シマ遺産の情報を用いて「奄美市笠利地区　集落（シマ）歩きガイドブック」（図 6-6）が刊行され（5 千部）、集落を観光資源として巡るための情報として観光客へ提供され始めた。

図 6-5 集落ごとに設置された、集落（シマ）遺産を紹介する「〇〇集落ものがたり」案内板

図 6-6　『奄美市笠利地区集落（シマ）歩きガイドブック』（2014 年度事業）

注5 奄美市笠利総合支所産業振興課へのヒアリング調査による。

また、着地型文化観光に向けた旅行者の情報取得ツールとして、アナログなイラストマップ「まち歩きマップ」を集落単位で作成することになり、2014 年度には「赤木名まち歩きマップ」が作成された。これは表 6-8 の「I.地域資源を活かした観光の推進　(2)着地型文化観光のためのツール整備」の具体的取組みである「(2)まち歩きイラストマップ（全集落）」に該当する。全 29 集落での作成が当初予定されたが、実際は赤木名集落のみにとどまっている。「赤木名まち歩きマップ」で掲載された地域資源には、シマ遺産ベスト８で挙げられた赤木名集落（里・中金久・外金久の３地区）のシマ遺産の他、観光マップらしく店舗・飲食店やランドマークとなる公共施設などもある。

赤木名集落では笠利プロジェクト以前の 2011 年頃から、中山清美氏の指導の下、シマ学で地元について学んだ一部の住民[注6]によって「赤木名まちあるき」が開始していた。そのガイド活動に活用するために、「赤木名まち歩きマップ」が他集落に先行して作成されたとされている[注7]。このことを併せ考えると、他の集落では伝統的踊りの体験などのまち歩きを行う着地型文化観光の経験がなく、まち歩きマップの必要性の認識がない、或いは含めるべき情報の整理が未了であったことから、実際の作成に至っていないのではないかと推察される。つまり、シマ遺産として情報整理することに加え、シマ遺産を見せる・案内する観光の実践が、媒体の成立にも影響を及ぼしていることを意味すると考えられる。

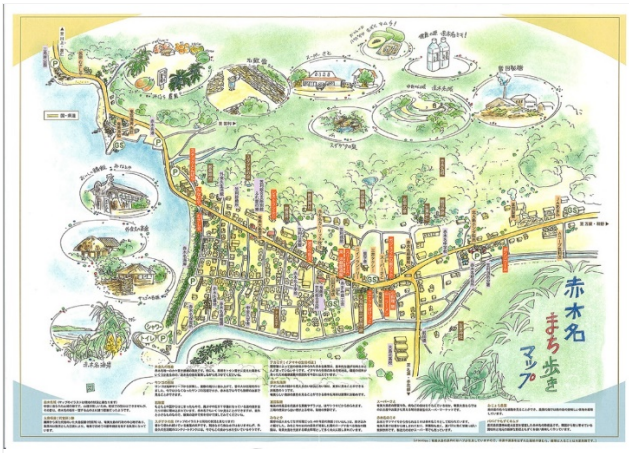

図６－７　赤木名まち歩きマップ

図６－８　赤木名まち歩きでの高倉の解説の様子

以上の通り、従前からのシマ学の活動、集落アンケートによるシマ遺産の掘り起こし、まち歩きの活動の実績などを通じ、案内板、パンフレット、マップが作成され、観光情報としての活用が行われることになった。

注6　「奄美市笠利町赤木名まちあるき」というタイトルで、「笠利町観光まちづくり実行委員会　案内人」の肩書を有する里利光氏が 2019 年現在も赤木名集落のガイドを続けている。他にも集落在住のプロのバスガイドの女性数名が応援できる体制になっている（環文研へのヒアリング調査より）。
注7　奄美市笠利総合支所産業振興課へのヒアリング調査による。

③事業を通じて行われた組織づくりと奄美遺産を活用した観光の取組み

笠利プロジェクトのアクションプラン（表 6-8）では、「I.地域資源を活かした観光の推進」のための「(3)集落ごとの推進体制づくり」や「III.今後の実施体制の検討と組織整備」といった、観光まちづくりを担う組織の整備も含まれていた。そこで本項では、笠利プロジェクトで提案された組織の実現と、それらの組織で取組まれた奄美遺産を活用した観光事業について概観する。

笠利プロジェクト「Ⅲ．実施体制検討と組織整備」では、下記の(a)～(d)の 4 種類の組織の整備が想定されていた。そのうち、(a)は「笠利観光まちづくり実行委員会（通称「ぬーしゅん会」）として、(b)と(d)は「奄美環境文化総合研究所」として、それぞれ実現した。一方(c)の、集落ごとの実働組織となる「（仮称）シマおこし隊」は実現していない。

(a)（仮称）笠利観光まちづくり振興協議会　→笠利観光まちづくり実行委員会「ぬーしゅん会」
(b) 観光アドバイザー組織　→奄美環境文化総合研究所
(c)（仮称）シマおこし隊　→できず
(d) 中間支援的機能を持つ組織　→奄美環境文化総合研究所

(a) 笠利観光まちづくり実行委員会

まず計画書における「（仮称）笠利観光まちづくり振興協議会」の具現化である「笠利観光まちづくり実行委員会（通称、ぬーしゅん会）」（以後、実行委員会）は、笠利総合支所産業振興課に事務局を置き、2014 年に地元住民らによって設立された。現在の主なメンバーは、観光事業者、伝統芸能八月踊りの保存会会長、地元在住の市職員やあまみ大島観光物産連盟職員などであり、比較的若い世代が実働している。笠利プロジェクト策定時の委員はそれに比べて年配であり、アドバイザリー・ボードとして相談役を務めている[注8]。

実行委員会の事業としては、あまみ大島観光物産連盟や市産業振興課と連携しながら、着地型旅行商品造成やモニターツアーを実施した。例えば 2015 年 3 月には奄美群島観光物産協会が主催・実行委員会及び市が協力という形で、赤木名地区を対象としたモニターツアー「笠利町赤木名をの～んびり見る・知る・味わう小さな旅」が催行され、郷土料理や踊り、製糖工場、まち歩きが観光資源として組み込まれた。

図 6-9　赤木名地区のモニターツアーのチラシ（2015 年 3 月）

注8 環文研へのヒアリング調査より。

2017 年 3 月には同じくモニターツアーの「奄美大島北部の伝統と文化に出遭う～集落探訪と黒糖焼酎の旅～」を実施 [16]、実行委員会及び市笠利支所が主催し、在京の旅行会社が催行した。製糖工場や黒糖焼酎の酒蔵､郷土料理と踊りがコンテンツとして採用されており､2015 年のツアーとの共通する部分が見受けられる。

2018 年度には節田、大笠利、佐仁や赤木名の各集落で集落歩き等のプログラムを作成・試行した[注9]。節田では伝統芸能の「節田マンカイ」、大笠利では「カトリック教会」、佐仁は「シマ唄」が活用され、いずれもシマ遺産ベスト８で各集落が挙げた地域資源であった。

こうして実行委員会が奄美遺産（シマ遺産）等の地域資源を抽出・価値の確認をしながら着地型観光商品へと育成し、成立できたものは、着地型観光イベントである「あまみシマ博覧会」（以降、シマ博）においてPR や集客を図るという連携が取られている。

笠利プロジェクトでの地域における文化観光への取組みでは「地域住民が率先して楽しむこと」への期待が大きく、定期的な着地型ツアー催行による収益化はこれまであまり想定されていない。むしろ笠利の集落や文化を知らない奄美大島内の住民へ、文化継承のために楽しんでもらいながら伝承していくことへの期待があり 、学習に娯楽を組み合わせることが可能なシマ博等の「観光商品化」が果たす役割も小さくないと考えられる。

(c)（仮称）シマおこし隊：

計画では、集落の人材が行う地域活動を促進し着地型観光を担う「(仮称）シマおこし隊」という組織が提案され、集落または校区ごとに編成することが企図された。しかし実際には組織化は行われておらず、ツアー時には実行委員会とガイドやインストラクターが直接調整を行っている。

(b)及び(d) 奄美環境文化総合研究所：

笠利プロジェクトでは、着地型観光など笠利地域での観光を主軸とするまちづくりを推進する、中間支援機能を有する収益団体の設立が計画された。これは来訪者に対しては予約受付や料金収受、地域の集落に対しては受入れの連絡調整や利益の還元を行う機能、地域資源や昔から地域で親しまれている事物の抽出や価値整理・展示などの利活用に資する育成を行う機能、地域住民も楽しみながら積極的に参加できる着地型観光とするためのまちづくりとしての提案や実現を担う機能、地域資源の調査やその住民理解に向けた講座・イベントを実施する機能を有すること、および地域住民らによるコミュニティビジネスの場となること等が想定したものであった。

計画策定翌年の 2015 年 6 月、策定時のコンサルタントであった観光を専門とする研究員は、策定委員であった中山清美氏及びあまみ商工会長を共同発起人としながら、中間支援的機能を担う団体として「株式会社奄美群島環境文化総合研究所」を設立、計画策定内容を実際に自ら担うこととなった。環文研は笠利のみならず奄美群島全域で観光まちづくり等の業務を受託し活動しているため、赤木名の拠点と島嶼間の交通利便性が高い那覇の拠点を使用している[注10]。

以上の通り､観光プロジェクトから展開した観光まちづくりにおいて､地元住民による実行委員会の設立、観光・文化財・ビジネスの異なる立場にいる人材の協働による中間支援団体の設立が実現し、着地型観光商品の造成や観光施策の支援を行う組織が地域の中で確立した。

注9 奄美市笠利総合支所産業振興課へのヒアリング調査、及び環文研へのヒアリング調査より
注10 環文研へのヒアリング調査より

⑤笠利地区における観光まちづくりへの奄美遺産成立システムの展開（まとめ）

笠利地区では、奄美博物館長の指導の下で地元学「シマ学」に取組み、奄美遺産システムの〔I.発見・調査〕は笠利プロジェクト以前から実施されていた。加えてプロジェクトの中で「シマ遺産ベスト８」を全集落で調査し取りまとめたことで〔II.評価・認定〕に達し、【発見・評価】の段階は達成されていた。

これらを通じて収集された地域資源に関する情報は、パンフレットや集落入り口の案内板のコンテンツとして使用され、地元住民に対しては〔IV.継承〕のための情報ツール、観光客に対しては〔V.活用〕ツールとして成立したことから、【保存・活用】の段階の一部、また観光振興への接続と観光まちづくりとしての「展開」が発生していたと看守できる。こうしたツールの作成段階に集落の地域住民が参加することで地域遺産の「深化」に関わることになり、また、観光まちづくりへの参加にもつながった。

加えて、奄美遺産を起点として観光まちづくりへ至るプロセスにおいて地域の組織「笠利観光まちづくり実行委員会（ぬーしゅん会）」が成立し、それを奄美環境文化総合研究所が中間支援組織としてサポートする体制も実現し、こうした主体が考案・提供する体験プログラムはモニターツアーの実施により試行された後に、あまみシマ博等の着地型観光のプラットフォームを通じて観光商品化され活用されることとなったといえる。

以上の展開を〔地域遺産成立システム〕ならびに〔地域遺産発展システム〕への【接続】の流れに整理し直したものが表 6-11 である。奄美群島では歴史文化基本構想に基づいた奄美遺産の〔成立システム〕が構築され、事業に基づいて【発見・評価】の取組みがパイロット的に行われた。しかしそれは 12 市町村のうちの 3 市町村のみについて行われたにすぎず、3 市町村においても地区ごとに取組みの進捗には濃淡があった。

そのような中で奄美市においては、市レベルでの奄美遺産の活用を推し進める奄美遺産活用実行委員会が組織されたことによって市内での奄美遺産の深化が進められた。また笠利地区では観光プロジェクトの策定検討委員会が地区内 29 集落を「シマ遺産」の調査・選定で巻き込みながら、地域で取組むことのできる観光メニューの検討・試行を行った。つまり、群島対象－市町村対象－旧町村・集落対象での地域遺産と観光活用を担う組織が階層的に設立され、特に旧町村・集落対象については身近な地域資源を集落遺産（シマ遺産）として選定しつつそれを観光活用するという、一気通貫的な取組みが可能であったことにより、〔成立システム〕から観光振興への【接続】が実現したものと考えられる。地域遺産と観光を【接続】するような総合的なビジョンを形成したのは市の総合計画であり、また具体的な観光プロジェクトとして事業化したのも総合計画に基づく重点プロジェクトとしてであった。これは〔地域遺産発展システム〕として展開する上で地域遺産の成立とまちづくりへの接続を頭初から構想することの重要性を示していると考えられる。

表 6-11　奄美遺産と笠利観光プロジェクトの〔成立システム〕の取組みと観光振興への【接続】

理念･目的	選定基準
･「奄美の歴史が分かりにくい」という問題意識 ･ 指定文化財は種類や数が制限され、地域や集落によって「地域の歴史・文化を理解する上で欠かせないもの」は異なるため、「地域の人たちが大事にしているもの」を再評価する ･ 歴史文化基本構想に係る文化財総合的把握モデル事業で奄美遺産（の成立システム）を構築	･ ①島民にとって「大切なもの」「親しまれてきたもの」「敬われてきたもの」「将来に引き継いでいきたいもの」「守り伝え残したいもの」 ･ ②一定の時間に渡って「受け継がれてきたもの」

↓実践

		段階	選定主体による取組み （歴史文化基本構想等策定専門委員会・地元委員会／奄美遺産審査委員会・奄美遺産会議）	推薦者・第三者 による取組み （奄美市・奄美遺産 活用実行委員会等）	取組みへの 一般市民の 参加等※
地域遺産成立システム	【発見・評価】	I. 発見・調査	・文化財類型調査（赤木名・手花部／宇宿・城間・万屋／知名瀬・根瀬部集落） (a)集落・市町村悉皆調査（地域住民へのヒアリング調査・現地踏査）：5269 件を抽出 市町村遺産の抽出 (b)分類・要素別調査（資料調査）：2267 件を抽出	・資料調査、解題・目録作成 ・伝統的食材・食文化にまつわる生業調査・植生調査 ・生涯学習講座開催（名瀬・笠利） ・大島北高校聞き書きｻｰｸﾙ ・笠利観光プロジェクト「シマ遺産ベスト8」の発見・抽出	・集落悉皆調査でのヒアリング調査や情報整理への協力 ・博物館・学校・NPO・市民団体・集落・個人も推薦可能 ・生涯学習講座への参加
		II.評価・認定	・文化財類型調査に基づき市町村遺産審査委員会が市町村遺産の登録審査、リスト化 ・歴文構想での重点テーマに関する奄美遺産（関連文化財群）認定（歴史遺産 7 ｽﾄｰﾘｰ・生活 7 ｽﾄｰﾘｰ・集落遺産 3 ｽﾄｰﾘｰ） ⇒【赤木名】集落遺産に選出（笠利地区） ・以後、奄美遺産審査委員会が奄美遺産を審査、奄美文化財保護対策連絡協議会が DB を作成する体制が作られる	・	・笠利観光プロジェクトにおける集落ごとの「シマ遺産ベスト8」の選定
	【保存・活用】	III.保存・再生	・集落遺産保存活用計画案作成（赤木名）⇒歴史的風致維持向上計画や重要文化的景観選定に向けた取組み ・広域的取組みによる保全 ・歴史遺産・生活遺産の保存活用計画の例示	・伝統漁法の保存	・県大島支庁・広域組合・各市町村・各集落・市民団体・NPO の参加・連携 ・地域住民がガイドとして参加（赤木名まち歩き）
		IV.継承	・データベースを活用した文化教育	・大島北高校聞き書きｻｰｸﾙの年度報告書冊子発行 ・学習講座・フォーラム開催 ・伝統的食材・食文化の継承 ・HP「電子ミュージアム奄美」 ・『シマ遺産ハンドブック』『シマグチハンドブック』発行	
		V.活用	・【赤木名】集落遺産としての保存活用区域と保存活用計画案作成 ・【赤木名】散策路・標識・リーフレット・駐車場整備、地域住民によるガイドの仕組み構築（保存活用計画に基づく） ・広域的取組みによる活用（文化の多様性・固有性を活かした観光商品、文化拠点設置）	・伝統的食材・食文化や伝統漁法の観光活用 ・伝統暦・行事カレンダー ・『シマ遺産ハンドブック』『シマグチハンドブック』発行 ・しまコンシェルジェ	
		VI.監視	各市町村文化財担当課が保存・活用主体と協力して実施、取組みの群島全体への拡大		

↓接続（笠利の例）

	接続先	推薦者・第三者
地域遺産発展システム	観光振興	○奄美市総合計画の観光の振興・文化の振興における奄美遺産の位置付け ○総合計画の重点プロジェクト「笠利観光プロジェクト」 ・ イラストマップ・ガイドブック発行、集落案内・歴史文化説明板整備、ガイド人材育成 ・ 着地型観光商品造成（モニターツアー実施⇒あまみシマ博覧会での催行） ・ 観光まちづくり実行委員会、奄美環境文化総合研究所（集落ごとのシマおこし隊は未成）
	その他	・

※「一般市民」の関与形態は、「選定主体」「推薦者・第三者」に関するアンケート回答からの推測

(2) 住用地区「森と水のまち住用　観光プロジェクト」(2014～17 年度)

次に住用地区での観光まちづくり事業「森と水のまち住用　観光プロジェクト」について、①プロジェクト計画書[17]、②NPO 法人すみようヤムラランドへのヒアリング調査、③奄美群島の地方新聞記事から、プロジェクトでの取り組みと奄美遺産システムとの関連について考察する。

表 6-12　NPO 法人すみようヤムラランドへのヒアリング調査　概要

対象者：NPO 法人すみようヤムラランド理事長　満田英和氏
日時：2019 年 11 月 20 日（水）　15～17 時
場所：奄美市住用観光交流施設　三太郎の里
内容：①体験観光・体験民泊事業について
②「森と水のまち住用　観光プロジェクト」と奄美遺産の関連について
③世界自然遺産登録に向けた地域の取組みについて

■住用地区の概要

住用地区は、2006 年の市町村合併までは住用村だった区域である。2020 年 3 月末の住民基本台帳によれば 765 世帯・1,235 人が住み、奄美大島の東側に位置、太平洋にのみ面している。奄美群島国立公園の区域が大半を占め（図 6-10）、二つの湾に面した集落の周辺のみ、公園区域外となっている。

地区内には「黒潮の森マングローブパーク」があり観光拠点となっているほか、山林でのアマミノクロウサギなどの野生動植物観察、体験民泊群などが立地している。笠利地区と比べて圧倒的に平地部が少なく、山林と沿岸部での自然観光やアウトドア・アクティビティが主たる観光資源となっている。

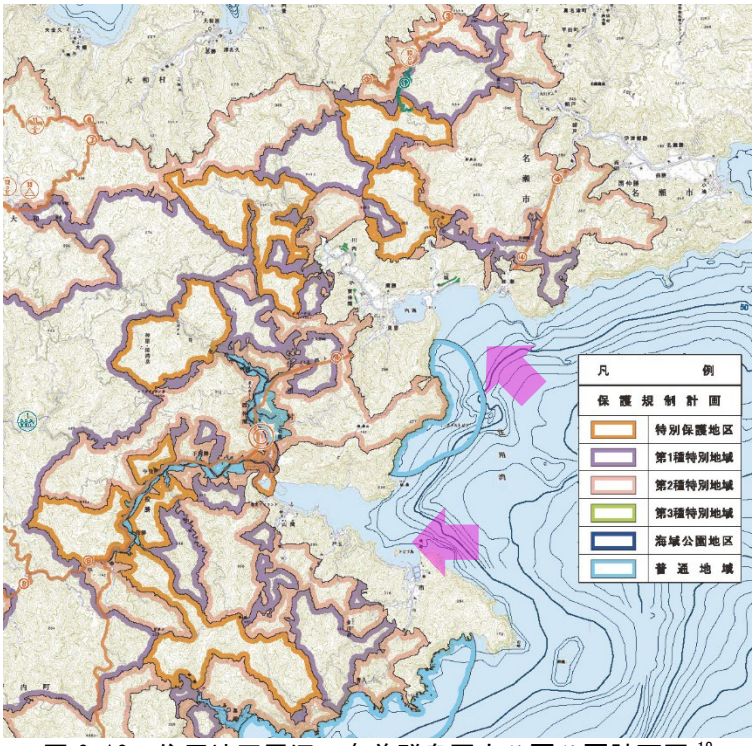

図 6-10　住用地区周辺の奄美群島国立公園公園計画図[18]
ピンクの矢印の湾周辺のみが公園区域外で、残域の大半は強い規制エリアである

①住用地区におけるプロジェクト以前の地域資源の発見・調査活動

2003 年に鹿児島県による「奄美群島自然共生プラン」の策定過程において、群島各市町村の「眠っている島の宝」、すなわち価値ある自然的財産を掘り起こす「宝めぐりツアー」が関係者によって行われた[19]。住用村では文化財保護審議委員長が案内し、三太郎峠茶跡、東城内海周辺、神屋の林道で植物の観察や生息する動物が説明されたという記録が残っている。2010 年には県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用して、着地型観光システム構築事業が取り組まれた[20]。マングローブパークの管理運営を行う第三セクター「株式会社マングローブ公社」に新たに職員を２名雇用し、着地型観光のシステム構築やメニューの作成、ガイド育成等が業務として行われた。但し、成果については不詳である。

住用地区では、世界自然遺産登録に向けた行政の動きが活発化していた。例えば環境省は 2010 年に役勝川、住用川およびその河口域をラムサール条約登録へ向けた潜在候補地に選定し、条約締約国会議での新規登録を目指す活動に取り組んでいた[21]。同年、市は住用地区を含む公有林において生物多様性確認調査を実施し、国立公園指定への準備を進めたり住民の意識啓発・環境教育の材料として活用する動きであった[22]。その後も 2012 年度には環境省の「エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業」を活用して専門家の助言を受けるなど、《世界自然遺産－国立公園化－自然環境－エコツーリズム》が主要な地域資源として扱われていった。

このような状況下で、2008～10 年度の「宇検村・伊仙町・奄美市による文化財総合把握モデル事業」で行われた集落等悉皆調査は住用地区では行われなかった（専門委員によるマングローブ林視察等は実施）。また、奄美遺産システム構築後の「奄美群島文化財保護対策連絡協議会」等において群島全域への奄美遺産の広域連携や奄美遺産会議の立上げ（5-4 参照）などを通じて、集落（シマ）遺産／市町村遺産の〔発見・調査〕〔評価・認定〕が呼びかけられたが、住用では特段実施されたという記録は発見できず、奄美遺産システムの活用はほとんど行われていないとみられる。このように、システム化された奄美遺産であっても奄美群島や奄美市全域に万遍なく取り組みが進められたわけではなく、地区によって差があることが分かる。

2011 年の「奄美市総合計画（基本構想・前期基本計画）」では、住用地区において「着地型観光メニューの構築」「着地型観光ガイド育成事業」を行うことが盛り込まれた。これに関連して 2013 年 7 月に、それまで２～３年準備を進めてきた住民による地域おこし組織「すみようヤムラランド」（和田美智子代表）が NPO 法人化された。和田代表は 1999 年に「住用村生活改善グループ連絡研究会」の会員と出資しあい、特産品加工・販売会社「サン奄美」を設立、地域おこしに取組んできた人材であった[23]。ヤムラランドは住用における「自然を題材にした着地型観光」を進めるため観光協会の役割とまちづくりの役割を担うことになり[注 11]、NPO 法人化された。同年度中に観光庁の「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」を受託し観光モニター事業を 4 回実施、モニターである観光アドバイザーや観光従事者、計 30 人を受け入れた。モニターの案内はヤムラランドの会員である住民が務めたが、ガイドの準備を進め実際に案内する中で「シマのよさを見直すきっかけになった」との感想がもたらされた[24]。

②プロジェクトの策定と実施

2011 年に策定された奄美市総合計画（前期基本計画）を受け、「森と水のまち住用　観光プロジェクト」（以下、住用プロジェクト）が 2014 年 3 月に奄美市によって策定され、引き続き自然を題材にした着地型観光に取組むことになった。コンセプトを「森と水に包まれた神々との暮らし～心のざわめき～」とし、カミヤマ（神山）、海や川といった神の領域である自然と、信仰や祭祀空間を含む集落での暮らしにみられる文化とい

注11 ヤムラランドへのヒアリング調査より。

った地域資源を題材にした観光を打ち出した。６つの基本方針が立てられ、そのうち地域資源に着目した基本施策・アクションプランは表 6-13 の通りである。

表 6-13　住用プロジェクトの基本方針と対応する基本施策及びアクションプラン [25]

基本方針	基本施策（地域資源関連のみ）	アクションプラン
１．地球の宝である住用の自然、「保護と活用」両輪で観光地域づくり	世界自然遺産登録対象区域・活用ルールに従い、地域で大切にしてきた自然を保護し「保護と活用」両輪で観光地域づくり	・地域住民・ガイド等への意識啓発（住民憲章、勉強会）
２．地域 DNA による新たな価値の創造と滞在交流型観光地域づくり	地域 DNA を活かした滞在交流プログラム造成	・滞在交流プログラムづくり（一集落１ブランド認定コンテンツを含む代表的プログラムの造成） ・地域住民・事業者との連携（伝統舞踊・島唄・遊漁船など対応できる人材・グループづくり／観光地域づくりにおける地域住民の意識醸成＝地域住民が地域資源に興味を持ち、自分たちの地域・暮らしに誇りを感じることのできる場の提供。ボランティアではなく、ゆくゆくは生業にするという意識変容が図れる取組みも） ・地域資源を活用した食の開発や工芸品など、地域の暮らしにあるものを商品化
３．主要観光拠点施設整備と案内機能	―	―
４．2次交通整備	―	―
５．情報発信・誘致戦略	ターゲット戦略に基づく取組みの促進と情報発信	・「住用町にしかないもの」を磨き上げ、効果的に発信 ・全地域住民が広報マンとして PR ・住用町の資源「自然」「文化」「歴史」「暮らし」「人」にスポットを当てた、シリーズ的なガイドブック作成・運用
６．観光地域づくりプラットフォームと人材育成	地域住民への啓発及び人材育成	・住民が地域に誇りと愛着を持ち、地域観光資源に関する知識の向上を図る（啓発ツール作成、研修会・シンポジウム、市報、地元メディア）

「１．地球の宝である住用の自然、「保護と活用」両輪で観光地域づくり」では、地域住民やガイドへの意識啓発が計画されたが、その対象は自然資源であった。「２．地域 DNA による新たな価値の創造と滞在交流型観光地域づくり」では、既に認定された一集落１ブランドのコンテンツを滞在交流プログラムへ活用することが企図され、八月踊り（伝統舞踊）や島唄、遊漁船、郷土食や工芸品といった地域資源への理解と愛着を地域住民が抱き、観光活用して生業化し、地域づくりに役立てることが計画された。さらに「６．観光地域づくりプラットフォームと人材育成」では地域観光資源に関して住民が知識向上を図れるよう、研修会やメディアを通じた情報発信が計画された。

以上の通り、住用プロジェクトにおいては「奄美遺産」「シマの宝」といった奄美遺産成立システムで位置付けられた地域資源の呼称は用いられず、地域資源・地域観光資源と呼ばれている点が笠利プロジェクトと異なる。また、地域に誇りと愛着を持てるよう意識啓発を行うことや生業として滞在交流型観光を行って地域づくりに結び付けようという強い意思が表れた計画となっている。

2015 年 1 月には、「平成 26 年度観光地ビジネス創出の総合支援事業」（奄美市）により『奄美大島　住用観光地域づくりコンセプトブック』が刊行された。住用に受け継がれてきた大切なもの、地域の誇り、地域

の遺伝子」をまとめて掲載すると共に、観光客を受け入れながら地域が持続するためのコンセプト（心構え）を住民に啓発したもので、「６．観光地域づくりプラットフォームと人材育成－地域住民への啓発及び人材育成」に該当する取り組みであった。

2016 年度からは「五感で感じる世界自然遺産体験事業」（平成 28 年度鹿児島県地域振興推進事業）を実施。①一集落 1 ブランドを活用した体験プログラムづくり、②民泊の推進による体験メニュー強化、が進められた 。ヤムラランドから集落区長等を通じて希望者を募り、4 軒が体験民宿を開業、「すみよう体験民宿　モダマの会」を結成し対外的な情報発信を始めた。和田氏を含む民宿のオーナーはそれぞれ独自の体験メニューを企画・準備しており、集落歩きや郷土料理づくり、自然観察、農業体験、島唄・三味線体験などが揃えられている。実施の際、他の集落住民に接遇や案内を依頼することもあるなど、集落のネットワークが活用されている。

図 6-11　民宿オーナーが集落内の祭祀空間や“神の通り道”を案内するまち歩き

2017 年 3 月に旧奄美群島国定公園が「奄美群島国立公園」に昇格指定され、世界自然遺産登録に向けた準備の駒が一つ進んだ。住用地区の大半は国立公園区域に指定され、そうでない範囲は湾を中心とした集落の周辺 2 カ所程度のみとなった（図 6-10）。並行して 2016 年度から住用地区における地域資源活用は、より世界自然遺産登録と関連するものがメインとなっていき、鹿児島県が主導する「世界自然遺産奄美トレイル」の整備に向けたコース選定やエコツアーガイド育成が推進され、ヤムラランドや住用町連合青年団などが協力していった [26]。「世界自然遺産奄美トレイル」は 2018 年 1 月に住用コースが群島の中で最初に開通するに至った [27]。

上記の他に NPO 法人すみようヤムラランドは、住用町摺勝に観光交流拠点「三太郎の里」がオープンすると観光案内所とレンタサイクル貸出業務を市からの委託で担うことになった[注 12]。トレイルコースの整備と観光拠点を管理運営する組織となったことから、2018 年 12 月～2019 年 2 月にはヤムラランドのガイドの案内で動植物や景勝地を訪ねる「ガイドさんと歩く奄美トレイルスタンプラリー」等のイベントを県や市と開催し [28]、地域の自然環境資源を観光活用する取組みを実践している。

トレイルコースは山越えの古道を中心としたコースだが、ハブ事故防止や原生林保護の観点から、できる限りガイド付きで利用してもらうよう促している。しかし観光客からのガイドの要望に対して人手が足りておらず（現在ガイドは 5 名のみ）、他に定職を持つ若い世代がいないのが課題だとされている[注 13]。

注12 産地直売所は、特産品加工・販売の有限会社サン奄美が受託した。
注13 ヤムラランドへのヒアリング調査より。

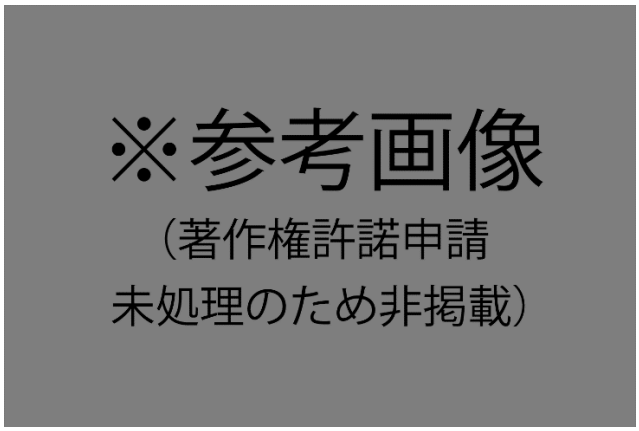

図 6-12　奄美トレイルマップの表紙（左），住用エリアのコース位置 [29]

表 6-14　奄美トレイル・住用コースの４区間

区間	コース名	テーマ	見どころ	距離
A 区間	川内フナンギョの滝・内海コース	遺産の滝・清流・内海と豆の木	内海沿いの道，フナンギョの滝，モダマ	7.5km
B 区間	古道三太郎峠・西仲間コース	三太郎さんが愛した峠道	古道三太郎峠沿いの滝や植物，三太郎茶屋跡，西仲間集落の小路（神道など）	6.7km
C 区間	マングローブ・山間コース	国内有数のマングローブと命のゆりかご住用湾	マングローブ，住用湾沿いの道，2 本の巨木（足を延ばすコース）	4.9km
D 区間	戸玉・市コース	住用の始まりの地とトビラ島	海沿いの道からのトビラ島の眺め，市集落，ターバマ（足を延ばすコース）	3.9km

③住用地区における観光まちづくりへの奄美遺産成立システムの展開（まとめ）

住用地区では、体験民宿において歴史文化・自然に係る地域資源が集落歩きや体験で活用されているものの、奄美遺産システムとは関係がなく、歴史文化基本構想策定に連動する活動はほぼ行われなかった 。従って、笠利地区のような「シマ遺産」としての整理は行われておらず、県と世界自然遺産奄美トレイルのコース設定・整備を行う中で、地域資源の〔発見・調査〕に取組み、コースで立寄る「見どころ」（表 6-12）を選定する過程で〔評価〕を行い、コース整備やマップ化することで観光の面で〔活用〕が行われているケースだと言える。

6-5.　世界自然遺産登録運動における取組みと奄美遺産の関係

次に、奄美遺産のような地域遺産と類似しながらも、対象や基準が大きく異なる世界遺産について、奄美群島における登録に向けた取組みをレビューし、奄美遺産との関わりについて考察する。

(1) 世界自然遺産登録に向けた取組み及びエコツーリズムの仕組み構築の経緯

①エコツーリズムの萌芽はエコミュージアム概念導入と同時期

1990 年代半ばよりエコツアーが奄美で興りはじめる。96 年にはエコツアーブームの兆しと言われ、98 年ごろまでには観光ガイドサービス業が設立され始めた。奄振法に係る計画書・報告書では、1998 年の『奄美群島振興開発総合調査報告書』において初めて言及されたと言われている。それに伴い「奄美エコツーリズム協会設立準備会」が活動を 1998 年に開始し、また地域社会から「環境観光のルール化」を求める声が出始めた。

②世界遺産登録運動開始と奄美群島自然共生プランでのエコツーリズム推進

2000 年 10 月の鹿児島県総合計画の素案において奄美群島が世界自然遺産登録を目指すことが明記されることが、新聞記事として初めて公開された。この総合計画の第一期実施計画のなかで「奄美群島自然共生プラン」(以下、自然共生プラン) 策定が位置付けられ、県を中心に自然共生ネットワーク形成、自然環境保全、環境保全型自然体験活動（エコツーリズム)、世界遺産登録を目指す取組み等を行うこととなった。これを受けて 2001 年 2 月に第一期実施計画が決定すると「自然共生プラン」策定作業が始まり、「奄美の宝探し」と称する地域資源の抽出と価値整理、また 2003 年にはそれらを用いた「宝めぐりツアー」が群島各地で取組まれるようになった。こうして整理された地域資源は「人と自然との共生」を基軸とする地域づくりの核と位置付けられ、2003 年 9 月の策定以後、自然共生プランの各取組みが展開することとなった。

③エコツーリズムのルール化・ガイド資格が課題とされる

2004 年度から奄美群島広域事務組合では「奄美ミュージアム構想」の策定作業に入ったが、この中でもエコツアーに関し、「専門知識のあるガイド育成や資格制度の導入」を求める意見が出された。2003～05 年度に行われた「奄美群島重要生態系地域調査」の学術検討会でも、重要地域における少人数・ガイド付き利用の方針や、エコツアー事業者のルール作成やガイド認定制度、環境保全協力金制度が提案された。2007 年に自治体・民間団体によって設立された「奄美群島世界自然遺産登録推進協議会」のエコツーリズム推進部会でもルール策定・登録認証制度の検討が行われた。このように、この時期、【エコツアーのルール化】【認定ガイド制度】が重要課題として多方面で検討された。

④人材育成・組織化、ルール化と実行の開始

奄美エコミュージアム構想は 2005 年 3 月に策定に至り、「奄美の宝」の再発見・磨く・保存・活用とデータベース作成を通じて、人材育成活用・産業振興・体験滞在型観光・情報発信・交流連携が取組まれた。具体的な事業として 2008 年度までに「奄美ミュージアム人材育成事業」、2009～12 年度に「エコツーリズム推進人材育成事業」「エコツアーガイド育成推進事業」等が行われ、ガイドの資質向上や組織化が進められた。2008 年 10 月には「奄美大島エコツアーガイド連絡協議会」（以下、大島ガイド協）が設立され、組織化が始まった。この大島ガイド協では 2009 年 4 月までにガイドルールを定めて実行を始め、重要課題が一部達成された。

表 6-15　世界自然遺産登録運動と奄美遺産等

年	世界自然遺産登録・エコツーリズム	地域資源発見・奄美遺産の取組み
2000	県、総合計画素案にて世界遺産登録運動を初表明	→「島々の宝」「奄美の宝探し」(2001～)
2002		（世界遺産登録運動→）**名瀬市総合計画**「エコミュージアム構想の推進」（集落文化記録の収集保存、奄美文化の保護・活用等）
2003	県、**奄美群島自然共生プラン**策定 ・自然共生ネットワーク形成　・自然環境保全 ・エコツーリズム　・世界遺産登録	→宝めぐりツアー
2003-2005	県、**奄美群島重要生態系調査**実施 ・エコツーリズムのルール策定・登録認証制度検討	
2004	県、ふるさと探検隊、将来像の作成 **奄振方針**「群島を博物館と見立てて産業・観光・文化振興」、奄振計画「奄美ミュージアムの取組推進」	
2005	広域組合、**奄美ミュージアム構想**策定 ・エコツアーガイド育成・資格制度導入の検討	→「奄美の宝」の再発見・磨く・保存・活用・データベース作成・人材育成・産業振興・体験滞在型観光・情報発信（ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ・HP）・交流連携 ・「奄美の「宝」100 選の公募・制定」の企画（未実施？）
2006	**奄美市、市町村合併**	
2008	奄美大島エコツアーガイド連絡協議会設立 ・ガイドルールの制定と実行	
2009	環境省、国立公園化のコンセプトを《生態系管理型》《環境文化型》に決定	
2011	持続可能な奄美観光の基本方針	**歴史文化基本構想（奄美遺産成立システム）**
2011-2017		A)【地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業】の「A)市民と共に育て継承する奄美遺産事業」実施
2013	政府が「奄美・琉球」を世界自然遺産・UNESCO 暫定リストへの追加決定 奄美大島５市町村、希少野生動植物の保護に関する条例施行、奄美大島生物多様性戦略策定	
2014	奄美群島エコツーリズム推進協議会設立 ・ガイド認定講習　・自然観光資源モニタリング ・各島での計画策定 広域組合、エコツアーガイド育成研修を群島で実施	
2013-2015		B)【文化遺産を活かした地域活性化事業】の「B)奄美遺産総合的活用事業」実施
2016	環境省、奄美群島森林生態系保護地域保全管理計画策定 県、奄美群島持続的観光マスタープラン策定 ・シマ歩き・体験プログラム ・世界自然遺産奄美トレイルのコースづくり WS 開始	C)【文化遺産を活かした地域活性化事業（地域の文化遺産次世代継承事業）】の「C)奄美遺産で深める異世代交流事業」実施
2017	政府が世界自然遺産推薦書提出 **奄美群島国立公園指定** **奄美群島エコツーリズム推進全体構想**策定 環境省、エコツーリズム推進法に基づく認定	
2018	登録延期を IUCN 勧告、政府取り下げ 原生林利用規制ルールに向けた実証実験	
2019	政府が推薦書再提出	
2021	IUCN、世界自然遺産登録を勧告	

⑤環境文化型国立公園として、文化が自然を支えるエコツーリズム

2009 年 1 月には環境省が「奄美地域の自然資源の保全・活用に関する基本的な考え方」を公表、「生態系管理型国立公園」「環境文化型国立公園」という新しいタイプの国立公園として指定を目指すことになった。《環境文化型》とは、自然資源と伝統的生活・営みといった文化の関わりを意識し、住民と利用者がともに楽しみ、ともに守るタイプの国立公園であることを表しており、中山氏が推奨したコンセプトである。自然公園でありながら、関連する地域文化も含めた総体を保全・活用の対象として捉えている点で、奄美遺産や「奄美の宝」等の取り組みと通底する理念を有しており、「文化財総合的把握モデル事業」と連携することが想定されていた。

従って、同年 10 月からの環境省「奄美地域の国立公園指定および管理に関する検討会」でも自然公園や生態系、グリーン・ツーリズム、奄美の文化の専門家といった幅広い人材が委員として集められ、その検討の結果、2011 年 3 月に、「持続可能な奄美観光」の基本方針として①魅力を掘り起こした島ごとの新しい観光モデルの構築、②環境・文化・建設行政の連携による観光基盤整備の充実、③島民・産業の連携強化による複合型観光の確立、が掲げられ、国立公園化による観光客増加がもたらす弊害を避けるために、観光客の受入れ容量の目標設定を設けると共に、地域資源を複合的に活用することが位置付けられた。〔観光客満足度を下げずに分散を図る⇒自然が主、文化産業生活が従の役割〕

⑥世界遺産暫定リストへの追加が決定

2013 年 1 月、政府が「奄美・琉球」をユネスコの暫定リストへ追加することを決定。同年 4 月にはユネスコによって保留とされることにはなるが、奄美群島の世界遺産登録において大きな一つのステップとなった。ただし、世界自然遺産について分かっていない住民は多く、地元の言葉での説明が重要と識者に指摘されていた。

⑦奄美群島エコツーリズム推進協議会の発足とエコツーリズム全体構想策定

2014 年 3 月に奄美群島エコツーリズム推進協議会が発足、エコツアーガイド認定講習の実施・運営、自然観光資源モニタリングの検討、各島での計画策定に取組むこととなった。また奄美群島広域事務組合による奄振事業「エコツアーガイド初期段階育成事業」としてエコツアーガイド育成研修会も始まり、人材育成も奄美大島以外へ拡大していった。

2017 年 2 月には協議会が「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」を策定し、環境省よりエコツーリズム推進法に基づく認定を受けた。この構想の基本方針には「地域資源の再認識と共有化」を掲げ、地域資源を「学術的視点＋地域の視点」から抽出する」「見せるものと見せないものは地域で判断する」こととし、文化財行政の立場から取り組む「奄美遺産」との連携にも触れている。その上で、群島ガイドの認定講習会及び認定制度が 3 月より導入された。2017 年の認定開始から 2020 年 1 月までの認定エコツアーガイドは合計 109 人となっている。

⑧希少野生動植物保護の法的仕組みの整備

2013 年 10 月には奄美大島 5 市町村が共通の「希少野生動植物の保護に関する条例」を施行、2015 年 3 月には「奄美大島生物多様性戦略」を共同で策定した（2015 年度より 10 年間）。また 2016 年 3 月に環境省が奄美大島と徳之島の国有林を対象に、世界自然遺産登録に向けた保護担保措置として「奄美群島森林生態系保護地域保全管理計画」を策定した。

⑨世界遺産トレイルコースの整備

2016 年 3 月、県が「奄美群島持続的観光マスタープラン」を策定した。シマ（集落）歩きや体験プログラ

ムでふれあいや生活文化体験を観光メニュー化することを提案し、「奄美世界自然遺産トレイル」を整備することを計画、来島者や住民が、自然・歴史・文化のつながりや固有性を実感できるようにすることとなった他、世界遺産センター整備、利用適正化ルールづくりに取り組むことになった。これを受けて 2016 年度から「みんなでつくろう！奄美世界自然遺産トレイル（仮称）」のコースが群島各地域の住民参加型ワークショップによって、自然や文化に触れながら歩けるよう作成され始めた。2018 年 1 月の奄美市住用地区のコースから供用開始した。

⑩世界遺産推薦の紆余曲折

2017 年 2 月に政府が「奄美・琉球」の世界遺産登録推薦書をユネスコに提出。また同年 3 月には国定公園の格上げという形で「奄美群島国立公園」が誕生し、世界自然遺産への準備が最終段階に達した。推薦に基づき同年 10 月には IUCN が現地調査を行ったが、推薦区域の問題から翌 2018 年 5 月に世界遺産リストへの「記載延期」を勧告。これを受けて政府は同年 6 月にいったん推薦を取り下げ、修正対応の上、2019 年 2 月に再提出した。同年 9 月には再調査が IUCN によって行われた。

⑪エコツーリズムでの利用規制の実証実験とルール試行

金作原原生林への利用増加による自然環境破壊を避けるため、利用ルールの導入に向けた実証実験が奄美群島エコツーリズム推進協議会によって 2018 年 2～3 月に行われた。この結果を検証し、翌 2019 年 2 月に同協議会の認定ガイド同行や利用時間・人数に制限を設ける利用規制の試行が行われた。地元住民の利用への便宜やルール違反への罰則規定の整備等を求める要望が試行期間後に出された。

⑫〔世界自然遺産リスト登録勧告〕

2021 年 5 月に UNESCO への世界自然遺産登録勧告が出され、世界遺産となることが確実となった。

(2) 世界自然遺産と奄美遺産の関連性

①登録運動推進プロセスにおける関連性

前項の世界自然遺産登録運動の流れと、奄美遺産をはじめとする地域資源発見・活用の流れをフロー図化したものが図 6-13 である。青で示された左列の流れが地域資源発見・奄美遺産の取組み、緑で示された右列の流れが世界自然遺産登録・エコツーリズムの取組みを表している。

これを見ると、今日の世界自然遺産と奄美遺産が併存している状況の源流として２つの事柄を挙げることができる。一つは 1995 年頃から奄美群島で実現が検討された「エコミュージアム」の概念の導入である。これは合併前旧市町でそれぞれ試行的な施策に取組まれた後、2005 年に群島広域事務組合の「奄美ミュージアム構想」にも思想的につながっていく。

もう一つは 2001 年策定の鹿児島県総合計画の素案の中で 2000 年に示された世界自然遺産登録運動である。環境省と連携しながら、自然共生プランの策定や重要生態系調査など、自然環境の調査や保護政策が 2003 年以降に具体化した。但し自然共生プランの策定前後に行われた地域資源調査において初めて「奄美の宝」「宝さがし」といった用語が用いられるようになり、これは上述の「奄美ミュージアム構想」へ援用されていくことになる。自然共生プラン自体の「宝さがし」で発掘された地域資源は「宝めぐりツアー」の試行などに活用されるが、その後の国立公園化や世界自然遺産登録の中に登場しなくなっていく。（図 6-13 中の①）

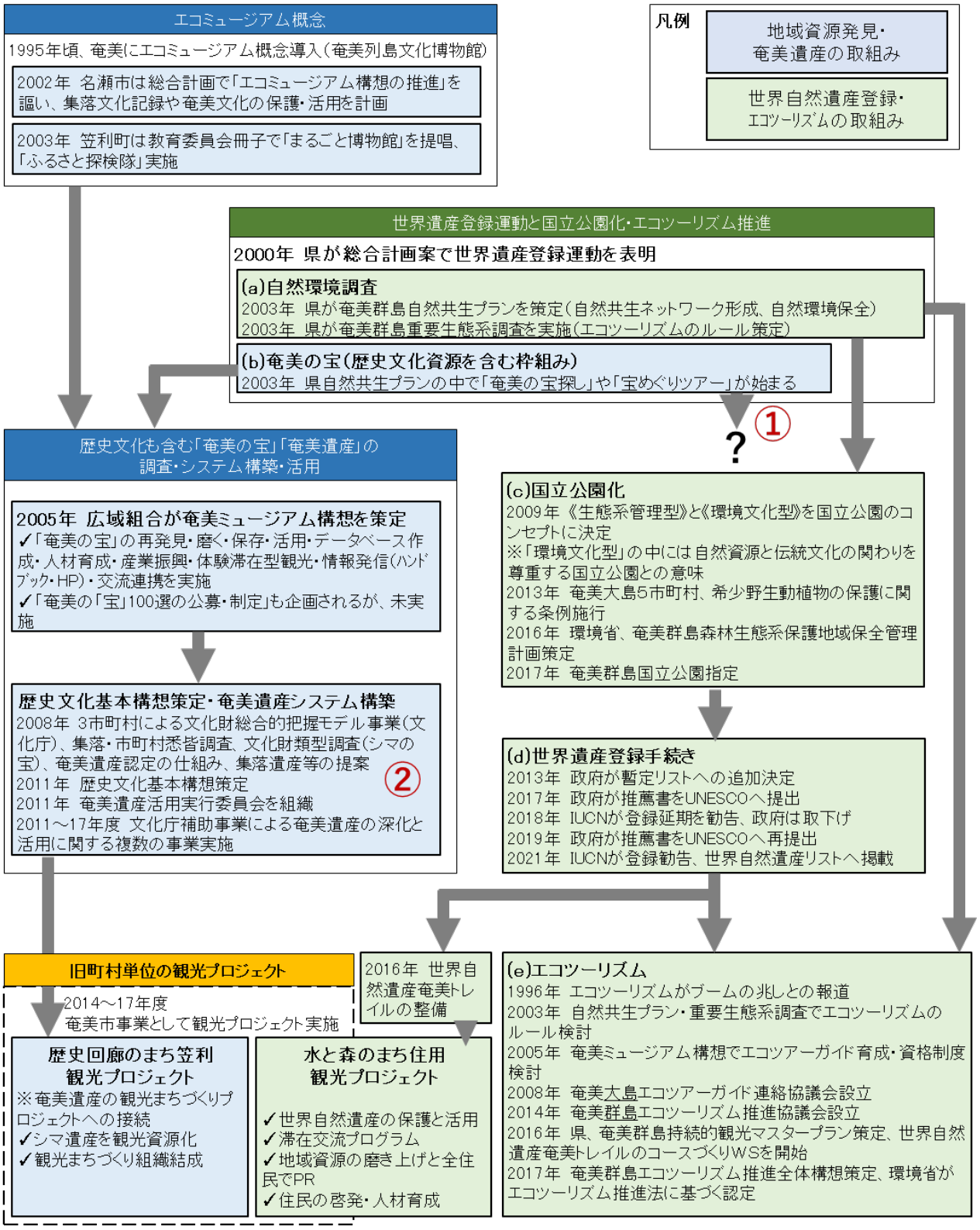

図 6-13　奄美市における世界遺産登録運動と地域資源発見・奄美遺産の取組みの流れ

後者の世界自然遺産登録運動に関しては、上述の自然環境調査・保護政策が国や県の主導のもと、着々と進められていく。まず奄美群島国定公園の国立公園化が目指され、2009 年には奄美群島国立公園のコンセプトを《生態系管理型国立公園》《環境文化型国立公園》と定めるに至った。2017 年には国立公園化を果たし、政府が UNESCO へ推薦書を提出する条件として確立した。その後、IUCN による登録延期勧告と推薦書取下げ・再提出など紆余曲折を経て、2021 年に IUCN の勧告が出たことで、世界自然遺産として登録された。世

界遺産登録は自然環境の保護が最大の目的であり、推薦には遺産としての価値の証明と保護管理システムの担保が必要とされるが、こうした手続きは環境省や専門家によってなされている。

2005 年の「奄美ミュージアム構想」では「奄美の宝」の再発見・磨き上げ・保存活用、データベースづくり、人材育成、体験型観光など、〔地域遺産成立・発展システム〕の概念に近い活動計画が立てられた。その中で「奄美の宝 100 選」の選定が構想されるが実施に至らなかった。この広域組合の構想がベースになっているとの資料は発見できなかったが、群島の広がりで〔地域遺産成立・発展システム〕を構築する、即ち奄美遺産システムを立ち上げようと、まず奄美市・伊仙町・宇検村の 3 市町村で先行的に取り組まれたのが歴史文化基本構想であり、2008 年から 2011 年にかけて調査や策定に取組まれた。この構想報告書においては世界自然遺産登録運動に関する記述はなく、奄美・沖縄を一体のものとして提案する世界自然遺産とは異なり、「沖縄や九州にはない奄美群島に固有な文化財の価値や位置づけが明確になること」を歴文構想には条件づけていることから、両者の方向性は異なっており、「世界遺産登録運動の一環として奄美遺産を構築した」とは言い難い。

但し、歴文構想の専門委員には国立公園化に尽力した小野寺浩鹿児島大特任教授（当時。元環境省）や、県自然保護課課長、環境省奄美自然保護官等が含まれており、国立公園化や世界自然遺産登録の取組みと人的に重なる部分が認められる（図 6-13 中の②）。事務局には中山清美奄美博物館長（元・笠利町学芸員）が含まれており、中山氏は《環境文化型国立公園》というコンセプトを推奨していたこと、また、「本当に真剣に奄美遺産と世界遺産は連動していかないといけない [30]」と主張していたことを踏まえると、理念としては＜世界遺産－奄美遺産－市町村遺産－集落遺産＞という大小の広がりの中で連動しながら自然や歴史文化を評価し保存・活用していくことが、関係者の中で共有されていたと考えられる。

なお中山氏は文化財行政の立場から歴文構想策定・奄美遺産システム構築に取組んだだけではなく、笠利観光プロジェクトでのシマ遺産調査や観光アドバイザー組織・中間支援的機能を持つ組織である「奄美環境文化総合研究所」の発起人の一人でもあり、奄美遺産の発見・評価と観光活用も接続させていくことを構想し牽引した人材でもある。さらに 1995 年当時のエコミュージアム概念の導入や笠利町での「まるごと博物館」提唱から地域資源活用に尽力していた。こうした自然－歴史文化、地域遺産－世界遺産、資源保護―活用、エコミュージアム－地域遺産といった幅広い視野で地域をリードできる人材がいたことも、奄美地域が全国でも稀な広範深遠な〔地域遺産成立・発展システム〕を有するに至った要因として指摘できよう。

さて、国立公園化・世界自然遺産登録を実現していく流れの中で、自然環境資源のエコツーリズムへの活用と持続性担保のための規制づくりが行われていく。1990 年代よりエコツーリズム事業者が設立されてきていたが、2003 年の自然共生プラン・重要生態系調査の時点でエコツーリズムが検討され、ルールの必要性が提示された。その後、奄美ミュージアム構想でエコツアーガイドの育成や資格制度の検討が行われ、2008 年には奄美大島の、2014 年には奄美群島の、エコツーリズム組織（協議会）が設立され、地域一体となってエコツーリズムの仕組みづくりが進められた。その集大成として 2017 年には奄美群島エコツーリズム推進全体構想が策定され、環境省のエコツーリズム推進法に基づく認定を受けたことで、世界自然遺産のエコツーリズムの体制が整えられるに至った。なおその後、適正な環境容量での観光利用に向けた実証実験等を積み上げ、詳細な運用ルールづくりが進められている。

②奄美遺産の所在地にみる世界遺産との関連性

最後に、推薦書の記述にみられる世界自然遺産としての価値や目的から、地域遺産である奄美遺産との接点を読み取ってみることとする。

世界自然遺産として奄美・琉球地域が該当するクライテリアは「クライテリア(x)」（学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する）とされ、その特徴は次のように記されている。

> 推薦地は、中琉球の奄美大島、徳之島、沖縄島北部と、南琉球の西表島の４地域の５構成要素で構成され、面積42,698ha の陸域である。中琉球及び南琉球は日本列島の南端部に位置する琉球列島の一部の島々であり、推薦地は黒潮と亜熱帯性高気圧の影響を受け、温暖・多湿な亜熱帯性気候を呈し、主に常緑広葉樹多雨林に覆われている。
>
> 推薦地は、世界の生物多様性ホットスポットの一つである日本の中でも生物多様性が突出して高い地域である中琉球・南琉球を最も代表する区域である。推薦地には多くの分類群において多くの種が生息する。また、絶滅危惧種や中琉球・南琉球の固有種が多く、それらの種の割合も高い。さらに、さまざまな固有種の進化の例が見られ、特に、遺存固有種及び／または独特な進化を遂げた種の例が多く存在する。
>
> これらの推薦地の生物多様性の特徴はすべて相互に関連しており、中琉球及び南琉球が大陸島として形成された地史の結果として生じてきた。分断と孤立の長い歴史を反映し、陸域生物はさまざまな進化の過程を経て、海峡を容易に越えられない非飛翔性の陸生脊椎動物群や植物で固有種の事例が多くみられるような、独特の生物相となった。また、中琉球と南琉球では種分化や固有化のパターンが異なっている。
>
> このように推薦地は、多くの固有種や絶滅危惧種を含む独特な陸域生物にとって、全体として世界的にかけがえのなさが高い地域であり、独特で豊かな中琉球及び南琉球の生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息・生育地を包含した地域である。

（2019 年 2 月提出の推薦書（仮訳）[31]より引用）

推薦書では学術上・保全上顕著な普遍的価値を有し、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含することを証明しているが、この「自然の生息地」は国立公園特別保護地区・第１種特別地域・林野庁管理の森林生態系保護地域、国指定鳥獣保護区、天然記念物指定によって保護管理が担保されている。その「緩衝地帯」と、さらに周辺の「周辺管理地域」が設定され、多重の段階・主体の関与による世界自然遺産推薦地の管理が図られることになっているが、この「緩衝地帯」「周辺管理地域」では先の国立公園のコンセプトの一つ、《環境文化型国立公園》を形成する地域文化の発露・保全の場である集落等の人間の活動域が登場してくることになる。

奄美遺産（市町村遺産・集落遺産）の対象となる地域資源の種類は、自然資源・人文資源を問わない。そのため「自然の生息地」（推薦地）も含む可能性はあるが、歴史文化基本構想の中に奄美遺産システムがあることを踏まえると、奄美遺産は主に「緩衝地帯」「周辺管理地域」における地域の生活と自然との関連の歴史や慣習等の中に所在し、世界遺産と奄美遺産はこうしたエリアにおいて関係してくる可能性が高いものと推測される。例えば、奄美固有の小妖怪（妖精）であるケンムンは「人間に自然との関わりを教える存在であり、人間社会と自然界の境界域にしばしば現れ」るとされており、奄美遺産の生活遺産として位置づけられている。歴文構想に記載された「ケンムン出没の場」には住用地区のスポット数か所も記載されており、国立公園の範囲、即ち世界遺産のエリアやその周辺を意味していると考えられる。

6-6.　章結

本章では、奄美遺産成立システムの観光振興への接続と観光まちづくりへの発展の取組みについて、歴史文化基本構想策定後の文化財行政における展開の取組み、また笠利地区・住用地区における観光まちづくりにおける〔V.活用〕の取組みの具体的な展開過程、さらに世界自然遺産登録運動での取組みと奄美遺産成立システムの関係について分析した。

(1) 奄美遺産成立システムを構築した歴史文化基本構想に基づいて 2011 年度から取り組まれた文化庁補助事業の限りにおいては、主に専門家が調査研究した成果を住民がイベントやメディアを通じて知り〔継承〕する活動に留まる傾向が見られた。但し小湊集落のように、住民ではなく専門家が学術的調査のもとに価値を整理・評価した遺跡について〔継承〕した上で、アクセサリーづくりを通じた観光での〔活用〕が後年実現していく事例も見られた。

(2) 歴文構想と同時に策定された奄美市基本計画では、「観光の振興」「文化の振興」において奄美遺産や奄美ミュージアム構想など地域資源活用について言及された。特に「文化の振興」では文化観光の推進が位置付けられ、また重点プロジェクトとして笠利地区・住用地区での体験型観光・着地型観光が計画されることが明記された。

(3) 笠利地区では成立システム構築の 3 年後から「歴史回廊のまち笠利　観光プロジェクト」に取り組んだ。プロジェクト以前から学芸員が支援する「シマ学」によって〔I.発見・調査〕が実施されていたことに加え、プロジェクトの中で「シマ遺産ベスト８」を全集落で調査し取りまとめたことで〔II.評価・認定〕に達し、【発見・評価】の取組みが達成された。収集された情報はパンフや案内板のコンテンツとして使用され、地元住民に対しては〔IV.継承〕のための情報ツール、観光客に対しては〔V.活用〕ツールとして成立し、【保存・活用】の取組み、また観光振興への接続が実現していたと看取できる。こうしたツールの作成段階に集落の地域住民が参加することは地域遺産の「深化」に関わることになり、観光へ集落ぐるみで参加することにもつながった。

(4) 住用地区では「森と水のまち住用　観光プロジェクト」が 2014 年度から取り組まれた。住民による「奄美遺産」「シマの宝」としての〔発見・調査〕は行われず、NPO や公社職員を中心に地域資源・地域観光資源として着地型観光メニューが検討された点が笠利と異なる。また、地域に誇りと愛着を持てるような意識啓発や生業として滞在交流型観光を行い地域づくりに結び付けようという強い意思が計画に表れている。その一方で、世界自然遺産登録運動の中で県と奄美トレイルのコース設定・整備を行う中で、地域資源の〔発見・調査〕に取組み、コースで立寄る「見どころ」を選定する過程で〔評価〕を行い、コース整備やマップ化することで観光の面で〔活用〕が行われている。

以上より、各集落の奄美遺産の展開にみる相違点をまとめると次の通りである。

○ 小湊地区は、〔成立システム〕における専門家による学術的調査結果を住民が〔IV.継承〕し、着地型観光やイベントへ〔V.活用〕するパターンといえる。
○ 笠利地区では、〔成立システム〕から接続した観光プロジェクトの中で集落の地元住民自らが〔I.発見・調査〕し、シマ遺産として〔II.評価・認定〕し、その成果物をコンテンツとして観光パンフや案内板、着地型観光へ活用し〔発展システム〕として展開している。

○　住用地区では〔成立システム〕は使用せず、世界自然遺産登録に合わせたトレイルコース整備の中で地域資源の〔I.発見・調査〕〔II.評価（認定せず)〕を行っている。滞在交流型観光の産業化による集落振興を明確な目的とし、NPO を集落で立ち上げて中核となって活動することで観光へ〔V.活用〕することが実現している。

これらの中で〔成立システム〕に地元で取組み、〔発展システム〕へ展開したと判断できるのは笠利地区のみであったが、これはキーパーソンとなる学芸員の存在や地域実働組織及び中間支援組織が設立され〔成立システム〕と〔発展システム〕両面へ関与できたことが影響していると考えられる。

(5)　世界自然遺産登録に向けて国や県が主導した取組みにおいては、性質や目的の違いから、奄美遺産が特定的に位置付けられ、活用されてはいない。但し、奄美遺産システムを構築した歴史文化基本構想策定の専門委員には、世界自然遺産登録に尽力する専門家や行政官が名を連ねており、《環境分型国立公園》というコンセプトや、奄美遺産と世界遺産の連動といった理念が共有されつつ、奄美遺産が構築されていったと推察される。また、90 年代のエコミュージアム概念の導入以来、奄美地域の文化行政に尽力した学芸員も事務局の立場で深く関わっており、自然－歴史文化、地域遺産－世界遺産、資源保護―活用、エコミュージアム－地域遺産といった幅広い視野で地域をリードできる人材がいたことも、奄美地域が全国でも稀な広範深遠な〔地域遺産成立・発展システム〕を有するに至った要因と考えられる。なお、世界遺産の推薦書で示された「緩衝地帯」「周辺管理地域」では《環境文化型国立公園》を形成する地域文化の発露・保全の場である集落等の人間の活動域が関係するが、こうした地域の生活と自然との関連の歴史や慣習等の中で奄美遺産が関係してくる可能性が高いと考えられる。

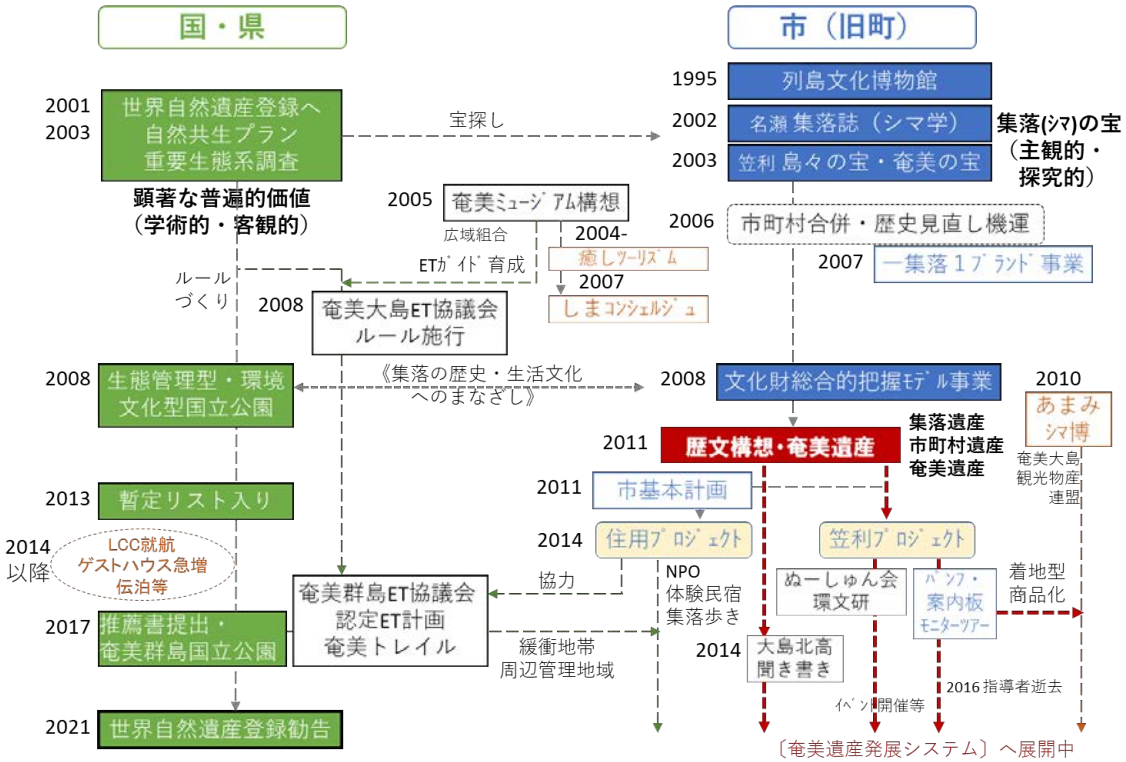

図 6-14　奄美遺産の〔発展システム〕への展開と世界遺産登録運動との関係、および笠利地区・住用地区の取組みの相違（ET はエコツーリズムの意）

なお、上記(3)(4)の取組み期間に、奄美大島の観光入込客数は年間 393654 人(2014 年)から 473704 人(2017 年)に増加している。(図 6-15) 直接笠利地区や住用地区の数を示すものではないが、両地区は奄美大島の主要観光拠点を抱えることから、このグラフの奄美大島の推移と一定度連動した実績があるのではないかと推察される。

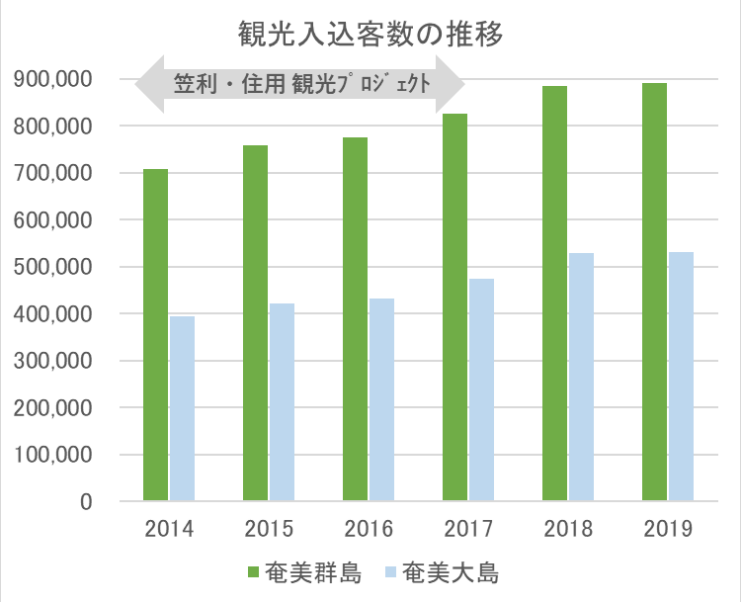

図 6-15　奄美市笠利・住用地区での観光プロジェクト以降の、奄美大島・群島の観光入込客数の推移[注 14]

[注14]『2020 年度統計書数字で見る奄美市』(奄美市、2021 年 3 月発行) を元に筆者作成

参考・引用文献

[1] 文化庁文化財部伝統文化課(2012)：「市民と共に育て継承する奄美遺産事業（平成 23 年 7 月～平成 25 年 3 月），平成 23 年度文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業事例集，pp.138-139
[2] 奄美遺産活用実行委員会 HP，電子ミュージアム奄美，http://bunkaisan-amami-city.com/archives/3712，2021.7.5 最終閲覧
[3] 奄美市(2011)：奄美市総合計画，pp.20-25
[4] 奄美市(2011)：「奄美市総合計画；第３編前期基本計画　第１部分野別基本方向　第２章観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくり　第４節観光の振興」，pp.52-54
[5] 奄美市(2011)：「奄美市総合計画；第３編前期基本計画　第１部分野別基本方向　第４章地域のなかで教え、学ぶ教育・文化のまちづくり　第３節文化の振興」，pp.80-82
[6] 奄美市(2011)：奄美市総合計画，pp.52-54
[7] 奄美市(2011)：奄美市総合計画，pp.80-82
[8] 奄美市(2011)：奄美市総合計画，pp.102-104
[9] 奄美市(2011)：奄美市総合計画，p.100
[10] 奄美市(2011)：奄美市総合計画，pp.108-110
[11] 奄美市(2011)：奄美市総合計画，pp.121-122
[12] 奄美市(2016)：奄美市総合計画　後期基本計画 H28～H32，p.23～26
[13] 奄美市(2016)：奄美市総合計画　後期基本計画 H28～H32，p.51～53
[14] 奄美市（2014.3）：奄美市笠利地域　歴史回廊のまち笠利　観光プロジェクト計画書
[15] 奄美市（2014.3）：第２回笠利地域観光計画策定検討委員会会議録，奄美市笠利地域　歴史回廊のまち笠利　観光プロジェクト計画書，参考資料（ページ番号なし）
[16] （一社）あまみ大島観光物産連盟(2017.2.22)：のんびり奄美 HP，ツアー「奄美大島北部の伝統と文化に出遭う～集落探訪と黒糖焼酎の旅～」，https://www.amami-tourism.org/events/2443/，2021.7.3 最終閲覧
[17] 奄美市(2014.3)：奄美市住用地域　森と水のまち住用観光プロジェクト計画書
[18] 環境省(2017)：奄美群島国立公園 公園計画図(奄美大島全体)，https://www.env.go.jp/park/amami/00%20A0_65000.pdf，2021.7.3 最終閲覧
[19] 南海日日新聞（2003.7.15）：奄美群島自然共生プラン　「宝めぐりツアー」始まる　島の財産掘り起こす　25 日まで 14 市町村　住用村，1 面
[20] 南海日日新聞（2010.7.31）：魅力ある住用づくりへ　「着地型観光」で活性化　内閣府伝道師が講演，11 面
[21] 南海日日新聞（2010.10.7）：ラムサール条約基準に適合　奄美大島南部　徳之島　山地水域など４カ所　国際的に重要な湿地　登録推進に向け環境省設定，1 面
[22] 南海日日新聞（2010.11.25）：生物多様性調査に着手　世界遺産登録推進の一環　奄美市，1 面
[23] 南海日日新聞（1999.4.6）：「サン奄美」オープン　住用村　生改グループが自主運営　特産品ＰＲに期待，7 面
[24] 南海日日新聞（2014.1.14）：豊かな自然、人情 PR　モニターツアーを４回　すみようヤムラランド　「シマ見直すきっかけにも」，9 面
[25] 奄美市(2014.3)：奄美市住用地区　森と水のまち住用観光プロジェクト計画書，pp.31-45
[26] 南海日日新聞ウェブ版(2016.8.4)：住用で世界遺産トレイル検討会，https://www.nankainn.com/
[27] 南海日日新聞ウェブ版(2018.1.29)：奄美トレイル、住用コース開通，https://www.nankainn.com/
[28] 南海日日新聞ウェブ版(2018.12.15)：奄美トレイル住用スタンプラリー始まる，https://www.nankainn.com/
[29] 鹿児島県環境林務部自然保護課(2021)：奄美の島々を歩く　世界自然遺産奄美トレイル（パンフレット）
[30] 中山清美（2014）：奄美遺産とケンムン，奄美ガイドブック 2014　もっとわかる奄美大島，一般社団法人奄美群島観光物産協会編集・制作，奄美市紬観光課，pp.89-94
[31] 環境省 HP：奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島　世界自然遺産候補地ホームページ「推薦地の特徴　推薦地の概要」，http://kyushu.env.go.jp/okinawa/amami-okinawa/description/index.html，2021.7.3 最終閲覧

7 章

総合的考察

７章　総合的考察

本研究では以下の項目を目的に据え、分析を行ってきた。本章では各章の結論を振り返ったうえで、それらを踏まえ総合的な考察として、〔地域遺産成立システム〕及び〔地域遺産発展システム〕を構築するにあたって、地域遺産が観光まちづくりにおいて役割を果たすための要点についてまとめる。

研究の目的（再掲）:

① 地域資源の発見・評価手法としての地域遺産マネジメントの取組みが、既存の観光まちづくりのプロセスに関する論の中でどのような位置付けにあり、課題は何なのか（２章）

② 全国の地域遺産の「成立」や「展開」に関する特徴を明らかにする。

・ 観光振興に限らず、地域遺産の【発見・評価】や【保存・活用】といった地域遺産の成立過程にはどのような特徴があるのか。（地域遺産成立システム構築の上でのヒントを得る）

・ 民間・行政が主体となって活動が行われる地域遺産において、成立以後に取組みの継続や多様化をどのように展開しており、さらに観光振興への接続はどのようにして行われているか。及び、課題は何なのか（３章，４章）

③ 地域遺産成立システムの構築以前の取組みや世界遺産登録運動等の他の施策との関連を踏まえつつ、奄美遺産の地域遺産としての特徴と、成立システムから観光振興へ接続し、観光まちづくりに発展できた要因は何なのか（５章、６章）。

④ 地域遺産が地域において確立に至る〔地域遺産成立システム〕と、その成果が観光振興に接続され、その成果を以て再度地域遺産に還元される〔地域遺産発展システム〕を構築し、観光まちづくりにおいて地域遺産が役割を果たすための要点についてまとめる

7-1.　各章のまとめ

■既存の観光まちづくりの段階論において地域遺産はどのような概念的位置付けにあり、問題点は何なのか？（目的①）

〇地域遺産マネジメントの６段階の設定

本研究では「ある主体によって、一定の地域範囲内にある資源の中から選定された地域資源（群）の名称」を地域遺産と定義し、選定に結びつく【発見・評価】と選定後の【保存・活用】の取組みを〔I.発見・調査〕〔II.評価・認定〕〔III.保存・再生〕〔IV.継承〕〔V.活用〕〔VI.監視〕に分類、これを地域遺産マネジメントの６段階と位置付けた。I.と II.は地域遺産の【発見・評価】の仕組み、III.～VI.は地域遺産選定による成果を用いた【保存・活用】の仕組みと整理した。

□文献調査による分析結果（２章）

〇観光まちづくり文献では〔I. 発見・調査〕〔II. 評価・認定〕〔V. 活用〕への言及が多い

地域遺産マネジメントの６段階の取組みが、観光まちづくりに関係する各分野の文献の中で示された、観光まちづくりの段階の中で、どのように位置づけられているかを分析した結果、【発見・評価】の仕組みに相当する〔I.発見・調査〕〔II.評価・認定〕について多く言及されており、地域遺産の取組みは観光まちづくりにおいて、観光資源の選定としての位置付けに重みがある。それと同様に〔V.活用〕も多く言及されている。つまり、「観光資源の選定と活用」の面で、地域遺産成立システムが観光まちづくりに貢献できる可能性を示している。また、〔地域遺産発展システム〕へ展開する取組みも多数の文献で言及され、観光振興以外のまちづくりへの成果の応用可能性も示されている。

〇観光まちづくり文献では、資源の保護管理は別主体の役割と捉えられる傾向

その一方で〔III.保存・再生〕や〔VI.監視〕に関しては、歴史的町並み保存等以外は言及が少なく、こうした取組みは観光まちづくりとは別枠で考えられていることを暗示している。これら二つは資源の保護管理に関わる取組みだが、文化財保全団体や環境保護団体の活動は、観光まちづくりの枠外・別主体の役割として捉えられる傾向があると言える。従って、〔III.保存・再生〕や〔VI.監視〕も視野に含めた観光まちづくりを進める上で、地域遺産成立システムが貢献できると考えられる。

〇観光資源としての地域資源活用は大事だが、観光対象となるための条件は観光マーケティングが必要

〔II.評価・認定〕において、どのように地域資源を評価するのかという方法論についての考察が各文献では少ない。観光資源化する場合は、観光客というマーケット側の嗜好が重視されることも少なくなく、《地域側が見せたい⇔観光客が見たい》という二つの間での葛藤があることも影響しているだろう。文献では観光対象化・観光資源化について、①地域資源の育成・磨き上げの意義や方法が多々述べられ、推奨されている一方で、②観光対象となる地域資源の資質についての言及は少ない。観光地マーケティングの工夫や、究極的に観光魅力は地域側が観光客に強制することができない等の説明も見られる。よって、〔地域遺産マネジメント〕の延長線上で小規模でも持続可能な地域遺産活用による取組みから始め、その成果を環境・資源に還元しつつ、活用の規模を徐々に広げていくことが必要である。

■全国の地域遺産の「成立」や「展開」に関する特徴（目的②）

□アンケート調査による全国の地域遺産の特徴とタイプ（３章）

全国 30 の地域遺産から回答を得たアンケート調査結果から、選定や内容の特徴を把握・分析した。

○行政団体がまちづくりと関連付けて幅広い取り組みを試みる新たな取組み手法であり、指定文化財より種類の幅広い

選定団体の 7 割は行政団体であり、まちづくりと地域遺産を関連づけて考える地域が少なからずあり、〔I.発見・調査〕から〔V.活用〕の幅広い地域遺産マネジメントが想定されている。約半数は 2012 年以降に選定を開始した地域で、近年特に注目されている取組み手法である。

選定対象の地域資源の種類は全体的には文化財保護法の枠組みに当てはまるもの多いが、選定基準として客観的なものより愛着や地域らしさの継承という価値基準を重視するものも少なくなく、地域遺産は文化財より多様で幅が広い。

○目的や選定基準によって地域遺産は３タイプある

地域遺産の目的・選定基準等の特徴から 30 地域を分類した結果、文化財指定・登録の手続きに倣って地域遺産を選定しアピールに注力するオーソドックスな〔(A)正統派遺産アピール型（12 地域)〕、広域で早くから選定し、既に評価が定まった資源を活用することに期待する〔(B)“文化財”活用期待型（10 地域)〕、近年中小都市において思い入れや潜在的価値を重視して選定を開始し価値を地域で共有することに熱心な〔(C)主観的遺産探求型（8 地域)〕の３タイプに分けられた。

○潜在的資源の発見・評価に熱心な地方中小都市

〔(c)主観的遺産探求型〕は近年選定を開始したものが多く、地域遺産の新しい形と捉えられる。〔III.保存・再生〕に取組む率は低く、継承や活用に意識が向いている。該当８地域全てが市町村域を対象にしており、かつ人口密度が希薄な中小都市である。選定基準では「思い入れの継承」「潜在的価値の発見」を重視する傾向にあり、狭い地域範囲で住民間に身近さ・親近感があることから、資源に対する思いを住民間で共有することが可能なスケールとなっていると思われる。歴文構想や景観計画の策定は進んでいないが、地域遺産の条例・要綱の制定が多く、市町村が地域遺産をオーソライズし、地域づくりに対して実効性を持たせようと注力しているタイプであるといえる。

地域遺産は「世界遺産」ブームの陰で取組みが広まっていることから、「世界遺産」の地域版と捉えられることが準指定文化財色が強かった要因として考えられる一方で、上記の傾向は、徐々に各地で試行錯誤が繰り返される中で、「面白い」「将来へ期待」といった価値も重視されるように変化してきていることを意味しており、これは特に〔(c)主観的遺産探求型〕で目的として「まちづくりの一環」と回答されるものが多いこととも関連しているであろう。このまちづくりには観光振興も含まれるはずであり、観光まちづくりに地域遺産成立システムが組み込まれることで、地域遺産として選定・認定される資源の種類の幅も広がっていくと考えられる。

□民間が選定団体である地域遺産の特徴（３章）

○民間の場合、寛容な基準や自薦の受付が地域の特色豊かな地域遺産認定に繋がるが、ネットワークを形成して地域への浸透を図る工夫が必要

地域遺産をまちづくりのきっかけや礎とすることを目的としている民間の選定団体である湘南遺産ととよた世間遺産を対象としたケーススタディ及び比較分析を行った。

両事例とも行政施策とは関係なく、「湘南遺産」は推薦依頼する等の地域内の他団体との連携を進め歴史・文化財を多く選定することに繋がっている反面、自薦を受け付けることで現代的・大衆的イベント等の選定にもつなげている。とよた世間遺産は「公的に価値を認められていない」「面白い」ことが選定基準であり、通常の指定文化財ではあり得ない個人のコレクションや自作模型、人物等を遺産として選定することを実現している。

両者の比較から、地域遺産の目的や位置づけを地域に新たな評価や刺激をもたらすものであると考える場合は、選定の基準を厳しくしすぎないこと、また自薦を推奨することで多様な観点からの遺産候補が推薦され、選定に向けて地域で意見を交わすことにより、地域にとって地域遺産に取り組む意義が深まるものと考えられる。特にこれらは認定団体が民間であることから、自由で寛容な地域資源の遺産認定がしやすく、地域の特色が表れた地域遺産の成立が期待できる。

但し地域での他団体とのネットワークや官民協働を通じて負担を分担しながら、地域遺産が地域に浸透できるよう、交流や広報も含めた活動の展開を図ることが必要となってくる。

□行政が選定団体である地域遺産の特徴（４章）

行政が選定団体であり、選定を開始してから凡そ３年以上が経過した 15 の地域遺産を対象に、保存・活用の取組みとその多様化についてアンケート調査を実施し、分析を行った。

○地域遺産選定直後に、参加や周知活動が積極的に行われる。後年開始できる性質の取組みも。

取組みを分類すると、地域遺産マネジメントの〔III.保存・再生〕に当たる【支援】、〔IV.継承〕の【周知】【学習】、〔V.活用〕の【参加】に分けられる。該当数は【参加】が最多で【周知】が続くことから、選定後は実際の活用へと歩みを進めたり周知広報が積極的に行われることがわかる。

取組みの開始年を選定年から数えると、選定と同時に開始される取組みが多く、その後も 2 年後までに多数の取り組みが始まるが、以後は少なくなる。「案内板・シンボルマークの設置」や「パンフ・マップの配布」は 2 年後までに取り組みが始まる地域が大半である一方で、「学校教育」「まちあるきツアー」「地域遺産管理者への支援」は開始年がまちまちであることから、前者は《すぐに取組みたい／取組める》活動、後者は《準備を要する／地域ナレッジのストックを用いていつ始めても良い》活動と見ることができる。

○オールマイティに取組む地域は少なく、【支援】は選定直後から開始

地域別では【支援】～【参加】の全種類に取組む地域は少なく、多くの地域遺産の取り組みには偏りがある。取組みの数が少ないと【支援】まで手を広げられておらず、継承や活用に重点が置かれる。地域遺産の保存・再生を行う推薦団体等への【支援】が実施できている地域では、選定直後から【支援】を開始しており、〔III.保存・再生〕が地域遺産成立システムの前提となっていた可能性も考えられる。

○継続・多様化には、〔価値共有〕の次に地域住民を〔参加体験〕に誘い、取組みの主体化を促す

二戸市・長岡市・沼津市の３地域について継続的な活用や多様化の過程をケーススタディした。地域遺産の保全・活用を継続し多様化するにあたって、行政が選定主体として初動期をリードする場合は、地域住民の興味・関心を促すべく、パンフ・マップの作成・配布によって情報を発信したり、現地に案内板を設置したりすることが多いが、それに加えて次の段階ではフォトコンテストやまち歩きツアー等の地域住民が参加しやすい取組みを行政が主催し、地域住民の意識を「取組みの客体」から「取組みの主体」へ変化させることを促すことが望ましい。このステップが、地域住民が〔参加体験〕や〔対外ＰＲ〕に資する自主的な取組みを始める契機になる。

地域住民による取組みのうち〔参加体験〕〔対外ＰＲ〕に貢献するものには多様な可能性があり、例えば地

域文化の子どもへの伝承や地域自然環境の保全活動等も行われているが、イベントやツアー、ガイド等の取組みを通じて観光まちづくりへと展開することも可能である。その場合には、単に観光資源を観光客に見せる手伝いをするのではなく、地域遺産を理解した上で観光客とその価値を共有することになり、ホスト―ゲストの単純な対向関係を超えた共感関係が築かれることが期待される。そのことが、観光客・地域住民双方にとって従来の観光経験・接遇経験とは違った、観光の取組みの新たな意義を生み出すものと考えられる。

■地域遺産成立システムから観光振興へ接続し、観光まちづくりに発展できた要因（目的③）

□地域遺産成立システムへの主体別の関わり方と発展システムへの展開（４章）

〇民間団体は小さく始めて根気強く育成を、行政団体は成立と発展の接続を総合する構想を

民間団体が「選定主体」である場合、投入できる資源がある程度限定的であることから、〔地域遺産発展システム〕へ展開するのには時間と経験がある程度必要となる。これらは独自性のある挑戦的な地域遺産選定に結びつく可能性を有しており、根気強く時間をかけて育成することが必要である。行政の場合、取組み立ち上げ時よりまちづくりへの【接続】を構想として取り入れることが肝要であり、市民参加や条例化によって情報・意識の共有を図ることや、小さな地域単位の地域住民が組織化し身近な範囲で地域遺産を選定することで、「選定主体」以外によるまちづくりの動きへ【接続】し、〔発展システム〕へ展開できる。

□地域遺産成立システムの構築と深化の要因（５章）

〇地域遺産成立システムを提案する歴史文化基本構想が観光振興への接続を念頭に置いている

奄美遺産成立システムの【発見・評価】の仕組みでは、現在の地域住民にとっての重要性、即ち「主観的価値」と、地域社会の中で価値が共有されることを示す「客観的価値」の両側面から地域資源の価値が説明され、集落や住民を含めたあらゆる主体によって登録される「市町村遺産」と、奄美群島に共通する固有性・普遍性という公的・学術的に行政や専門家が審査をする「奄美遺産」の二段構えである点が特徴的である。【保存・活用】の仕組みについて歴文構想では保存活用計画が重要な役割を果たすよう記述されているが、文化の多様性・固有性を活かした観光商品への展開など、他分野との連携により実現することが前提となる性質も有している。

〇エコミュージアム構想や世界自然遺産登録に向けた地域資源の発見・評価に長年取り組んできていた

1980 年代からエコミュージアム概念が導入され始め、世界自然遺産登録に向けた県自然共生プランや奄美エコミュージアム構想等の政策・計画に繋がった。その中で、「島々の宝」「奄美の宝」の語が生まれ、「学術的価値」「社会的価値」の両面から自然を、また、文化資源も併せて扱っており、こうした理念は奄美遺産に継承されている。但し奄美ミュージアム構想の「奄美の宝 100 選」のような〔II.評価・認定〕の取組みは後の時代への課題となっていた。

〇〔探究的価値〕は〔学術的・客観的価値〕とともに「より真正な地域の姿」を説明し、観光活用できる

奄美遺産の成立システムを踏まえると、地域資源の価値は、〔個人的・主観的価値〕で説明される資源でも地域社会にとっての〔社会的・主観的価値〕が認められることでシマ遺産や市町村遺産となる。さらに普遍性・学術性を説明できることで〔学術的・客観的価値〕を有する奄美遺産に位置づけが変わる。これら２種類の〔主観的価値〕は価値共有に向けてさらなる模索が続くという点で仮に〔探求的価値〕と呼べるが、より真正な地域の姿を捉える上で〔学術的・客観的価値〕の奄美遺産を補完するものであると考えると、地域遺産成立システムの観光振興への接続を考える際に、観光対象として活用することも可能である。

〇成立システム構築後も深化や群島内普及の取組みが続き、教育・観光振興へ接続する事例も生まれた

奄美遺産成立システム構築後、文化庁補助事業を用いた調査や講座、媒体制作、保存活用計画などを通じ、〔I.発見・調査〕や〔III.保存・再生〕、〔IV.継承〕、〔V.活用〕等の面で「深化」が進められた。また群島全体や他分野へ奄美遺産を普及・浸透させる取り組みも進められた。このことは、地域遺産成立システムが観光振興等の地域活動へと接続し、「地域遺産発展システム」として地域遺産がまちづくりの中で機能する端緒となると考えられる。特にモデル事業内で完了しなかった〔I.発見・調査〕〔II.評価・認定〕は、社会教育・学校教育及び観光政策の中で住民主体で現在に至るまで行われており、それを専門家がサポートしてきた。これらを通じ、観光まちづくりへ発展する事例も現れ始めている。

□地域遺産システムの観光まちづくりへの展開の要因（６章）

〇成立システムの深化は〔学術的・客観的価値〕の〔継承〕が主だが、関連グッズの手づくりで観光活用に結び付けた集落も

奄美遺産成立システムを構築した歴史文化基本構想に基づいて 2011 年度から取り組まれた文化庁補助事業の限りにおいては、主に専門家が調査研究した成果を住民がイベントやメディアを通じて知り〔継承〕する活動に留まる傾向が見られた。但し小湊集落のように、住民ではなく専門家が学術的調査のもとに価値を整理・評価した遺跡について〔継承〕した上で、アクセサリーづくりを通じた観光での〔活用〕が後年実現していく事例も見られた。

〇市基本計画では地域遺産に観光振興・文化振興の両面で役割を期待し、文化観光推進を打ち出す

歴文構想と同時に策定された奄美市基本計画では、「観光の振興」「文化の振興」において奄美遺産や奄美ミュージアム構想など地域資源活用について言及された。特に「文化の振興」では文化観光の推進が位置付けられ、また重点プロジェクトとして笠利地区・住用地区での体験型観光・着地型観光が計画されることが明記された。

〇地域遺産成立システムの深化で継承・活用ツールを作成し、集落ぐるみで観光振興へ接続した笠利地区

笠利地区では成立システム構築の 3 年後から「歴史回廊のまち笠利　観光プロジェクト」に取組んだ。プロジェクト以前から学芸員が支援する「シマ学」によって〔I.発見・調査〕が実施されていたことに加え、プロジェクトの中で「シマ遺産ベスト８」を全集落で調査し取りまとめたことで〔II.評価・認定〕に達し、【発見・評価】の取組みが達成された。収集された情報はパンフや案内板のコンテンツとして使用され、地元住民に対しては〔IV.継承〕のための情報ツール、観光客に対しては〔V.活用〕ツールとして成立し、【保存・活用】の取組み、また観光振興への接続が実現していたと看取できる。こうしたツールの作成段階に集落の地域住民が参加することは地域遺産の「深化」に関わることになり、観光へ集落ぐるみで参加することにもつながった。

〇地域遺産成立システムを用いず、世界自然遺産に合わせて滞在交流型観光まちづくりに取組む住用地区

同時期、住用地区では「森と水のまち住用　観光プロジェクト」に取組んだ。「奄美遺産」「シマの宝」としての〔I.発見・調査〕は行われず、NPO や公社職員を中心に地域資源・地域観光資源として着地型観光メニューが検討された点が、笠利と異なる。着地型観光の構築に当たっては、地域に誇りと愛着を持てるような意識啓発や生業として滞在交流型観光を行い、地域づくりに結び付けようという強い意思が表れている。その一方で、世界自然遺産登録運動に際し県と奄美トレイルのコース設定・整備を行う中で、地域資源の〔I.発見・調査〕に取組み、コースで立寄る「見どころ」を選定する過程で〔II.評価〕を行い、コース整備やマップ

化することで観光の面で〔V.活用〕が行われている。但し〔II.認定〕は行われず、地域遺産成立システムから観光振興への接続にはなっていない。

〇世界遺産と地域遺産は直接対応していないが、世界遺産を補完しながら地域遺産の活用が可能

世界自然遺産登録に向けて国や県が主導し行われた取組みにおいては、性質や目的の違いから、奄美遺産が特定的に位置付けられ、活用されなかった。但し両遺産の委員会委員となっている専門家が共通していたり、長年熱心に地域資源の発掘・活用に尽力した学芸員が事務局であったりしたことから、思想や理念は共有されていたと推察される。そして、自然－歴史文化、地域遺産－世界遺産、資源保護―活用、エコミュージアム－地域遺産といった幅広い視野で地域をリードできる人材がいたことにより、奄美地域が全国でも稀な広範深遠な〔地域遺産成立・発展システム〕を有するに至ったと考えられる。推薦書で示された「緩衝地帯」「周辺管理地域」では《環境文化型国立公園》を形成する地域文化の発露・保全の場である集落等の人間の活動域が関係するが、こうした世界遺産のコア部分以外で見られる地域の生活と自然との関連の歴史や慣習等の中で奄美遺産を観光に接続し、活用できる可能性が高い。

以上のように集落が着地型・滞在交流型観光に取組むに至る過程において地域資源の選定・活用を行うプロセスでは、奄美遺産成立システムを展開するものとそうでないものがある。システムから観光振興へ接続したのは笠利地区のみであり、学芸員の存在や地域実働組織及び中間支援組織の設立によって〔I.発見・調査〕と〔V.活用〕両面へ関与したことが影響している。しかし笠利地区であっても、集落における観光受入住民組織の設立は実現せず、住民の観光への現時点での関与は〔I.発見・調査〕と体験観光のインストラクターなど〔V.活用〕であり、進捗が限定的であることは否めない。

7-2.　地域遺産発展システムに至る地域遺産成立システム構築の要点

以上の各章の結論を踏まえ、地域遺産活動を通じた観光まちづくりを実現するために、〔地域遺産成立システム〕〔地域遺産発展システム〕の２面について重要なポイントを提案し、課題を検討する。

なお文中の（カッコ書き）の部分は、結果が得られた本研究における章節を示している。

■〔地域遺産成立システム〕を構築し観光振興へ接続することで〔地域遺産発展システム〕が構築され、観光まちづくりにおいて地域遺産が役割を果たすための要点（目的④）

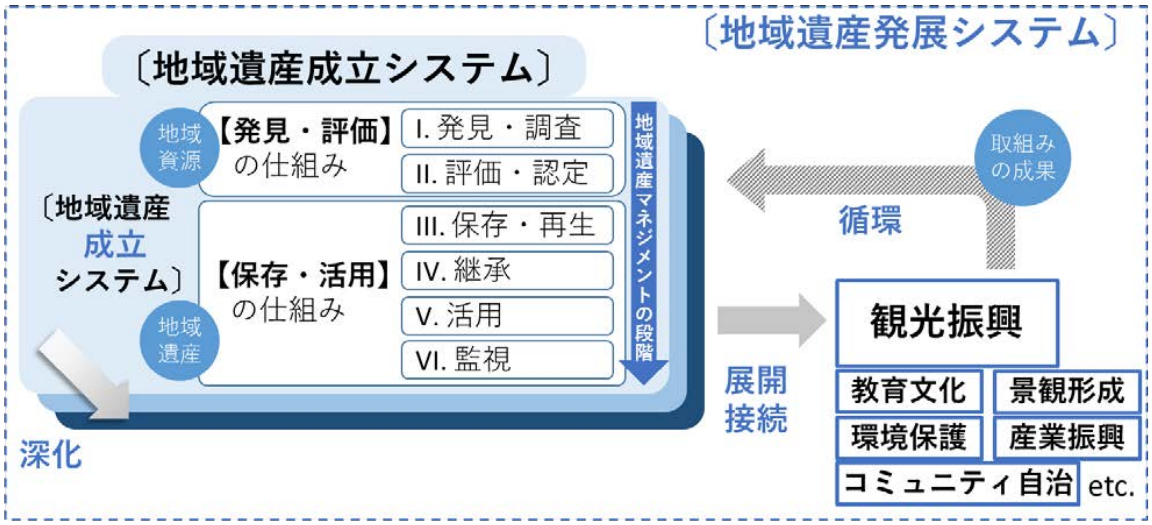

図 7-1　地域遺産成立・発展システムの概念図（再掲）

■地域遺産の評価・認定や保存・再生の取組みを取り込む視点が観光まちづくり論に足りていない

既往文献における観光まちづくり論を段階論として捉え、地域遺産マネジメントの６段階にあてはめて整理したところ、次の問題点を指摘できる。①地域資源を〔II.評価・認定〕することにはよく言及されているが、その基準・方法について明確な記述が少ない（**2-7**）。従って、〔II.評価・認定〕の基準・方法について地域でよく検討されるべきである。また②資源の保護管理を観光まちづくりの取組みとして内部化する言及は少なく、保護団体等の別主体の役割と切り離されがちであることから（**2-7**）、直接的な保護活動が適当でない場合には補助金・助言等の支援で間接的に保護活動に、観光まちづくりの主体も関与することが今後必要だと考える。

そのためには、観光振興に活用する・しないの判断を含めた〔II.評価・認定〕を資源保護の観点から行うことや、観光まちづくりによって生じた様々な「利益」を資源の保護管理に還元する仕組みのデザインが必要だろう。特定の主体によって観光利用され、地域資源の価値が摩滅毀損することで対立を生むのではなく、事前に【発見・評価】を地域全体で主体的に行うことで、資源保護管理まで含めた観光振興のあり方を協議することができ、観光まちづくりにつながるものと推察される。

■地域遺産の網羅的分析から得られる地域遺産の成立や取組みの多様化に係る知見

□地域遺産は柔軟であり、地域特性や目的に応じた選定基準や方法を選ぶべき

地域遺産は行政団体が選定主体となって活動が行われる事例が多いことが分かったが、その趣旨としてまちづくりとの関連が想定されるものが多い（**3-3**）。現状では歴史文化財等の指定文化財類似の地域遺産が多

いことも事実だが、それ以外にも幅広い種類の資源を選定する地域遺産がみられた（**3-3**）。また、地域遺産活動に取組む目的や選定基準等から３つのタイプがあることが分かったが、うち２つは典型的な文化財等を PR したり活用することに重きを置いているタイプである（**3-4**）。これは文化財行政のサブ的取組みであり、文化財保護行政の拡張の意味合いが強い。あえて地域遺産として文化財指定と別建てで活動を組み立てることを考えると、選定基準や選定方法に地域特性に応じた工夫を施すことが望ましいのではないか。

民間の事例では、現代的なイベントや人物、コレクションなど、文化財行政の枠外にあるものを積極的に拾い上げ、地域での生活の楽しさをアピールしたり、地域らしさをブランド化することにつなげたりするものが見られた（**3-5**）。こうした事例で特色となっていたのが、寛容な選定基準と、自薦を通じた幅広い推薦を集める仕組みである。歴史文化財等の指定文化財は制度体系が高度に確立してきており、そのヒエラルキーを踏まえながら「観光すべき資源」を選び出すことは一般に行われていることだが、オルタナティブ・ツーリズムの中で「より真正な地域の姿」を炙り出そうとする場合、上記のようなより自由で幅広い視点で選ばれた地域遺産を取り込むことが効果的なのではないかと推察される。

例えば、オルタナティブ・ツーリズムはニュー・ツーリズムとも呼ばれるが、ニュー・ツーリズムには頻繁に新しい対象や形態のツーリズムが提案され、追加されていく。初期にはニッチ・ツーリズム（隙間のツーリズム）とも呼ばれ、マーケットも極小だが、新たな価値観でツーリズムのスタイルを提案し、消費者の興味を喚起するのはこうした革新的ツーリズムであろう。市場として成熟せずに流行り廃りを経て淘汰されていくものも少なくないが、「新しいもの・地域の見方」は非日常性とつながり、旅行動機を発生させていく要因となる。定番の寺社観光に留まらず、「より真正な地域の姿」の中に非日常性や新たな価値観を見出すことができれば、そのことが旅行動機や観光満足度に結びついていく可能性は十分あると思われる。

従って、従来の施策から仕切り直し、新たな取組みとして行う地域遺産の選定に当たっては、自由で幅広い視点で行うことが重要なのである。

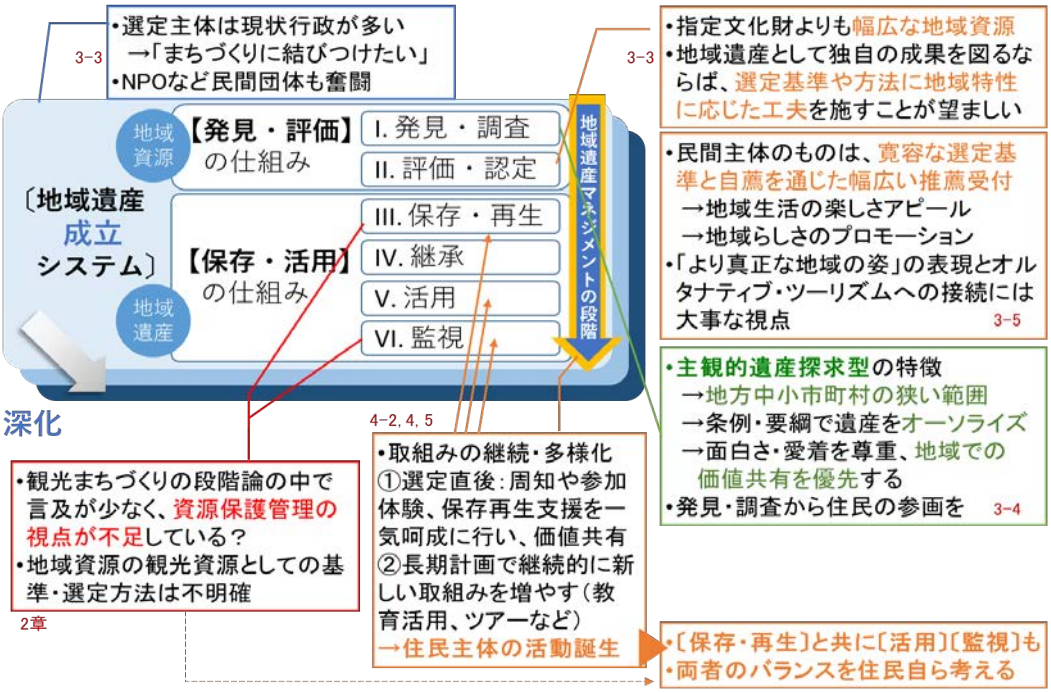

図 7-2　地域遺産の網羅的分析から得られる地域遺産の成立や取組みの多様化に係る知見
（図中の数字は、知見を導出した章節を表す）

□コンパクトな地域では挑戦的・寛容な選定基準による地域遺産が原動力に

地域遺産の３タイプのうち「主観的遺産探求型」は、地方中小都市・町村において条例や要綱を制定してオーソライズしてまで取り組んでおり、特に近年増えているという特性が見られた（**3-4**）。挑戦的・寛容な選定基準を有し、一見地域外の人には分かりにくい地域遺産もあるかもしれないが、基礎自治体程度のコンパクトな範囲の中で、「まだ客観的には説明しづらいけど、面白くて愛着があって、地域のみんなにとって大事だよね」という共通認識を形成しやすいコミュニティから選定する地域遺産は、こうしたものから出発して良いのではなかろうか。その発見・調査には住民の参加を誘って丁寧に行うことが必要であり、参加を担保することで地域遺産自体への理解や共感を促進することになり、選定主体が自ら動かずとも、観光振興などの各分野での取組みに地域遺産が接続されていく原動力になると思われる。

例えば、地域遺産は景観条例の中で取り扱われている事例が数地域あったが（佐賀県、太宰府市等）、住民参加による景観資源の抽出作業がワークショップ等を用いて行われることがある（**3-4**）。主眼は景観資源だが、それ以外の地域資源にも取組みを応用し、「面白い」「愛着がある」「大事な」地域資源の拾い出しが同等に構想されている地域だと思われる。

□取組みの継続や多様化を実現するためのステップ論

行政が選定主体である地域遺産について、取組みの多様化のプロセスをみると、選定直後に周知活動や住民参加を促す活動が積極的に行われ、資源の〔保存・再生〕に取組む団体への支援も選定直後から開始され、一気呵成に取組みが手当てされている（**4-2**）。他方、数年経つと新たな取り組みが始まらなくなる傾向があり、継続性には多少の疑問が残る。従って行政の場合は、長期的計画で地域遺産成立システムの構築と各種施策への接続を通じたまちづくり的発展を当初から構想することと、スタートダッシュで効果的な取組みを複数着手することが重要である。

継続・多様化に成功している地域の事例からは、地域遺産選定後に価値共有を行い、参加しやすい体験の取組みを用意することで住民の参加を促進し、その結果、住民が主体的に取組みを始める、行政から住民へのスムーズな取組みの広がりの様子が見て取れた（**4-4**）。前述の通り、行政が選定主体のものは文化財保護行政の拡張・補完としての意味合いもあるが、地域遺産を含めた文化財の保存・再生や活用を行政が一手に担うことは不可能であり、また地域遺産を地域全体のものとして価値共有するには住民の参加が必須である。従って事例研究で見られたように、地域遺産成立システムの構築と深化の中で、徐々に住民参加を広げる取組みが必須となるといえる。

その際、従来は「地域遺産の重要性と継承」という観点から〔保存・再生〕に住民活動が向かいがちだったと考えられるが、同時に〔活用〕段階にも住民が積極的に参加することが望ましいと考える。地域資源を消費してしまうのではなく、価値を広く・次代に伝え、現在の暮らしにおいて享受するための活用手法を、住民自らが考えて関与することが期待される。

□地域遺産マネジメントの取組みにおける関係主体の広がりと観光振興への接続の可能性

選定主体／推薦者・第三者／一般市民の主体種別ごとに〔地域遺産成立システム〕での取組みや関わり方の相違、また観光振興等への【接続】の特徴をみると（**4-5**）、選定主体が民間団体である場合、投入できる資源が限られることから立ち上げ期には取組みに偏りが生じ、〔地域遺産発展システム〕へ展開するのには時間と経験が必要となる。しかし独自性のある挑戦的な地域遺産選定に結びつく可能性があり、根気強く時間をかけて育成することが肝要である。

行政の場合、立ち上げ期からまちづくりへの【接続】を構想することが大事である。全市的に市民を巻き込んだり条例化して情報・意識の共有を図ることや、小さな地域単位で身近な地域遺産を選定する中で選定主体以外によるまちづくりへ【接続】し、〔発展システム〕へ展開できる。その際に、構想に基づき行政は取

組み支援を事業として実施することが有用であり、民間団体のケースと同様、〔地域遺産成立システム〕が小さく始まったとしても〔発展システム〕へ育てていく戦略が求められる。

■奄美遺産の事例から得られる地域遺産発展システム構築への知見

□地域遺産以外の地域資源に係る取組みや地域内での理念の浸透も必要

行政の長期的計画・構想という観点でみると、奄美遺産システムを提案する歴史文化基本構想が観光振興への接続を念頭に置いており、息の長い取組みで観光まちづくりにつなげる意識が当初からあったといえ**(5-2)**、また奄美市の総合計画でも観光振興・文化振興にまたがって奄美遺産の活用が計画されていた**(6-3)**。そもそも奄美ではエコミュージアム構想や世界自然遺産登録に向けた地域資源の発見・評価に長年取り組んできていた経緯があり**(5-3)**、奄美ミュージアムや着地型観光（シマ博）のような地域資源を〔発見・調査〕し〔継承〕〔活用〕しようという理念は様々な場面で浸透していたと思われる。このことから、地域遺産発展システムに展開できる地域遺産成立システムの構築に当たっては、資源の拾い出し・リスト化自体に目標を設定するのではなく、展示公開や観光等へ接続する想定が大事である。奄美では〔成立システム〕構築後も深化や群島内普及の取組みが続き、教育・観光振興へ接続する事例も生まれ、まちづくりに活用されていることから**(5-4, 6-2, 6-3, 6-4)**、〔地域遺産発展システム〕へ展開されたといえる。

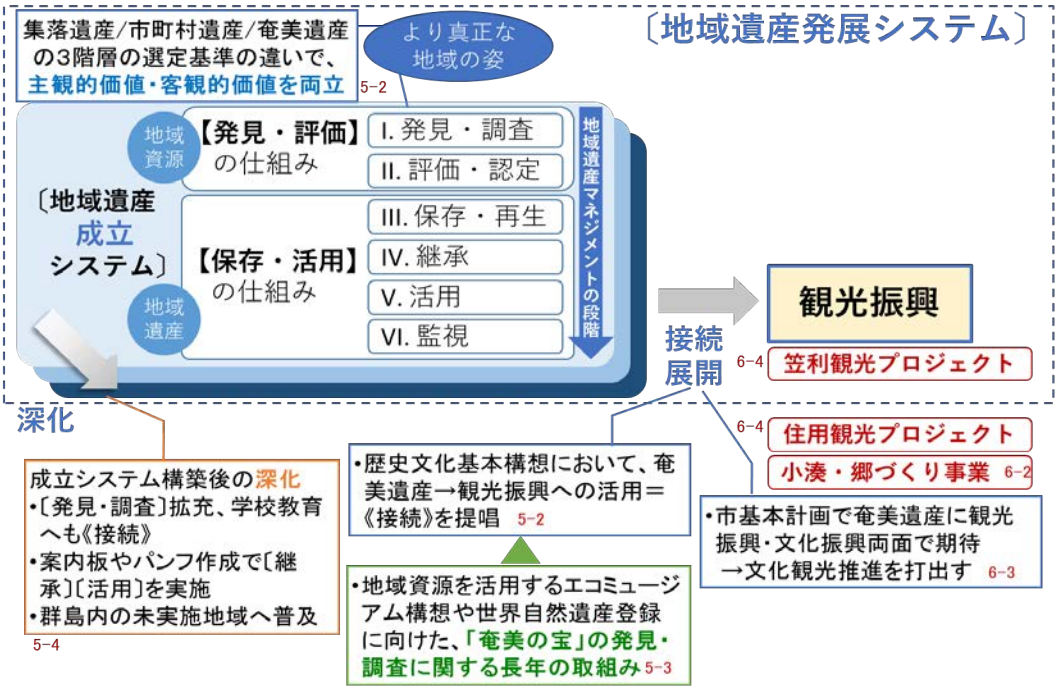

図 7-3　奄美遺産の事例研究から得られた成立システム深化・発展システム構築に係る知見①
（図中の数字は、知見を導出した章節を表す）

□世界遺産や文化財指定制度と役割分担しながら観光振興への活用資源を選別する

奄美では世界自然遺産への登録運動が並行して行われていたが、顕著な普遍的価値を測る世界遺産と、地域で共有される価値による地域遺産では、成立の仕組みが異なる**(6-5)**。その中で地域遺産は、世界遺産で評価された地域資源の持つ「顕著な普遍的価値」（奄美の場合は原生自然環境）でカバーできない地域資源を保存・活用することに貢献している。世界遺産や文化財指定制度では拾い漏れてしまうがそれらの価値を説明する上で重要な地域資源を発見・抽出し、展示・公開するための準備としての調査を行う枠組みとして、地域遺産も役割を果たせる。

その上で、世界遺産の構成資産および地域遺産の両方を比較しながら、観光客へ観光資源として公開するものの選別を行うことが望ましい。世界遺産の構成資産は観光資源としても価値が高いと思われるが、その一方で保護保存に十分な注意を払う必要があり、観光利用には制限を掛けるべきであろう。地域遺産を世界遺産との関係性から読み解き、地域が見せたい・観光対応できるものについて、一定の真正性を担保しながら観光振興に利用することで、観光まちづくりの実現に寄与できるものと考える。奄美の事例では住用地区において世界自然遺産の緩衝地域や周辺管理地域での地域資源の【保存・活用】が、観光振興へ接続するブリッジとなっていた。

□観光まちづくりの取組みの成果を成立システムへ再投資して持続可能性を高める

但し〔奄美遺産成立システム〕を活用しない地区も存在しており、着地型観光メニューが取組まれているが、地域資源の遺産的価値の整理はこれまでの生活経験の中で各住民の内面で処理されているため、見える化されたものはなく、継続性を考えると不安定である（**6-4(2)**）。自然環境を体感できる奄美トレイルコースの整備も含め、各種取り組みが観光プロジェクトや世界遺産登録を機に実施されてきたが、その中で参加する住民が学んだ・気づいた・感じた地域のあらゆる資源について再度整理し、奄美遺産システムへ還元すること、また、世界遺産目当てに訪れる観光客によってもたらされる経済的収益を奄美遺産システムに還元し、〔III.保存・再生〕や〔IV.継承〕に再投資する仕組みを構築すること、が地域遺産発展システムとなるための必要であろう。

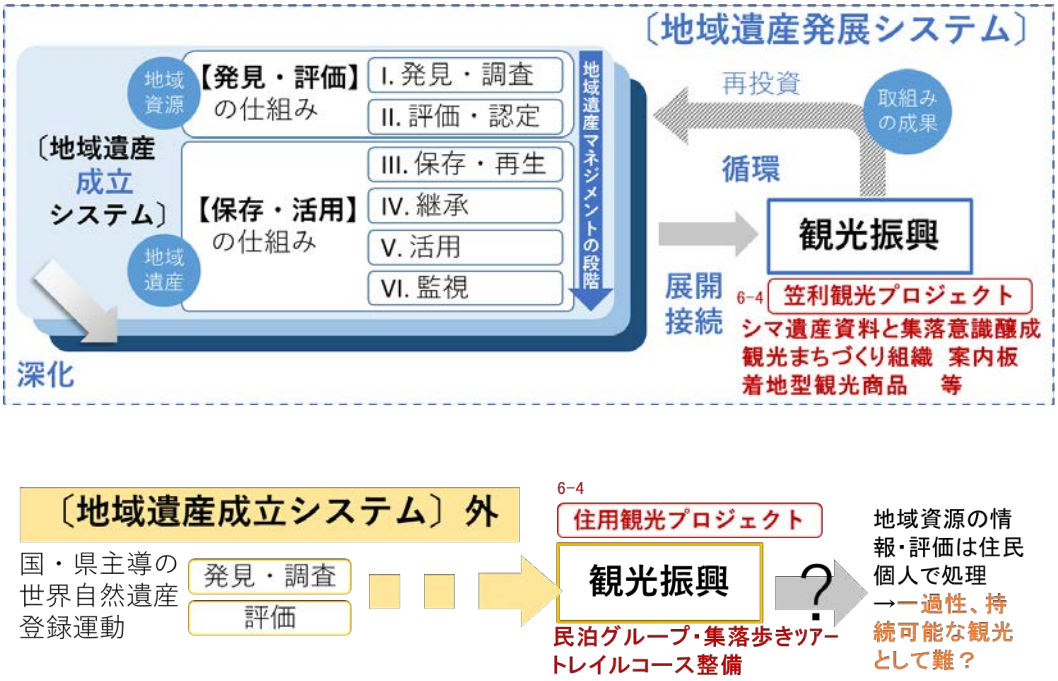

図 7-4　地域遺産発展システムの構築と観光振興による成果の循環・再投資
（図中の数字は、知見を導出した章節を表す）

■地域遺産システムの深化や観光振興への接続に関する課題

笠利地区は地域遺産から観光へ接続し、観光まちづくりを実現しているが（**6-4(1)**）、取組みに対する集落間の意識の差にある背景を推察すると、まずは奄美遺産成立システム自体の複雑性にあるのではないか。集落（シマ）遺産、市町村遺産、奄美遺産（群島）という３層構造をシステムに組み込んだのは、地域資源・文化財への地域住民の“社会的・主観的価値”が尊重されたからであり、これらを“探究的価値”として一旦留保し、さらに学術的調査等を通じた説明や手続きを経ることで、より広域で共有される奄美遺産への道筋を用意するという思想があったからであった。しかし現実には文化財保護法等による指定文化財との関係、世界自然遺産等、他のシステムとの整理・区別が、一般の住民には複雑すぎたのではないかとも考えられる。

この複雑性を解きほぐす役として地域のキーパーソンの存在がある。

奄美遺産は、奄美群島全体を視野に入れた歴史文化基本構想の中でシステムが構築されたが、事務局となった教育委員会の一つ、奄美市教育委員会の学芸員であった中山清美氏は、1990 年代のエコミュージアム概念の導入当時から地域資源「奄美の宝・島の宝」の発掘と住民への啓発・継承を熱心に進めてきた人材であった。生涯学習講座や高校生の古老への聞き書きサークル指導など、専門家だけではなく一般の地域住民・若者へ島の宝への注目を促す指導を数多く行ってきた。文化財だけではなく島の自然環境にも配意し、両者をつなぐ存在としての妖怪「ケンムン」の伝承についての研究も深めており、自然環境と歴史文化の結びつきを訴えていた。この思想は国定公園が奄美群島国立公園へ格上げされる際のコンセプト「環境文化型国立公園」に反映されていると言われている。

また中山氏は文化財を発掘・調査して保護することだけに目標を置くのではなく、それを現代の生活の中に位置付けていくことも地域資源発掘のねらいとしていた。この考えが根底にあったことから、笠利地区の観光プロジェクトにおいては「シマ遺産」の発掘で各集落を啓発すると共に、その成果を着地型観光商品化し、地域が活性化するところまでを構想した、プロデューサーの役割も果たしている。笠利観光プロジェクトの特色の一つである地域での観光組織の設立に関しても、地元の有力観光事業者、外部からの観光専門コンサルタントと共に発起人となって「奄美群島環境文化総合研究所」を設立し、シンクタンク・中間支援組織として現在も着地型観光における助言を行っている。このように、単なる研究や助言を行う専門家としてではなく、自らが手を動かしながら、住民と共に〔地域遺産成立・発展システム〕を動かしていく存在であったといえる。

他にも、歴史文化基本構想策定の専門委員会のメンバーには世界自然遺産登録運動を進める環境の専門家や行政官が含まれ、環境文化型国立公園のコンセプトにみられるように、思想・理念は両政策で共有されていたと推察される（**6-5**）。

残念なことに中山氏は 2016 年に病没し、地域内外の多くの人に惜しまれた[注1]。現在その指導的・司令塔的役割を果たす人材が不明確になってしまっている可能性が高く、地域遺産システムとしての奄美遺産の理念共有やシステム理解を奄美群島、少なくともまずは奄美市内において広げるための取組みがなお一層必要であると思われる。同時に、地域の学芸員や地域遺産を主に取り組む市民学芸員が、集落住民に対し説明や活動サポート、情報発信の面で役を担うことができる仕組みを、さらに整備する必要があるだろう。

またその際には、一時の施策ではなく地域ナレッジとしてストックされ、「深化」や「接続」へつなげること、また継続して【発見・評価】【保存・活用】の仕組みを回転させ、特定の世代のみの思考イベントとならぬよう意識する必要がある。これは〔VI.監視〕に値する。ストックされることで次世代がそれを受容し〔IV.

注1 奄美考古学会から 2019 年に『中山清美と奄美学　中山清美氏追悼論集』が刊行され、関わりのあった多くの人が寄稿している。

継承〕〔V.活用〕するだけだと、学術的調査に基づいた専門家による情報を利用することと変わらず、世代間での地域遺産に対する認識が変化してしまいかねず、地域遺産の趣旨が損なわれることになる。

奄美遺産システムが地域の計画において浸透しづらいもう一つの理由として考えられるのが、まちづくりへの実効性が分かりにくい・難しい点であろう。観光振興を通じたまちづくりに関しては、観光的価値へ転換するのに必要な専門的・商業的スキルは地域遺産成立システム内には組み込まれず、「観光資源としての育成・磨き上げ」という別のシステムを要する。それが「接続」に当たり、２章で見た通り観光マーケティングの知見が有効だと考えられるのだが、観光に限らず〔地域遺産成立システム〕が現代の様々な分野のまちづくりへ【接続】し実効性を担保するためには、この接続を担うコーディネータ的主体との早い段階からの連携が必要ではないかと推察される。と同時に、観光によって生じた成果を再度〔地域遺産成立システム〕へ還元・再投資する、例えば地域資源の〔保存・再生〕の資金を投じたり、観光で用いられる空間を資源の再生や次世代への継承の場として利用したり、観光客の反応や感想から地域資源の新たな価値を見出したり、といったフィードバックを行うことで、地域の理解を促し、まちづくりの実効性として認められるのではなかろうか。

■まとめ

□地域遺産成立システム構築の要点

まず地域遺産成立システムの構築に関して、各段階の取組みにおける要点をまとめると図 7-5 のように表せる。

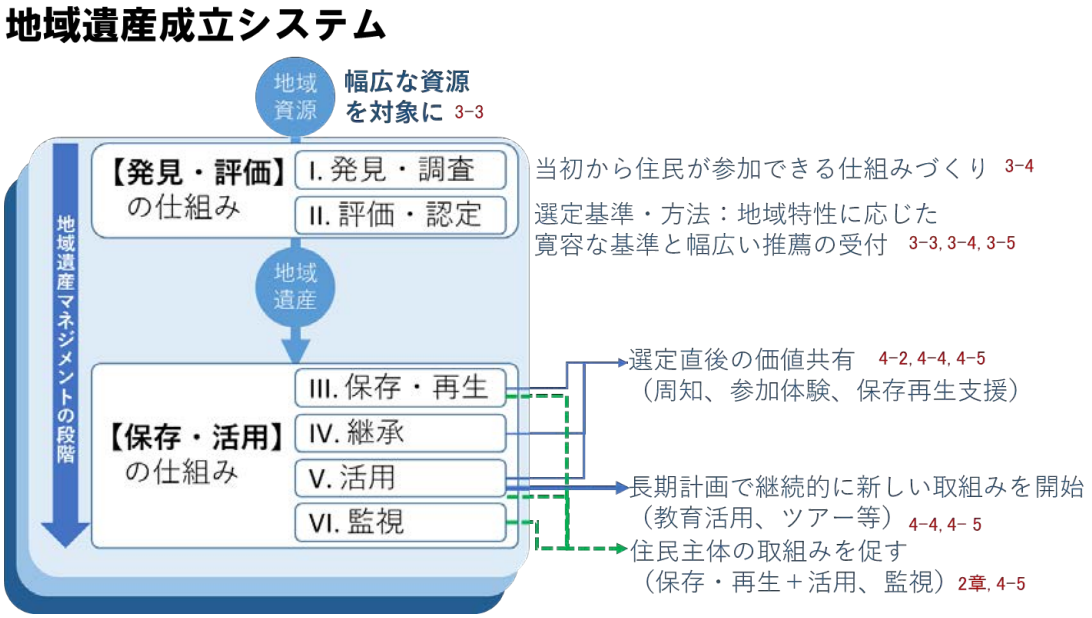

図 7-5　地域遺産成立システムの構築に関する知見（まとめ）

① 〔地域遺産成立システム〕は先ず、地域住民が参加できる形態を採用しながら、幅広な地域資源を対象に〔I.発見・調査〕を行うことから始まる。指定文化財制度とは別にあえて地域遺産に取組むのであるから、文化財保護法で限定する保護対象に含まれない種類の地域資源にも目を向けるべきであり、また専門家がそれらを抽出・調査するのではなく地域住民が自ら地域を渉猟し、自らの思いを基盤としながら地域資源の価値を同定することが重要である。後に選定された地域遺産の価値や情報は地域内で共有されるよう取組みが進むが、〔I.発見・調査〕の段階から住民を巻き込むことによって、そのプロセスも容易になると考えられる。また〔II.評価・認定〕においても、文化財保護法に基づく取り組みではないのであって、地域特性に応じた寛容な選定基準を用いながら、幅広い推薦を受け付けるスタンスが肝要である。

② 上記を通じて、各地域オリジナルの「地域遺産」が選定され、リスト化される。通常リストにはそれぞれの地域遺産に関する情報が整理され、どういった内容なのか、なぜ遺産として価値があるのかが説明されるだろう。つまり、選定され「リスト化」されることで、初めて地域遺産として〔成立〕すると捉えることができる。

③ 〔成立〕した地域遺産は、リスト化されることが目的ではなく、リスト化されたものを【保存・活用】することに意義がある。その取組みには〔III.保存・再生〕〔IV.継承〕〔V.活用〕と〔VI.監視〕がある。

(a) 〔III.保存・再生〕〔IV.継承〕〔V.活用〕は選定直後に地域内で広く価値共有できるような取組みを実施することが大事である。周知・PR するメディア作成やイベント開催、実際に地域遺産を体験できる参加型イベント、地域資源の保護活動を行う市民団体等への資金・専門的知識等の支援、などが具体的に挙げられる。

(b)　〔III.保存・再生〕〔V.活用〕〔VI.監視〕では住民主体の活動を促す努力が必要である。過去、自然環境や歴史文化などの地域資源を保存・再生する住民活動はますます盛んになってきている。例えば、町並み保存や自然環境保護活動などである。これに加え、観光を始めとするまちづくりの中で活用することや、地域遺産の保存・活用がうまく進み、オルタナティブ・ツーリズムと地域遺産の深化が共に進展しているかを監視する活動を、住民主体で行うことができるよう、「選定団体」が促す取組みも求められよう。

(c)　〔V.活用〕に関しては拙速を避け、長期計画で継続的に新しい取り組みを付加していくような展望が必要である。観光活用だけでなく、教育での活用や産業振興などのメニューにも取り組む価値があると思われる。

□地域遺産発展システム構築の要点

続いて、地域遺産発展システムの構築に向けた要点をまとめると図 7-6 のように構造化でき、それぞれの部分に関する考察は次の通りである。

①　〔地域遺産成立システム〕における地域遺産マネジメントの取組みによって、《地域にとっての価値》が整理されて〔III.保存・再生〕〔IV.継承〕〔V.活用〕等の基礎が固められる。これらがオルタナティブ・ツーリズムに援用可能な《より真正な地域の姿》の表象となる。

②　〔地域遺産成立システム〕で抽出された「地域遺産」及びその情報・作成された媒体、地域遺産に関わる地域人材や組織等が、観光振興に【接続】して展開可能な資源となる。

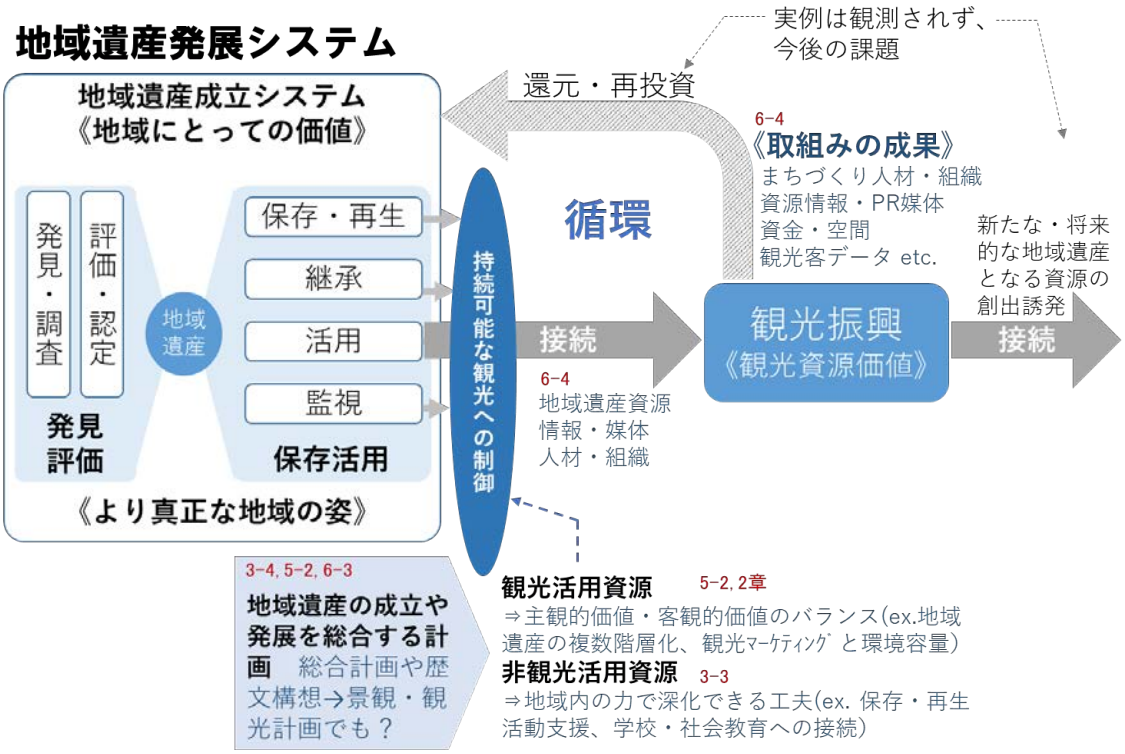

図 7-5　地域遺産成立システムの構築に関する知見（まとめ）
（図中の数字は、知見を導出した章節を表す）

③　ただし、オルタナティブ・ツーリズムの重要な目標である「持続可能な観光」のために、「地域遺産」のうち何を観光振興に【接続】して展開するのかを制御する必要がある。

(a)　観光振興に活用する資源（地域遺産）については、地域遺産の《地域にとっての価値》が《観光資源価値》としてそのまま利用できるかは不透明。地域遺産の有する主観的・探究的価値と客観的・学術的価値のバランスを見極める必要がある。

✧　奄美の事例からは、より広域・普遍的な奄美遺産からより狭域・ヴァナキュラーな集落遺産まで３層構造にすることで、使い分けが可能になっているのではないかと考えた。

✧　２章の分析結果を追加すると、マス・ツーリズムとは違い、観光マーケティングを通じた適切なマーケット・セグメントへ訴求することや、地域遺産（観光資源）の持続性のための環境容量の設定を、〔成立システム〕の成果を用いて行うことが望ましいのではないか。

(b)　観光振興に活用しない資源（地域遺産）については、原則として地域内の力で地域遺産として深化できる仕組みを工夫することが必要となる。

✧　３章の分析結果からは、保存・再生活動を行う市民団体に対し、地域遺産選定主体である行政等が活動資金・専門的知識等を援助することが望ましいと考えられる。

✧　観光振興以外に、学校・社会教育といった教育まちづくりへ【接続】するような展開の仕方も可能である。

(c)　〔成立システム〕の成果を、観光をはじめとするまちづくりに【接続】し活用する全体像は、自治体の総合計画や歴史文化基本構想で総合的に計画し、理念を共有しておくことが重要である。３章の分析結果からは景観条例として運用するケースが見られたが、観光計画の中に〔成立システム〕を組み込み、観光振興へスムーズに【接続】させることや、観光振興の成果を〔成立システム〕へ還元・再投資することも可能かもしれない。

④　〔成立システム〕から観光振興へ【接続】し、生まれた取組みの成果には、まちづくり人材・組織、地域遺産をはじめとする地域資源の情報、それを掲載したメディアの制作、観光収益や観光客向けに整備された空間、観光客から得たデータ等が考えられる。自然環境や歴史的建造物など、地域資源の保存・再生に観光による収益を充てるのが最も分かりやすい例だろう。それ以外にも観光客向けに整備した展示体験施設を地域の子どもたちの学習スペースに転用する場面や、観光客による訪問の感想から地域資源の新たな価値を捉え直す機会の創出も可能だろう。こうした〔成立システム〕へ還元・再投資した事例は本研究では観測できなかったが、それが実現することこそ〔地域遺産発展システム〕が完成することに他ならないため、地域における今後の課題として意識されるべきである。

また、観光振興から生まれた取組みの成果は必ずしも〔地域遺産成立システム〕のみに還元・再投資される必要はなく、新たな地域の資源を創出することに【接続】していくことも想定される。直接地域遺産と関連しなくても、観光振興が成果を上げることによって都市空間整備に対する意識が高まり、道路や公園、景観、市場などの生活上必要な社会基盤の向上に活動が発展していくことも考えられる。いずれの場合でも、取組みを次の取組みに【接続】し、地域資源の【発見・評価】に始まるシステムを循環させていくという意識を持つことが、地域遺産の成否に関わってくるといえるだろう。

□地域遺産成立・発展システムの担い手についての考察

地域遺産の〔成立システム〕と〔発展システム〕の担い手に着目し、その属性や関わり方について整理すると、以下のようになる。

① 本研究の最終目標は〔地域遺産発展システム〕が地域内に構築されることであり、地域遺産とまちづくりが循環していくことを目指している。その端緒となるのは、〔地域遺産成立システム〕の【発見・評価】の取組みであり、地域資源を調査・評価する中で「地域遺産」として《文化的価値の共有》が行われることがまず重要である。従って、【発見・評価】を通じて地域遺産を成立させる主体（＝選定主体）が第一に存在する必要がある。

３，４章の分析の通り、選定主体は NPO や任意団体等の民間によるもの、市や県といった行政によるもの、観光協会等が存在している。地域内に広く呼び掛け、地域資源の〔I.発見・調査〕や〔II.評価・認定〕を共同の中で進め、「地域遺産」として価値や情報を共有することが肝要であり、その呼びかけ人の種類にはいろいろな可能性があると思われる。

② しかし【保存・活用】の取組み、即ち〔III.保存・再生〕〔IV.継承〕〔V.活用〕〔VI.監視〕は、単体の選定主体ですべてを担うことは不可能であると考えられる（行政が財源・人材・技術を兼ね揃えているのであれば、地域遺産を使わず、指定文化財等の仕組みを通じて保存・活用が可能なはず)。

従って【保存・活用】は、それぞれの取組みを得意とする・興味関心のある地域団体等が分担・協働して行われることになる。

その場合の資金や専門的知識といったコストは、３章のように選定主体が推薦団体＝保存団体へ支援することで賄われているが、それに加え、〔発展システム〕では観光振興による成果（例：人材・組織・情報・媒体・資金・空間・データ等）の〔成立システム〕への還元をデザインしている。教育での活用であれば人材や知識が、特産品振興であれば売上の一部やブランディングを通じた愛着の共感なども期待される。

③ また地域遺産を選定し保存することに加えて、観光振興や地域教育、コミュニティ再生などのまちづくりへと【接続】し、選定主体以外の地域の機関・団体も地域遺産の資源・情報・媒体・人材・組織等を活用しながらまちづくりが実行されることが望ましい。このような第三者による活用が生まれることが、“遺産”が過去のものを未来に結びつける性質のものである証左となり、〔地域遺産発展システム〕の構築が実現したと見なせる条件となる。

④ 上記②③の通り、【保存・活用】や〔発展システム〕では選定主体が地域の機関・団体と協働して取組みを進めることが必須となるが、そのコーディネータを選定団体が務めることになるであろう。逆に選定団体は地域の機関・団体のコーディネートを念頭に地域遺産に取組む必要があり、さらに〔成立システム〕と〔発展システム〕を総合するマスタープランも求められる（例：総合計画、歴文構想など)。

8 章

結論

8-1.　各章の結論

本研究の結論は以下の通りである。

(1) ２章の結論

２章では、観光まちづくりに係る各分野の文献をサーベイし、各文献が示す観光まちづくりの段階や取組み体系の中において、〔地域遺産成立システム〕の各段階及び〔地域遺産発展システム〕がどのように位置付けられるかを分析した。〔成立システム〕の〔I.発見・調査〕〔II.評価・認定〕〔III.保存・再生〕〔IV.継承〕〔V.活用〕〔VI.監視〕の６段階、また【発見・評価の仕組み】（地域資源の発見・調査、評価・認定）と【保存・活用の仕組み】（保存・再生、継承、活用、監視）に整理して、観光まちづくり論の段階や取組み体系と対照し、分析を行った。また、〔成立システム〕の成果を観光振興等へ接続する「展開」も分析の枠組みに含めた。

■発見・評価の仕組み

まず対象とした文献の全てにおいて〔I.発見・調査〕〔II.評価・認定〕の取組み、即ち【発見・評価の仕組み】について言及されていることから、観光まちづくりにおいて地域資源の【発見・評価】が重要であり、「観光資源」の育成が不可欠と捉えられていることが分かる。従って、観光まちづくりにおける「観光資源の選定」において〔地域遺産成立システム〕の取組みが貢献できることが推察される。

このうち〔II.評価・認定〕に関しては、「地域住民がフィールドワークをして話し合いをする」ことで半ば自動的に観光資源が整理されるとも読み取れるまとめ方の文献も散見されるが、具体的に示している文献における評価の視点を整理すると、次の４点にまとめられる。

まず「①愛着や重要性の評価」である。地域資源や地域の状況に対する地域住民の「思い」を整理し、何が地域特性といえるのか？や、地域資源マップ等で PR・情報発信する優先度の高い地域資源は何なのか？を考える視点である。それに対し「②科学的な評価」も視点として提示されている。指定文化財や世界遺産のような法的制度に則って行われる評価や、専門家の意見を参考にしたり、シンポやワークショップでの意見交換を通じ、客観的な視点も交えて価値整理を行うことを記述する文献が見られた。これら①②は観光活用を前提としなくても、地域資源に対する地域住民の評価をまとめる上で一般に行われる内容と言える。

それに対し以降は、観光活用を前提とした評価の視点である。「③観光活用の可能性についての評価」は観光マーケティングと言い換えても差し支えない内容であり、観光誘客に結びつく立地や資源性などの活用可能性についての評価を行う視点である。さらに「④観光客受入の環境容量評価」では、観光活用を実施した際に、地域資源を棄損しない観光誘客の限界容量について、評価を行うものである。③は観光イノベーション、④はエコツアーづくりの中で語られており、商品として地域資源が位置付けられている。

上記のうち、地域遺産マネジメントとしての〔II.評価・認定〕は、①②が該当する。その必要性や手法の例示は散見されるが、評価の基準や対象をどのように設定すればよいのか、方法論はどのようにデザインされるのか、等については、あまり示されていない。

■資源保護や持続性に係る取組み

【発見・評価】の仕組みに言及する文献が一定度見られるのに対し、〔III.保存・再生〕や〔VI.監視〕に関

する言及は数少ない。

〔III.保存・再生〕については、『観光まちづくりガイドブック』『観光まちづくり』における「利用と保全の調和」についての解説で触れられ、歴史的町並み等の保存・保全について強調されていることから、こうした種類の観光まちづくりは〔III.保存・再生〕と親和性が比較的高いことが推察される。『観光まちづくりガイドブック』では〔VI.監視〕についても言及している。また日本型エコツーリズムでは、「宝を磨く」一環として「宝の修復」について言及している。

しかし単なる観光振興と違って、地域の持続的発展を目標とする「観光まちづくり」では〔III.保存・再生〕は大事な取組みだと想定され得るにも関わらず言及が多くないのは、これらの取組みが観光ではなく文化財や環境の分野での取組みとして扱われがちであるからではないか。〔地域遺産成立システム〕には〔III.保存・再生〕〔VI.監視〕が内包されており、これらも含めた一体的な観光まちづくりを計画・実施する上で、〔成立システム〕が貢献できる可能性があると考えられる。

■地域資源の活用の取組みと発展システムへの展開

２章においては、観光まちづくり論の既往文献の中で観光資源化する地域資源を抽出し、観光資源として育成・活用するものは〔V.活用〕として扱い、さらに第三者による活用や観光以外の分野での活用、新たな資源の創出については〔地域遺産発展システム〕として扱った。

観光まちづくりの段階論の中で〔V.活用〕に言及する文献はもちろん多く、地域資源論として段階論を述べた文献以外ではほぼ全てが記述している。これらについては概ね【発見・評価】の仕組みが示された上で言及されていた。つまり、観光まちづくりの基本的取組みは【発見・評価】と〔活用〕と捉えられていると言える。

さらに、〔地域遺産成立システム〕から観光振興へ【接続】し、〔地域遺産発展システム〕へ展開することに資する取組みも多数の文献で言及されており、〔II.評価・認定〕された資源からさらに産業を創造する等の「広げる・興す・創造する」と表現される取組みも提唱されている。このことは〔地域遺産成立システム〕が当初は観光振興への接続を想定して取り組まれ始めたとしても、〔地域遺産マネジメント〕の６段階の取組みを経ることによって、それ以外のまちづくりへの成果の応用、例えば環境保全のまちづくりや教育・文化振興のまちづくりなどへも展開できる可能性が示されているといえる。

■観光まちづくり論にみる地域資源の観光資源化に関する論説の特徴

① 地域の側から資源を選定し、観光対象となることを目指して育成・磨き上げをすることの意義や方法は観光まちづくり論の中で多々述べられ、推奨されている。これは、「観光まちづくり」のコンセプトにおいて地域主体性が重視されるからである。

② 一方で、観光客の側からみた、観光対象となる地域の資源の資質について言及する文献は多くない。観光資源として・観光対象として真に成立するには「Seeds Oriented」だけでなく「Needs Oriented」の発想も行い、地域側からの供給と観光客側の需要がマッチングすることが必要だが、後者について語られることが少ない。その理由として、次のような事項が考えられる。

ア）需要分析は「観光マーケティング」の問題・観光産業の課題だと観光まちづくり論から放任され、またニーズは時代や市場によって流動的であり、具体的・断定的な説明がしづらいこと。

イ）観光まちづくり論を展開する上で、従前のマス・ツーリズム的で市場偏重・地域軽視の立場とは異なった視点に立脚することに力点が置かれがちであること。

ウ）地域資源について地域側と観光客側が共感できるような観光資源化が理想として掲げられるも、最終的に解釈は観光客一人ひとりに開かれており、地域側が強制することはできない。つまり、地域側が磨きあげた観光資源候補が観光客にとっての真の観光対象・観光資源となるかは不確定であること。

上記のうち②に着目すると、従前のマス・ツーリズムのようにあらゆるマーケットから可能な限り多くの集客を行うことを是とするパラダイムにおいては、地域資源、ひいては地域遺産をすべからく観光資源化することは困難であろう。しかし「観光マーケティング」を「観光・旅行マーケティング」ではなく「観光地マーケティング」と捉え、観光産業に任せきるのではなく、まちづくりとして地域全体で、地域資源の【発見・評価】と【保存・活用】という〔地域遺産マネジメント〕の延長線上で実施し、小規模でも地域資源の持続性に資する適切な観光客セグメント・適切な観光客数に対する観光活用から取組み始め、その社会的・経済的成果を環境・資源に還元しつつ、活用の規模を徐々に広げていくスタンスが必要なのではないか。そうすることで、観光資源として活用される地域資源に対する観光客の反応を取り込みつつ、地域側も地域資源に対する解釈を多様化させ、新しい活用に向けてのアイデアを誘発することに繋がる可能性もある。

以上のように観光まちづくり論の諸文献から、地域資源の観光資源化については、まずは地域主体で観光資源となる地域資源の発見・選定・育成を行うことと、それらが最も活きる観光利用を観光マーケティングを通じて小さく開始し、成果や利益を還元しながら観光もまちづくりも大きく発展させていく、というスタンスが基本であると考えられ、【発見・評価】の取組みはその嚆矢として位置づけられる。

(2) ３章の結論

①本章では全国 30 地域の地域遺産を対象にアンケート調査を行い、以下のことを明らかにした。

まず選定団体の 7 割は行政団体であり、まちづくりと地域遺産を関連づけて考える地域が少なからずある。これは、地域遺産活動に取り組む目的に〔I.発見・調査〕から〔V.活用〕まで地域遺産マネジメントの幅広い段階が想定されていることと対応している。対象の約半数は 2012 年以降の近年、選定を開始した。選定対象となる資源の種類は全体的には文化財保護法の枠組みに当てはまるものが選定されやすいが、選定基準に客観的なものより愛着や地域らしさの継承という価値基準を重視するものもみられることから、選定される地域資源は文化財より多様で幅が広い。

選定された地域遺産の保存・活用については、選定団体が情報発信やまちあるきツアーといった〔IV.継承〕〔V.活用〕を、推薦者は〔III.保存・再生〕を、という役割分担になっている傾向が見られ、選定団体の一部では〔III.保存・再生〕の資金や専門的助言で推薦者を支援している。

②次にアンケート結果を用い、30 地域の地域遺産を対象に、選定の目的と基準、指定文化財との関係性を指標として数量化Ⅲ類及びクラスタ分析を行い、地域遺産をタイプ分類した。

その結果、〔(A)正統派遺産アピール型（12 地域)〕〔(B)“文化財”活用期待型（10 地域)〕〔(C)主観的遺産探求型（8 地域)〕の３タイプに分類できた。これらは(A)文化財指定・登録の手続きに倣って地域遺産を選定しアピールに注力するオーソドックスな地域遺産、(B)広域で早くから選定し、既に評価が定まった資源を活用することに期待する地域遺産、(C)近年中小都市において思い入れや潜在的価値を重視して選定を開始し価値を地域で共有することに熱心な地域遺産が、タイプとしてあることを示している。

このうち(c)は近年選定を開始したものが多く、地域遺産の新しい形と捉えられる。〔III. 保存・再生〕に取組む率は低く、継承や活用に意識が向いている。８地域すべてが「市町村域」を対象にしており、人口密度

が希薄な中小都市である。選定基準では「思い入れの継承」「潜在的価値の発見」を重視しているが、狭域で住民間に身近さ・親近感があることから、資源に対する思いを共有することが可能なスケールとなっていることが推測される。なおこのタイプでは歴文構想や景観計画の策定は進んでいないが、地域遺産の条例・要綱の制定が多く、市町村が地域遺産をオーソライズし、地域づくりに対して実効性を持たせようとしている。以上から、C タイプは「“我らが大事と思う”まちの地域遺産を選んで、公式に継承・活用しよう」とする点に特徴を有する新しいタイプであると言える。

③希少例である民間が選定主体となっているものの中から、湘南遺産（(A)正統派遺産アピールタイプ）ととよた世間遺産（(C)主観的遺産探求タイプ）のケーススタディ及び比較分析を行い、団体設立の経緯や選定基準・方法についての考え方、地域づくりとの関係、今後の課題や展望を明らかにした。

地域遺産の目的や位置づけを地域に新たな評価や刺激をもたらすものであると考える場合は、選定の基準を厳しくしすぎないこと、また自薦を推奨することで多様な観点からの遺産候補が推薦され、選定に向けて地域で意見を交わすことにより、地域にとって地域遺産に取り組む意義が深まるものと考えられる。特にこれらは認定団体が民間であることから、自由で寛容な地域資源の遺産認定がしやすく、地域の特色が表れた地域遺産の成立が期待できる。

但し地域でのネットワークや官民協働を通じて負担を分担しながら、地域遺産が地域に浸透できるよう、交流や広報も含めた活動の展開を図ることが必要となってくる。

以上のように、全国の地域遺産では単に選定してリストを作成することを目的に取組んでいるものよりは、地域遺産マネジメントの幅広い段階に対応しながらまちづくりとの連動を狙いとしているものが多い状況が判明した。但し実際に観光まちづくりや景観まちづくりに直接的に展開しているかどうかは、更なる調査が必要である。地域遺産の選び方（タイプ）もオーソドックスな指定文化財に類似したものから、活用に重きを置くもの、思い入れを尊重し多様性を重視して幅広い地域遺産を選定し市町村で共有・意識醸成をねらうもの等、複数の方向性がある。多くは行政主体だが、民間主体の事例からは選定の自由度・寛容さと継承・活用への注目の実態が明らかとなった。つまり、文化財行政の補完的性質のものがあるのと同時に、民間団体の創意工夫で従前の文化財保護活用とは違った方向性を模索しているものの存在が明らかとなった。但し、民間では保存・再生まで活動の手を広げることができず、次のステップとして保留されているものもみられる。行政主体のものは保存・再生は後方支援を担い、実際の保存・再生作業は推薦者等に任せている。

上記から、地域遺産マネジメントを立ち上げて実行する〔地域遺産成立システム〕において、行政であれ民間であれ、全ての段階を自分たちだけで実施することは甚だ困難であり、マネジメントの段階が効果的に振興するコーディネータとして役割を果たすことが第一に求められる。その際には推薦者等の地域組織らとのネットワークづくりも重要である。

さらに、特に中小市町村では指定文化財や世界遺産などの全国的・世界的権威に認められた文化財等の地域資源とは異なり、ローカルで取組むからこそ発見や評価が可能な新しい地域の見方の提示を〔地域遺産成立システム〕を通じて行うことが、「まちづくり活動」としての地域遺産に課せられた大事な役割であろう。その中でも観光まちづくりへの展開という面からは、地域内の観光資源の多様化や、深いレベルでの地域理解による観光客－地域の（様々なレベルでの）結びつきの形成において、地域遺産の示す価値を活用しうると考えられる。

(3) ４章の結論

４章では、選定主体が行政である地域遺産の保存・活用の取組みがどのように継続し、多様化したかを、15 地域についてパターンを分析し、さらに二戸市・長岡市・沼津市の３地域を事例に分析した。また、３章での事例研究対象地域も加え、主体種別ごとの取組みや関わり方の相違、観光振興への【接続】の特徴を分析した。結論は以下の通りである。

①地域遺産選定後の保存・活用の取組み内容は幅広いが、「パンフ・マップの配布」はほぼ全地域で取組まれる。【支援】【周知】【学習】【参加】に取組みを分類すると、【参加】への取組みが最多で、【周知】が続くことから、選定後は実際の活用へと歩みを進めたり広報ＰＲが積極的に行われている。取組みの開始年を見ると、選定と同じ年に始まるものが最多であり、２年後までに多数の取り組みが始まるが、以後は少なくなる。

《すぐに取組みたい／取組める》活動には「案内板・シンボルマークの設置」「パンフ・マップの配布」があり、《準備を要する／地域ナレッジを用いていつ始めても良い》活動には「学校教育」「まちあるきツアー」「地域遺産管理者への支援」がある。

②各地域の総合計画や観光、環境、教育等の分野別計画において地域遺産への言及が見られた。二戸市では地域遺産によって、①施策対象の特定、②地域教育への活用、③ツーリズムへの活用が計画され、長岡市では①地域の魅力づくり、②シビックプライド醸成と人材育成、③観光振興への貢献が期待された。沼津市では①情報発信と地域イメージ向上、②郷土の歴史へコミットするきっかけとして地域遺産を活用することが計画され、その上で官民の役割分担が示されている。

総じて、地域の誇りとなる地域資源、即ち「国の光」を確定すること、そこから「将来の地域人材育成」「観光への活用」へ結びつけること、が期待されている。

③地域遺産の選定後の保存・活用の取組みについて、継続的に取り組んでいた二戸市、沼津市では共通して、地域内に向けた地域遺産の〔価値共有〕の後、地域住民参加による遺産の磨き上げが行われ、直近では、遺産の価値または地域自体の宣伝を地域外向けに行うようになっていた。これら２地域においては、地域住民の参加しやすい〔参加体験〕でありかつ〔価値共有〕も可能な取組みを先に行政が取り組んだことで、地域住民の地域遺産に対する愛着心が徐々に醸成され、結果として地域住民による地域遺産の継続的な・多様な活用に発展したものと考えられる。

長岡市で〔価値共有〕〔参加体験〕〔対外ＰＲ〕が一挙に行われたのは、地域委員会を主体に選定したため住民の地域（及び資源）に対する意識が元々ある程度高く、選定直後の事業計画によって地域と行政の役割が明確に示されたことが奏功したと考えられる。

このように、地域遺産の保全・活用を継続し多様化するにあたって、選定主体である行政が初動期をリードする場合は、地域住民の興味・関心を促すべく、パンフ・マップの作成・配布によって情報を発信したり、現地に案内板を設置したりすることが多いが、それに加えて次の段階ではフォトコンテストやまち歩きツアー等の地域住民が参加しやすい取組みを行政が主催し、地域住民の意識を「取組みの客体」から「取組みの主体」へ変化させることを促すことが望ましい。このステップが、地域住民が〔参加体験〕や〔対外ＰＲ〕に資する自主的な取組みを始める契機になる可能性が示された。

地域住民による取組みのうち〔参加体験〕〔対外ＰＲ〕に貢献するものには多様な可能性があり、例えば地域文化の子どもへの伝承や地域自然環境の保全活動等も行われているが、イベントやツアー、ガイド等の取組みを通じて観光まちづくりへと展開することも可能である。その場合には、単に観光資源を観光客に見せ

る手伝いをするのではなく、地域遺産を理解した上で観光客とその価値を共有することになり、ホスト―ゲストの単純な対向関係を超えた共感関係が築かれることが期待される。そのことが、観光客・地域住民双方にとって従来の観光経験・接遇経験とは違った、観光の取組みの新たな意義を生み出すものと考えられる。

④３章での事例研究２地域と本章での３地域を比較し、「選定主体」「推薦者・第三者」「一般市民」の主体種別ごとに〔地域遺産成立システム〕での取組みや関わり方の相違、また観光振興等への【接続】の特徴を分析した。民間団体が「選定主体」である場合、投入できる資源がある程度限定的であることから、〔地域遺産発展システム〕へ展開するのには時間と経験がある程度必要となる。これらは独自性のある挑戦的な地域遺産選定に結びつく可能性を有しており、根気強く時間をかけて育成することが必要である。

また、行政が「選定主体」の場合、取組み立ち上げ時よりまちづくりへの【接続】を構想として取り入れることが肝要である。その上で、全市的に市民を巻き込んだり条例化することで、情報・意識の共有を図ることや、小さな地域単位の地域住民が組織化し、自ら身近な範囲で地域遺産を選定することで、「選定主体」以外によるまちづくりの動きへ【接続】し、〔発展システム〕へ展開できる。その際に、上記の構想があることで、行政は「推薦者・第三者」等による取組みへの支援を事業として実施することが有用である。民間団体のケースと同様、〔地域遺産成立システム〕が小さく始まったとしても〔発展システム〕へ育てていく仕組みが求められる。

(4) ５章の結論

本章では文化資源マネジメント（CRM）の知見を援用し、地域遺産マネジメントの６段階の取組状況から、奄美遺産成立システムに関する特徴を分析した。

①奄美遺産成立システムの【発見・評価】の仕組みでは、現在の地域住民にとっての重要性、即ち「主観的価値」と、地域社会の中で価値が共有されることを示す「客観的価値」の両側面から地域資源の価値が説明され、集落や住民を含めたあらゆる主体によって登録される「市町村遺産」と、奄美群島に共通する固有性・普遍性という公的・学術的に行政や専門家が審査をする「奄美遺産」の二段構えである点が特徴的である。【保存・活用】の仕組みについて歴文構想では保存活用計画が重要な役割を果たすよう記述されているが、文化の多様性・固有性を活かした観光商品への展開など、他分野との連携により実現することが前提となる性質も有している。

②1980 年代からエコミュージアム概念が導入され始め、世界自然遺産登録に向けた県自然共生プランや奄美エコミュージアム構想等の政策・計画に繋がった。その中で、「島々の宝」「奄美の宝」の語が生まれ、「学術的価値」「社会的価値」の両面から自然を、また、文化資源も併せて扱っており、こうした理念は奄美遺産に継承されている。但し奄美ミュージアム構想の「奄美の宝 100 選」のような〔II.評価・認定〕の取組みは後の時代への課題となっていた。

ここで価値の概念を整理すると、個人的趣味として扱われる資源でも地域社会にとって〔社会的・主観的価値〕を有することで、シマ遺産や市町村遺産となり、さらに普遍性・学術性を説明できることで〔学術的・客観的価値〕を有する奄美遺産に位置づけが変わっていく。〔個人的・主観的価値〕や〔社会的・主観的価値〕は、奄美遺産や世界遺産よりも、価値共有に向けてさらなる模索が続くという点で仮に「探求的価

値」と称することができるが、観光資源としての価値も未確定である一方で、より真正な地域の姿を捉える上で〔学術的・客観的価値〕を補完するものであると考えると、地域遺産成立システムの観光振興への接続を考える際に、こうした資源も観光対象として活用可能になる。

③奄美遺産成立システム構築後、文化庁補助事業を用いた調査や講座、媒体制作、保存活用計画などを通じ、〔I.発見・調査〕や〔III.保存・再生〕、〔IV.継承〕、〔V.活用〕等の面で「深化」が進められた。また群島全体や他分野へ奄美遺産を普及・浸透させる取り組みも進められた。このことは、地域遺産成立システムが観光振興等の地域活動へと接続し、〔地域遺産発展システム〕として地域遺産がまちづくりの中で機能する端緒となると考えられる。特にモデル事業内で完了しなかった〔I.発見・調査〕〔II.評価・認定〕は、社会教育・学校教育及び観光政策の中で住民主体で現在に至るまで行われており、それを専門家がサポートしてきた。これらを通じ、観光振興へ【接続】する事例も現れ始めている。

(5) ６章の結論

６章では、奄美遺産成立システムの観光振興への接続と観光まちづくりへの発展の取組みについて、歴史文化基本構想策定後の文化財行政における展開の取組み、また笠利地区・住用地区における観光まちづくりにおける〔V.活用〕の取組みの具体的な展開過程、さらに世界自然遺産登録運動での取組みと奄美遺産成立システムの関係について分析した。

① 奄美遺産成立システムを構築した歴史文化基本構想に基づいて 2011 年度から取り組まれた文化庁補助事業の限りにおいては、主に専門家が調査研究した成果を住民がイベントやメディアを通じて知り〔継承〕する活動に留まる傾向が見られた。但し小湊集落のように、住民ではなく専門家が学術的調査のもとに価値を整理・評価した遺跡について〔継承〕した上で、アクセサリーづくりを通じた観光での〔活用〕が後年実現していく事例も見られた。

② 歴文構想と同時に策定された奄美市基本計画では、「観光の振興」「文化の振興」において奄美遺産や奄美ミュージアム構想など地域資源活用について言及された。特に「文化の振興」では文化観光の推進が位置付けられ、また重点プロジェクトとして笠利地区・住用地区での体験型観光・着地型観光が計画されることが明記された。

③ 笠利地区では成立システム構築の 3 年後から「歴史回廊のまち笠利　観光プロジェクト」に取り組んだ。プロジェクト以前から学芸員が支援する「シマ学」によって〔I. 発見・調査〕が実施されていたことに加え、プロジェクトの中で「シマ遺産ベスト８」を全集落で調査し取りまとめたことで〔II. 評価・認定〕に達し、【発見・評価】の取組みが達成された。収集された情報はパンフや案内板のコンテンツとして使用され、地元住民に対しては〔IV. 継承〕のための情報ツール、観光客に対しては〔V. 活用〕ツールとして成立し、【保存・活用】の取組み、また観光振興への接続が実現していたと看取できる。こうしたツールの作成段階に集落の地域住民が参加することは地域遺産の「深化」に関わることになり、観光へ集落ぐるみで参加することにもつながった。

④ 住用地区では「森と水のまち住用　観光プロジェクト」が 2014 年度から取り組まれた。住民による「奄美遺産」「シマの宝」としての〔発見・調査〕は行われず、NPO や公社職員を中心に地域資源・地域観光

資源として着地型観光メニューが検討された点が笠利と異なる。また、地域に誇りと愛着を持てるような意識啓発や生業として滞在交流型観光を行い地域づくりに結び付けようという強い意思が計画に表れている。その一方で、世界自然遺産登録運動の中で県と奄美トレイルのコース設定・整備を行う中で、地域資源の〔発見・調査〕に取組み、コースで立寄る「見どころ」を選定する過程で〔評価〕を行い、コース整備やマップ化することで観光の面で〔活用〕が行われている。

以上より、各集落の奄美遺産の展開にみる相違点をまとめると次の通りである。

○ 小湊地区は、〔成立システム〕における専門家による学術的調査結果を住民が〔IV.継承〕し、着地型観光やイベントへ〔V.活用〕するパターンといえる。
○ 笠利地区では、〔成立システム〕から接続した観光プロジェクトの中で集落の地元住民自らが〔I.発見・調査〕し、シマ遺産として〔II.評価・認定〕し、その成果物をコンテンツとして観光パンフや案内板、着地型観光へ活用し〔発展システム〕として展開している。
○ 住用地区では〔成立システム〕は使用せず、世界自然遺産登録に合わせたトレイルコース整備の中で地域資源の〔I.発見・調査〕〔II.評価（認定せず)〕を行っている。滞在交流型観光の産業化による集落振興を明確な目的とし、NPO を集落で立ち上げて中核となって活動することで観光へ〔V.活用〕することが実現している。

これらの中で〔成立システム〕に地元で取組み、〔発展システム〕へ展開したと判断できるのは笠利地区のみであったが、これはキーパーソンとなる学芸員の存在や地域実働組織及び中間支援組織が設立され〔成立システム〕と〔発展システム〕両面へ関与できたことが影響していると考えられる。

⑤ 世界自然遺産登録に向けて国や県が主導した取組みにおいては、性質や目的の違いから、奄美遺産が特定的に位置付けられ、活用されてはいない。但し、奄美遺産システムを構築した歴史文化基本構想策定の専門委員には、世界自然遺産登録に尽力する専門家や行政官が名を連ねており、《環境分型国立公園》というコンセプトや、奄美遺産と世界遺産の連動といった理念が共有されつつ、奄美遺産が構築されていったと推察される。また、90 年代のエコミュージアム概念の導入以来、奄美地域の文化行政に尽力した学芸員も事務局の立場で深く関わっており、自然－歴史文化、地域遺産－世界遺産、資源保護―活用、エコミュージアム－地域遺産といった幅広い視野で地域をリードできる人材がいたことも、奄美地域が全国でも稀な広範深遠な〔地域遺産成立・発展システム〕を有するに至った要因と考えられる。なお、世界遺産の推薦書で示された「緩衝地帯」「周辺管理地域」では《環境文化型国立公園》を形成する地域文化の発露・保全の場である集落等の人間の活動域が関係するが、こうした地域の生活と自然との関連の歴史や慣習等の中で奄美遺産が関係してくる可能性が高いと考えられる。

(6) 7 章の結論

7 章では、２～６章の成果を踏まえ、１章・序論で示した目的に対応した総合的考察を行い、〔地域遺産成立システム〕及び〔地域遺産発展システム〕を構築するにあたって、地域遺産が観光まちづくりにおいて役割を果たすための要点についてまとめた。

① 〔地域遺産成立システム〕は〔I.発見・調査〕を行うことから始まるが、幅広い地域資源に目を向ける

べきであり、地域住民が自ら地域を渉猟し、自らの思いを基盤としながら価値を同定することが重要である。〔II.評価・認定〕においても、地域特性に応じた寛容な選定基準を用いながら、幅広い推薦を受け付けるスタンスが肝要である。こうして「地域遺産」が選定・リスト化され、初めて地域遺産として〔成立〕する。

② 〔成立〕した地域遺産は【保存・活用】することに意義がある。〔III.保存・再生〕〔IV.継承〕〔V.活用〕は選定直後に地域内で広く価値共有できる取組みを実施することが大事であり、メディア作成や参加型イベント、保護活動を行う市民団体等への支援などがある。〔III.保存・再生〕〔V.活用〕〔VI.監視〕では住民主体の活動を促す努力が必要であり、観光まちづくり等の中で活用することや、地域遺産成立システム自体の進捗を監視する活動へ向けて選定団体が促すことも求められる。〔V.活用〕は拙速を避け、長期計画で継続的に新しい取り組みを付加していく展望が必要である。観光活用だけでなく、教育での活用や産業振興などのメニューにも取り組む価値がある。

③ 地域遺産及びその情報・作成された媒体、地域遺産に関わる地域人材や組織等が、観光振興に【接続】して展開可能な資源となる。ただし、オルタナティブ・ツーリズムの重要な目標である「持続可能な観光」のために、「地域遺産」のうち何を観光振興に【接続】して展開するのかを制御する必要がある。

(a) 観光振興に活用する資源（地域遺産）については、地域遺産の《地域にとっての価値》が《観光資源価値》としてそのまま利用できるかは不透明。地域遺産の有する主観的・探究的価値と客観的・学術的価値のバランスを見極める必要がある。

(b) 観光振興に活用しない資源（地域遺産）については、原則として地域内の力で地域遺産として深化できる仕組みを工夫することが必要となる。

(c) 〔成立システム〕の成果を、観光をはじめとするまちづくりに【接続】し活用する全体像は、自治体の総合計画や歴史文化基本構想で総合的に計画し、理念を共有しておくことが重要である。

④ 〔成立システム〕から観光振興へ【接続】し、生まれた取組みの成果には、まちづくり人材・組織、地域遺産をはじめとする地域資源の情報、それを掲載したメディアの制作、観光収益や観光客向けに整備された空間、観光客から得たデータ等が考えられる。成果を〔成立システム〕へ還元・再投資した事例は本研究では観測できなかったが、それが実現することこそ〔地域遺産発展システム〕が完成することに他ならないため、地域における今後の課題として意識されるべきである。

8-2.　結論から得られる示唆

本研究では最終的に〔地域遺産発展システム〕が地域内に構築され、地域遺産とまちづくりが循環していくことを射程とし、複数地域の比較研究及び詳細な事例研究を行うことで構築の要点を考察した。

その端緒となるのは、〔地域遺産成立システム〕の【発見・評価】の取組みであり、地域資源を調査・評価する中で「地域遺産」として《文化的価値の共有》が行われることがまず重要である。従って、【発見・評価】を通じて地域遺産を成立させる主体（＝選定主体）が第一に存在する必要がある。

選定主体は NPO や任意団体等の民間によるもの、市や県といった行政によるもの、観光協会等が存在している。地域内に広く呼び掛け、地域資源の〔I.発見・調査〕や〔II.評価・認定〕を共同の中で進め、「地域遺産」として価値や情報を共有することが肝要であり、その呼びかけ人の種類にはいろいろな可能性があると思われる。

しかし【保存・活用】の取組み、即ち〔III.保存・再生〕〔IV.継承〕〔V.活用〕〔VI.監視〕は、単体の選定主体ですべてを担うことは不可能であると考えられる（行政が財源・人材・技術を兼ね揃えているのであれば、地域遺産を使わず、指定文化財等の仕組みを通じて保存・活用が可能なはずである）。

従って【保存・活用】は、それぞれの取組みを得意とする・興味関心のある地域団体等が分担・協働して行われることになる。

その場合の資金や専門的知識といったコストは選定主体が推薦団体＝保存団体へ支援することで賄われているが、それに加え、〔発展システム〕では観光振興による成果（例：人材・組織・情報・媒体・資金・空間・データ等）の〔成立システム〕への還元をデザインしている。教育での活用であれば人材や知識が、特産品振興であれば売上の一部やブランディングを通じた愛着の共感なども期待される。

また地域遺産を選定し保存することに加えて、観光振興や地域教育、コミュニティ再生などのまちづくりへと【接続】し、選定主体以外の地域の機関・団体も地域遺産の資源・情報・媒体・人材・組織等を活用しながらまちづくりが実行されることが望ましい。このような第三者による活用が生まれることが、“遺産”が過去のものを未来に結びつける性質のものである証左となり、〔地域遺産発展システム〕の構築が実現したと見なせる条件となる。

上記の通り、【保存・活用】や〔発展システム〕では選定主体が地域の機関・団体と協働して取組みを進めることが必須となるが、そのコーディネータを選定団体が務めることになるであろう。逆に選定団体は地域の機関・団体のコーディネートを念頭に地域遺産に取組む必要があり、さらに〔成立システム〕と〔発展システム〕を総合するマスタープランも求められる（例：総合計画、歴文構想など）。

以上の通り本研究では、地域遺産の〔成立システム〕における活動の組み立て方を主に考察し、その上で観光振興へ接続している事例についてその要因を分析することで〔発展システム〕として展開する上での知見をまとめることができた。この知見は、これから観光まちづくりに取組もうとする地域において、または既に取組んでいる地域がオルタナティブ・ツーリズムとして再構築を試みる場合において、その戦略や態勢の検討に貢献することができると考える。但し再度〔成立システム〕へ還元・再投資することに関する実務的な知見は仮説的に提示するに留まっており、今後の研究上の課題である。

8-3.　今後の課題

本研究の成果を踏まえ、今後は以下のような研究課題に取組むことが必要だと思われる。

①　地域住民個人にとっての地域遺産やそれを接続した観光まちづくりに対する意識の分析

本研究では、地域遺産に関わる主体として選定主体、推薦者・第三者、一般市民の３つの種別に分けて分析を行ったが（４章)、一般市民に関して言えば、他の主体の取組みへの「参加」を想定した場合の関わり方を推測し、それをデータとして分析したにとどまる。本来であれば奄美遺産に関する事例研究の中で集落住民や自治会への社会調査を実施し、地域住民や集落の認識や関与の実態を明らかにすることを通じて住民生活にとっての地域遺産（シマ遺産、奄美遺産）の存在を測る分析を行うべきであったが、コロナ禍の影響等で本研究の中で実行しえなかった。保存・再生の人的・知識的・資金的なコストと活用のバランス、観光活用上の主観的・探究的価値と客観的・学術的価値のバランスなど、本研究で示した〔発展システム〕の実効性を高める上で検討しなければならない点が多々残されており、それらを実証的に詰めることが今後の研究課題としてまず挙げられる。

②　自然保護団体・文化保存会等の推薦者の地域遺産への関与の動機に関する考察

また①と関連して、地域遺産に様々な地域資源を推薦する個人や団体が本研究の対象地域で見られたが、保護・保存を主たる目的とする団体にとって地域遺産に選定されることがいかなるモチベーションや実際の活動への効用を生み出すのかについては、詳細に明らかにすることができていない。文化財指定との使い分けや、観光資源としてのアピールなど、各地域資源の最も深い理解者である保護・保存団体等の活動を支援するための地域遺産システムであるために、さらなる調査・分析を行うことが必要と考えられる。

③　観光まちづくり以外への地域遺産の接続の可能性の検討

同じく①と関連して、〔成立システム〕の取組みによって得られた成果の【接続】先として、本研究では観光振興を想定した分析を行ってきたが、地域遺産の本来の趣旨に立ち戻れば、必ずしも観光まちづくりだけに用いる性質のものではなく、地域の現代的・将来的発展に用いる資産・資源として地域遺産を位置付けるべきである。従って、例えば、環境まちづくり、景観まちづくり、教育・文化振興、コミュニティ自治、福祉のまちづくり等の、観光まちづくり以外の政策課題の中で地域遺産がどのように貢献できるかも併せて実証的に研究していくことが求められよう。

④　各種の観光まちづくり手法と地域遺産の連動を促すシステムのあり方の検討

観光まちづくりでの地域資源の活用に着目すると、ハットウ・オンパク等の着地型観光商品造成、長崎さるく等のまち歩きツアー、まちかど博物館やオープンガーデン、オープンファクトリーといった「まちを開く手法」、観光ボランティアガイドなどの手法において、地域住民の関与・参加を交えながら観光まちづくりに取組まれており、個別の研究も進められてきた。そこで、こうした観光まちづくりの取組み手法の違いによって、使い勝手の良い〔地域遺産成立・発展システム〕の形態・取組みはどう異なるかについて、検討を進めることも有用であると考える。

⑤　地域遺産に取組む地域間の影響関係及び概念や手法の進化に関する考察

地域遺産という概念自体や手法の進化についても考察を深めることが必要である。およそ 30 年間のわが国の地域遺産の歴史の中で、地域間に触発・影響しあい活動を始めたり制度を整備したりすることが行われて

きたことが散発的に発見できている。例えば愛知県では常滑市の「常滑世間遺産」と豊田市の「とよた世間遺産」にはネーミングの類似性から影響関係が窺えるし、常滑市の取組みについては写真家・藤田洋三氏の写真集『世間遺産放浪記』が関係していることを匂わせる文章もある。地域遺産の条例制定にあたっても、条文に類似性が見られる複数地域もある。さらに近年では静岡県浜松市や栃木県宇都宮市であらたに地域遺産の取組みが始まるなど、先行事例が他都市に直接・間接の影響を与えている様子が窺える。こうした思想や取組みの伝播と、新たなシステムにおいて進化した点などについて考察を深め、地域遺産というまちづくりの一手法の将来的方向性を検討することにも価値があると考えられる。

⑥　地域人材育成・まちづくり学習手法としての地域遺産に関する研究

〔成立システム〕の端緒は、地域資源に関する発見・調査であった。同様の「まち探検」「まち学習」などの地域資源を発見･調査する手法はよく知られており、まちづくりの現場においても頻繁に用いられている。これは、計画などアイデアを検討する際に、まずは検討材料・対象となる地域について知り考えることが必須であることと関係している。翻って地域遺産は発見･調査をしてリスト化することに第一義があるものの、これが終点ではなく、それをまちづくりへ【接続】することが前提となることを本研究では述べた。つまり、地域遺産は「計画志向」であり、まちづくり等の計画と大変相性が良いことが期待できる。

従って、まちづくりの人材育成・まちづくり学習の手法として地域遺産を位置付けることが可能なのではないか。従来のまちづくり学習は、学習のための活動に留まることが多々あり、教養的に終わるという問題点を抱えていたと考えられる。これをブレイクスルーする意味においても、地域遺産という活動のフォーマットは有効なのではないか。この点について検証を進めることが必要である。

さらに６章奄美遺産の事例研究で見たように、〔地域遺産発展システム〕の構築には、文化財－自然環境、保護保存－活用、専門家―地域住民といった垣根を超えて試行することができるキーパーソンが重要な位置を占めていた。観光振興へ地域遺産を接続し、観光から得られる様々な利益を地域遺産成立システムに再投資するところまで含めたシステム設計をどのように進めるか、今後各地で試行錯誤が続くものと思われる。そのためには地域遺産成立システムのコーディネータや市民学芸員を育成し、地域遺産の理念を理解し観光へ接続するプランナーとして活動できる資質を育てることも求められるであろう。

⑦　地域遺産に対する観光客の認識や地域遺産を介した観光行動変容に関する分析

本研究で取り上げた地域遺産に取組む地域で成立するオルタナティブ・ツーリズムは、従来の消費型の観光スタイルとは違った思考や振る舞いをすることが観光客（ツーリスト）側にも求められ、訪問する観光客も意識を改める必要があるだろう。こうしたことは既にエコツーリズム等においては強調されており、近年では「責任ある観光　Responsible Tourism」という言葉がクローズアップされているように、訪問先の地域社会や環境、地域資源に対する敬意と責任を持ち、またそのことが自らの生活地に対する敬意と責任へと結びつく循環が育つことによって、発地・着地の双方において魅力ある地域がこれからも持続していくことが理想である。従って〔地域遺産成立・発展システム〕を構築してオルタナティブ・ツーリズムを実践する地域において、観光客の意識や行動変容がどのように促され、その要因は何なのかを明らかにすることにより、他地域も含めた持続可能な観光に対する有用な知見が得られるものと考えられる。

以　上

謝辞

本研究は、本来は研究者のスタートであるべき学位論文だが、実質的には研究生活の中間報告的な取りまとめとなってしまった。中間報告としても内容にまだまだ未熟な部分が散見され、今後の研究生活を賭して取り組むべき幾多の課題を炙り出すものとなった。襟を正して向き合っていきたい。

とはいえ、ここまでの一定の研究成果を形づくるのに当たり、審査員の先生方をはじめ、多くの方々のお力を借りて辿り着いたことに疑う余地はない。ここに記して感謝の意を表したい。

十代田朗先生には主査として、長年にわたってご指導を頂いた。本研究のベースとなったまちづくり学習論の意義について鋭いご意見を研究初期から頂戴し、その回答に長きを要したことについて忸怩たる思いであると同時に、根気強くご指導・ご助言を頂いてきたことに心からお礼を申し上げたい。３，４章は学生との共同研究で実施させて下さり、本研究の骨格を形成することができたことに加え、５，６章の貴重な事例は先生の科研費での調査を通じて発見したもので、一つの理想形を示すことで論を補強することができた。本研究の理念、技術、リソースを与えて下さったことに重ねて感謝を申し上げる。

副査の中井検裕先生には、研究目的の明確化、新規性・独自性の提示、調査実施の意図の明示、総合的考察の論理性などを中心にご指導いただき、研究論文としての骨格形成に関して重要な示唆を頂戴した。同じく齋藤潮先生には、本研究が示す将来の観光論という大きなテーマを与えていただいた。地域遺産を題材にしながらもそこに留まらず「観光のあり方」を論ぜよという命題に対して、本研究を以て全て応えられたとは言えないが、本研究を発展させながら新たな研究課題に取組む中で引き続き考えていきたい。また土肥真人先生からは、研究の問題意識について明確にかつ十分に「大きな話」として執筆するようご助言を頂き、研究の世界観を表す上での筆者の不安を取り除き背中を押して頂いた。また、観光とまちづくりの互恵関係、地域遺産の観光資源化の要件についても議論をしていただき、観光とまちづくりを橋渡しする研究としての充実に力をお貸し頂いた。そして真野洋介先生には市民によるまちづくりの観点から、主体間のパートナーシップのあり方やそこに発生するまちづくりのコストと便益という視点を与えて頂いたほか、地域遺産成立・発展システムは計画的に構築するものなのか、あるいは取組みの集合体＝プロセスとして形成されるものなのかという本質的な問いについて議論して頂き、まちづくり論としての考察を深めることができた。厚く御礼を申し上げたい。

以上の審査員の先生方以外にも、本研究を形作る上で多くの方々にお世話になった。村田尚生先生（愛知学院大学）は都市計画教育・まちづくり学習を扱った卒業研究の際に渡邉研助手としてご指導いただき、本研究の基盤となる考え方を構築することができた。また、羽生冬佳先生（立教大学）には修士時代から現在に至るまで絶えず叱咤激励をいただき、本研究を完遂する上で心強いアドバイスを沢山頂戴した。ご自身の博士論文も学生の指導をしながら執筆されたものであるが、当時驚異的なバイタリティで乗り越えられた成果だったのだと、今回追体験をしながら感服した次第である。大下茂先生（帝京大学）はコンサルタント時代から学生の私を現場に連れだして下さり、卒修論でも実践的なご助言を頂いた。またご自身の博士論文の執筆過程を傍で見せて頂いていたことが、本研究の作業上、大いに参考になった。大西律子先生（目白大学）にはまちづくり学習の現場プロジェクトに多数参画させて頂き、学習プログラムの改善を積み重ねる中で、受講生が成果物を制作しながら個人とまちとの関係の再構築について考える機会を与えて頂き、地域遺産研究の着想を得ることができた。伊井義人先生（藤女子大学）は北海道石狩市でのエコミュージアム・地域遺産の市民活動に誘って下さり、地域遺産成立システムが構築されていくプロセスに参加させて頂いたことで、本研究の考察に対する多大なる示唆を得ることができた。

学生諸君にもいろんな場面で力を貸してもらった。柿本佳哉君は学部・修士を通じて地域遺産研究に取組み、現地調査やデータの分析等で大いに議論をさせてもらった。同じテーマで研究する同志として

篤く信頼し、本研究を進める上で大きな力となった。清瀬正太郎君は、テーマは多少異なれど共に奄美大島へ調査に赴き、資料データを補完しあったり資料の解釈についての議論に付き合ってもらった。また、高橋進君は石狩市での市民活動の継続調査に何度も同行して資料作成やとりまとめなどに献身的に取り組んでくれ、地域遺産研究を継続する素地を作るのに貢献してもらった。その他にも十代田研究室の学生諸君は調査・分析・考察において折に触れて惜しまず協力してくれ、時には立場を逆転して尻を叩くような、勇気づけてくれるメッセージを送ってもらった。本当に感謝している。

そして、故・渡邉貴介先生には卒修論のご指導を頂き、都市計画学や観光学の研究の基礎を教えて頂いたのに加え、研究者としての席を与えていただいた。生前仰っていた「将棋の駒」として盤上に打たれるための資格を得るのに長大な時間を費やしてしまい、平に伏して謝るほかないが、今後さらに精進することで許しを請いたいと思う。先生が『僕たちの街づくり作戦』を翻訳されたり、長岡技大時代に都市計画教育研究に取り組まれた流れは、時代を経て地域遺産という形でも実現していることが本研究でも分かりましたよ、と墓前にご報告したい。

コロナ禍によって全世界が一斉に委縮することを余儀なくされ、本研究を取りまとめている期間は、ほぼステイホーム・ステイ研究室であった。拙い内容ではあるが、本研究の成果を携えて各地域へ赴く日が早く戻り、現地の人々と地域の良さを見つけたり語り合ったり、また来訪者へ披露するための仕組みを作ったり、といった活動に少しでも役立てられることを祈る次第である。

2021 年 12 月
津々見　崇